

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
96

2023.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

01 我が国の法整備支援—明治と平成・令和の交錯

弁護士/国際民商事法センター監事 田内 正宏

寄稿

09 元大阪高等裁判所長官代行・部総括判事、弁護士 井関正裕先生 追悼

弁護士/関西大学法科大学院教授 村上 幸隆
国連アジア極東犯罪防止研修所所長 森永 太郎
東京地方裁判所判事 関根 澄子
東京地方裁判所判事 國分 隆文
弁護士 鈴木 一子

特別掲載

22 “Legal Technical Assistance and Juridical Science”

早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授 内田 貴

外国法制・実務

47 [ベトナム] ベトナム共産党に関する一考察～党と国家機関の関係～

JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三

90 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況 (各論3)
(地方における関連機関の実情・第3 サラワン)

JICAラオス長期派遣専門家 阿護坊明孝

103 [インドネシア] インドネシアにおけるベースライン調査について(1)

JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

活動報告

【会合】

131 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官 茅根 航一

【国際研修・共同研究】

136 [ラオス] ラオス 法の支配発展促進プロジェクト「民事判決書起草能力向上」本邦研修
144 [ネパール] 2022年度ネパール本邦研修 (民法改正・運用改善)

国際協力部教官 坂本 達也
国際協力部教官 茅根 航一

【海外出張】

150 [バングラデシュ] バングラデシュ出張の報告及び新規技術協力プロジェクトの概要

国際協力部教官 原 彰一

【対外研修】

161 [ウズベキスタン] ウズベキスタン民事法オンラインセミナー

—調停制度、取引における第三者の権利保護制度、改正民法の諸問題—

国際協力部教官 坂本 達也

165 [ネパール] ネパール出張

～現地セミナー (日本の民事訴訟実務、専門訴訟の実務、財産法)～

国際協力部教官 茅根 航一

【講義・講演】

171

総務企画部国際事務部門国際専門官 中嶋 勇葵

【研修等実施履歴】

172

総務企画部国際事務部門国際専門官 中嶋 勇葵

【活動予定】

174

総務企画部国際事務部門国際専門官 中嶋 勇葵

専門官の眼

176

総務企画部国際事務部門首席国際専門官 山本 真一

各国の法制度整備支援の現場から

180

JICAベトナム長期派遣専門家 塚原 正典
JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき
JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼
JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員
JICAネパール長期派遣専門家 磯井 美葉

編集後記

183

総務企画部国際事務部門国際専門官 中嶋 勇葵

我が国の法整備支援－明治と平成・令和の交錯

弁護士／国際民商事法センター監事

田内正宏

1. 法制度整備支援による法の支配の推進

7月にビジネスと人権のシンポジウムをオンラインで視聴したのですが、その際、忘却の彼方にあったボワソナードのことが蘇ってきたのでボワソナードのことから書き始めます。私は、国際協力部が始まって二年くらいしたころに同部部長となりましたが、当時、同部の教官や長期専門家の人たちは、多かれ少なかれ、日本近代法の父と呼ばれるフランスの法学者ボワソナード（ギュスターブ・エミール・ボワソナード・ド・フォンタラピー、1825－1910）に憧れ、アジアの途上国においてそのような貢献をしたいものだと願っていました。多くの御雇い外国人が招かれましたが、中でもボワソナードは、パリ大学正教授の資格を持ち、江藤新平司法卿が強く要望した「可相成（あいなるべく）上等ノ人」で¹、実際日本の近代法制整備に大きく貢献しました。旧民法草案の編纂だけでなく、外交交渉や条約改正、国際法の顧問なども務めました。最大の業績であるボワソナード旧民法草案は、ナポレオン法典成立後の判例・学説の発展を取り込んだフランス法系の最新のものであり、現在の日本民法にもつながるものでした。今においてもその業績が再評価されているところがあります²。現代におけるボワソナードの意義は、近代的な法制度がまったく存在しない明治初期の状況の中で、フランス革命によって成立し人間の自然な権利を確立した近代法の基本理念を日本に導入したことではないかと考えます。すなわち、後述するように、ボワソナードは自然法の考えを日本に伝え、そこで近代的な私法の領域での個人の権利の尊重、所有権の保護、契約の自由、過失責任などの自然法の根本規範を伝えたことの意義はとても大きいと改めて思います。民法の領域のみならず、刑事法の分野では、中国の明清時代の律令に立脚した古色蒼然たる立法が繰り返された時代に、ボワソナードの旧刑法は、罪刑法定主義など近代刑法の基本を日本に導入し、治罪法典草案では代言人による刑事弁護制度、自由心証主義、上訴制度などを定め、採用には至りませんでした。陪審制の導入も提案しています。また、ボワソナードが正義の人として有名な話として拷問廃止の建白があります。1875（明治8）年4月、司法省の明法寮に講義に向かう途中、彼はたまたま裁判所の中で刑事犯拷問の現場を目撃して驚き、その日のうちに拷問廃止の建白書を司法卿に提出しています³。また、ボワソナードは国際法にも詳しく、1874（明治

¹ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書 P 35

² 池田眞朗「ボワソナード『日本近代法の父』の殉教」山川出版社：同「ボワソナードとその民法【増補完結版】慶應義塾大学出版会

³ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書 P 96～122；池田眞朗「ボワソナード『日本近代法の父』の殉教」山川出版社、P 31～42

7) 年、台湾出兵問題で全権弁理大臣として北京に向かった大久保利通に同行し、この重大な外交交渉において万国公法（国際法）と自然法の知識を駆使してその真価を遺憾なく発揮し、日本側は賠償金の金額を譲ったほかは、ほぼ全面的にその主張を通すことができました。そのためボワソナードは、勲二等旭日重光章を与えられるとともに、時の政府の中心人物大久保利通の知遇を得、また、井上毅ら、その後の法制の大改革を担当する官僚等にその力量を認識させました⁴。さらに1887（明治20）年には、条約改正問題で、長文の大論文を提出して過半数の外国人裁判官を用いることに反対しました⁵。こうしてボワソナードは日本の近代化に大きな業績をあげましたが、法典論争で「民法出でて忠孝亡ぶ」という延期派の煽情的な反対を受け、公布までされた旧民法典は施行されずに終わってしまいました。残念なことではありますが、法制度整備支援ではあり得ることですから、ボタンの掛け違いのないようにしなければなりません。

ところで、今の世界の状況を見ますと、ロシアのウクライナ侵略により、世界情勢は、とても困難な状況にあります。世界は、人類が過去一世紀近くにわたって築き上げてきた武力行使の一般的禁止という国連憲章に定める大原則が国連安全保障理事会の常任理事国により、あからさまな形で破られることに驚愕震撼しました。また、海洋における一方的な現状変更及びその試みが継続するなど国際関係において地政学的競争が激化しており、自由・人権・民主主義等の普遍的価値を共有しない一部の国は、独自の歴史観・価値観に基づき既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せています。法制度整備支援の対象となり得るいくつかの途上国等は地政学的競争に巻き込まれることを回避しようとしていますが、中には普遍的価値を共有しない一部の国家に追随する国も出てきています。

法制度整備支援は、冷戦終了後の1990年代前半から、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、その目的に沿う形でそれらの国々が求める法制度の整備を支援してきました。そもそも法そのものが弱肉強食になりがちな人間社会の中に秩序を打ち立て調和を実現してゆくための工夫です。法がその理想として掲げる価値ある秩序と調和を社会で実現してゆくためには、法は、権力の陥りがちな偏頗性に対して客観性を対置せしめるという任務を果たさなければなりません。自由で公正な市場経済に参入し、経済成長を遂げるためにも、恣意的な権力の行使を排し、法の支配を徹底することが必要です。

昨今、ロシアのウクライナ侵略を踏まえ、国際社会においても「法の支配」の重要性和、法制度整備支援の有効性が強調されています。本年5月20日、日本が議長を務めるG7広島サミットでは、首脳宣言を発表し、「大小を問わず全ての国の利益のため、国連憲章を尊重しつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、強化する」必要を強調しました。そして、同首脳宣言では、「法律の制定及び実施のための各国への法制度整備支援の提供や、司法機関に関連する能力構築等の、法務・司法分野に

⁴ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書 P 73～90

⁵ 前同 P 142～150

における二国間の、地域的な及び多国間の連携及び協力を強化する」としました。上述したように法制度整備支援そのものが「法の支配の徹底」を進めるものであるため、法制度整備支援は一層その活動を拡大充実させていくことが国際的に求められています。

先般（本年7月7日）、東京で開催された日・ASEAN特別法務大臣会合では、「本会合は、ASEAN地域における法の支配の促進に貢献してきた日本国法務省法務総合研究所・国際協力部（ICD）による法制度整備支援の成功裏に行われてきた取組を引き続き強化し、ポスト2023年の時代にふさわしい日本とASEANの間の法制度整備支援を展開することを目指す。」としています。国際社会のこうした法制度整備支援に対する熱い期待に答えていただくことを願っています⁶。

2. 「ビジネスと人権」とボワソナード

今回、ボワソナードのことに触れることとしたのは、最近「ビジネスと人権」という現代的な課題に関するシンポジウムを聴講し、講演者の言葉からボワソナードのことを思い出したからでした。ボワソナードは、いわば最高レベルの「長期専門家」であり、その22年間の日本滞在中の八面六臂の活躍に法制度整備支援に携わる者は見習うところが多いと思います。また、法典論争のようなおもわぬ障害に巻き込まれないようにしなければならぬことについても認識を新たにしました。

(1) ビジネスと人権

「ビジネスと人権」の問題については、第二次世界大戦後、企業活動が社会にもたらす負の影響について社会的な関心が高まり、1970年代から、特にグローバルな活動を行う企業に対して責任ある行動が強く求められるようになっていきましたが、2011年に国連人権理事会において、国連指導原則が作成され、国家の人権保護義務・企業の人権尊重責任・救済へのアクセスという3本柱が規定されました。これを踏まえて日本政府は、2020年10月に、「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定し、2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定して取組みを促進しています。欧米諸国では、ビジネスと人権の問題に関するハードロー化が進み、条約作成の議論も進んでいるようです。

(2) ラマザストリ教授のレクチャーとボワソナードの根本規範

こうした経緯を受けて、国際民商事法センターは、本年7月4日、東京の六本木ヒルズで「ビジネスと人権」と題するシンポジウムを開催し、ビジネスにおける人権デュー・デリジェンスの実践、マイノリティの保護、法律家の役割等に焦点を当てたシンポジウムを開催しました。

① ラマザストリ教授のレクチャーとボワソナードの「何人をも害するなかれ」

⁶ 小杉丈夫「日本の法整備支援—いま求められているもの」は、法の支配（Rule of Law）を実現することが、アジアの諸国に存在するさまざまな不条理、不合理を解消し、これらの社会改革、経済発展につながる、法はそのための道具であるとされる。また、「法を通じてのアジア太平洋諸国との協働（collaboration）」ということ活動を基本スローガンとし、アジアの法律家と一緒に汗を流して法の理念に基づいた社会を創ろう、とされる。<https://www.moj.go.jp/content/000071611.pdf>

登壇したワシントン大学法学部のアニタ・ラマザストリ教授は、「他者への害を防がなければならない (You have to prevent harm to people)。企業活動により他者を害した場合は害された人々、労働者、被雇用者、消費者、地域社会の人々等に救済措置を与えなければならない。」と述べました。同教授は、ビジネスの過程において、労働者、被雇用者、消費者、地域社会の人々等の人権が守られなければならない、その権利がまず確立されること、その権利が侵害されてはならないこと、そしてこれら権利が侵害された場合には、救済措置が与えられなければならないと説明しました。

このレクチャーを聞いて、日本近代法の父といわれたボワソナードの言葉「人を害するなかれ（フランス語で *Ne léser personne.*）」が頭に浮かびました。この日のシンポジウムでは「ビジネスと人権」という現代的な問題を取り上げていたわけですが、頭の片隅に残っていたボワソナードの言葉が150年の時空を隔ててよみがえり、明治と令和が交錯したような気がしました。確かボワソナードは、使用した印章に漢字で「愛人而勿害人」（人を愛し、而して人を害するなかれ）と刻していましたが⁷、ボワソナードはとてもこの言葉を大事にしていたことがわかります。

② ボワソナードは自然法に託して民法の基本を伝えた

ボワソナードの「性法講義」（注；性法とは天命自然の意と訳者井上操は説明している⁸）は、来日の翌年1874年から司法省明法寮で始めたもので、実定法の上に存在する規範「自然法 *droit naturel*」を講義しようとしたものです。当時の日本が近代法の伝統を持たず、民法等基本法典がない段階で、民法の起草の任務を負ったボワソナードとしてはフランス法とこれを遡るローマ法に基礎を置きつつ、フランス革命によって成立した人間の自然な権利に基づく自然法の体系を普遍的なものとして説明したわけです。

ボワソナードは、性法講義で次のように言います。若干読みにくいところですが、フランス語での講義を筆記し日本語（漢字カナ交じり）に訳した当時の授業の困難さを体験するために、その一部を漢字カナ交じり文のままご紹介します。未だ制定法の存しない日本において民法の講義をするに当たり、ボワソナードは世界共通に通用する法律として自然法をあげました。すなわち、

余ハ日本ノ制法ナキニ於テハ今年ヨリ諸君ニ教フルニ世界ヲ舉テ遵奉セサルナキ法律ノ大要基本ヲモツテセントス法朗西語ニ於テ〔ドロワーナチュレール〕ト云ヒ日本語ニ於テ自然法ト云フ者即チ是レナリ（中略）⁹

としています。そしてその根本規範として「人を害するな」という言葉を説明します。

⁷ 池田眞朗「ボワソナード『日本近代法の父』の殉教」山川出版社 表紙見開き部分にこの印章の印影がある。

⁸ ボワソナード講義 井上操筆記 校訂増補 性法講義 P 6 中正堂蔵版 明治十四年三月出版 ボワソナード文献双書⑬ 発売有斐閣 制作発行有斐閣出版サービス（株）発行宗文館書店

⁹ ボワソナード講義 井上操筆記性法講義完 P 13 司法省蔵版 明治十年六月印行 ボワソナード文献双書⑬ 発売有斐閣 制作発行有斐閣出版サービス（株）発行宗文館書店

曰く《人ヲ害スルナシ》ト是レナリ然リ而シテ此ノ數字中ニ含蓄スル所ノ意味極メテ廣クシ片言以テ社會ノ職分（筆者注：社会的義務）ヲ蔽イ盡ス（中略）曰ク勿害人（人ヲ害スルナシ）此ノ意ヲ分析スレハ即チ曰ク他人ノ所有權ヲ敬重セサル可カラス何トナレバ所有權ハ本人ノ勉強（筆者注：努力）或イハ其ノ親族ノ勉強ノ成果ナレハナリ又タ他人ノ勉強ノ自由其ノ榮譽及ヒ其ノ愛情ニ至ル迄モ悉ク皆ナ之ヲ敬重セザル可カラス何トナレハ都テ是レ人ノ動作ノ活潑ナル感觸機（モビール）（筆者注：動機・原動力のこと）ナレハナリ

又タ曰ク他人ノ身体其榮譽或ハ其ノ貨財ニ損害ヲ爲セシトキハ之ヲ償ワサル可カラス（中略）

（人ヲ害スル勿レ）性法ハ全ク此ノ一語ニ存ス立法官ハ特ニ此ノ一語ヲ擴充シ之ヲ活用スルノミナリ是レ實ニ諸人爲法（筆者注：実定法のこと）ノ大源正礎（筆者注：法の根本的な原理や基礎のこと）ナリ諸君之ヲ以テ吾人ノ標的ト爲セ日本語ヲ以テ之ヲ約言シテソノ意ヲ盡クスヲ得ル猶ホ羅馬法朗西ノ語ニ異ナルナシ曰ク（人を害するな）¹⁰

ボワソナードは、「人を害するな」という言葉が、自然法の中心的な規範であり演繹操作によって、きわめて具体的な諸々の法規範を導き出しています。他人の所有權の尊重、労働の自由、個人の名譽の尊重、これらは、人間活動をうながす最も強い動因であり、《人を害するな》という最高規範から導かれます。故意または過失による他人の権利や人格侵害の際の民事賠償責任、借用物の返還義務、約束した利息の支払い、自由な意志によって結ばれた契約の履行も、この規範に基づきます。刑法的な規範—他人の身体、名譽、財産を害することなかれ—なども《人を害するな》という規範から導き出されることとなります¹¹。

こうしてみると、ラマザストリ教授が言うところはボワソナードの述べている民法の根本規範と同じ趣旨であり、また、それが国連指導原則の定めた「国家の人權保護義務・企業の人權尊重責任・救済へのアクセスという3本柱」に通じるものと考えられます。したがって、ビジネスと人權の問題もボワソナードの教えから解決の糸口が与えられたように思います。のみならず、日本近代法の父ボワソナードが遠く明治の世界から現代の企業に対して「人を害するな」「人を害したら償いをしなさい」と言っているように感じました。それが法格言の効果でありましよう。

(3) ビジネスと人權の問題への対応

ビジネスと人權の問題で対象として尊重すべき「人權」は、「国際人權章典」で表明された権利及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に取り上

¹⁰ 前同

¹¹ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書 P 65～67

げられた基本的権利等多岐にわたります¹²。具体的に日本で言えば、民法、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法、環境基本法、不正競争防止法等に規定された権利、例えば、強制労働や児童労働の禁止を含む労働者の権利、企業活動による環境汚染等の防止、贈収賄の禁止等が挙げられ、法律の違反があった場合には、刑事責任の追及、損害賠償請求、行政措置等による是正、救済が行われることとなります。

日本政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」では、「途上国における法制度整備支援として、ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）」とされ、これによって「ビジネスと人権」が想定する諸課題への対応に貢献し今後も継続していくこととされています。こうした多数の法の領域を横断的に対応することは法律実務家のよくするところです。異なった領域の複数の専門家が協力して担当することも当然あり得ます。なぜなら、これまでも日本の法整備支援は、政府・裁判所・弁護士会、大学、学者・研究者、JICA、国際民商事法センター等多くの機関、組織、個人の方々が関わり、これら多くの関係者が官民国を挙げて法整備支援に取り組んできたことが大きな成果を生み出してきたからです。

3. ボワソナードの活躍に学ぶこと

(1) 最果ての地への赴任と言語の壁、ボワソナードの理想

ボワソナードが日本政府と契約を締結したのは、1873年（明治6年）6月24日。当時法学部の教授資格を有する者の年俸と比べて破格の厚遇であったが、当時の日本と言えば、極東の最果ての地にある小国にすぎない。ボワソナードがフランス語で講義し、これを受講生が筆記し日本語に翻訳した。パリ大学の正教授の資格を持つボワソナードがなぜ日本にまで来たか？それは、立法と教育を通じ、極東の地にフランス的文化と思想をもたらし、日本を、さらには極東を文明の進歩に浴させることが理想主義的愛国者ボワソナードの心を強く引きつけたからにほかならないでしょう¹³。そして相手国のために最もよいと思われる法律を起草し、アドバイスを行ないました。今の日本の長期専門家の方々も相手国にとって最も良い結果となるようにアドバイスされているのではないのでしょうか。

(2) 日本の近代化に尽力

ボワソナードは、法典の起草と編纂の指導、法的な諮問に答えるなかで、日本の近代化に大きく貢献しました。その業績は多岐にわたりますが、ボワソナードの現代的意義は、自然法の普遍性を強調しつつ、フランス革命によって成立した人間の自然な

¹² 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン

¹³ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書P39

権利を日本に導入したことはないでしょうか。ボワソナードが編纂した旧民法典は、1890（明治23）年に公布されたものの、法典論争によってその施行は延期されました。その後、日本民法典が1896（明治29）年に公布され、1898（明治31）年に施行されましたが、旧民法典が現民法典の半数ほどの規定に受け継がれたと言われており、ボワソナードの影響力が現代につながる大きなものであったことがうかがわれます。ボワソナードは、フランス民法典とは異なり、占有権を物権として規定し、また、同じく賃借権については、フランス民法典では債権とされていましたが、旧民法典では明確に物権として規定しました。そうすることにより、登記のような第三者対抗要件を明確に付与することができ、また賃借人に自己の名での訴権が認められ、賃借権抵当を認める実益があるためです¹⁴。ちなみに賃借権は明治民法典で債権に戻され、弱い権利として規定されましたが、その後、借地法、借家法と、借りる側の権利強化の特別立法がなされることになったのは、ボワソナードの人間の本性に根ざした倫理的な発想が結果として採用されたということを示しています。それはすなわち自然法的発想の現われでもあると思われれます。

さらに、2020（令和2）年4月1日に施行された「配偶者居住権」の規定は、配偶者が死亡した場合に生存配偶者の居住権を保護しようとするものですが、同様の生存配偶者居住権がフランス民法典から継受して旧民法典に物権として書かれていました。それが明治民法典制定時に削除され存在しなかったものが、2018（平成30）年の相続法改正で債権として新設され蘇りました。明治民法典制定時は、家制度、戸主制、長子相続制の時代であり、男女平等の考え方も遅れていましたが、旧民法典には男女平等の考え方の先進性が表れていたとされています¹⁵。

(3) 法律家の養成

日本の法制度整備支援は、法律家の養成を支援の三本柱の一つとしてきました。ボワソナードも法学教育を重視しました。日本において、ヨーロッパ的な法典ができて、それを理解し実際に運用する「人」がいなければ、法典は画に描いた餅に等しいからです。法典を活かすためには、法律家を養成するための教育が不可欠であるばかりか、これが先行しなければなりません。司法省法学校では、ボワソナードは、公法関係で刑法と行政法を、私法関係で物権法と債権法を受け持ち、比較的日本滞在が長いブスケは家族法と商法を担当しました。ボワソナードの講義に参加したのは、井上正一ら15名の俊秀でした。

司法省法学校は修業年限8年の正則科と年限2年または3年の速成科にわかれ、正則科は第4期生まで、速成科は第3期生までで終わりましたが、後の内閣総理大臣原敬、同じく若槻礼次郎、後の東大教授梅謙次郎らを輩出しました¹⁶。

¹⁴ 池田眞朗「ボワソナード『日本近代法の父』の殉教」P51、91 山川出版社

¹⁵ 前同P94

¹⁶ 大久保泰甫「日本近代法の父ボワソナード」岩波新書P53～57

4. 終わりに～法の改革は続く

話は現在に戻りますが、本年7月7日の午前中には法務省民事局主催によるシンポジウム「国際仲裁・国際調停の未来と司法制度」も開催され、経済取引の国際化の進展等に鑑み、調停に関するシンガポール条約を締結し条約が定める国際和解合意に基づく強制執行、仲裁判断までの暫定保全措置命令に基づく強制執行、及び認証紛争解決事業者が行う調停において成立した和解に基づく強制執行を、それぞれ可能にする方策、東京地裁・大阪地裁の管轄の拡大、国際紛争の場合も裁判所の判断で翻訳文添付要件を免除する可能性などが紹介され議論されました。同時に東京地裁からは、知財事件、商事事件、倒産事件を専門に扱うビジネスコートが紹介され、大型モニターにより法廷がウェブにつながることで、仲裁をスピーディーに行い、予測可能性を高めることなどが紹介され、ビジネス訴訟の複雑化や国際化が進むなか、世界でも遅れていた民事訴訟のIT（情報技術）化に対応する拠点としても活用して、迅速な紛争解決を実現し、日本の民事裁判の国際的な信用強化につなげることが紹介されました。

法制度整備支援活動を温かくリードしていただいた三ヶ月章先生の言葉を借りれば、「そもそも法というものは、社会の進歩につれてその形を常に新しく変えていかなければならないものである。『法の改革』は、①法規範というものが時代の流れに合わなくなった時には新しい時代にふさわしい法典に作り替えて行く、②常に新しく変革されていく法典を動かしていく機構やその手続きも常に新しく変えて行かねばならない。③一番むずかしいのは①②を処理する人間的な主体を時代に適合させて如何に育てるかということである」。今後も社会の進歩につれた法制度整備支援を続けなければなりません。

ボワソナードの旧民法草案は、その約半数が現行民法典に引き継がれ、その現行民法典は今でも変化を続けています。ボワソナードが提唱して採用されなかった規定が現代になってその価値が見直されているものもあります。これと平行に考えると、法制度整備支援対象国の法律や法制度も新しい時代にふさわしいものによって変わって行く必要があります。その際、その法典整備に携わった日本の支援はとても重要だと思われまます。現在実施している法制度整備支援事業も多岐にわたっています。ビジネスと人権関係の法制度整備支援も期待されています。いずれも法制度整備支援を行うことにより、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持・強化につながるものですから、これを目指して、法制度整備支援を進めて行こうではありませんか。



～ 特集 ～

元大阪高等裁判所長官代行・部総括判事、弁護士
井関正裕先生 追悼

令和5年3月25日、長きにわたり、ベトナム社会主義共和国やラオス人民民主共和国、カンボジア王国に対する法制度整備支援に尽力された井関正裕先生が御逝去されました（享年86歳）。

井関先生は、法整備支援に深い理解と情熱を持って取り組まれ、ベトナム社会主義共和国の民事訴訟法の草案作成支援やラオス人民共和国の民事判決書マニュアルの作成支援など、支援対象国における法制度の基盤作りに大きく貢献されました¹。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたしました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

井関正裕先生 御略歴

昭和11年	3月31日	御生誕
昭和34年	3月	京都大学法学部卒業
昭和36年		司法修習終了（13期）
昭和36年	4月	大阪家地裁判事補
昭和39年	4月	旭川家地裁判事補・旭川簡裁判事
昭和41年	4月	裁判所書記官研修所教官（東京地家裁判事補・東京簡裁判事）
昭和43年	4月	裁判所書記官研修所教官（東京簡裁判事・東京地家裁判事補）
昭和44年	4月	東京簡裁判事・東京地家裁判事補
昭和45年	9月	大分簡裁判事・大分地家裁判事補
昭和46年	4月	大分地家裁判事・大分簡裁判事

¹ ベトナム社会主義共和国での御活動については、ICD NEWS第20号 基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」（同39ページ）、同第26号「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」（同13ページ）に掲載がございます。

昭和48年	4月	最高裁判所事務総局行政局第三課長
昭和50年	4月	最高裁判所事務総局行政局第二課長
昭和51年	4月	大阪地方裁判所判事
昭和55年	4月	大阪高等裁判所判事
昭和60年	7月	京都技法裁判所部総括判事
昭和63年	4月	大阪地方裁判所部総括判事
平成2年	12月	山口家庭裁判所所長
平成3年	12月	山口地方裁判所所長
平成6年	2月	大阪高等裁判所部総括判事
平成11年		大阪高等裁判所長官代行
平成13年	3月	裁判官を定年退官、弁護士登録（大阪弁護士会）
平成14年～		ベトナム社会主義共和国への民事訴訟法制定等支援に従事。 ラオス、カンボジアの法分野での支援に従事。
平成16年		関西大学法科大学院特任教授
平成21年		瑞宝重光章受章
同 年		関西大学法科大学院客員教授
令和5年	3月	従三位追徐



第25回ベトナム法整備支援研修での井関正裕先生（平成17年9月撮影）

法科大学院教育における井関先生

弁護士／関西大学法科大学院教授

村上 幸隆

私は、井関先生と同じ関西大学法科大学院で教鞭をとるという経験をさせていただきました。

司法制度改革により法科大学院制度が始まり、関西大学においても法科大学院が開設されました。井関先生は、2004年の設立時から、後進の指導に当たってられました。特筆すべきは、法科大学院設立当初から、未来の法曹になるべき法科大学院の学生に対して、法整備支援の教育をされてきたことです。

井関先生は、設立当初から、現地のJICAプロジェクトオフィスにおける海外エクスターンシップを企画され実行されました。このような試みは、法科大学院教育においては先駆的・画期的なものであり、井関先生の法整備支援にかける情熱を感じざるを得ません。法整備支援の発展のためには、法曹教育において法整備支援の重要性を伝えることが大切であると認識しておられたからこそその取組であったと言えます。

2005年8月にラオスに学生を派遣した後、2006年2月からはベトナムへ、その後2020年2月からはラオスへと、これまで30名以上の学生を派遣してきました。

この貴重な経験をした学生たちは、口をそろえて、法整備支援というものに触れたことにより視野が広がり、できれば今後も法整備支援に関わりたいとの希望を持ち、井関先生への感謝の念を述べております。

その後、関西大学では、私が海外エクスターンシップを担当することになった2015年から「法整備支援論」という講義を開講するようになりました。これは、私が従前から「現地での状況を見に行くのはいいが、その準備として数時間の事前授業をするだけであり、それで果たして海外エクスターンシップを行うのに十分なのか。」という疑問を持っていたことによるものです。井関先生に御相談したところ、もろ手を挙げて賛成していただき、井関先生のバックアップによりこの講義を開講することができました。その際の担当として、当然井関先生が適任だとしてお願いしたのですが、年齢の問題などにより大学の制度上できないということで、私が担当しています。

このように井関先生が礎を作られた関西大学の法科大学院教育における法整備支援と海外エクスターンシップを継承し発展させるのが私の役目だと考えています。

井関先生は、山登りが趣味で、教授を辞められた後も学生と山登りを楽しんでおられ、慕われていました。

最後に、井関先生が海外エクスターンシップについて書かれている記事をもって締めくくりたいと思います（「関西大学法科大学院ジャーナル」）。

「関西大学法科大学院としては、日本法の勉強ばかりしている学生に対し、日本法とは異なる考え方をする国と法を実地で体験させカルチャーショックを与え、また日本の行う

法支援の現場で法曹が被支援国の発展のため活躍していることを経験させ、これらにより将来広い視野を持った法曹になってほしいと考えている。」

ご冥福をお祈りします。

井関先生のご逝去に寄せて

国連アジア極東犯罪防止研修所

所長 森 永 太 郎

井関正裕先生が亡くなられた。高齢でおられ、すでに法曹としての現役を退かれていたことは承知していたし、時折頂戴していたメールの文面にも体の衰えを感じさせる言葉がみられたので、少し心配ではあったが、元々は山歩きなども趣味になさっていた壮健な方だったので、突然の訃報にはやはり驚いた。驚くと共に、なんとも表現しがたい寂寥感に包まれる思いだった。

最後にお便りをいただいたのがいつごろのことだったか、と思い、過去のメールを遡ってみたところ、昨年4月26日のことだった。日本の法整備支援に触れたその日の夕刊の記事に目をとめられての若干の質問に加え、先生がベトナムに対する法整備支援に携っておられたころのベトナム最高人民裁判所の人たちのその後についての、懐かしさを込めた問い合わせであった。このメールの中に「このところ、COVID-19の影響で法支援も困難な状況を迎えています。それに強く感じるのは、法支援という優しい活動は、権威主義的な国家、政変、戦争の下では、無力感を受けますが、どうすれば効果的かということ。」という文があった。

あらためて読み返してみても、実に井関先生らしい文章だと感じる。先生は、法整備支援（先生は独自のお考えから、「法整備支援」あるいは「法制度整備支援」という表現を避けられ、必ず「法支援」と言われた）が本当にお好きだった。私は2003年に当時大阪にあった法務総合研究所国際協力部に配属されてから井関先生の教えを受けるようになったのだが、その当初から、何度となく、先生が「こんなに面白い仕事はなかなか他にはないですよ」と言われるのを聞いていたし、その後私がベトナムに長期専門家として赴任していた際、現地セミナー等でハノイに来られた先生が、実に真剣に、しかし同時になんとも楽しそうに講義などを行われるのを見ていたので、先生が法整備支援の仕事に大きなやりがいを感じておられることはよく知っていた。しかし、近年、齢を重ねられ、現役を引退され、心身が衰えを見せ始めてもなお、このように法整備支援の行く末を案じられていた、ということを知り、先生のこの活動についてのある種の愛情にも似た情熱をあらためて知らされる思いであった。

井関先生の我が国の法整備支援における大きな功績については私がここで縷々述べるまでもあるまい。それよりも、私としては、井関先生の法整備支援活動を行うに際しての心構えや姿勢を、我が国の法整備支援関係者に今一度思い返してもらいたいと思うのである。先生は、実に博識でおられたのみならず、我々がイメージする裁判官らしい謹厳実直さと、人柄からもきていると思われる自然な威厳を備えておられた方であった。しかし、我々に何かを教えてくださいるときも、ベトナム向けのセミナーなどでも、実に丁寧で相手に対する気配りに満ちた教え方をされた。先生はベトナムに関しては、民事訴訟法の制定

支援と、判決書の書き方の改善、そして判例の活用などに力を尽くされたが、法案などについてのコメントをされる時も、個別の質問や相談に応じられる時も、ベトナム側の発想や思考様式、ベトナムの法制度や司法実務を取り巻く諸々の事情を深く理解された上で、これらに寄り添い、最も彼らが理解しやすく、かつ受容可能な助言を、慎重に言葉を選びながらするように常に心がけておられた。そして、ベトナムの法制度や実務、あるいは起草中の法案などの良い点については積極的に褒められ、ベトナム側を勇気づけられた。無論、先生が日本の法律、なかんずく民事訴訟法のプロとして、確固たる理論と実務を身に付けておられたのは言うまでもないのであるが、歴史、文化、社会、国会体制、法意識などが日本とは異なるベトナムを相手に、これをそのまま受容させようなどとは微塵も思っておられないことは傍から見ていても明らかだった。法整備支援は、決してある国の制度をそのまま移植させようという活動ではない。仮に日本の制度実務を参考にしても、これをまねしてもらおうという話ではなく、その奥にある、大げさな表現かもしれないが、およそ人類共通の法としての根本的な価値観や論理を見いだしてもらい、これをその国で実現するためにはどうしたらいいのかを共に模索するという取り組みである。これが我が国の標榜する「寄り添い型」の支援であって、先生はそのことを自ら体現されていたのだ。まさに先生自ら言われた「優しい活動」なのだ。

このような井関先生の姿勢や心は、ベトナム側関係者にも十分に伝わり、彼らの共感と尊敬を得ていた。とくに、支援を受け入れていた最高人民裁判所の裁判官や研究官らはみな井関先生を慕っており、井関先生の教示や助言には実に真剣に耳を傾けていた。このことが、ベトナム初の民事訴訟法典草案の質の高さに寄与し、また、その後のベトナムの判決書の改善や判例制度の導入につながったことは疑いない。

ハノイでの現地セミナーで、長い討議の一日が終わり、一同ほっと一息をつき、時には現地のスタッフや人民裁判所の面々も交えて、居心地の良いレストランで過ごすひとときの井関先生の楽しそうな様子は今でも思い出される。先生は東南アジアの料理はたいそう好きでおられた。また、ビール党でおられ、ベトナムのビールも良く飲まれた。好きなビールを片手に空心菜の炒め物などをつつきながら、様々な話をしてくださった。こういう折にも、私はずいぶん様々なことを学んだように思う。あのような夕べはもはや望むべくもないが、折に触れてエスニック料理店にでも行くときには、ビールを注文して心の中で井関先生と乾杯しようと思う。

井関正裕先生の思い出

東京地方裁判所判事

関根澄子

井関正裕先生との出会いは、2000年5月の米国シアトルでした。井関先生は、フルブライト留学生として、ワシントン大学（UW）ロースクールでLL.Mを取得されていますが、ロースクール卒業30周年の同窓会のため、奥様と一緒にシアトルを訪れており、ご親友のJohn Haley教授達との食事会に、留学生だった私もお招きいただいたのでした。

その後、私は、2004年4月に裁判官として初めてICDの教官に任ぜられ、何もわからないまま、法整備支援に携わることになりましたが、思いがけず、ベトナムの民事訴訟法起草支援をされていた井関先生と再会したのです。以来、約20年にわたり、親交を深め、様々なことを教えていただきました。敬愛してやまない井関先生とのご縁に恵まれたことに感謝しています。

井関先生は、法整備支援が大好きでした。また、裁判官の仕事も大好きでした。民事裁判官としての40年の経験を、退官後、アジアの法支援に役立てることに、大きなやりがいと喜びを感じていらっしゃったと思います。特に、ベトナムやラオスの判決書改善については、強い思いを持って取り組んでいらっしゃいました。判決書は、なぜその判断をするのかが読み手にわかるものでなくてはならない、どのような事実が認められたらその結論を導くことができるのか、また、どのような証拠からその事実を認定するのかを、文章で説明しなくてはならないという、井関先生の教えは、公正で適切な裁判という普遍的な理念を表すものであると同時に、事実を疎かにすることなく、事案の本質に迫る裁判をしてきたという、先生の矜持そのものでした。判決書の公開はルールを示すことにその意義があり、判決書から判断の理由を読み取ることができなくてはならず、それ故、判決書の改善が必要であるというメッセージは、説得力があり、相手国の皆さんにも、伝わっていたことと思います。

もっとも、井関先生は、日本のやり方を一方的に押し付けたりすることは決してせず、相手国の法制度や訴訟観、文化、社会事情等を深く理解された上で、相手国が無理なく受容できるアドバイスをされていました。カウンターパートの法律家に対して敬意を持って接し、どうしたらより良くできるかを一緒に考えるという姿勢を貫かれていました。人を大切にし、それぞれの立場を尊重する井関先生のお姿は、正に法整備支援の本質を体現するものでした。

私のICD教官として初めての海外出張は、井関先生と一緒にいったラオスでした。古都ルアンパバーンにも足を伸ばし、印象深い旅でした。先生とご一緒した2回目のラオス

出張の時には、私が Dengue 熱に罹患し、ご心配をおかけしました。ベトナムには2回ご一緒し、ハノイやダナンで充実した現地セミナーを行うことができました。現地セミナーでも、本邦研修でも、アフター5は、ビールを飲みながら楽しい時間をご一緒しました。井関先生は、山登りと美術を趣味とされ、本当に話題が豊富で、いろいろなお話を聞かせていただきました。私が3年間のICD勤務を終えて東京に転勤する時に、卒業記念ということで、奈良で井関先生の解説付きで仏像鑑賞をしたのも、懐かしい思い出です。

その後も、井関先生が東京にいらっしゃる折に、縁の者が集まって懇談することが長年続きましたが、このような集まりを持てたのも先生の気さくなお人柄ゆえでした。井関先生は、いつもベトナム料理を希望されたので、私は都内のベトナム料理店の情報収集に励み、すっかり詳しくなっていました。最後の何年かは、先生もなかなか東京までは行かれないとおっしゃるようになり、また、コロナ禍もあって、お目にかかる機会がなくなりましたが、法整備支援やUWロースクールについてのニュースがあったときなどに、メールを下さることがありました。もうお会いすることが叶わなくなったということが、未だに信じられず、そのうちまたメールが来るような気がしています。

井関先生、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

井関先生に教えていただいたこと

東京地方裁判所判事

國分隆文

「良い判決を書くためには、良い審理をしなければなりません。翻って、良い判決は良い審理をすることにつながります。」

井関正裕先生がベトナム判決書マニュアル作成支援のセミナーで繰り返しおっしゃっていた言葉だ。関西弁のイントネーションが、今でも頭の中でこだまする。その言葉は、裁判官としての長年の経験に裏打ちされた、深く重いものであった。それだけではなく、新たな裁判制度を築いて行こうとする国々に対する優しく温かい思いがこもっていた。それゆえ、その言葉は、ベトナムの裁判官たちにとってのみならず、一緒に活動させていただいていた私にとっても、心に残るものであった。

私が井関先生に初めてお目にかかったのは、長期専門家としてベトナムに派遣される直前の2005年5月、当時大阪中之島合同庁舎にあった国際協力部の施設であったと記憶している。大阪高裁の部総括を務められた元裁判官で、偉い方であるという程度の認識しかなく、きりりと引き締まった表情を拝見し、厳しい方なのかもしれない、うまくやっていけるのだろうかなどと、裁判官としても人間としても修業が足りない身として、やや心配になった。しかし、そのような第一印象は、ベトナムに渡航した後、直ちに一変した。日本とベトナムを結んでのテレビ会議においても、メールのやりとりにおいても、また、短期専門家としてベトナムにいらっしゃったときも、井関先生は、常に、現地で活動する専門家の考えを尊重してくださった。批判されたり、厳しい意見を言われたりしたことはなく、むしろ、勢いばかりで中身が十分に伴わない私の活動に対して、我慢強く、丁寧にアドバイスをしてくださった。それは、法がその国の社会や文化と強く結びついていることを重視されていたからだろう。井関先生は、セミナーなどの機会に、日本の判決書は江戸時代から続くもので、次第に詳しく洗練されたものとなってきたと、よく話されていた。ただし、日本の判決や実務をそのまま移植しようとはされず、ベトナムならベトナムの社会や文化に合った形で、その国の実務家が受け入れられるよう、支援していこうと考えておられた。そのような井関先生の姿勢は、ベトナムの人たちの信頼を醸成し、現地にいらっしゃった際には、皆から歓迎され、敬われていた。現地の人たちに囲まれ、にこにこしながら話しておられる先生の様子が、昨日のここのように思い出される。

あるとき、短期専門家として井関先生及び関根澄子さんをお迎えし、ベトナム中部のダナンで現地セミナーを行ったことがあった。そのセミナーが無事に終わって、ほっとしたとき、井関先生及び関根さんと、大雨が降る中、ペラペラの薄いビニールの合羽を着て、現地を散策する機会があった。その道中で、お寺があるのを見つけ、お参りしようということになった。井関先生が、お札に「祈越国法整備」と書いてくださり、円錐状にぐるぐる巻かれた大きな線香の中心にそれを付けて、3人で奉納した。皆で一緒に手を合わせて

祈っていた際、ずぶ濡れで体は冷え切っていたのに、なんとも言えない温かい気持ちが込み上げてきたのを覚えている。そのとき、井関先生は、目を閉じて、真剣な表情で祈っておられた。

あれから十七、八年が経過し、このたび、井関先生の訃報に接することとなった。最後に連絡をいただいたのは、本年1月3日のメールであった。そのメールには、「去年はひどい年でしたが、2023年は穏やかな年でありますように。」と書かれていた。法整備支援の活動を離れられた後も、お元気な間は、東京にいらっしゃった際に、酒席を御一緒させていただく機会も幾度かあった。そのたびに、法整備支援のことをお話になり、「國分さん、また一緒にベトナムに行こう。」とおっしゃってくださった。私自身、全国を巡る異動や日々の仕事に追われ、法整備支援のことを考える機会は決して多かったわけではないが、思い出す際は、必ず井関先生のお姿や声とともに心に浮かんだ。教えていただいたたくさんのことをしっかりと身に付けて、少しでも成長した姿をお見せしたいと考えていたのに、それももうかなわぬこととなってしまった。井関先生の御冥福と法整備支援の成功を心からお祈りする。



法整備支援の歴史と井関先生

弁護士

鈴木 一子

井関正裕先生は、私の活動を見守ってくれていました。

私は裁判官をしていた2014年にワシントン大学に留学し、2018年からICDに出向し教官としてラオスやベトナムを担当しました。その後、2020年に弁護士登録をして長期専門家としてラオスに赴任し、2022年11月に日本に帰国しました。

井関先生は13期で私は63期。裁判官として大先輩であり、1969年にワシントン大学に留学された先人です（当時は裁判所や人事院が留学費用を出してくれず、フルブライト奨学金やフォード財団から資金を得て、貧乏な学生生活を送られたそうです。いつぞや教えてくれました）。退官された後は裁判官の経験を活かし、大学教授として、また弁護士として、ラオスやベトナムの法整備支援に尽力され、2006年にはラオスの「民事判決書マニュアル」の作成を遂げられました¹。

私は井関先生と一緒に仕事をしたことはありません。しかし、私がICDに在籍中、井関先生がワシントン大学の桜に関するメールを送って下さったのをきっかけに、先生との交流が始まりました（同キャンパスの桜は有名なのです）。最初にメールを下された際、『法曹』785号（2015年）に掲載された拙稿（裁判官向けに法と開発について記載）のほか、ICDニュースなど私の執筆した記事を読んで下さっていたことを知りました。私の経歴はやや複雑ですが、裁判所、法務省、検察庁、弁護士会、大学などで、遠くから、今も私のことを温かく見守ってくれている人の存在を感じることがあります。井関先生も、そのような存在であり、折に触れて連絡を下さいました。

2022年4月にラオスの最高裁民事部長ソムサックさんの訃報（享年52）をお伝えしたときには、井関先生も驚き哀しんでおられました。ソムサックさんはラオスの司法の要であり、長年、日本の法整備プロジェクトに関わってきた方で、井関先生とも親交が深かったのです。井関先生はソムサックさんへの追悼文と共に次の写真を送ってくれました（2004年11月8日、本邦研修。向かって右側中央が井関先生、一番左の白いシャツがソムサックさん。左側の一番奥に現最高裁副長官のブンクワンさん、右側の一番奥には現最高裁人事統計局長スクサワートさんもいます。皆さん若い…）。

¹ 井関正裕『ラオス判決書マニュアル作成支援』（ICD NEWS 2007年12月号）参照。



井関先生とのやりとりを振り返ってみると、2022年5月に「カンボジアの月次報告書は送付して頂いているがラオスの月次報告書が届いていないので、送付していただけますか」という連絡を頂いたときが最後になってしまいました。長年にわたってJICAプロジェクトに貢献し、ラオスの実務を飛躍的に発展させた方への活動報告が途絶えてしまっていたことがとても悲しく思われ²、最終的には、現地プロジェクト事務所から、直接、井関先生に月次報告書を送付してもらえよう手配しました³。井関先生は、毎月、読んでくださっていたことと思います。

最後に、ラオスに関する井関先生の功績について。私のラオス赴任中、井関先生が貢献された2006年ラオス民事判決書マニュアルの改訂が私の仕事の柱でした。2006年まで、ラオスには日本でいう『民事判決起案の手引』のような判決書作成のための実務的なノウハウ本は存在しませんでした。井関先生のリードによって「民事判決書マニュアル」が完成し、判決書のイメージがラオスの法曹の間で共有されるようになってきたのは、画期的な転換点といえます。2006年民事判決書マニュアルの使用状況を調査した際、「マニュアルができて、判決の書き方が分かるようになった」という裁判官の声を聞きました。一方、時が経つにつれて、民訴法の改正があったほか、上記マニュアルの内容をきちんと理解しないまま育っていった法曹も多いなどの問題点が浮き彫りになるとともに、国民から裁判が分かりにくいなどの批判を受けて国会や裁判所が問題意識を持つようになり、現在のラオスに合った分かりやすい判決の書き方が改めて求められるようになったのです。私の仕事は、井関先生の民事判決書マニュアルをどのように修正するべきかの調査と改訂部分の検討、そして、実際の改訂作業でした。その改訂版のマニュアルでは、

² 自戒も込めて。似たようなことは、担当者が2、3年で交代する法整備支援の現場では、しばしば生じる。自分が把握していることはほんの一部に過ぎないという認識、偉大な先人の上に自分の成果が成り立っているのだという謙虚な姿勢が、このような事態を防ぐのではないか。

³ ラオスの月次報告書は、2023年1月分を最後に、その後は関係者に送付されていない。何が起きているのだろうか。探ってみたが具体的な原因は不明であった。月次報告書は定期的に送付されてこそ意味がある。意外と広く様々な人に読まれている貴重な情報源であるから続けて欲しい。

井関先生も2006年当時問題意識をお持ちになり、導入を目指されていた争点の明示を導入するに至りました⁴。

法整備支援に関わって常々感じるのは、井関先生のような先人たちによって積み重ねられた歴史です。ラオスの争点について、井関先生ともっと議論したかったです。今頃、井関先生はシアトルのワシントン大学の庭（通称クワッド）で桜を見ておられると思います。懐かしいキャンパスの写真を掲げて追悼文を終わります。



⁴ 拙稿『ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か』（ICD NEWS 2022年9月号）参照。

¹ - I. *Special Lecture* -

This lecture was given on June 25, 2022 as a keynote speech at the 23rd Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field.

“Legal Technical Assistance and Juridical Science”

UCHIDA Takashi

University Professor, Waseda University

Professor Emeritus, the University of Tokyo

1. Difficulty of Legal Technical Assistance: Necessity for Juridical Science

Today, I would like to talk about “Technical Assistance in the Legal Field and Juridical Science.”

Japan has been providing legal technical assistance for 28 years since 1994, when JICA’s Vietnam Project was launched on a trial basis. During this time, many people involved poured their hearts and souls into giving assistance. I have had a strong interest in these activities and have wholeheartedly supported them. Although I have not directly contributed to these activities, I had the honor to be asked to deliver a keynote speech today. I would like to begin by explaining why.

I am originally a legal scholar specializing in the Civil Code; and in 2018 I wrote a book titled “*The Birth of Juridical Science*,” a historical study of the early days of Japan’s own legal development. According to the conventional understanding of the history of how modern Western-style law in Japan developed, Japan first received legal technical assistance from the so-called ‘hired foreigners,’ i.e., Westerners, and thus modern, in other words, Western-style basic codes were developed. Then, among these basic codes, for the Civil Code, which was essential for the establishment of the modern market economy in Japan, the elaborate interpretation theories of the articles of the Civil Code were introduced from Germany, and the system of elaborate interpretation theories of the Japanese Civil Code was created. The court practice of implementing the code was also developed based on this basis. I believe this is the common perception.

However, there is actually a large gap between creating a Western-style code with the assistance of Westerners and actually putting the code into practice, especially when developing the country’s own interpretation theory for its implementation. I am sure that those of you who

¹ (当部注：本記事は、内田貴早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授が、2022年6月25日、第23回法整備支援連絡会において「法整備支援と法学」と題して行った基調講演及びこれに引き続く質疑応答の全文を当部において英訳したものである。同講演及び質疑応答の原文は、ICD NEWS第93号88-110ページを参照されたい。)

are actually involved in legal technical assistance understand this very well, but the fact that a code was drafted with the help of a foreign country does not mean that it can be implemented immediately. In order to implement modern codes, especially the ones that are highly abstract such as the Civil Code, we need an interpretation theory of the code. In order to develop an interpretation theory, we need a large number of legal concepts, and we need to share a certain ‘intellectual world’ in order to make legal arguments using those legal concepts. This intellectual world is what I call juridical science. I believe that Japan obtained its juridical science separately from the drafting and enactment of the codes, which is precisely why Japan was successful in the subsequent practice of the codes. However, for some reason, I think that the previous studies have forgotten these important steps between the development of the codes and their implementation.

In my book “*The Birth of Juridical Science*,” I pointed out that it was only with the birth of juridical science in Japan that we were able to successfully implement Western-style codes, and I tried to clarify who contributed to the birth of this juridical science. To my honor, the International Cooperation Department (ICD) of the Research and Training Institute (RTI), which is involved in legal technical assistance, took an interest in my book and asked me to speak about Japan’s experiences, described in the book, on the occasion of the visit of legal professionals from Laos to Japan in 2019. Following on from that, today, I was given the opportunity to speak at the Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field. The request this time was to ‘talk about the role of juridical science in legal technical assistance.’ Thus, the main theme of today is that the birth of juridical science in a country is necessary for the country to successfully implement the codes that were adopted with the assistance of a foreign country.

2. What is Juridical Science?

(1) Juridical Science as a Language

First of all, what is meant here by ‘juridical science?’ The word juridical science has multiple meanings, but I would like to explain a little more about what I mean when I mention ‘the birth of juridical science.’

Students who study the Civil Code law for the first time in college are usually those who study a specialized subject of juridical science for the first time. That is why I always say in the first class of my civil code course, as an introduction to juridical science, that “Juridical science, metaphorically speaking, is like a language. Learning juridical science can be likened to learning a new language.” When learning a foreign language, for example English, sometimes there is no one-to-one correlation between a Japanese word and its English equivalent. Words that exist in Japanese may not exist in English, and words that do not exist in Japanese may exist in English. Also, for example, when it comes to the names of colors, there are many detailed names for colors in Japanese, but some languages, not necessarily English, do not

have such names. In other words, the very structure of color perception differs from language to language, and I think this will make a difference in the way people think when discussing and thinking about colors.

As such, we can say that as a species, the way we think is defined by language, so learning a foreign language is not just a matter of changing the vocabulary, but actually switching to a different way of thinking. I often see bilingual Japanese-English speakers who seem to change their personalities the moment they switch from speaking Japanese to speaking English. I believe that this change is due to the change in the way of thinking, which also affects their personalities. Learning juridical science, even if it is expressed in the Japanese language, means learning a language system that is different from everyday Japanese, and you enter a world of thought that is different from that of everyday life. This is what I try to teach students in the beginning of their studies. Now, what kind of language is juridical science?

(2) Language of Law Formed in Ancient Rome

Western juridical science shares, at its core, concepts and principles formed in ancient Rome. The Civil Code itself is written in the language of their respective countries, such as French or German, but many of the concepts and principles used are derived from Latin concepts and principles that have been refined throughout European history since the ancient Roman law era. Even though they are ultimately expressed in the language of their respective countries, if we trace their etymology, we find that there is a common original language and that through it, a linguistic world that is like a universal language is formed.

However, in Japan, before the arrival of Western juridical science, there was no such thing as juridical science derived from ancient Roman law, so the basic concepts of Western juridical science did not exist in the Japanese language to begin with. For example, the word ‘contract’ has long existed in the Japanese language, but the abstract concept of contract as used in Western juridical science did not. Of course, there were no such concepts as claims or real rights, either. There was not even the concept of ‘rights.’ This seems a little strange, but the word for rights, ‘*ken*/ 権’, did exist in Japanese. However, ‘*ken*’ means power, as used in ‘*heiba no ken*/ 兵馬の権’ (the power to unite the military). In contrast, the word ‘right’ in English has the connotation of being correct. The Japanese language has never had the concept of rights with this connotation. Furthermore, the concept of the English word ‘society’ did not exist in Japanese, either. There were words like ‘*yo*/ 世’ or ‘*seken*/ 世間’, but their nuances are slightly different. I think it is obviously impossible to think in the way of Western juridical science in a language that does not have the concepts of society or rights.

As a result, after the Meiji Restoration, Japan learned juridical science as a completely heterogeneous concept. There were very few extremely distinguished Japanese who learned it and reached a truly deep understanding. Surprisingly, these Japanese intellectuals, who had reached

an extremely deep understanding, mobilized their knowledge of Chinese studies to find the *kanji* (Chinese characters) corresponding to the Western concepts, and replaced the basic Western legal terms one by one with the Japanese *kanji*, thus creating a new vocabulary.

For your reference, NISHI Amane and TSUDA Mamichi of the late Edo period proposed a translation of the Western word ‘society’ as ‘*ai seiyō no michi*/相生養の道’ (the way of mutual benefit). FUKUZAWA Yukichi proposed the translation ‘*jinkan kousai no michi*/人間交際の道’ (the way of human interaction/socialization). In the end, however, neither of them took root, and the term ‘*shakai*/社会’ was adopted for the translation. As a result, however, the original nuance of the English word ‘society,’ i.e., ‘social interaction among people,’ which NISHI, TSUDA, FUKUZAWA, and others had tried to include in the Japanese translation, was omitted. What I mean is, the characters ‘*sha*/社’ and ‘*kai*/会’ both merely mean a group of people, and thus have no meaning of association or socializing. Therefore, the English term ‘social distance,’ which came to be frequently used under the COVID-19 pandemic, when literally translated as ‘*shakai teki*/社会的 (society-like) distance’ did not convey its original nuance at all in Japan. If we had the flexibility to translate the English term ‘social dance’ into the proper Japanese term ‘*shakou*/社交 (socializing) dance’ instead of ‘*shakai teki*/社会的 (society-like) dance,’ I think ‘social distance’ should have been translated as ‘distance of socializing’ or ‘distance of human interaction.’ In any case, the Japanese term ‘*shakai*’ (society)’ has lost an important connotation contained in the original English word ‘society.’

‘*Kenri*/権利’ (rights) in Japanese do not include the meaning of correctness contained in the original language it was derived from, either. FUKUZAWA Yukichi proposed the use of a *kanji* character for the second character ‘*ri*/理’, with the same phonetics but used in conjunction with the word ‘science/reason,’ instead of the character ‘*ri*/利’ used in conjunction with the word ‘profit/benefit.’ This conveys the nuance of the original language by using the concept of ‘science/reason’ in Neo-Confucianism. This other *kanji* character for ‘*ri*/理’ in Neo-Confucianism means the principle or correctness inherent in things, and the English word ‘physics’ was translated as ‘*butsurigaku*/物理学’ (physical science) because it is the study of the principles inherent in things. However, the translation for rights that used the *kanji* character used in ‘science’ did not become common in the end; and the character used in ‘profit/benefit’ is currently used. The result is that some of the connotation contained in the original language has been lost.

Next, I would like to talk about how the world of legal language, built on concepts and norms that date back to ancient Roman law, is involved in the implementation of the law.

3. Juridical Science to ‘Create a Case’

To understand this, I think it would be useful to consider the thought process in the mind of a lawyer or judge faced with real-life dispute resolution. Real-life disputes are often very complex. I work as a visiting attorney at a large law firm, so I am often asked to consult on cases

the attorneys at the firm are handling. Many of these real-life disputes are very complicated, and the first step is to do some fact-finding to determine what the facts are. However, it is not uncommon for a case to be so complicated that even after the facts are determined based on the evidence brought in by the parties and the testimony of the people involved, it is still not clear what the cause of the dispute is or what the dispute is really about.

Attorneys in a civil case draw a picture of what the dispute is about by arranging the facts they hear from their clients or read from documentary evidence in a way that is as consistent with their clients' claims as possible. However, it is not uncommon for the attorneys of the plaintiff and the defendant to draw very different pictures of the case. In a trial, attorneys for both sides argue for their own respective pictures. The judge of the court of first instance, usually a district court, uses these arguments to evaluate the evidence in detail and to constitute what exactly the case is about. Note that I used the word 'constitute,' not 'discover.' It is not a matter of finding out what kind of case it is, but of creatively constituting it. Judges often describe this as 'creating a case.' When I temporarily worked at the Ministry of Justice, a co-worker judge told me that although he had worked for the Ministry of Justice for a long time, if possible, he would like to be a presiding judge at a district court again. When I asked him why, he told me because he enjoyed 'creating cases.' Now, what does this mean?

For example, if there is a fact that 'someone said something,' they evaluate whether or not it is a manifestation of intention. If there is a fact that 'someone was asked to do something,' they evaluate whether it is a contract for work, mandate, or employment. In making such evaluations, they replace the real relationships that exist between the parties involved with the relationships of rights and obligations. That is, they select the legally meaningful facts from a complex reality filled with various intricate facts and replace them with legal concepts, and then constitute the relationships between the parties involved into legal rights and obligations. This is what he meant by 'creating a case.'

The relationships of rights and obligations expressed in legal concepts do not represent reality. They are, so to speak, the transposition of raw facts into the "virtual space" of law. By doing so, disputes that would be difficult to handle by simply looking at the raw facts can be reduced in complexity and replaced by clear relationships of rights and obligations by transplanting them into the virtual space of the law. This is where lawyers show their skills. A good lawyer can constitute a case with clear rights and obligations where an ordinary lawyer would stumble. This is also where a judge's competence is demonstrated. Also, from the perspective of a party's attorney, if he or she can draw a picture of the case that convinces the judge to think "I see, so this is what this case is all about," then the attorney has as good as won the case. This is another situation where the skills of lawyers come into play. What lawyers use here, a certain kind of language system, is what I call juridical science.

As you can see from what I have explained, I think we can say that juridical science is a

language that transplants raw reality into the virtual space of law. And in this language, strictly defined concepts and norms are systematically accumulated, in other words, in layers according to the degree of abstraction, and when you enter this linguistic world, you will find that there is a unique way of thinking. A legal professional who has mastered this language of law to perfection may resemble a wonderful translator, to use an example from the literary world.

A translator who translates a foreign literary work into well-written Japanese has a deep understanding of the foreign language as well as the ability to express it in Japanese. Similarly, a good legal professional must have a deep understanding of the real world in which the dispute arises; for example, in a computer system development dispute, he or she must be able to understand, from the point of view of the parties involved, what the facts expressed in everyday or industry terms mean in the industry. At the same time, however, it is also necessary to have a thorough command of the language of law and to be able to express oneself well in that language.

This ability is quite similar to the ability to use a language, the level of which can vary greatly depending on one's proficiency. In this respect, it may be somewhat different from the natural sciences. The empirical natural sciences develop through the discovery of new facts and new laws that explain these facts. In contrast, juridical science is not a science that discovers new facts, but rather something that needs to be mastered like a language. In this sense, it may be more of an art or a craftsmanship than a science.

4. Legal Development and Juridical Science

(1) Legal Development and Juridical Science in Japan

How did the Japanese people come to acquire such juridical science? Let's explore this by looking back at history. For example, the French created the French Civil Code in 1804, and the Germans created the German Civil Code in 1896. In creating such codes for themselves, they first needed a mature juridical science to precede the creation of codes. In other words, juridical science must exist prior to the codes. However, this view may not be shared in Japan.

In Japan, some people may think that juridical science is the study of interpreting the codes, but originally, juridical science existed before the codes. For example, the concept of contracts and the concepts necessary to regulate various types of contracts, such as sales contracts, service contracts, and leases, existed first and made it possible to transplant the reality of commercial transactions at that time into the virtual space of law and create articles of law in this space. Also, the concept of ownership and various concepts regarding the use of land, which was important at the time when the Civil Code was created in Europe, especially that of agricultural land, already existed, owing to which it was possible to transplant the reality of the time regarding the use of agricultural land into the virtual space of law and write the customary norms there in the form of articles.

When the French Civil Code was created, there were voices in Germany: “A civil code was created in a neighboring country. We should make a civil code, too.” A scholar named Thibault made such an argument, but a scholar named Savigny opposed it, saying, “The drafting of a code requires a mature juridical science, but German juridical science has not yet reached that point.” This is the famous ‘Thibault v. Savigny’ controversy, known as the German Code Controversy. If this was the case, was neighboring France well prepared for juridical science? Savigny also harshly criticized France. Maybe he thought he had gone a little too far and explained himself later. Here is what he said. There was a famous French legal scholar in the 18th century named Pothier, who was called the father of the French Civil Code, and his name was known throughout Europe at that time. Savigny wrote about him as follows:

I have not the slightest idea of underestimating Pothier; on the contrary, I rather consider the juridical science of the nation with many such men as he to be desirable. But the academic world of juridical science, in which there is no one but him, and in which he alone is respected and studied, almost as if he were the source of law, deserves sympathy.

This statement about France was pretty harsh. However, whether they were well prepared or not, France had accumulated a juridical science since ancient Roman law. And Germany, which enacted its Civil Code nearly a century later, had accumulated a sophisticated juridical science based on the Roman law as well. In other words, the systematic refinement of the language of law from ancient Roman law, and then the internalization of that language in the minds of legal professionals, made it possible for them to recognize their country’s legal norms as legal norms and to express them in the form of articles. The people who have accomplished such legislation can, of course, use the juridical science they have used to create and implement their own codes. However, when a code is created through the reception of foreign law, it is possible to create a code even if the juridical science of the country is not necessarily mature, or even if there is no such thing as juridical science to begin with. However, in such a case, even if a code is created, it does not necessarily mean that the juridical science to implement the code is ready.

So, how was juridical science established in Japan? This is the subject of my book “The Birth of Juridical Science,” and I would like to briefly introduce its main points.

(2) Legal Technical Assistance by Hired Foreigners

The era in which Japan developed its laws was the era of imperialism. At that time, if Japan had sought legal technical assistance from a particular foreign country, Japan would have come under the overwhelming influence of that country, or, in the worst case, would have become its colony. Therefore, the Japanese sought out promising foreign legal professionals, concluded individual contracts with them directly, and paid them large sums of money for their assistance. Looking back at the history of the Meiji era, the period that can be called the era of legal devel-

opment to make Japan a modern nation lasted about 30 years from the first year of the Meiji era (1868). During that time, they entrusted the teaching of law to hired foreigners, commissioned them to draft codes, and sought their advice on various legal matters. For example, the Frenchman Boissonade, who came to Japan with an offer of six times the salary he received in Paris, drafted the Penal Code, the Code of Criminal Procedure, and the Civil Code, and advised the government on international law. He first came to Japan in 1873 and stayed for about 22 years. Also, Roesler, a German who assisted ITO Hirobumi and others in drafting the Constitution and drafted the Commercial Code, came to Japan in 1878 and stayed for about 15 years. In other words, during the years of Japan's legal development, Japan relied on foreigners for the first 30 years or less.

During this period when Japan relied on hired foreigners, it also devoted its energies to cultivating its own human resources. Although Japanese people had been studying in the West since the end of the Edo period, it was not until 1875 that the state as a whole began to train and send its most talented human resources to the West, with the Ministry of Education sending Japanese students abroad. These students were recommended by clans from all over Japan, selected through a multi-step process, and then educated in foreign languages by foreign teachers in specialized fields. Because they were such brilliant students, they were sent to the most prestigious educational institutions in the West with no linguistic disadvantage or lack of specialized knowledge; they competed with the top elite of the institutions where they studied and achieved equal or even better results. The initial period of study for students sent by the Ministry of Education was five years, so the first students left in 1875 and began returning to Japan in 1880. In the summer of 1881, HOZUMI Nobushige, whom I consider to be Japan's first legal scholar, returned to Japan, and in the following year, 1882, he became a professor and dean of the Faculty of Law at the University of Tokyo and began to teach law in earnest.

However, even though legal education was conducted by the Japanese, at the beginning, there was no legal terminology in the Japanese language to discuss Western juridical science, so Japanese educators had to teach in English. Thanks to the efforts of HOZUMI and his colleagues, the development of translated languages progressed rapidly, and it is said that legal education in the Japanese language became possible to some extent by around 1887. Around this time, the number of Japanese professors in the faculty of the University of Tokyo (later Imperial University) gradually increased. This was also the time when hired foreigners were sent back to their home countries, and the degree of dependence on foreigners in education also decreased.

HOZUMI gave a course called "*Hougaku Tsuron*" (General Theory of Juridical Science) in Japanese, which would be considered an introduction to juridical science today. This course was based on lectures given at German universities for students who were beginning their first law studies, and the contents of the lectures can be found in the notes taken by ADACHI

Mineichiro, who took this course from 1888 to 1889. These notes are preserved in the Keio University Library. ADACHI was a leading pre-war Japanese diplomat who also served as the President of the Permanent International Court of Justice in The Hague, the Netherlands, the predecessor of the current International Court of Justice. In these lectures, the basic terms and concepts necessary for any legal discussion are systematically explained. It also includes an explanation of Western schools of juridical science, such as natural law jurisprudence, which holds that there are universally just laws, and historical law jurisprudence, which holds that laws are unique to each nation and are formed and developed historically. Such fundamental conflicts of thought about law were introduced in Europe at that time. Natural law jurisprudence and historical law jurisprudence are still mentioned in introductory juridical science courses today, but they are now simply taught as knowledge. At the time, Japan was faced with the choice of what kind of Western law to accept, and if Japan were to accept natural law jurisprudence, it would mean that copying the correct Western law was the right thing to do. In contrast, if Japan were to accept historical law jurisprudence, Japan should have its own unique laws that suit its people and history. The choice between the theories would lead to a completely different understanding of the law, and I believe that HOZUMI's class also posed this dilemma of judgment to its students.

In this way, we can say that the students were imbued with a perspective that enabled them to relativize any Western juridical science they encountered from a broad historical perspective. Through HOZUMI's education, the foundations of Japanese juridical science were instilled in the younger generation, thus creating human resources.

(3) Birth of Japanese Juridical Science

When the "old" Civil Code drafted by Boissonade and the "old" Commercial Code drafted by Roesler were about to be enacted, a movement arose to oppose them, and the Japanese version of the Code Controversy erupted from around 1889 to 1892. As a result of this controversy, the enactment of the Civil Code and the Commercial Code, which had been drafted by hired foreigners, was postponed. I think it can be said that, through this controversy, the Japanese people demonstrated the will that they could no longer accept the codes drafted by foreigners. I think it is safe to say that the reliance on foreigners to develop laws came to an end at that time.

However, in order to move away from relying on foreigners to develop laws, it was not enough to simply reject the codes drafted by foreigners and send the foreigners back to their home countries; it was necessary to have legal discussions and legal education in the Japanese language by Japanese teachers. As I mentioned earlier, it is said that legal education in the Japanese language became possible at the University of Tokyo around 1887, which is about six years after HOZUMI returned to Japan. About six years after the central figure returned to Japan and began teaching law, it became possible to teach law to some extent in the Japanese

language. Subsequently, deliberations began in the Investigation Committee of Codes to enact the Meiji Civil Code by amending the “old” Civil Code. Full-scale deliberations began in earnest in the fall of 1893, and by that time, I think it is safe to say that the basic terminology related to the Civil Code or private law at that time, had been developed.

In other words, it took only about six years, less than a decade, for legal education in the Japanese language to reach a level where the Japanese people could deliberate on a draft of the Civil Code on their own. The Meiji Civil Code drafted by HOZUMI and his colleagues was discussed at a meeting of the Investigation Committee of Codes, the minutes of which are widely known. The minutes of this meeting reveal some fairly sophisticated legal discussions. Such things were already possible at that time. Thus, we can say that Japanese juridical science was almost complete with regard to the Civil Code, or private law at that time, within about 10 to 15 years after HOZUMI’s return to Japan. I would like to show you one piece of evidence to prove this.

The Meiji Civil Code was enacted in 1898. Seven years later, in 1905, during the Russo-Japanese War, a new law called the Secured Bond Trust Law was enacted with the expectation of raising funds for the war effort. It used a ‘trust’ system that did not exist in the Japanese Civil Code and Commercial Code, both of which were based on civil law. In essence, this law was intended to create a mechanism for issuing bonds to raise funds from foreign companies and investors. Bonds are debts and must be repaid. Therefore, it was necessary to provide collateral to ensure repayment. However, the Meiji Civil Code only allowed collateral to be attached to individual items. Westerners would not trust a collateral to be attached to Japanese land, for example. Therefore, at the same time that the bond trust system was created, they tried to issue bonds by mortgaging businesses so that these bonds could be secured by businesses. Laws for mortgaging businesses are a topic that is currently being discussed at the Legislative Council, and at that time the Railway Mortgage Act, the Mining Mortgage Act, and the Factory Mortgage Act were enacted as laws for mortgaging businesses. These new types of collateral were not at all conceived as collateral under the Meiji Civil Code. Not only that, a system of bonds with trusts using businesses as collateral was created from scratch.

These laws were enacted without any foreign assistance. The Counselor of the Ministry of Justice who was in charge of these laws was HIRANUMA Kiichiro. HIRANUMA was a student of HOZUMI. He later became the Prosecutor-General and President of the former Supreme Court before becoming the Prime Minister of Japan. HIRANUMA is known as someone from the field of public prosecution, and the post he held immediately before drafting the Secured Bond Trust Law as the Counselor was the Deputy Chief Prosecutor of the Tokyo Appeals Court. He went from being the Deputy Chief Prosecutor at an Appeals Court to being the Counselor of the Ministry of Justice, and suddenly he was drafting the law on corporate bonds using trusts. The law was enacted in 1905, but in order to draft it, HIRANUMA worked with a young

man named IKEDA Torajiro, who had just graduated from Tokyo Imperial University in 1903 with a degree in English law to become an assistant judicial officer, which would be today's legal apprentice. HIRANUMA himself was also a graduate of the Department of English Law at Tokyo Imperial University and a student of HOZUMI, so he learned the English law and knew about trusts. HIRANUMA also took sole responsibility for answering questions about trusts in the Diet. He was able to draft such unprecedented legislation on his own, not long after the enactment of the Civil Code. He had that much juridical science at his disposal. What is even more surprising is that this law is still alive today through revisions. IKEDA himself was also brilliant and later became the President of the former Supreme Court.

Also, in the field of public law, after the enactment of the Meiji Constitution in 1889, HOZUMI Yatsuka, the younger brother of HOZUMI Nobushige, and others wrote articles on constitutional interpretation with great vigor, leading to the rapid establishment of public law studies.

I would also like to show you an example of how rapidly the standard of court practices rose as well. In the Civil Code, there is a very difficult system called the right to request avoidance of fraudulent act. The Meiji Civil Code contained only three articles on this system. It is hard to imagine that such a system, completely foreign to the Japanese, was created this way. At that time, under the premise that even if detailed articles were to be drafted, it was not clear whether they would fit well into the Japanese society, the drafting of the code was done irresponsibly, with only the principles and essence being written down in three articles, leaving the rest to be implemented somehow later on. The details of the requirements and effects were left entirely to interpretation. There is a decision of the United Division of the former Supreme Court issued on March 24, 1911, which for the first time presented a detailed theory on this point and remained in force as case law for over a century until it was completely revised in the 2017 amendment of the Law of Obligations. In other words, 13 years after the Civil Code was enacted, Japanese judges were able to develop a case theory about a difficult French-derived system that was well-reasoned and would be maintained for more than 100 years. The text of this decision is easy to read, and I am sure you will agree when you read it that it is a very well presented argument. I would say that it is well presented to a surprisingly remarkable level.

Later, during the Taisho period, a large number of German doctrines were received, and an elaborate interpretation theory of the Civil Code was constructed. During the Taisho period, a scholar named HATOYAMA Hideo led the construction of the German style of interpretation, which is called the 'reception of legal theory' in contrast to the reception of the law. It has been said that Japanese interpretation theories became more sophisticated because of the reception of these theories or under the German influence, but it is not possible to immediately receive legal theories. In my opinion, it was possible because of the juridical science that served as the foundation.

5. Factors for the Birth of Juridical Science

How was it possible for Japanese juridical science to be born in such a short period of time? We can think of a number of factors, but I would like to point out three of them today.

The first is the knowledge of Chinese studies. In the latter half of the Edo period, Chinese studies, which was mainly Neo-Confucianism, flourished and produced excellent scholars such as OGYU Sorai. His Chinese studies were at such a high level that they could not be surpassed even in China, the country of origin. Chinese studies were also actively taught in the clan schools that were established by various clans during the Edo period, and talented students read the works of Japanese scholars such as OGYU Sorai. Neo-Confucianism is a highly abstract, logical, and systematic philosophy, so we can say that the brilliant students who studied Chinese studies were familiar with abstract and systematic thinking. In the Meiji period, such people who had acquired Eastern culture tried to understand Western civilization. As FUKUZAWA Yukichi wrote: ‘It is as if one person has lived two lives in one body, and one person has two bodies’ in his “*An Outline of a Theory of Civilization*,” two people coexisted in one person, one who was fully equipped with Eastern culture and one who had learned Western civilization, and they learned Western civilization in the light of each other. And those people learned Western studies thinking “How can this concept be expressed in Eastern studies?” The period was very short, and only few Japanese were able to experience this. However, during this period, thanks to these human resources, juridical science was adopted in Japan, and in the process, the rich vocabulary of Chinese studies enabled the creation of legal terms in *kanji* characters based on a deep understanding of the concepts of Western juridical science. Whether or not they captured 100% of the meaning of the original language, they were able to create technical terms that conveyed some degree of the meaning of the original language.

It would have been quite difficult to translate Western juridical science into the Japanese language without a background knowledge of Chinese studies. For example, a scholar named TSUDA Mamichi, who studied in the Netherlands at the end of the Edo period and translated the word ‘society’ as ‘Ai seiyou no michi’ was the first person to translate the word ‘jurisprudence’ into ‘*hougaku*,’ but he felt it was not fully accurate, as the meaning of ‘law’ in Chinese and English are different. How could it be translated accurately? TSUDA, being a man with a deep background in the study of Japanese classical literature, said it would be good to translate it as “*suji no manabi*.” This may not be clear to us today, but if you are familiar with the study of classical literature, you can understand the meaning of ‘jurisprudence’ by ‘*suji no manabi*.’ It must have been quite a painstaking task to translate every single highly abstract legal term into this kind of Yamato-style terminology. In short, it would have been difficult for juridical science to be born in such a short period of time unless the language system of the recipient side of juridical science had a certain degree of aptitude. Without the enormous vocabulary from ancient Chinese Confucianism, it would have been impossible to adopt juridical science

in such a short period of time.

The second factor is experience in the implementation of law. Japan had roughly 1,200 years of experience in the implementation of law, albeit not Western-style law, since it received the Tang Dynasty's Ritsuryo system. In particular, during the Edo period, there were codified laws since the "*Kujikata Osadamegaki*" (Basic Codes of Edo Shogunate) by TOKUGAWA Yoshimune, and there was an accumulation of decisions at the magistrate's office under these laws. To give you an idea of the standard of precedent-based legal decision-making, or the accumulation of decisions, there was a young American legal professional named John Henry Wigmore who came to Japan in 1889 at the invitation of FUKUZAWA Yukichi and stayed at Keio University. He thought, unusually for a hired foreigner, that since Japan was a country with such a long history, there must be laws, so he tried to research Japanese laws. He found that there were many court decisions from the Edo period, so he had a Japanese who could speak English translate them into English and studied them. As a result, Wigmore said that England and Japan were the only countries in the world where case law was formed by professional judges. This may be too much of a compliment, but that was the standard of Japanese law at the time.

For your reference, Wigmore spent about three years in Japan, and after returning to the US, he became a professor at Northwestern University and later a major authority on the law of evidence, and is well known to anyone who has studied American law as one of the leading American scholars of the 20th century. Such a great scholar was in Japan in his youth and made the aforementioned assessment of Japanese law.

While ancient Roman law was centered on private law, Japanese law since the Ritsuryo period has been centered on criminal and administrative law. Despite this difference, making legal judgments in the light of precedent was a familiar concept to the Japanese. I believe that this experience had implications for the implementation of modern Western law. The principle of precedent in law is, in essence, the idea that similar cases should be handled in the same way. This means that one of the core principles of Western legal thinking, that there should be no conflict between the norms to be applied, already existed in Japan.

The third factor is the concentration of human resources. Political leaders in the early Meiji period believed that if anything was the key to understanding Western societies, institutions, and nations, it was juridical science. As a result, the best human resources of the period turned to law. Since human resources are not inexhaustible, attracting the best and brightest to the field is a major factor in the advancement of an academic field. The best people gathered, and they went to the West to study law and acquired legal knowledge, which they used to teach law in the Japanese language. This is where people with talent gathered, and many people gained knowledge of juridical science.

The judicial officials (judges and public prosecutors) who actually implemented the codes re-

ceived from the West were also born from among these personnel. Judicial officials and judges in the early Meiji period, before Japan had such learned personnel, were not necessarily educated in Western-style juridical science, as people with political achievements were sometimes suddenly promoted to senior positions in judicial institutions. However, one of the reasons for the rapid penetration of Western-style juridical science into court practice and the improvement of the standard of court decisions is that around 1898 a personnel change was executed to weed out the ‘elderly (and deteriorated) judges’ who had not received Western-style juridical science education. This personnel change caused severe friction. YOKOTA Kuniomi and others led the change, and YOKOTA was temporarily dismissed for disciplinary grounds in retaliation for this personnel change. However, I think it can be said that the modernization and westernization of the judiciary was accelerated by this drastic personnel change.

6. Conclusion

This is my understanding of the role of Japanese juridical science in the reception of Western law. Finally, I would like to discuss what this piece of Japanese history may suggest for Japan’s legal technical assistance today.

Japan’s strong orientation toward growing out of foreign assistance has perhaps contributed greatly to the adoption of juridical science and to the successful implementation of the received laws. This is partly due to its historical background. In this sense, one can say, at least from Japan’s experience, that it is desirable to promote the establishment of juridical science in the country receiving assistance so that they can say: “We don’t need legal technical assistance by foreign countries.” This may seem like a contradictory approach, but the characteristic of Japan’s legal technical assistance is said to be a ‘stand-by’ style, respecting the ‘ownership’ of the country receiving assistance; accordingly, I do not think that this is contradictory to the principles of legal technical assistance by Japan.

Furthermore, based on Japan’s experience, I believe that legal development is ultimately a question of having capable personnel. It seems to me that the key is how to grow leaders and outstanding legal professionals who can create their own juridical science, lead legal education, and then lead the development of their own laws, as well as the practice of the laws that have been developed. I believe that the birth of a juridical science is necessary for the successful implementation of the received law, but the crucial point is how to grow juridical science leaders who can lead the way in this process. In my opinion, what is necessary, even if I am exaggerating, is not producing 100 average practitioners, although 100 average practitioners are also necessary, but the emergence of outstanding individuals, even if they are few in number. Giving these people a place to play an active role is a necessary next step after the establishment of the code. I believe providing support in this would be of great significance.

Thank you very much for your kind attention.

CHINONE Koichi, ICD Professor:

Thank you very much, Professor UCHIDA. Now, I would like to ask Professor UCHIDA to answer the questions we have received as long as time permits. If you are in the audience, please raise your hand, and if you are participating online, please write your questions in the Q&A section. Does anyone have a question? I see ICD Professor SOGA has a question from the audience, so please go ahead.

SOGA Manabu, ICD Professor:

My name is SOGA, and I'm an ICD professor. Thank you very much for your valuable lecture today. ICD provides legal technical assistance to Asian countries, and I feel that the current emphasis is more on improving court practices and growing legal human resources than on assisting in the drafting of laws and regulations. In your lecture, you mentioned that in Japan, 13 years after the enactment of the Civil Code, the former Supreme Court presented a detailed theory on the right to request avoidance of fraudulent act, which has remained in force as a leading and persuasive precedent. You also mentioned that what is needed is not 100 average practitioners, but outstanding individuals, even if they are few in number, who, from the examples you mentioned in Japan, I thought would be someone like YOKOTA Kuniomi, then the Chief Justice of the former Supreme Court. What kind of approach do you think is desirable for Japan's legal technical assistance to create such outstanding individuals in Asian countries? Also, you mentioned that the desirable legal technical assistance is to promote the establishment of juridical science in the country receiving assistance so that foreign legal technical assistance eventually becomes unnecessary. I would like to hear from you in this regard as well. Thank you very much.

Professor UCHIDA Takashi:

Thank you very much for your very important question. Regarding the creation of outstanding legal professionals, I would like to explain how the Japanese experience has been in this regard. You mentioned YOKOTA Kuniomi as an outstanding legal professional. He was given the opportunity to study in Germany when he was in his mid-30s, and after returning to Japan, he showed great ability and played an active role in legislation and administration. However, he does not seem to have achieved as much as a legal practitioner, such as a judge or prosecutor. Among the people I have mentioned today, I would like to mention HIRANUMA Kiichiro and IKEDA Torajiro as outstanding legal practitioners. How were they educated to become who they were? They were all graduates of the Imperial Universities or Tokyo Imperial University. Of course, that may be one of the reasons, but I think the most important factor was that the best young people were concentrated in the fields of law at the Imperial Universities or Tokyo Imperial University at that time. I think it can be said that by educating people with such high-quality

talent led to the emergence of outstanding legal professionals. In other words, excellent human resources were concentrated in the population of people receiving legal education.

As to the question of how HOZUMI Nobushige, who provided legal education to these people, was educated, he was selected in 1870 under a system called '*koushinsei*' (human resource education system of the Meiji period). The Meiji government was aware that Japan was facing a crisis of national survival, a critical situation on the brink of whether Japan could survive as a state without becoming a colony of the West, and gathered human resources from all over Japan to support the state. Feudal estates were abolished in the following year, so clans still existed, and each clan sent out one to three young men in their late teens, depending on the size of the clan. They were the best "youth" from each region, although at that time, they were composed only of men and the warrior class (samurai). In any case, the best talent was gathered, and about 300 were selected nationwide. After several rounds of selection and narrowing down, the remaining candidates were finally sent to study abroad. Thus, efforts were made to gather the best possible human resources. If this had not been the case, if the feudal system of human resource development had remained in place, what would have happened to HOZUMI Nobushige? He belonged to the upper class of the warrior class, the *joshi* of the Uwajima clan. The HOZUMI family was called SUZUKI and not HOZUMI during the Edo period. Nobushige was the second son of the SUZUKI family and was adopted by a samurai named IRIE, who was a colleague of his father. Therefore, he was called IRIE Nobushige, and both his father and Mr. IRIE were the heads of the Uwajima clan's gun corps. If things had remained as they were in the feudal system, HOZUMI Nobushige might have ended up training with guns at Uwajima Castle for the rest of his life. The fact that they were able to take him out of that situation, bring him to Tokyo and turn him into a world-renowned scholar is, I believe, due to their efforts to gather the best human resources.

That is why, in the case of legal technical assistance, while legal education through assistance is very important, I feel it is also important to encourage the country to create a system that will attract excellent human resources. This may be insufficient, but this is my answer. Thank you.

CHINONE:

Thank you very much, Professor UCHIDA. Now, does anyone have any questions? ICD Professor SAKAMOTO, please.

SAKAMOTO Tatsuya, ICD Professor:

I am SAKAMOTO Tatsuya, an ICD professor. Thank you very much for your valuable lecture today. In your lecture, you mentioned that Japan at that time had excellent leaders such as HOZUMI Nobushige and others, and that the existence of such excellent leaders was important for the creation and development of juridical science. On the other hand, when we look at the

current situation in countries receiving assistance, we see that the codes had first been received from foreign countries, and that many average legal practitioners then use the codes to the best of their ability. In such a situation, and my question is rather opposite of the previous one asked by Professor SOGA, what do you think is the best approach to raise the overall standard of the average legal practitioner? Thank you very much.

Professor UCHIDA:

Thank you for your question on this also very important point. This is true not only for legal practitioners, but also for researchers. I think that an effective way to train good legal professionals highly capable of jurisprudential thinking and making argument on real disputes by transposing them into the virtual space of law, is to train them through discussions/debates. I think this is very beneficial as judicial science is a discipline that is closely related to debate and argumentation in European history.

I believe that all the excellent Japanese legal professionals who are here today have received such training at one time or another. The ‘debate’ is not the kind of debate where you ask a question and if you get the right answer, you get a pat on the back, but the kind of debate where you make the right argument, then a counterargument comes along that knocks it down and forces the other party to argue again. This requires dense and sometimes intense debate, and I think that is how we learn what a good legal argument is.

The problem, however, is that this would probably only be possible in one’s native language. I think it would be very difficult to have a heated discussion, through an interpreter or through a non-native language, to corner the other party and make them argue back.

In order to raise the standard of the 100 average legal practitioners, I think it is necessary to educate them through such discussions/debates, which means that it is necessary to develop outstanding teachers who can teach in their native language and teach juridical science.

Naturally, the teacher will be asked various questions by the people receiving the education, such as why such discussions are necessary and what this concept means. The answer to these questions cannot be “I don’t know.” Only when you can answer “This is how the concept is taught in Japan, but in European history, it is like this,” a discussion will be possible. Therefore, it is necessary to have a deep knowledge of juridical science and to be someone who has received such training him/herself. Based on Japan’s experience, one possible method is to train such outstanding human resources with the help of Japan, and place these people who are capable of such education in their home country’s legal education institutions.

Since I do not have much experience in legal technical assistance, I can only speak from Japan’s history. And I am sure that there are naturally appropriate methods for each of the countries receiving assistance, depending on their own circumstances. The above is what I have learned from Japan’s experience.

CHINONE:

Thank you very much. We will now move on to an online question. We have received the following question from Mr. YAMASHITA Terutoshi:

“I think it would make sense to think that, in the Japanese society where the concept of the English word ‘right’ or the German word ‘Recht’ did not exist, if the *kanji* character for science/reason were used for ‘*kenri* (right),’ it would emphasize the correctness of that time, or social pressures and obligations etc., so the character for profit/benefit was used intentionally. What do you think about this line of reasoning? And, if Japanese society has since changed and if the character meaning science/reason is now more suitable, I think we could consider changing the character and use the one meaning science/reason. Do you think this idea would not be possible? Having said that, considering that Japanese society is still strongly influenced by peer pressure, this idea may not be possible and we have to leave it with the existing character.” Professor UCHIDA, what is your answer to this question?

Professor UCHIDA:

Thank you for your very interesting question. *Kenri* using the *kanji* character meaning profit/benefit is actually not a translation that originated in Japan, but was first translated in China and came to Japan. However, FUKUZAWA Yukichi thought that the original important nuance was lost in using the *kanji* character for profit/benefit, and instead used the *kanji* character for science/reason, but in the end, it did not become the general practice. Among those who know this history, many think that FUKUZAWA’s translation is better. Therefore, I am in favor of switching at this time, but in this case, we have to start by changing the text of the law, which is a matter of what the Cabinet Legislation Bureau wants to call it. I think this is quite a difficult hurdle to overcome. However, it is very important to be aware of the fact that the use of the *kanji* character for profit/benefit does not fully express the meaning of the original word, and it is necessary to conduct various educational activities for this purpose, or to properly communicate the limitations of the translation of the Japanese word ‘right’ in legal education and in legal technical assistance. If Mr. YAMASHITA is going to campaign for a change in the terminology, I would definitely like to support it. Thank you very much.

CHINONE:

Thank you very much. The following is another online question. We have received the following question from Ms. ITO Mizuki, a JICA long-term expert dispatched in Cambodia. Her question is: “When I am working in the field, I find that the judiciary is not attracting the best and brightest. I feel that there is not enough awareness of this. How did Japan reach this awareness in the first place?”

Professor UCHIDA:

Thank you very much. How can we attract the best and the brightest? This is a question I would also like to know the answer to. The reason for the concentration of human resources in the Meiji era is, as I mentioned today, that Japan would not be able to stand on its feet if it did not know about the West, and when we thought about what Western civilization was, we first learned, through negotiations with the United States under the Japan-US Treaty of Amity and Commerce, etc., that Western society was based on laws, such as international law and the laws of trade. The U.S. side told us to open our ports and allow free trade. When the Japanese told them that foreign trade in Japan was a country-to-country transaction, and that was how we were doing it in Nagasaki, they said, “No way, trade is done between private parties.” Surprised, the Japanese asked how such trade could take place between private citizens of foreign countries and was told that it was because of the laws of trade. Through such experiences, Japan felt a sense of crisis that without knowing the law, they had no way of understanding the Western world, and so the awareness that the key to modernizing Japan was to know Western law, was shared between many people at the time. I think that is why human resources were attracted to law all at once.

However, this was only at that time. After that, the era continued for a while when one could attain a high position by graduating from a faculty of law of the university and becoming a bureaucrat. This attracted human resources, but this is not the case at all in Japan today. Therefore, Japan today is in a situation where it needs to be taught how to attract the best people to its faculties of law. It just so happened that the Meiji era had such a background of international relations that attracted human resources, but this is not always the case, and I think it is no exaggeration to say that legal education in Japan today is in a rather critical situation.

So, what should we do for the countries receiving our assistance? I believe that one of the factors that attracts human resources is the longing for the profession. If we can give young people the dream that they can do such work by becoming a legal professional, people will be attracted. I think the same is true in Japan today. It should not be just a passing, temporary thing, such as gaining popularity by being featured in a popular TV drama series or something like that. I think it is very important to show young people that they can do this kind of work in order to help them make better career choices in the future. I think it is necessary for those who are actively practicing to be more proactive in communicating this information. I think the same can be said for Japan and the countries we are assisting.

I don't have a full answer to this question myself, but that is what I can think of for the time being.

CHINONE:

Thank you very much. We have a question from Ms. HARA Wakaba, an attorney who is join-

ing us online. Her question is: “Speaking in Japanese was important for the development of Japanese juridical science. If so, does that mean it is also important to speak the local language when providing legal technical assistance?”

Professor UCHIDA:

That is true, of course. However, as I mentioned earlier, what is needed for training in juridical science is debate, and debate requires the ability to engage in heated discussion, so I think it would be quite a challenge for the people providing legal assistance to be that proficient in the local language. If it is necessary to use native languages in legal education, I personally feel that the key is to train as many people as possible who can be involved in such education from among those who speak the local language as a native language. While it is important for the providers of legal technical assistance to educate local practitioners, I think it is also important to find outstanding local people and develop them as leaders in their own legal practice education.

CHINONE:

Thank you very much. I see Mr. MORINAGA, Director of UNAFEI in the audience has a question.

MORINAGA Taro, Director of UNAFEI:

My name is MORINAGA, Director of UNAFEI. Thank you very much, Professor UCHIDA, for your very thought-provoking and excellent lecture. My question relates to something you can say is a personal interest of mine. In my experience of legal technical assistance in various developing countries, I often feel that in some places, there are quite a few people who think of the law as being a command of the state, not as what we imagine it to be, for example, a law that is allowed to be interpreted, or is to be developed through interpretation. Especially in my early days of legal technical assistance, I once received an explanation from a local person, that interpreting the law was first of all conceived as a matter of questioning the instructions of the state, and I imagined them as a kind of military order, which if you do not obey, you will die, and the situation in the said country was that a person would die if he or she did not obey the order while debating the basis on which the order was issued and what room for understanding there was. The environment being such, they said they could not understand the act of interpreting the law as I had explained it. I have heard this several times. From our non-academic point of view, I imagine that it is a kind of marvel that Japan, at a time when the country had to push forward with the slogan “enrich the country, strengthen the military,” was able to give birth to such liberal juridical science. Is it due to historical factors, such as the existence of the legal scholars you mentioned in the Edo period, and the existence of the *myobo* (ancient study of the law), that the Japanese people have not moved in this direction, that is, to understand the

law as orders, something that must be obeyed absolutely and that is not open to interpretation? Or were there some other special factors? I would like to know your opinion on this out of my personal interest. Thank you very much.

Professor UCHIDA:

Thank you. This is a difficult question. First of all, the idea that law is an order of the state and not open to interpretation is not an uncommon idea. In China, such a concept has existed historically since the days of the Chinese legal scholars in B.C. The same is true of the French Civil Code, which does not allow interpretation, although it is not an order of the state; it is natural law, and since Napoleon established all the ‘correct’ laws, they issued orders that judges should not interpret them. The very idea of not allowing that kind of interpretation, the idea that it’s all written down and what’s left is just to follow it, is an idea that is common historically, regionally, and culturally, I think.

However, try as one might to enforce this idea, as society is moving faster and faster, legislation cannot keep up with it. This is why, from the end of the 19th century to the beginning of the 20th century, a movement called ‘Freirechtslehre’ emerged in Europe, which argued that no matter how well the laws were written, society was moving faster, and that the only way to fill the gap was through interpretation.

Therefore, this argument has been repeated throughout history, and when a well-developed code is created, it restricts interpretation as much as possible. However, as time goes by, interpretation is allowed again, so I think it comes in waves. In this context, how did Japan develop such freedom of interpretation? First of all, since my specialty is the Civil Code, I would like to use the example from the code. Unlike the European Civil Codes, the Japanese Civil Code does not contain detailed information. Japan faced a request to create a Civil Code in a very short period of time in order to revise the unequal treaties. If they tried to write detailed articles like those in European Civil Codes, they would have to study the actual situation in Japan at the time as well. Unable to spare such time, only the principles were included, and a simple code was created, leaving out all the branches and leaves and leaving the rest to be interpreted and implemented. Some Japanese people believe that the Civil Code should be simple like that. When I was involved in the revision of the Law of Obligations, there were objections from practitioners that the Civil Code should be simple and that such detailed clauses should not be added. However, this just happened to be the case with the Japanese Civil Code, and Europe has more detailed provisions in its civil codes. Since the Japanese Civil Code only describes the principles, it was left to interpretation from the beginning. Consequently, there was a lot of room for interpretation, but since there were no clues for interpretation, I think that is why the interpretation theory was brought over from Germany. That is how the interpretation theory developed in Japan.

On the other hand, I believe that one of the reasons why there has been no discomfort with such an interpretation theory is that Japan has historically had a tradition of interpretation. Since the era of the Ritsuryo system, laws received from foreign countries have been something magnificent to be enshrined on an altar, and something that cannot be easily revised. The Meiji Civil Code is no exception, and I have been scolded for revising the Civil Code which was of foreign origin and written by the three eminent drafters. One of the reasons for this is that since the time of the Ritsuryo system, there has been a culture in Japan where the text of the code is regarded as something like the Bible, and the text itself was not to be changed, leaving the rest to interpretation and implementation.

However, also in Japan, special laws for implementing detailed policies are written in great detail, and there are laws that are written in such a way so as to leave no room for interpretation and that are implemented in such a way so as to leave no room for interpretation contrary to the wording of the provisions, so what you say is possible in reality in some specific areas. When the level of abstraction is a little higher as in the case of the Civil Code, interpretation must still be allowed, and it is necessary, when providing assistance, to properly explain the rationalities of the culture and way of thinking that allow such interpretation.

CHINONE:

Thank you very much. Next, Mr. EDAGAWA of JICA, who is in the audience, please.

EDAGAWA Mitsushi, JICA International Cooperation Specialist/Attorney:

My name is EDAGAWA and I am in charge of legal technical assistance at JICA. Thank you very much for your valuable lecture today. I have learned a lot from it. I know that time is limited, so I would like to be brief in my questions.

I think your lecture is premised on the Japanese experience. You said that after drafting and enacting the law, juridical science is necessary for successful implementation of the law. In other words, it could be said that the implementation of the law would not succeed without juridical science. According to you, juridical science is a language that transfers raw reality into a virtual space. I think it would be rude to call the definition of juridical science abstract, but it seems to me that it is difficult to get a concrete picture of what each country perceives as an ideal juridical science.

Also, I would like to know what kind of cooperation is possible when foreigners are involved in the formation and birth of juridical science. In other words, while saying that the implementation of the law is important, the existence of juridical science is indispensable to the implementation of the law; I believe this is based on Japan's experience, but if this is the case, if we don't fill in that part of the gap, then the implementation of the law will not be successful. If this is the case, I would like to know, for example, how foreign countries can be involved in the

formation of juridical science when providing assistance.

My question may be abstract and incoherent, but I would be grateful if you could answer. Thank you very much.

Professor UCHIDA:

I am not sure if I understand your question properly, but to answer it as I understand it, I believe there is no such thing as the universal content of juridical science, this can differ from culture to culture. As I used the terms such as Western juridical science and the birth of Japanese juridical science in my talk today, French juridical science and Japanese juridical science are not equal. German juridical science and French juridical science are actually not equal, either. Although the core concept of private law has existed since ancient Roman law, and everybody shares this concept. Still, how the concept of contract is defined, for example, is different among France, Germany and the United Kingdom, and even between the United Kingdom and the United States. Each country has its own practice, real-life practice, and there are subtle differences among them. Therefore, when discussing contracts, the concept of ‘cause’ is used in France, while the concept of ‘consideration’ is used in the United Kingdom and so on.

In this regard, a juridical science must be created for each country. And I think it is impossible for a country to give birth to its own juridical science unless you are a native speaker of the language of that country. In this case, we have to develop legal professionals who can give birth to the juridical science of their country. I think it is probably impossible for foreigners to say that a specific kind of juridical science is good for your country. What Japanese people can say is that this is the kind of juridical science Japan has; having learned from Europe, Japan has this kind of juridical science. After learning such an example, they will start thinking about their own cases. Such a process is necessary, I think.

Therefore, I think it would be beneficial for Japanese people to show when engaging in legal discussions, that they are not discussing European juridical science itself, but Japanese juridical science that grew up in Asian soil, as one way to make people aware of the need for their own juridical science.

EDAGAWA:

That was very helpful. Thank you very much.

CHINONE:

Thank you very much. The next question will be the last one. We have the following question online from Professor ICHIHASHI Katsuya of Nagoya University of Economics. “This question is about when the day will come when legal technical assistance is no longer needed. Here is one anecdote. A foreign student from one of the countries receiving assistance returns to his

country and translates a textbook on Japanese law. Unlike ones which Japanese students at the dawn of the Meiji era translated, who were familiar with the classics and the juridical science of that era, the textbook he translated was the one used at a Japanese bar exam preparatory school. Consequently, this textbook has been popularized as a typical Japanese textbook in that country. When I heard this, although it is an educational problem of ours, too, I was stunned by the huge difference from the anecdotes of the Japanese students in the Meiji period. The foreign student is an elite of their country, but is unable to understand the meaning of what they are introducing by translating bar-exam reference books from other countries, instead of the well-established textbooks of the country's top scholars. I always wonder when the day will come when we will learn about this situation and get out of it. Excuse me for sharing such a disappointing anecdote that does not come near to what you have told us today. But I hope you can teach me something in relation to this."

Professor UCHIDA:

I am not sure how to answer your question, but when I used to teach at the University of Tokyo, I was very shocked to find that some of the students in my seminars, who were supposed to research and report on various papers and literature, began to cite textbooks from the bar-exam preparatory schools in their reports. I think it may be true that foreign students, when talking with Japanese students, heard them say, "This book is much clearer to understand than the difficult books written by academics," and the foreign students found it to be true.

Certainly, if we are only talking about obtaining the minimum information about a certain law, perhaps there are textbooks from the bar exam preparatory schools that can efficiently convey such information. However, I think it would make sense, as a way of providing assistance to countries that do not yet have juridical science, to properly communicate that for the implementation of the law, it is necessary to learn not that kind of law-specific information, but to dig deep into the 'juridical science' part necessary for making laws. Since Japan already has a juridical science and an established system of implementation of the law, interest may inevitably be focused on the details of the implementation of the law, and students may tend to focus on those details. However, behind such implementation, there is actually a larger language system of juridical science, which is shared among legal practitioners in full, which makes such implementation possible. Hearing what you told me, I feel it is important to communicate that in future legal technical assistance. Thank you very much.

CHINONE:

Professor UCHIDA, thank you so much for your detailed answers to all of the questions. Finally, I would like to introduce the following comment from Professor Emeritus MORISHIMA of Nagoya University. "What cannot be ignored in the birth of Japanese juridical science is

the fact that it was based on a high level of public awareness due to the education in *terakoya* (private elementary schools) during the Edo period. We should pay attention to the discrepancy in the population (difference in human resources) of the countries receiving legal technical assistance.”

Thank you very much, Professor MORISHIMA.

Professor UCHIDA:

Professor MORISHIMA, I appreciate your comment. Thank you very much.

ベトナム共産党に関する一考察 ～党と国家機関の関係～

JICAベトナム長期派遣専門家

河野 龍三

1 はじめに¹

中央内政委員会（CIAC）が法整備支援プロジェクトの実施機関（CP）に参加して2年半が経過した。

CIACはベトナム共産党²（以下単に「党」と呼ぶことがある。）の機関である。前プロジェクトまでは、司法省、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）など主に国家機関³を相手方としてきた⁴。しかし、30年近い支援の歴史の中で、ベトナムが共産党一党支配体制であることに対する日本側の理解が進み、現在の「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の組成段階においては、党の機関をCPに加えるとともに、法・司法改革に関する党の新しい方針（いわゆる新方針）⁵の実施を支援することがPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）の大枠として設定されるに至った⁶。

現地では、プロジェクト活動を遂行するに当たり、上記新方針の内容、ひいては共産党のことを理解する必要があると認識し、法律専門家の視点から党ウェブサイトや各CPウェブサイトのニュース、関連する党の文献を調べるよう努めている。

本稿では、最も基本的な党の文献と考えられる党規約⁷を引用しながら、党の組織機構を概観した後、党と国家機関の関係について初歩的な考察を試みる。ベトナムは我が国の重要なパートナーであり、これまで官民を問わず多くの専門家によって研究がなされている。本稿に目新しい情報はないと思われるが、これからベトナムに対する法整備

¹ 本稿の見解は筆者の私見であり、JICAはもとより日本の法務省その他の組織を代表するものではない。ベトナムの法令、共産党の文献等の内容についてはベトナム語の原典を参照されたい。党ウェブサイトのトップページは<https://dangcongsan.org.vn/Pages/home.aspx>である。

なお、本稿掲載の情報は2023年7月24日までの内容であり、報道等の二次、三次情報を含む上、一部は越語からの自動英訳を参照しているため正確性が十分でない可能性があることをご容赦いただきたい。

² Đảng Cộng sản Việt Nam（党・共産・越南）

³ 本稿において国家機関というときは、越語の「cơ quan nhà nước」を指す。中央レベルの国会、政府、SPC、SPP等のほか、地方レベルの人民評議会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院等を含む概念であり、日本の国家及び地方自治体の公的機関（行政機関・司法機関を含む）に近い。

⁴ CPの1つであるベトナム弁護士連合会（VBF）は国家機関ではなく、「社会－職業組織（tổ chức xã hội - nghề nghiệp）」である（弁護士法7条）。

⁵ 2022年11月9日付「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について」と題する中央執行委員会決議27号（27-NQ/TW）のこと。ICD NEWS第95号（2023.6）49頁以下に塚原正典専門家作成の日本語仮訳が掲載されている。

⁶ 現行プロジェクトの概要についてはICD NEWS第91号（2022.6）11頁以下を参照。

⁷ 2011年1月の第11回党大会において採択されたベトナム共産党規約「Điều lệ Đảng Cộng sản Việt Nam (Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ XI của Đảng thông qua ngày 19 tháng 01 năm 2011)」を指す。越語原文は、党ウェブサイトに掲載。<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/van-kien-tu-lieu-ve-dang/dieu-le-dang/dieu-le-dang-do-dai-hoi-dai-bieu-toan-quo-lan-thu-xi-cua-dang-thong-qua-3431>

当職が作成、プロジェクトスタッフのチャン・ホアン・アイン氏による確認を経た日本語仮訳を本稿末尾に添付する。

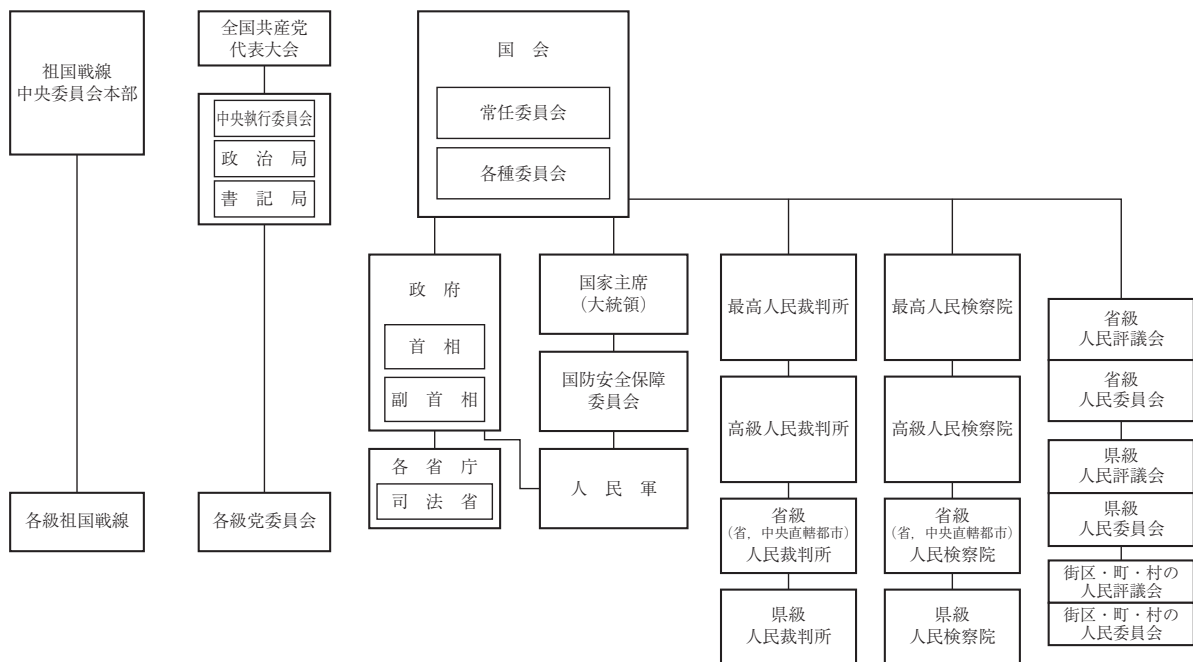
支援に従事する方にとってアクセス可能な日本語資料を増やすという目的で投稿させていただく次第である。

2 ベトナムの統治機構

本論に入る前に、ベトナムの統治機構を確認しておく。

ベトナムは、民主集中制⁸と権限分配を統治基本原理としている（2013年憲法2条3項、8条1項）。国会が最高の国家権力機関であり、立法作用を担うほか、図1のとおり、国家主席、行政機関である政府、司法機関であるSPC、SPPなど各国家機関の上位に位置し、これらの監督を行う（同69条以下）。

【図1】



出典：伊藤文規国際協力部教官「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICD NEWS第28号（2006.9）21頁の資料2を、酒井直樹長期派遣専門家、枝川充志長期派遣専門家、黒木宏国際協力部教官が一部修正したもの（肩書はいずれも当時）

国会の任期は5年で定数500名、一院制である。年2回（5～6月頃、10～11月頃）、通常国会が開催され、国会閉会中は国会常務委員会⁹が任務を遂行する。国家主席、政府首相、SPC長官、SPP長官といった主要な国家機関の長は国会が任免する。

これに対し日本は、三権分立に基づき、国会、内閣、裁判所が相互抑制の関係にあるな

⁸ 越語は「nguyên tắc tập trung dân chủ（原則・集中・民主）」。「民主主義的中央集権制度」の略称、もとはマルクスが主張したと言われるが、20世紀前半にレーニン率いるロシアのボリシェヴィキにおいて採用され、その後、社会主義国の組織原則になったとされる。端的に言えば、選挙によって選ばれた党員代表によって採択した決議は党員全員が執行しなければならないという内容である（ベトナム共産党の党規約9条参照）。

⁹ Ủy ban Thường vụ Quốc hội（図1では「常任委員会」）。構成員は、国会議長、4名の国会副議長及び13名の委員。

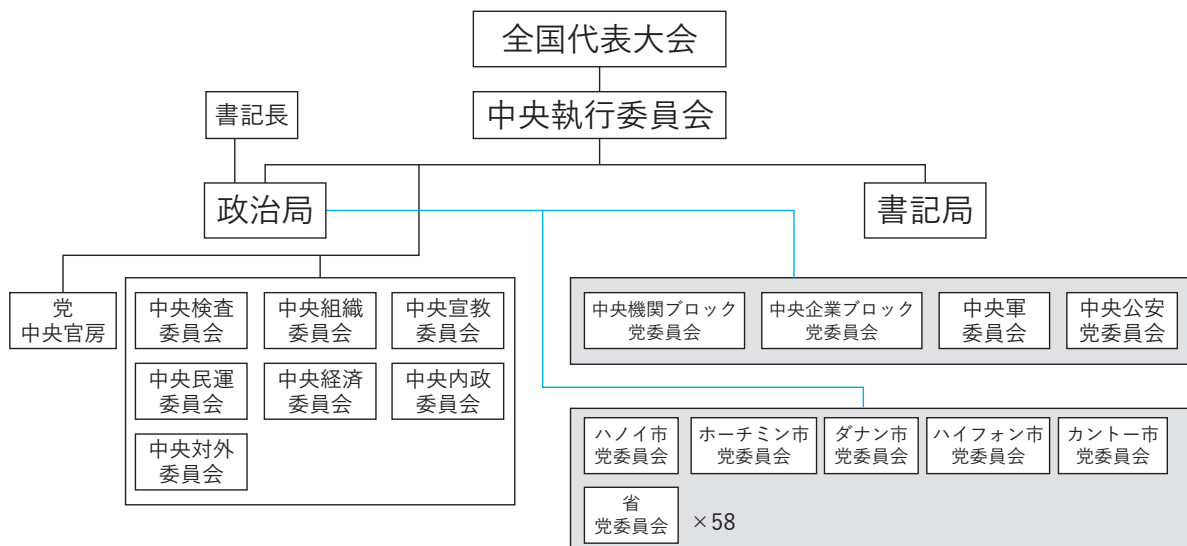
ど統治機構は大きく異なる。しかし、国家作用を各国家機関が分担している点は同じであり、少なくともベトナムの国家機関の役割については、日本において相当する国家機関と比較しても大きな誤解はないと思われる。

3 共産党の組織機構

(1) 共産党の指導機関

前掲図1で便宜上、国会以下の国家機関の左側に記載されていたのが共産党の機関ないし組織である。中央レベルの指導機関については党規約第3章に規定されており、概要は下図のとおりである。

【図2】
ベトナム共産党の組織機構（中央機関ないし中央直属組織）



出典：党規約、党ウェブサイト等の情報を基に筆者が作成

党の最高指導機関は、5年に1回開催される全国代表大会¹⁰（通称「党大会」）である（党規約9条2項、15条1項）。党大会は、前任期の決議の実施結果を評価し、次任期の党の路線・政策を決定し、必要なときは政治綱領¹¹、党規約を補充・修正する（同15条2項）。

党大会が中央執行委員会¹²を選ぶ（同15条2項）。中央執行委員会委員（中央委

¹⁰ Đại hội đại biểu toàn quốc. 第1回党大会は1935年、その後不定期の時期を経て1991年の第7回以降は5年に1回開催されている。直近の第13回党大会には、全国の党員530万人超から選ばれた1,587名が参加したと報じられている。各党大会の決議等は党ウェブサイトに掲載されている。

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/dai-hoi-dang/lan-thu-xiii>

¹¹ 現在の政治綱領は、党規約と同じく第11回党大会で採択された「社会主義への過渡期における祖国建設綱領」(Cương lĩnh xây dựng đất nước trong thời kỳ quá độ lên chủ nghĩa xã hội (Bổ sung, phát triển năm 2011))である。

¹² Ban Chấp hành Trung ương

員¹³⁾は定数180名及び補欠20名から構成され、委員に欠員が生じた場合は中央執行委員会が補欠をもって委員に充てる(同項)。

中央執行委員会が中央委員の中から政治局¹⁴⁾を選び、政治局員¹⁵⁾の中から書記長¹⁶⁾を選び、書記長、政治局員の一部、中央執行委員会によって中央委員から選ばれた書記局員を含む書記局¹⁷⁾を設立する(同17条1項)。

また、中央執行委員会は、中央検査委員会¹⁸⁾を選び、中央検査委員会委員の中から委員長を選ぶ(同項)。

通常は年2回、中央委員が一堂に会する通常会(通称「中央執行委員会総会」、「中総」)¹⁹⁾が開かれ、政治綱領、党規約、党大会の決議の実施を指導し、対内・対外・大衆工作・党建設任務の主張・政策を決定し、次の党大会の準備などを行う(同16条1項、3項)。党大会と党大会の間の指導機関は中央執行委員会とされるが、下位機関からの報告を直接受けているのは常務機関である政治局・書記局であり、これらの構成員が集団指導体制の下、党の方針を執行していると想像される。政治局・書記局の各任務については17条2項、3項を参照されたい。

(2) 政治局・書記局の構成員

第13期(2021～2026年)の政治局員は当初18名、現在16名であり、書記局員は、政治局員との重複を含めて現在11名となっている。党序列の最上位4名は「四柱」と呼ばれ、序列トップの書記長を除き、序列2位、3位、4位の3名が国家主席、政府首相、国会議長を務めるのが通例となっている。政治局、書記局の構成員の氏名・役職(党ないし国家機関)は以下の表のとおりである。

¹³⁾ Ủy viên Trung ương。「党中央委員」「中央執行委員」と呼ばれることもある。名簿は党ウェブサイトで公開されている。
<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/khoa-xiii>

¹⁴⁾ Bộ Chính trị

¹⁵⁾ Ủy viên Bộ Chính trị

¹⁶⁾ Tổng Bí thư。漢越語は「総秘書」、直訳すると「総書記」だが、慣例に従って「書記長」と訳した。党規約17条1項には「同志書記長は、連続2任期を超えないで書記長の職務に就く。」と規定されている。

¹⁷⁾ Ban Bí thư。直訳は「書記委員会」だが、慣例に従って「書記局」と訳した。書記局員の越語は「Bí thư Trung ương Đảng」であり、「党中央書記」とも呼ばれる。

¹⁸⁾ Ủy Ban Kiểm Tra Trung Ương。「中央監査委員会」と訳されることもある。検査委員会の任務等については、党規約第7章に規定されている。

¹⁹⁾ Ban Chấp hành Trung ương họp thường lệ。通常会は6か月に1回と規定されているが(党規約16条3項)、2021年は4回、2022年は2回、直近では2023年5月15～17日に第7回が開催された。党の重要な人事を決める際などに臨時会も開かれる。

【表1】

政治局 ²⁰	書記局 ²¹
①グエン・フー・チョン書記長 ²²	①チョン書記長
②ファム・ミン・チン政府首相	②トゥオン国家主席
③ヴオン・ディン・フエ国会議長	③マイ中央組織委員会委員長（書記局常直 ²⁴ ）
④ヴォー・ヴァン・トゥオン国家主席	④トゥー中央検査委員会委員長
⑤チュオン・ティ・マイ中央組織委員会委員長	⑤チャックCIAC委員長
⑥グエン・ヴァン・ネン、ホーチミン市党委員会書記	⑥ビンSPC長官
⑦トー・ラム公安大臣	⑦レ・ミン・フン党中央官房長官
⑧ファン・ディン・チャックCIAC委員長	⑧グエン・チョン・ギア中央宣教委員会委員長
⑨チャン・カム・トゥー中央検査委員会委員長	⑨ドー・ヴァン・チエン、ベトナム祖国戦線中央委員長
⑩ファン・ヴァン・ザン国防大臣	⑩ブイ・ティ・ミン・ホアイ中央民運委員会委員長
⑪グエン・ホア・ビンSPC長官	⑪レ・ミン・カイ副首相
⑫チャン・タイン・マン国会副議長常直 ²³	※①～⑥は書記長ないし政治局員と兼務
⑬グエン・スアン・タン、ホーチミン国家政治学院院長兼中央理論評議会議長	
⑭ルオン・クオン、ベトナム人民軍政治総局主任	
⑮チャン・トゥアン・アイン中央経済委員会委員長	
⑯ディン・ティエン・ズン、ハノイ市党委員会書記	

出典：党ウェブサイトの情報を基に筆者が作成（○数字は写真の掲載順²⁵）

(3) 党の中央機関

共産党本部はハノイ市バーディン郡（区）にあり、付近には中央レベルの党の機関が集中するエリアがある²⁶。主要な党中央の機関・組織は以下である²⁷。

<党中央官房²⁸>

指導者：フン長官、副長官4名（1名は党中央委員）

部局：総合局、秘書局、地方I局（ハノイ）・II局（ホーチミン市）、文書局、組織・幹部局²⁹など

任務：党中央機関の調整、党の財政・財産の管理等に関する参謀・補佐

²⁰ 政治局員の詳細については以下サイトを参照。 <https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/bo-chinh-tri/khoa-xiii>

²¹ 書記局員の詳細については以下サイトを参照。 <https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/ban-chap-hanh-trung-uong-dang/ban-bi-thu/khoa-xiii>

²² チョン氏は、第11回党大会（2011年1月）で選出されて以降、第11、12、13期と異例の三期目。旧ソ連への留学経験を有し、中央執行委員会の理論政治機関誌「共産雑誌」の編集長を務めた経験もあり、理論派と言われている。

²³ thường trực。「常任」「常務」などとも訳されるが、筆頭のような意味と解される。

²⁴ Thường trực Ban Bí thư

²⁵ 党ウェブサイトのトップページでは、①チョン書記長、②トゥオン国家主席、③チン首相、④フエ国会議長、⑤マイ中央組織委員会委員長の掲載順である。

²⁶ 故ホー・チ・ミン国家主席の墓であるホーチミン廟の近くであり、同エリアには、国会、国家主席府、首相府、外務省、計画投資省など多くの国家機関が存在する。

²⁷ 党中央の機関・組織については、党ウェブサイト（<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/home/index>）を参照。

²⁸ Văn phòng Trung ương Đảng。「党中央府」、「党中央事務局」という訳も可能である。

²⁹ Vụ Tổ chức - Cán bộ。日本でいう人事課のような役割を担う部局と理解している。

<中央検査委員会>

指導者：トゥー委員長、副委員長8名（2名は党中央委員、うち1名が常直を務める）

部局：地盤Ⅰ局、地盤ⅠA局、地盤Ⅱ局、地盤Ⅲ局、地盤Ⅴ～Ⅷ局、総合局、組織・幹部局、研究局など

任務：党規約に従った党内規律の検査・監察・執行を担当する専門機関

<中央組織委員会³⁰>

指導者：マイ委員長、副委員長6名（5名は党中央委員、うち1名が常直を務め、1名は内務大臣と兼任）

部局：組織規約局、党基礎・党員局、総合幹部局、政策幹部局など

任務：党建設・政治体系の組織任務、党員の組織・幹部等に関する参謀・補佐

<中央宣教委員会³¹>

指導者：ギア委員長、副委員長7名（3名は党中央委員、うち1名が常直を務め、1名は情報通信大臣、1名はニャンザン新聞社編集長と兼任）

部局：理論政治局、宣教局、新聞雑誌出版局、文化文芸局、科学工芸局、教育局、総合局、組織・幹部局など

任務：政治・思想・道徳に関する党建設、党の政治理論・歴史、新聞雑誌・出版、文化・文芸、対外通信等に関する宣伝教育の専門機関

<中央民運委員会³²>

指導者：ホアイ委員長、副委員長5名（1名が党中央委員で常直を務める）

部局：事務局、研究局、人民団体局、各国家機関民運局、民族局、宗教局、組織・幹部局など

任務：大衆動員任務に関する参謀・補佐

<中央経済委員会³³>

指導者：アイン委員長、副委員長5名

部局：経済総合局、工芸局、農業・農村開発局、社会局、情報・分析・経済予報センター、組織・幹部局など

任務：経済体制の建設・完備、経済社会の路線・措置等に関する参謀・補佐

<CIAC>

指導者：チャック委員長、副委員長5名（1名が党中央委員で常直を務める）

部局：事件事案処理追跡局、法律局、内政機関局、汚職防止業務追跡局、司法改革局、総合研究局、組織・幹部局など

任務：内政・汚職防止・司法改革に関する参謀・補佐、防止及び反汚職・消極に関する中央指導委員会と司法改革中央指導委員会の常務機関

³⁰ Ban Tổ chức Trung ương

³¹ Ban Tuyên giáo Trung ương。「中央宣伝教育委員会」とも呼ばれる。

³² Ban Dân vận Trung ương。「中央国民運動委員会」、「中央大衆運動委員会」、「中央大衆動員委員会」などと呼ばれる。

³³ Ban Kinh tế Trung ương

<中央対外委員会³⁴>

指導者：レ・ホアイ・チュン委員長（党中央委員）、副委員長3名（うち1名が常直を務める）

部局：中国・東北アジア局、ラオス・カンボジア局、東南アジア・南アジア・南太平洋局、西欧・北米局、ロシア・東欧・中央アジア局、中東・アフリカ・ラテンアメリカ局、総合研究局、組織・幹部局など

任務：対外領域の参謀・補佐、党の対外関係実施機関

(4) 中央直属の党部

後述するが、ベトナムの機関・組織・団体には当該機関・組織・団体に所属する党員の集まりが存在し、それらを党部ないし支部と呼んでいる。党部・支部は、中央・省級・県級・社級の各級にあるが、それらのうち中央の下に直属する党部は以下である。

<省・中央直轄市の党部>

各級の行政単位のうち、58省及び5中央直轄市、すなわち省級の党部は中央に直属する。

これら省・中央直轄市の党部トップは、党部執行委員会（省級の級委員会、省委員会・市委員会のこと。省党委員会・市党委員会、省党委・市党委とも呼ぶ。）の書記である。ハノイ市とホーチミン市の党委書記は政治局員であり、それ以外の省級の党委書記はほぼ全員が党中央委員ないし補欠である³⁵。

<中央機関ブロック党委員会³⁶>

中央機関ブロック党委員会とは、中央執行委員会に直属し、直接・常時には政治局・書記局の指導を受ける級委員会であり、中央機関等の各ブロックの党組織を取りまとめる任務を有する³⁷。グエン・ヴァン・テー党委書記は党中央委員である。

<中央企業ブロック党委員会³⁸>

中央企業ブロック党委員会は企業の各ブロックの党組織を取りまとめる任務を有し、グエン・ロン・ハイ党委書記は党中央委員補欠である。

<中央軍委員会³⁹>

中央軍委員会は、ベトナム人民軍隊の中の中央レベルの党組織であり、軍事・国防の問題を研究し、中央執行委員会に提案する。中央軍委員会書記はチョン書記長が兼任し、副書記はザン国防大臣が兼任する。

³⁴ Ban Đối ngoại Trung ương

³⁵ ウェブサイト上で調べた限りでは、カントー市とホアビン省の党委書記は補欠、ダクノン省とハザン省の党委書記は党中央委員・補欠のいずれでもなかった。

³⁶ Đảng ủy Khối các cơ quan Trung ương。「khối」の漢越語は「塊」。

³⁷ 2021年6月18日付中央執行委員会決定16号（16-QD/TW）参照。

³⁸ Đảng ủy Khối Doanh nghiệp Trung ương

³⁹ Quân ủy Trung ương、「中央軍事委員会」とも呼ばれる。

<中央公安党委員会⁴⁰>

中央公安党委員会は、ベトナム人民公安の中の中央レベルの党組織であり、政治の安寧・社会の秩序安全の問題を研究し、中央執行委員会に提案する。中央公安党委員会書記はトー・ラム公安大臣が務めるが、同党委常務委員会委員には、チョン書記長、トゥオン国家主席、チン政府首相が名を連ねる。

(5) その他の機関

上記のほか、ホーチミン国家政治学院、ニャンザン新聞社、共産雑誌など、党の機関が存在し、これら3機関の長は政治局の管理下に置かれている⁴¹。

なお、前掲図1の一番左側には、国家機関、党に並んで、ベトナム祖国戦線⁴²に関する記載がある。祖国戦線もベトナムの統治機構・政治体制を理解する上で重要な組織の一つと理解しているが、本稿では取り上げない。

4 共産党と国家機関の関係

(1) 共産党の統治機構における位置づけ

国の統治機構を定める2013年憲法において、共産党に関しては4条1項に「ベトナム共産党は…国家と社会の領導勢力である」と規定されるのみで、国家機関との関係は条文上明らかでない。一方、同条3項には「党の各組織及びベトナム共産党の党員は、憲法及び法律の範囲内で活動する」との記載がある。いわゆる欧米的な「法の支配 (Rule of Law)」と同義かどうかはさておき、法治主義⁴³の建付けと考えられる。そうすると党は、立法権を有する国会以下の国家機関を指導する一方、国会の制定した憲法・法律には縛られるということになるが、これは、日本のような三権分立の統治機構を前提に考えてしまうと理解が難しい。以下では、中央レベルにおける党と国家機関の関係を検討する。

(2) 共産党と国会の関係

まず、最高の国家機関である国会との関係に着目する。第15期(2021~2026年)⁴⁴の国会議員は選挙当時で499名⁴⁵、そのうち485名、実に約97.2%が共産党員であった。これは一党支配の国において当然のことかもしれないが、最初に指摘しておきたい重要な事実である。

もう1つ注目したいのは、党指導部、国会議員その他の国家機関の長の選出の流れである。2021年1~2月に第13期党大会が開催され、その際に向こう5年間の党中央委員が選出され、同時期に開かれた第1回中央執行委員会総会においてチョン

⁴⁰ Đảng ủy Công an Trung ương

⁴¹ 2022年5月5日付中央執行委員会結論35号(35-KL/TW)参照。

⁴² Mặt trận Tổ quốc Việt Nam

⁴³ 越語では「Nhà nước pháp quyền」、直訳すると「法権国家」という言葉が使われている。

⁴⁴ 第1期国会は1946年1月~1960年5月。基本的に1期5年であるが、途中で不定期開催が含まれる。

⁴⁵ 国会事務局ウェブサイト (<https://dbqh.quochoi.vn/XV/Daibieu.aspx>) によれば、現時点の国会議員は494名。

書記長以下が党指導部に選出された。同年3月に党の第2回中央執行委員会総会に続いて第14期第11回国会が開かれ、国会議長、国家主席、政府首相ら主要な国家機関の長が刷新された。同年5月には第15期の国会議員選挙が実施され、同年7月に党の第3回中央執行委員会総会に続いて第15期第1回国会が開かれたが、主要な国家機関の長に大きな変動はなかった。つまり、まず党指導部が選ばれ、続いて国家機関の長が任命され、国会議員選挙を経た新たな会期の国会において当該人事が追認されるという流れになっており、しかも、国会の会期の前にはそれぞれ党の総会が開かれているのである。

このように、党の指導部人事が決まってから国会議員選挙ないし国家機関の長の選出が行われるという順序は、党と国家機関の関係を示唆していると言える。

(3) 国家機関内の共産党組織

次に、それぞれの国家機関の中に党組織が存在することを指摘したい。

ア 党部・支部

党規約10条1項には「党の組織体系は、国家の行政組織体系に相応して設けられる。」と規定されている。おそらく、あらゆる国家機関の内部に党員の集まりが存在すると考えられ、それらは「党部⁴⁶」ないし「支部⁴⁷」と呼ばれている。党部・支部とは、中央・地方のレベルを問わず、機関・組織・団体内の党組織、システムの名称であり、実際に活動する機関は「党部執行委員会、支部執行委員会（略して級委員会⁴⁸と呼ぶ）」である（党規約9条2項）。党中央の「全国代表大会」「中央執行委員会」の関係と同様、党部の最高指導機関は「代表大会」、大会と大会の間の指導機関は「党部執行委員会」である。

例えば、中央の国家機関である司法省、首相府、SPC、SPPにはそれぞれ党部が存在し、中央に直属する党部としては、前掲図2のとおり、各ブロック党部、軍・公安の中央レベルの党部、省・中央直轄市レベルの党部がある。

また、人民軍隊及び人民公安については党規約第6章に規定があるが、中央軍委員会、中央公安党委員会以下、各級の軍・公安の内部にそれぞれ党組織が存在することは他の機関と同様である。例えば、人民軍隊については、憲法上、人民武装勢力は国家主席が総括するとされるが（憲法88条5項）、各級の軍内部には党組織である軍委員会が配置され、中央軍委員会書記はチョン書記長が兼任しているので、実質的に軍を統率するのは共産党トップという構造になっている⁴⁹。

⁴⁶ đảng bộ

⁴⁷ chi bộ

⁴⁸ cấp ủy、「級委員会」と直訳した。党部執行委員会は「党委員会（đảng ủy）」と呼ばれることもある。

⁴⁹ 党部は党の機関内にも存在する。例えば、CIACには「中央内政委員会機関党部（Đảng bộ cơ quan Ban Nội chính Trung ương）」が設立されており、その党部執行委員会である「機関党委員会（Đảng ủy cơ quan）」の書記はCIAC副委員長常直が務めている。

イ 党団、党幹事委員会

一定の機関・団体の中には、「党団⁵⁰」または「党幹事委員会⁵¹」という党組織が存在する。すなわち、中央レベル及び省・中央直轄市レベルの級委員会は、同級の国家の指導機関、祖国戦線、政治－社会団体⁵²の中に、選挙によって党団を設立し（党規約42条）、同級の行法・司法機関⁵³の中に党幹事委員会を設立する（同43条）。

中でも、中央レベルの党団または党幹事委員会は政治局・書記局に直属することが党の文献⁵⁴によって定められている。中央の国家機関内の党組織につき、指導者は以下のとおりである⁵⁵。

<国会党団>

- ・議長（書記）、各副議長（1名が副書記）、国会常務委員会の各委員ほか
- ・政治局が人事を決定する

<政府党幹事委員会>

- ・首相（書記）、各副首相（1名が副書記）、内務大臣、首相府長官、国防大臣、公安大臣ほか
- ・政治局が人事を決定する

<SPC党幹事委員会>

- ・長官（書記）、各副長官（1名が副書記）、組織・幹部局局長ほか
- ・書記局が人事を決定する

<SPPP党幹事委員会>

- ・長官（書記）、各副長官（1名が副書記）、組織・幹部局局長ほか
- ・書記局が人事を決定する

<各省（Ministry）の党幹事委員会>

- ・大臣（書記）、各次官（1名が副書記）、組織・幹部局局長ほか
- ・書記局が人事を決定する

(4) 国家機関内の共産党組織の役割

なぜ、各国家機関の内部に党組織が存在するのか。その手掛かりが、党規約41条4項（党団、党幹事委員会に関する規定の直前）にある。すなわち、「国家機関、祖国戦線、政治－社会団体の中で働く党組織及び党員は、党の決議・指示を厳正に執行しなければならない；党組織は、国家の各法律文書、団体の主張への具体化を領導する」。「への具体化」と訳した部分では「thành」（～に成る）という越語が使われており、「；」前後の文脈も考慮すれば、「党組織は、党の決議・指示が国家の各法律文書

⁵⁰ đảng đoàn

⁵¹ ban cán sự đảng

⁵² đoàn thể chính trị - xã hội

⁵³ cơ quan hành pháp, tư pháp。「行法機関」は、法を行う機関すなわち「行政機関」のことと理解できる。

⁵⁴ 2013年3月7日付政治局規定172号（172-QD/TW）参照。

⁵⁵ なお、VBFにも党団が設けられており、書記をドー・ゴック・ティン会長が務めている。

に成るような具体化を領導する」と読むことが可能である。このことは、以下の例からも裏付けられていると思われる。

【例 1】

< 2021年1月25日～2月1日第13回党大会決議 >

第13期の党の方針を定めた最上位文献



< 2021年10月14日付政治局結論19号（19-KL/TW） >

党大会決議を踏まえ、第15期国会の立法計画の方向性に関する結論を政治局が発行

- ・法律システムの完全化、人々・企業の正当な権利利益の重視、国家権力の行使の検査など立法の重点項目のほか、立法計画実施における留意点を定める
- ・国会党団、政府党幹事委員会、関係機関・組織は、実施計画を作成し、提案内容を具体化して年次立法計画とする



< 2021年11月5日付国会常務委員会計画81号（81/KH-UBTVQH15） >

上記結論19号の実施計画を国会常務委員会が発行

- ・計画の一例（現行法の修正・補充）

任務	実施を主宰する機関	進捗を監督する機関	完成期限
人民裁判所組織法の研究・レビュー	S P C	国会司法委員会	2022年 12月31日
人民検察院組織法の研究・レビュー	S P P	国会司法委員会	2024年 12月31日

- ・計画の一例（新法の制定）

任務	実施を主宰する機関	進捗を監督する機関	完成期限
未成年者司法に関する法案の研究・作成	S P C	国会司法委員会	2022年 12月31日
司法共助法の研究・レビュー、民事・刑事等の個別法への分割可能性の研究等	政府、S P P	国会司法委員会	2023年 12月31日



< 2023年6月2日付国会決議89号 (89/2023/QH15) >

2024年立法計画、2023年立法計画の修正に関する決議を国会が発行
・計画の一例

法案	第6回会期 (2023年10月)	第7回会期 (2024年5月)	第8回会期 (2024年10月)
人民裁判所組織法 (改正)	審議のため提出	採択のため提出	
未成年者司法法		審議のため提出	採択のため提出

【例2】

< 2022年11月9日付中央執行委員会決議27号 >

法制度・司法制度に関する2030年までの具体的目標を定めた党の上位文献



< 2022年11月28日付中央執行委員会計画11号 (11-KH/TW)⁵⁶ >

中央執行委員会決議27号の実施計画を政治局が発行

・国会党団、政府党幹事委員会、SPC党幹事委員会、SPP党幹事委員会、CIACなどに任務を割り当て



< 2023年5月12日付政府決議77号 (77/NQ-CP) >

上記決議27号及び計画11号を実施する活動プログラムを政府が発行

・実施組織は各省の大臣、省同格機関・政府に直属する機関の長など⁵⁷

(5) 小括

まず、国会議員はほぼ全員が共産党員であること、国家主席以下、中央レベルの主要な国家機関の長は全員が政治局員、書記局員、党中央委員であることを確認した⁵⁸。また、全レベルの国家機関の中には党部・支部という党員の集まりがあり、中央及び省級の国家機関の中には党団または党幹事委員会という党組織も存在することがわかった。そして、政治局の文献に従って国会が立法計画を作成する流れや、党の方針に基づき法・司法改革の任務が各国家機関に割り当てられ、行動計画に具体化される過程は前記のとおりである。さらに、各国家機関幹部の肩書は党の役職が先、国家機関の役職が後の順番で記載される慣例もある⁵⁹。これらの制度や実態を踏まえる

⁵⁶ ICD NEWS第95号(2023.6)62頁以下に日本語仮和訳が掲載されている。

⁵⁷ 例えば、司法省の2024年までの任務として、「2025-2030年段階における法令施行実施業務の効果の刷新、向上」などが記載されている。

⁵⁸ CIACや中央検査委員会など党の中央機関の副委員長常直、ハノイ市・ホーチミン市以外の各省党委書記など党の地方機関のトップのほか、国家副主席、国会常務委員会の構成員、政府副首相、SPP長官、各省大臣、公安次官、国防次官など国家機関の重要ポストには党中央委員が就いている。

⁵⁹ 例えば、SPCウェブサイト上でビン長官の担任職務は、「政治局員、党中央書記、党幹事委員会書記、SPC長官」と記載されている。

と、憲法4条1項の「国家と社会の領導勢力である」の実質的な意味は、党が国会以下の国家機関及びその他の機関・組織・団体を指導し、法律の制定や執行を党の方針に基づいて行うことを宣言しているところにあるという見方が可能であろう。

しかしながら、同条3項が、党も憲法及び法律の枠内にあると釘を刺していることを忘れてはならない。ベトナムは、共産党一党支配体制を維持しながらも「法治国家」を標榜しており、その意味で前記新方針において「社会主義的法治国家」の定義が初めて示されたことは大変興味深い。党の方針がどのようにして国家の法律に反映されていくのか、引き続き研究が必要だと考える。

5 地方における国家機関及び共産党組織

(1) ベトナムの行政単位

ベトナムの統治機構を理解する上でもう一つ重要なのは、中央と地方の関係である。地方は、「国→省・中央直轄市」、「省→県、市社、省直属市」「中央直轄市→郡、県、市社、中央直轄市に属する市」、「県→社、市鎮」「郡→坊」のような行政単位に区分されており、それぞれ縦の関係が存在する（憲法110条1項、地方政権組織法2条）。各行政単位には党の地方組織と国家の地方機関がそれぞれ設けられており、党内の上下関係、国家機関内の上下関係の両方が存在すると考えられる。

(2) 地方における国家機関

まず、地方レベルの国家機関については、前掲図1の右側部分に記載されている。

省・中央直轄市、県級、社級の行政単位にはそれぞれ人民評議会⁶⁰が設置され、これらは地方における人民の代表機関と言える。すなわち、人民評議会は地方人民に選出され、地方における国の権力機関であり、地方人民及び上級の国家機関に対し責任を負う（憲法113条1項）。各級の人民評議会には議長、副議長がいて、中央の国会常務委員会に相当する人民評議会常務委員会が存在する。

各級の行政単位には政府の地方機関として人民委員会⁶¹が存在し、各級人民委員会の中には専門機関として司法局、建設局などが存在する。人民委員会は、同級の人民評議会により選出され、人民評議会の執行機関及び地方における国の行政機関であり、人民評議会及び上級の国家機関に対し責任を負う（憲法114条1項）⁶²。省級の人民評議会議長は同級の級委員会（党委員会）の書記ないし副書記常直が兼務するケースが多く、省級の人民委員会主席は同級の級委員会の副書記が兼務するケースが多いようである。

また、地方の司法機関として、ハノイ市・ダナン市・ホーチミン市の3か所には高級人民裁判所・高級人民検察院が、省級及び県級には各人民裁判所・人民検察院が設

⁶⁰ Hội đồng nhân dân

⁶¹ Ủy ban nhân dân

⁶² 人民委員会は、同級の人民評議会と、政府及び上級の人民委員会に対して、「二重の従属関係にある」などと言われる。

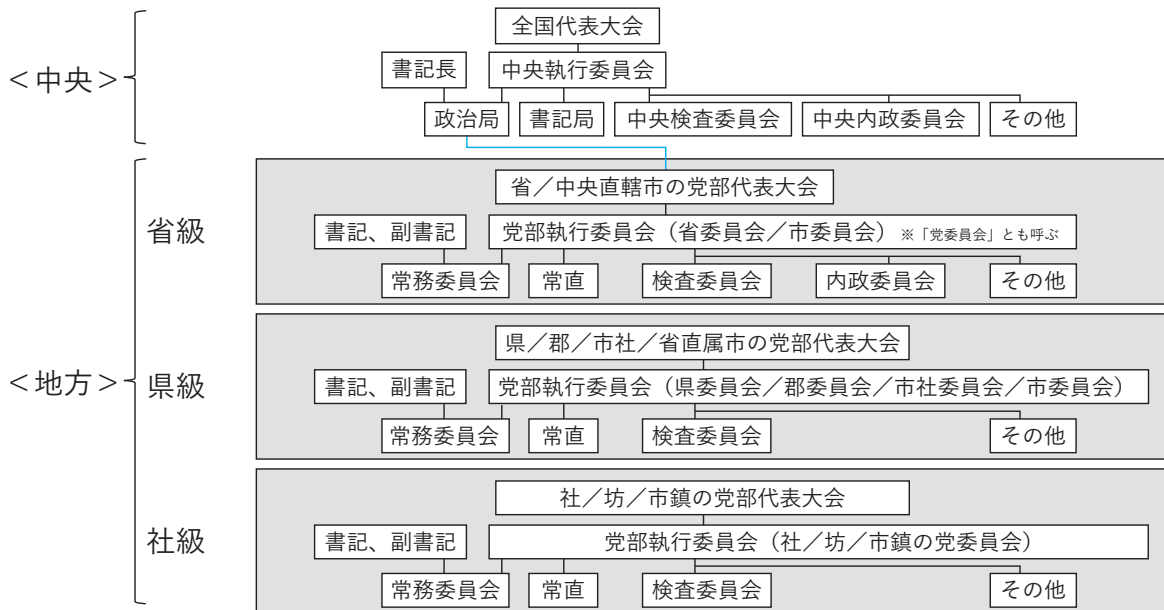
置され（2014年人民裁判所組織法、2014年人民検察院組織法）、それぞれ、同級の人民評議会、上級の人民裁判所・人民検察院の指導を受けている。

さらに、これら地方の国家機関の内部にも党部が存在し、党部執行委員会のほか、一定の場合は党団または党幹事委員会が設立されている。例えば、省級の人民評議会には党団が、人民委員会には党幹事委員会が、人民裁判所・人民検察院には党幹事委員会がそれぞれ存在し、これら党組織のトップは当該機関の指導者が務めるのが通例である。

(3) 地方における共産党組織

次に、地方レベルの党組織について検討する。党規約を詳細化した党の文献⁶³によれば、党の組織体系は、中央、省・中央直轄市、県・郡・市社・省直属市・中央直轄市に属する市、社・坊・市鎮という各級の行政単位に従って組織され、中央直属の党部の設立は政治局によって決定される。つまり、各行政単位には党員の集まり、党部が存在すると考えられる。以下は党の地方組織の概要をまとめた図である。

【図3】
ベトナム共産党の組織機構（中央と地方の主な組織）



出典：党規約、党ウェブサイト等の情報を基に筆者が作成

地方レベルの党の指導機関については、党規約第4章に規定されている。省・中央直轄市の党部、県・郡・市社・省直属市の党部の代表大会は、同級の級委員会によって5年に1回、通常会が召集される（党規約18条1項）。省・中央直轄市の級委員

⁶³ 2021年7月30日付中央執行委員会規定24号（24-QD/TW）。

会⁶⁴、県・郡・市社・省直轄市の級委員会は、それぞれの代表大会の決議の実施を指導し、同時に、上級の決議・指示の実施も指導する（同19条1項）。各級の級委員会の会議は、「常務委員会」によって3か月に1回、通常会が召集される（同条2項）。級委員会の会議は、常務委員会委員を選び、その中から書記、副書記を選ぶ、検査委員会委員を選び、その中から検査委員長を選ぶ（同20条1項）。さらに、書記、各副書記を含む級委員会の「常直」という役職が存在し、常直は、級委員会、常務委員会、上級の級委員会の決議・指示の実施を指導・検査する（同条4項）。

社級以下の党組織は「党の基礎組織⁶⁵」と呼ばれ、第5章に規定がある。3名以上の正式党员がいる社・坊・市鎮においては党の基礎組織が設けられ、それらは県級の級委員会に直属する（同21条2項）。社級の党の指導機関は省級・県級と同様、各地方政権の党部であり、代表大会、党委員会（党部執行委員会と同義）、常務委員会、書記等がある（同22条）。党の基礎組織は最小単位の党员の集まりであり、機関、企業、軍隊・公安の単位などに設置され（同21条2項）、党员が30名未満だと「基礎の支部」、30名以上だと「基礎の党部」となる（同条3項、4項）。

図3のとおり、党の組織機構においては、中央→省級→県級→社級の級委員会（党委員会）にそれぞれトップの書記（中央は書記長）がいて上下関係が存在する。各級の検査委員会、内政委員会の間でも上級・下級の関係が存在し（内政委員会は省級のみを設置）、各級の検査委員会・内政委員会は自らが属する級委員会の指導も受けると考えられる。

(4) 党規約のその他の規定

その他党規約には、前文に続き、第1章において党员の権利・義務、党员になるための資格・入党手続などが規定され、第8章には褒賞及び規律に関する規定がある。前述の党団と党幹事委員会の設立については第9章「党の国家、祖国戦線、政治-社会団体の領導」の中に条文がある。

6 具体例の検討

これまで、共産党と国家機関の横の関係や、中央と地方の縦の関係を党規約の規定を中心に見てきた。ここで、自身の頭の整理も兼ねて具体例を検討したい。中央の国家機関としてSPPを、地方の行政単位としてタイグエン省を取り上げ、党の役職と国家機関の役職の関係を調べた⁶⁶。

(1) SPP

SPPには党部があり、その最高指導機関は5年に1回開催される党部大会であ

⁶⁴ 省の級委員会は「省委員会 (tỉnh ủy)」、中央直轄市の級委員会は「市委員会 (thành ủy)」と呼ばれる。

⁶⁵ tổ chức cơ sở đảng。「cơ sở (基礎)」はグラスルーツ、草の根とも訳される。

⁶⁶ 本調査に当たっては、チャン・ホアン・アイン氏から多大な助力を得た。この場を借りて感謝の意を表す。

る。大会と大会の間の指導機関として党部執行委員会（党委員会）が選ばれ、その中には常務委員会、検査委員会などが存在する。また、SPPには、書記局によって構成員を選出された党幹事委員会が設立されている。さらに、SPP内の各部局には党部に対応する支部が存在する。SPP党部は2020年8月に第25回党部大会を開催し、現在は2020～2025年任期の途中にある。

党組織の幹部を見てみると、党幹事委員会書記をレ・ミン・チー長官⁶⁷、副書記を各副長官らが務め、党委員会書記を副長官常直（筆頭）が務め、同人が党委常務委員会書記も兼務している。SPP党委員会は中央機関ブロック党委員会に直属し、その指導を実行するものとされている。前記第25回党部大会は、チー長官及び中央機関ブロック党委員会書記の共催で開催されている。

支部については、例えば、第13局（国際協力・刑事司法共助局）の支部はヴァー・ティ・ハイ・イェン局長、副書記はホアン・ティ・トゥイ・ホア副局長が務め、2022年9月に開催された支部大会では、2020～2022年任期の総括及び2022～2025年任期の承認がなされたと報じられている。なお、SPPには労働組合⁶⁸があり、労働組合執行委員会、各部局の労働組合などが存在するが、これらは党組織ではない。

以下は、SPP内の党組織の主な構成員をまとめた表である。

【表2】

組織の 名称	人名	レ・ミン・ チー	グエン・ ファイ・ ティエン	グエン・ ハイ・ チャム	グエン・ ズイ・ザン	グエン・ クアン・ ズン	タ・ クアン・ カイ	その他
SPP ⁶⁹	長官 ※2021 -2026		副長官 常直	副長官	副長官	副長官	副長官 兼 中央軍事 検察院長官	第1～16局、 事務局など 計25単位
党 幹事委員会	書記 ※2020 -2025		副書記	委員	委員	委員	委員	ほか1名 ⁷⁰
党部 執行委員会 (党委)			書記 ※2020 -2025	副書記		副書記		ほか 24名の委員
党委 常務委員会			書記 ※2020 -2025	副書記				ほか委員ら
党委 検査委員会								委員長 ⁷¹ 、 委員ら

出典：SPPウェブサイト等の情報を基に筆者が作成

⁶⁷ ホーチミン市出身の62歳。同市の公安や人民委員会副主席、CIAC副委員長を経て、第12、13期党中央委員、第14、15期国会議員、SPP長官は現在2期目。

⁶⁸ Công đoàn。SPP労働組合委員長はグエン・ズイ・ザン副長官が務める。

⁶⁹ 国家機関としての役職は、SPP長官（1名）→SPP副長官（4名、軍事検察院を除く）→SPP検察官（19名）→高級検察官→中級検察官→初級検察官である（人民検察院組織法76条等）。SPP副長官及びSPP検察官は、SPP長官の上程に基づき、国家主席が任免する（憲法88条3項、人民検察院組織法63条4項）。SPP長官は、高級・中級・初級の検察官、検査官等を任免し（人民検察院組織法63条5項）、高級・省級・県級人民検察院の各長官・副長官の任免権も有している（同法65～68条）。

⁷⁰ 第15局（組織・幹部局）のタン・ゴック・トゥアン局長。

⁷¹ 第11局（民事判決執行検察局）のグエン・キム・サウ局長。

S P Pの地方機関として、高級人民検察院、省級・県級の各人民検察院が設置されており、各級の人民検察院の中にはそれぞれ党部執行委員会、党委常務委員会が存在し、同級の級委員会及び上級の党組織の指導を受けている。

党中央・各級の党組織と、S P P・各級人民検察院内部の党組織との相関関係を示した図（【図4】）を本稿末尾に添付するので併せて参照されたい。

(2) タイグエン省

タイグエン省はベトナム東北部山岳地帯に位置し、省都のタイグエン市など3市、その下の6県から成る。少数民族を含む人口は130万人程度、面積は約3,500km²と日本の鳥取県と同じくらいの大きさである⁷²。

タイグエン省における党の指導機関は、5年に1回開催される省の党部代表大会であり、省の党部執行委員会（級委員会、省委委員会と同義。省党委員会ないし省党委とも呼ぶ。）から常務委員会が選ばれ、検査委員会、内政委員会も設置されている。省級の党部は中央に直属するため、タイグエン省の級委員会は党中央の指導を受けながら、自らに属する各委員会を指導し、同級の人民評議会の党団、人民委員会の党幹事委員会、人民裁判所・人民検察院の党幹事委員会などを指導し、さらに、下級すなわち3市の級委員会（市委委員会）をも指導すると考えられる。

以下は、タイグエン省の党組織の主な構成員をまとめた表である。

【表3】

組織の名称	グエン・タイン・ハイ ⁷³	チン・ベト・フン ⁷⁴	ファム・ホアン・ソン	ホアン・ヴァン・フン	ファム・ヴァン・ト	ヴー・ズイ・ホアン	その他
省委委員会 (党部執行委員会)	書記 ※2020 -2025	副書記	副書記 常直	委員	委員	委員	ほか 委員44名
省委 常務委員会	委員 ※2020 -2025	委員	委員	委員	委員	委員	ほか 9名
省委 検査委員会				委員長			
省委 内政委員会					委員長		
人民評議会	委員	委員	議長 ※2021 -2026	委員	委員	委員	ほか 60名
人民委員会		主席 ※2021 -2026					ほか 3名の副主席、 19名の委員 ⁷⁵

出典：タイグエン省ウェブサイト等の情報を基に筆者が作成

⁷² インターネット上で無作為に検索してこの省を選択した。茶の名産地とのことだが、筆者は行ったことがない。

⁷³ ハノイ市出身。第12、13期党中央委員、第13、14、15期国会議員であり、タイグエン省の国会議員団（Đoàn đại biểu Quốc hội）の団長も務めている。国会議員団とは、各省又は中央直轄市に選出された国会議員、当該省若しくは中央直轄市に赴任する国会議員から成る団体のことである（国会組織法43条1項）。

⁷⁴ ハイズオン省出身。第13期中央執行委員会補欠委員。

⁷⁵ 軍、公安、商工、科学技術、計画投資、情報通信、保健、外務など各局局長。

7 まとめ

以上、共産党と国家機関の関係、中央と地方の関係をそれぞれ見てきた。

党中央には中央執行委員会、常務機関の政治局・書記局、各中央委員会（中央検査委員会、CIA C等）などがあり、省級・県級・社級の各行政単位にはそれぞれ党部があり、その執行機関として党部執行委員会（党委員会）、常務機関として常務委員会がある。

国家機関としては、中央レベルに国会、政府、SPC、SPP等が、省級・県級以下には人民評議会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院等の地方機関があるが、これらの機関内部にも党委員会、党団、党幹事委員会といった党組織が存在することがわかった。

共産党は、党の中央委員会、中央直属の党部、中央レベルの国家機関内部の党組織を指導するとともに、省級の級委員会を直接指導し、地方の級委員会は、党中央及び上級の級委員会の指導を受けながら、下級の級委員会を指導し、自らに属する検査委員会等を指導し、同時に、同級の人民評議会、人民委員会、人民裁判所・人民検察院など地方機関内部の党組織をも指導していると理解できる。

このように、党と国家機関が横の関係でオーバーラップし、中央と地方が縦の関係でヒエラルキーを形成するという網の目のような構造がベトナム統治機構の特色ではないかと思われる。党は、国家機関と別個に存在するのではなく、むしろ一体となって活動していると理解すべきであろう⁷⁶。

なお、党と国家の関係調べてみて、もう一つ感じることは、仮に「党≒国家機関」と言えたとしても、「党≒ベトナム国民」ではないということである。党員は総人口の5%にすぎない。大半の国民にとっては毎日の暮らしの向上が重要なのであって、共産党一党支配も祖国防衛や経済発展を実現する最短距離の手段ゆえに受け入れられている、という見方もあり得る。党の組織原則である民主集中制には一歩間違えると独裁に陥りかねないリスクがある。ベトナム共産党はこのことを自覚し、常に世論を意識し、広く国民の意見や不満を吸い上げようとしているように見える⁷⁷。本稿では取り上げなかったが、祖国戦線などの大衆組織が党、国家機関と並ぶ三本目の柱と呼ばれる所以である。

⁷⁶ ベトナムにおける昇進パターンを見ると、国家機関→党→国家機関のように相互の役職をステップアップしていく例が見られる。例えば、司法省のレ・ティン・ロン大臣（59歳）は、同省生え抜きの公務員であるが、次官（党幹事委員会委員）に就任後、ハティン省党委副書記を務めて司法省に戻り、党中央委員に選ばれるとともに大臣（党幹事委員会書記）に任命され、現在に至っている。チャン・ティエン・ズン司法省次官（48歳）も同様に、司法省の幹部を歴任した後、次官を経てライチャウ省党委副書記兼人民委員会主席に転任し、次官に返り咲いている。一方、検察出身のグエン・ヴァン・クアン氏（53歳）は、ハイフォン市人民検察院長官、SPP副長官等の検察幹部を歴任した後、現在はダナン市党委書記（党中央委員）を務めている。

⁷⁷ 一連の聖域なき反汚職闘争（党の文献では「世論が関心を有する事件・事案」の処理を重視することが繰り返し強調されている）、各機関における事件の告発の受理等に関する検査（各国家機関の幹部をヘッドとする複数の検査チームが設置され、検査結果が報告されている）など、党は世論を意識して慎重に党運営を進めていることがうかがわれる。

8 おわりに

2023年6月、日本政府において新たな開発協力大綱が閣議決定された⁷⁸。今後は、日本の支援の特徴とされていた「寄り添い型」に加え、「オファー型協力」を強化するという。「魅力的なメニューを作り、積極的に提案していく」ためには、何よりもまず、相手国のことをよく知っていなければならない。ベトナムの法令・法制度を理解して適切な助言を行うということは、従前から現地専門家に求められる仕事の1つであった。共産党を正しく理解することも、対ベトナム法整備支援に携わる者として不可欠の要素だと思う。

また、新大綱の「Ⅲ. 実施」の項において「知日派・親日派人材、日系人等」との連帯が明記されたことも注目に値する⁷⁹。現在進行中のJICA技術協力プロジェクトの対ベトナム案件の中には、「戦略的幹部研修プロジェクト」があり、CPの中央組織委員会とホーチミン国家政治学院はいずれも党の機関である。同プロジェクトの上位目標には、「ベトナムの次世代リーダー及び日本側有識者（政府、経済界、学界）の人的及び組織的ネットワークが強化される」との記載がある。この点、法整備支援プロジェクトにおいては、歴代の長期・短期の専門家、日本側関係者のご尽力により既に各CPとの間で人的・組織的な深い信頼関係が構築されている⁸⁰。法整備支援分野のアセットを維持・発展させ、かつ、他のプロジェクトとの相乗効果・好循環を生み出すためのアイデアが求められる。

ベトナムは、森嶋昭夫名古屋大学教授（当時、現名誉教授）の助言を得て1995年に民法を制定して以降、JICAプロジェクトの各フェーズを経て、民法の改正や民事訴訟法の制定など基本法の整備を概ね終え、その制度運用・人材育成についても一定程度は自ら行えるようになってきている。最近では、裁判のIT化や行政のデジタル化、ジェンダーに関する法律問題など、必ずしも我が国が豊富な知見を有しているとは言えない分野の相談も増えてきている。今後は、日本の法令・法制度の紹介といった情報提供だけでなく、より大きな司法外交⁸¹という観点からベトナムと交流し、お互いに学び合い、信頼関係をますます構築し、共に発展していけたら素晴らしいと思う。日本政府に対しては、現状に即した新たな法整備支援手法の検討を期待したい。

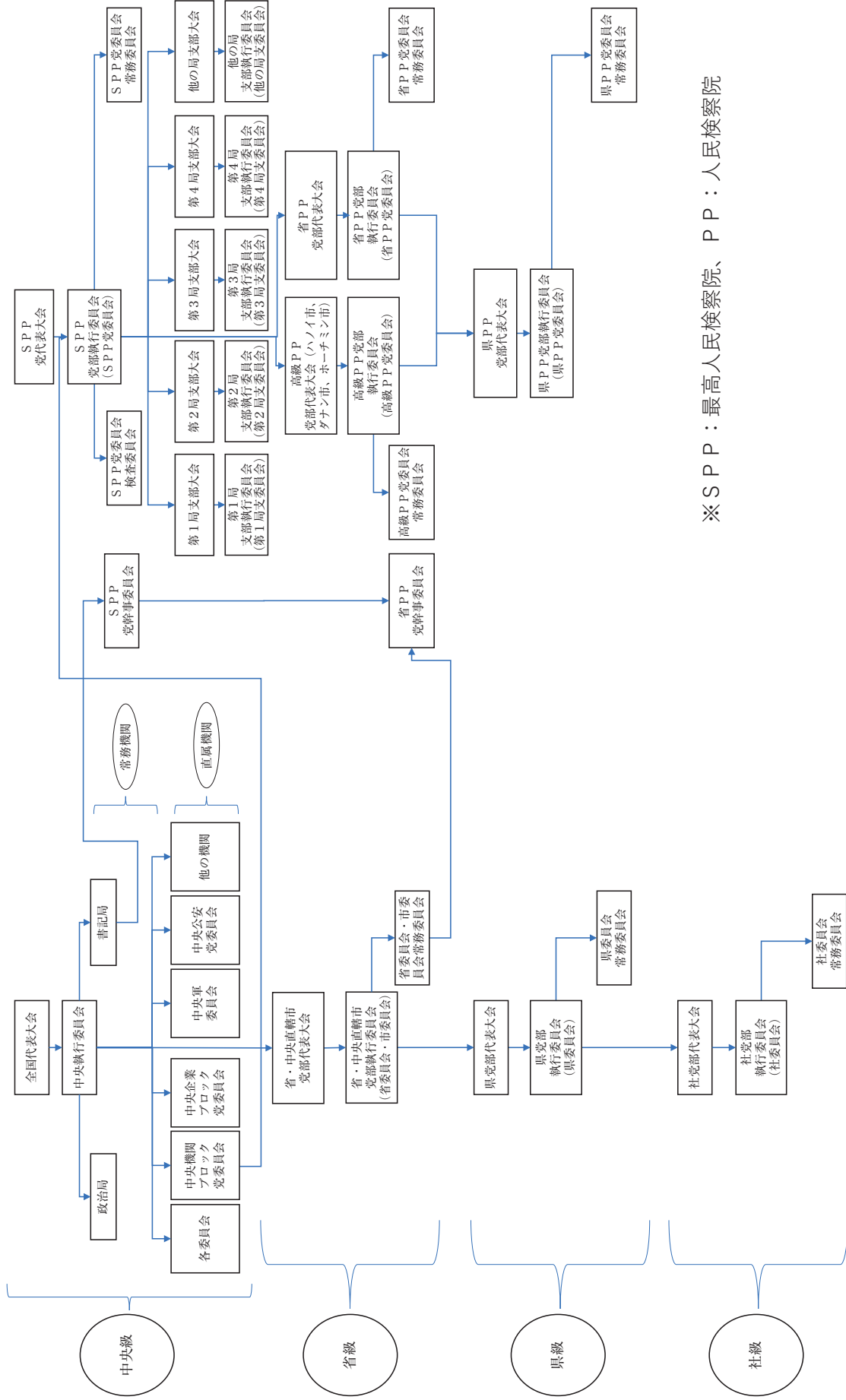
⁷⁸ 外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000038.html)

⁷⁹ 従前の大綱には「日系社会の存在」への言及はあったが、知日派・親日派人材に関する直接の記載はなかったと思われる。

⁸⁰ 一例として、ロン司法大臣は名古屋大学に留学して博士号を取得しており、大の親日派である。直近では、2023年7月に開催された日ASEAN特別法務大臣会合等に出席するため訪日し、多忙なスケジュールの中、母校である名古屋大学を訪れたと聞いている。ズン司法省次官は九州大学に留学経験を有する。SPPと日本の法務省法務総合研究所の間には日越司法制度共同研究（通称、SPP交換プログラム）という独自の枠組みがあり、現在まで検察官同士の実務者交流が続けられている。加えて、過去の本邦研修において各CPから多くの幹部公務員が日本を訪れ、日本側関係者と直接「交流（giao lru）」を行っており、これらの積み重ねが、史上最高とも呼ばれる現在の日越関係の礎になっていると言っても過言ではない。

⁸¹ 「司法外交」と法整備支援の関係については、ICD NEWS第94号（2023.3）1頁以下、法務省大臣官房国際課松本剛課長の巻頭言を参照されたい。松本課長は、2013～2016年にベトナム法整備支援プロジェクトのチーフアドバイザーを務められている。

【図4】



※SPP：最高人民検察院、PP：人民検察院

出典：JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」プロジェクトスタッフのチャン・ホアン・アイン氏作成

ハノイ、2011年1月19日

党規約⁸³ ベトナム共産党⁸⁴

(2011年1月19日、党第11回全国代表大会⁸⁵によって採択)

党、党建設に関する基本的な問題⁸⁶

同志ホー・チ・ミン⁸⁷が創立・鍛錬したベトナム共産党は、人民を領導⁸⁸して八月革命の成功を遂行し、ベトナム民主共和国（現在のベトナム社会主義共和国）を建国し、各侵略戦争に打ち勝ち、植民地・封建制度を抹消し、民族解放事業を完成し、国土を統一し、ドイモイの大事業を遂行し、社会主義を建設し、そして、祖国の独立の礎を守り固めた。

ベトナム共産党は、労働者階級の先鋒隊であると同時に労働人民及びベトナム民族の先鋒隊である；労働者階級、労働人民及び民族の利益に忠誠な代表者である。

党の目的は、独立し、民主的で、富み栄え、公平な社会で、文明的で、いかなる人も人を搾取しないベトナム国を建設し、社会主義の成功を実現することであり、そして、最終的な目的は共産主義⁸⁹である。

党は、政治綱領⁹⁰・正当な革命路線を提案し、人民の願望に適合するため、思想の基礎・

⁸² 本仮和訳は、研究用の参考資料にすぎず、翻訳の誤り等によるいかなる損害についても仮和訳者は責任を負わない。正確な内容が必要であれば、越語原典（例えば、党ウェブサイトの <https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/van-kien-tu-lieu-ve-dang/dieu-le-dang/dieu-le-dang-do-dai-hoi-dai-bieu-toan-quoc-lan-thu-xi-cua-dang-thong-qua-3431>）を確認されたい。

⁸³ 「党規約」は「Điều lệ Đảng」（漢越語は「条例・党」）であり、英語では「Party Charter」と訳されている。

⁸⁴ 「ĐẢNG CỘNG SẢN VIỆT NAM」

⁸⁵ 「Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ XI của Đảng」

⁸⁶ 「vấn đề」は漢越語のとおり「問題」と直訳した。本仮和訳においては、原文のニュアンスを残すため、対応する漢字がある場合は意味不明にならない限り漢越語を用いた。そのため、日本語として不自然な箇所があることをご容赦願いたい。

⁸⁷ 「Hồ Chí Minh」、漢越語は「胡志明」（1890年～1969年）。1930年にベトナム共産党（ベトナム労働党など別名の時代がある）を創立。以降、植民地時代の抗仏戦争において人民を率い、1945年の八月革命によって国家の独立を果たし、ベトナム民主共和国の初代国家主席となった。その後もインドシナ戦争、抗米戦争（ベトナム戦争）において党を指導。彼の死後、1975年のサイゴン陥落を経て1976年に南北ベトナムが再統一され、現在のベトナム社会主義共和国に至る。

⁸⁸ 「lãnh đạo」。他の翻訳（JICA六法の2013年憲法4条1項など）では「chi đạo」と同じ「指導」という訳が充てられているが、党規約では使い分けられているとも思われるため、本仮和訳では両者を区別した。

⁸⁹ 「chủ nghĩa cộng sản」。マルクス・レーニン主義においては、革命後に過渡期の社会主義（chủ nghĩa xã hội）を経て、理想的な共産主義の社会に到達すると主張されている。

⁹⁰ 現在の党政治綱領は、党規約と同じく第11回党大会で採択された「社会主義への過渡期における祖国建設綱領（1991年の第7回党大会で採択されたものを補充・発展させたもの）」である。越語は「Cương lĩnh xây dựng đất nước trong thời kỳ quá độ lên chủ nghĩa xã hội (Bổ sung, phát triển năm 2011)」、英語では「Party Platform」と訳されている。

行動指針としてマルクス・レーニン主義⁹¹及びホー・チ・ミン思想⁹²を取り、民族の良く美しい伝統を発揮し、人類の精華・知恵を継承し、客観的な法則・時代の趨勢・国土の実践を把握する。

党は、緊密で意志・行動が統一した1つの組織であり、民主集中⁹³を基本の組織原則とし、個人が責任を負う集団領導⁹⁴を実現し、同志を愛し、厳明に規律⁹⁵し、同時に次の各原則を実現する：自己批判及び批判⁹⁶、政治綱領及び党規約に基づく団結、人民との緊密な絆、憲法及び法律の枠組み内での党の活動。

ベトナム共産党は、政権与党であり、人民の主人権⁹⁷を尊重・発揮し、人民の監察を受ける；党を建設するために人民に基礎を置く；団結し、人民が革命事業を遂行することを領導する。党は、政治体系を領導し、同時にその体系の部分である。党は、国家、ベトナム祖国戦線⁹⁸、各政治－社会団体⁹⁹の役割を領導し、尊重し、そして、発揮する。

党は、労働者階級の純粋な国際主義¹⁰⁰によって真正な愛国主義を結合し、平和事業、民族独立、世界人民の民主及び進歩に積極的に貢献する。

ベトナム共産党は、政治・思想・組織に関して強固に建設され、常に自らを刷新・整頓し、幹部¹⁰¹・党員¹⁰²の隊伍の質、党の革命を領導する戦闘力・能力の向上を止めない。

⁹¹ カール・マルクスは、「資本論」（第1巻初版は1867年発行）において資本主義社会を批判した。マルクス主義者であったウラジミール・イリイチ・レーニンは、ブルジョアジー国家を廃絶する革命によってプロレタリアート独裁を実現するという理念（詳しくは1918年発行の「国家と革命」参照）の下、1917年にロシア十月革命を成功させ、初の社会主義国家を樹立した。

⁹² ホー・チ・ミン主席が提唱した「すべての民族は兄弟だ」との精神の下、平和・仁愛・人文を基に各民族間の友好を促進させることを目的とした政治思想。

⁹³ 「tập trung dân chủ（集中・民主）」

⁹⁴ 「tập thể lãnh đạo（集体・領導）」

⁹⁵ 「kỷ luật」。漢越語は「紀律」だが、日本語として通用している「規律」を用いた。

⁹⁶ 「tự phê bình và phê bình」。漢越語は「自・批評」「批評」。

⁹⁷ 「quyền làm chủ của nhân dân」。2013年憲法3条等の翻訳にならった。

⁹⁸ 「Mặt trận Tổ quốc Việt Nam」

⁹⁹ 「đoàn thể chính trị - xã hội」

¹⁰⁰ 「chủ nghĩa quốc tế」。「国際協調主義」とも呼ばれる。マルクスとフリードリヒ・エンゲルスが1848年に出版した「共産党宣言」の結語である「万国のプロレタリア、団結せよ！」が沿革と言われる。

¹⁰¹ 「cán bộ」。幹部・公務員法4条1項には、幹部とは、選挙で選ばれ、ベトナム共産党の機関、国家機関、中央・省級・県級の政治社会組織に任期制で職名・職務を任命され、正式職員として国家予算から給与を支払われるベトナム公民であると規定されている。

¹⁰² 「đảng viên」

第1章 党员

第1条

1. ベトナム共産党の党员は、労働者階級・労働人民・ベトナム民族の先鋒隊における革命戦士であり、党の目的・理想のために一生奮闘し、個人の利益の上に祖国・労働者階級・労働人民の利益を置く；厳正に政治綱領・党規約・党の各決議¹⁰³そして国家の法律を執行¹⁰⁴する；労働し、与えられた任務を良く完成する；健全な道徳及び暮らし¹⁰⁵を有する；人民と密接な絆を有する；党の組織・規律に服従し、党の団結統一を維持する。
2. 18歳以上のベトナム公民；承認及び志願：政治綱領・党規約、党员の標準¹⁰⁶及び任務を実現し、一つの党の基礎組織¹⁰⁷の中で活動する；実践を通じて優秀な人であることが明らかになり、人民から信任され、それとともに党への入党許可¹⁰⁸が検討される。

第2条

党员は以下の任務を有する：

1. 党の革命の目的・理想に絶対忠誠であり、政治綱領、党規約、党の決議・指示、国家の法律を厳正に執行する；与えられた任務を良く完成する；党によって割り当てられた任務¹⁰⁹に絶対服従する。
2. 学習し、鍛錬し、見識の程度・仕事¹¹⁰の能力・政治の品質・革命道徳を向上させ、健全な暮らしをすることを止めない；個人・機会・局部¹¹¹・官僚主義、汚職、濫費及び他の各消極表現に対して闘争する。党员の禁止事項に関する中央執行委員会¹¹²の規定を執行する。
3. 人民と緊密に連携し、人民の主人権を尊重・発揮する；物質・精神の生活に気を配り、人民の正当な権利を守る；大衆¹¹³の活動、勤務先及び住所の社会活動に積極的に参加する；家族及び人民が党の路線・政策、国家の法律を実現する運動を宣伝する。
4. 党の路線・政策・組織の建設・保護に参加する；それぞれの規律に服従し、党内の団結・統一を保持する；常に自己批判及び批判を行い、党に対し忠実である；党员発

¹⁰³ 「nghị quyết」の漢越語は「議決」だが、これまでの翻訳の例にならい、「決議」と訳した。

¹⁰⁴ 「chấp hành」

¹⁰⁵ 「lối sống」

¹⁰⁶ 「tiêu chuẩn (標準)」

¹⁰⁷ 「tổ chức cơ sở đảng」

¹⁰⁸ 「kết nạp vào Đảng」。以降、「kết nạp (結納)」のみでも「入党許可」と訳している。

¹⁰⁹ 原文は「sự phân công và điều động của Đảng」であるが、「phân công (分工)」、「điều động (調動)」どちらも「割り当てる」という意味があるので意識した。

¹¹⁰ 「công tác (工作)」は、英語だと「work」に近いイメージと理解しているが、日本語にすると仕事・作業・任務など多義的であり、以降、文脈に応じて訳出している。

¹¹¹ 「cục bộ」。例えば、「局部思想 (tư tưởng cục bộ)」とは、所属する局部の利益だけを考える思想とされる。

¹¹² 「Ban Chấp hành Trung ương」

¹¹³ 「quần chúng (群衆)」

展の仕事を行う；党活動¹¹⁴を行い、規定どおりの党費を納める。

第3条

党員は以下の権利を有する：

1. 政治綱領、党規約、党の路線・主張¹¹⁵・政策に関する問題について情報を与えられ、討論する；党の仕事に投票する。
2. 中央執行委員会の規定に従い、党の各級¹¹⁶の機関の領導者に立候補し、推薦し、選挙¹¹⁷する。
3. 全級¹¹⁸において組織の範囲内で党組織¹¹⁹及び党員の活動に関して批判し、質問する；責任を有する各機関に報告・建議し、回答を要求する。
4. 党組織が自分に対して仕事に意見を述べ、決定し、または、規律を施行¹²⁰するとき、意見を述べる。

予備党員¹²¹は、投票権、党の機関の領導者への立候補・選挙を除く、上記の各権利を有する。

第4条

党員の承認手続（再承認を含む）：

1. 入党する者は以下をしなければならない：
 - －入党の願書を有する；
 - －支部¹²²に対して履歴を忠実に報告する；
 - －2名の正式党員から紹介される。

ホー・チ・ミン共産青年団¹²³の組織がある所では、青年時の入党者は団員でなければならない、基礎の団執行委員会¹²⁴及び1名の正式党員に紹介されなければならない。

ホー・チ・ミン共産青年団の組織がない所の各機関・企業¹²⁵においては、入党者は労働組合の組合員¹²⁶でなければならない、基礎の労働組合執行委員会¹²⁷及び1名の正式党員に紹介されなければならない。

¹¹⁴ 「sinh hoạt đảng」。漢越語は「生活・党」だが、他に「lối sống」という生活・暮らしを意味する言葉が存在することから、「党活動」と訳した。

¹¹⁵ 「chủ trương」。[方針]という意味と思われるが、漢越語のとおり直訳した。

¹¹⁶ 「các cấp」。党の各組織には中央と地方で上下関係があり、それぞれのレベルという意味でこの言葉を使っていると
思われる

¹¹⁷ 「bầu cử」。以降、「bầu」のみでも「選ぶ」と訳している。

¹¹⁸ 「mọi cấp」。中央・地方の全てのレベルという意味でこの言葉を使っていると
思われる。

¹¹⁹ 「tổ chức đảng」

¹²⁰ 「thi hành」。「chấp hành」と同じく「執行」と訳されることもあるが、ここでは漢越語のまま訳出した。

¹²¹ 「đảng viên dự bị」

¹²² 「chi bộ」

¹²³ 「Đoàn Thanh niên Cộng sản Hồ Chí Minh」

¹²⁴ 「ban chấp hành đoàn cơ sở」

¹²⁵ 「doanh nghiệp（営業）」。直訳は、会社などを経営することだが、文脈から、企業（enterprise）と訳した。

¹²⁶ 「đoàn viên công đoàn」

¹²⁷ 「ban chấp hành công đoàn cơ sở」

2. 紹介者は以下をしなければならない：
 - 正式党员であり、入党者と少なくとも1年間一緒に働く；
 - 支部に対して入党者の履歴・品質・能力を報告し、同人を紹介することに関する責任を負う。不明な事があれば、支部及び上級¹²⁸が検討するために報告する。
3. 支部及び級委員会¹²⁹の責任：
 - 支部が入党許可を検討・提議する前に、支委員会¹³⁰は入党者の条件を再検査し、同人が活動する所の組織団体の意見を聴取する。
 入党者の政治歴史の問題は、中央執行委員会の規定に従って実現しなければならない。
 - 支部は入党許可を1人ずつ検討・提議し、支部内の正式党员の少なくとも3分の2から賛成が得られるとき、上級の級委員会¹³¹に提議を上げる；上級の級委員会の決定があるとき、支部は1人ずつ入党許可の式を組織する。
 - 基礎の党委員会¹³²は検討し、もし級委員会委員¹³³の少なくとも3分の2から入党許可の賛成が得られるときは、上級の級委員会に直接提議を上げる。
 - 党の基礎組織又は基礎の級委員会¹³⁴の直接の上級の級委員会常務委員会は、1人ずつを検討し、入党許可の決定をすることを委任される。
4. 党员がいない又は党员がいても紹介の条件を満たさない所では、直接の上級の級委員会が、入党許可の宣伝・検討・紹介に関して仕事をする党员を派遣する。特別の場合は中央執行委員会によって規定する。

第5条

1. 入党を許可された者は、支部が入党許可の式を組織した日から計算して12か月の準備期間を経過しなければならない。準備期間の間、支部は引き続き教育し、鍛錬し、そして、当該入党を許可された者の進歩を助ける正式党员を割り当てる。
2. 準備期間の終わりに、支部は正式党员の公認を1人ずつ検討し、入党許可を検討したときと同様に投票する；もし党员の資格を満たさないときは、準備期間の党员名簿から名前を削除する¹³⁵決定の管轄権¹³⁶を有する級委員会に提議を上げる。
3. 正式党员の公認の提議に関する支部の決議は、決定の管轄権を有する級委員会によって決定されなければならない。

¹²⁸ 「cấp trên」

¹²⁹ 「cấp ủy」。[級委員会]と直訳した。後掲9条2項のとおり、「cấp ủy」は、党中央以外の各級において代表大会と代表大会の間の指導機関である党部執行委員会 (ban chấp hành đảng bộ) と同義であるが、一般的には「党委員会 (đảng ủy)」[党委]とも呼ばれる。英語では「Party committee」と訳されている。

¹³⁰ 「chi ủy」。これも直訳した。以降、党の組織名については可能な限り直訳し、同じ言葉には同じ訳を用いるよう努めた。

¹³¹ 「cấp ủy cấp trên」

¹³² 「đảng ủy cơ sở」

¹³³ 「cấp ủy viên」

¹³⁴ 「cấp ủy cơ sở」

¹³⁵ 「xoá tên」

¹³⁶ 「thẩm quyền (審権)」

4. 党員が正式に公認されたときは、党員の党歴は入党許可の決定に記録した日から計算する。

第6条

党員証の発給・管理、党員の記録の管理、党活動の変更手続は中央執行委員会の規定による。

第7条

高齢、体が弱い、仕事・党活動の減免を申し出た党員については、支部によって検討・決定される。

第8条

1. 正当な理由なく支部の活動を放棄する又は年間で3か月分の党費を納めない；奮闘する意志を低下させ、党員の任務を行わない党員が支部によって教育されても進歩しないときは、支部は、党員名簿から名前を削除する管轄権を有する級に提議を上げる。
2. 上記の各場合において党員が不服を申し立てたときは、支部は、管轄権を有する級委員会の検討のために報告する。
3. 党員の離党願いは支部によって検討され、入党許可決定の認可の管轄権を有する級に提議される。

第2章

党の組織原則及び組織機構

第9条

ベトナム共産党は民主集中の原則に従って組織する。同原則の基本内容は以下のとおりである：

1. 党の各級の領導機関は、選挙によって設けられ、集団領導を実施し、個人が責任を負う。
2. 党の最高領導機関は全国代表大会である。級ごと¹³⁷の領導機関は代表大会又は党員大会¹³⁸である。2つの会期の間において、党の領導機関は中央執行委員会であり、級ごとでは党部執行委員会・支部執行委員会¹³⁹である（略して級委員会と呼ぶ）。

¹³⁷ 「mỗi cấp (毎級)」。1つのレベルに1つの領導機関がある、というイメージで訳している。

¹³⁸ 「đại hội đại biểu hoặc đại hội đảng viên」

¹³⁹ 「ban chấp hành đảng bộ, chi bộ」

3. 各級の級委員会は、同級¹⁴⁰の大会に対し、上級及び下級¹⁴¹の級委員会に対し、自らの活動に関して報告し、責任を持つ；直属する各党組織に定期的に自らの活動状況を通知し、自己批判及び批判を実施する。
4. 党組織及び党員は、党の決議を執行しなければならない。少数は多数に服従し、下級は上級に服従し、個人は組織に服従し、全党内の各組織は全国代表大会及び中央執行委員会に服従する。
5. 党の各領導機関の決議は、当該機関の構成員の過半数の賛成があるときのみ、施行の価値がある。投票する前に、いずれの構成員も自らの意見を発表できる。少数に属する意見を持つ党員は、全国代表大会まで、上級の級委員会に保留・報告される権利を有するが、決議を厳正に執行しなければならず、党の決議に反する意見を広めてはならない。管轄権を有する級委員会¹⁴²は当該意見を研究・検討する；少数に属する意見を持つ党員の対処を差別してはならない。
6. 党組織は、自らの権限に属する各問題を決定するが、党の原則・路線・政策、国家の法律、そして上級の決議に反してはならない。

第10条

1. 党の組織体系は、国家の行政組織体系に相応して設けられる。
2. 党の基礎組織は、県・郡・市社・省直属市の級委員会の領導の下、行政の基礎単位¹⁴³、事業、経済、仕事において設けられる。ベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安の中の党組織は第6章の規定に従う。私的特徴を有する所における党組織の設立は中央執行委員会の規定に従う。
3. 上級の級委員会は、直属する党部・支部¹⁴⁴の設立又は解体を直接決定する。

第11条

1. 級委員会は、任期が終わるときに大会を召集し、大会の時間・内容に関して下級に事前に通知する。
2. 大会を召集する級委員会は、中央執行委員会の案内¹⁴⁵に従い、それぞれの党部の党員の数・直属党部の数・重要な位置に基づき、直属する各党部に対して代表の人数及び割り当てを決定する。
3. 大会に出席する代表は、大会を召集する級の執行委員会委員、下級の大会によって選ばれた代表を含む。
4. 代表の指定は、選挙のための大会を開けない特別の条件で活動する党組織に対してのみ、中央執行委員会の規定に従って実施する。

¹⁴⁰ 「cùng cấp」。以降、上下のヒエラルキーの中で同じレベルという意味で用いられている。

¹⁴¹ 「cấp dưới」

¹⁴² 「cấp ủy có thẩm quyền」

¹⁴³ 「đơn vị cơ sở」

¹⁴⁴ 「đảng bộ, chi bộ」

¹⁴⁵ 「hướng dẫn (向引)」。日本語では「案内」と訳され、英語だと「guideline」と訳されることが多いようである。

5. 大会に出席する代表は、大会による資格の審査、公認の投票を受けなければならない。大会を召集する級委員会は、代表が党活動の停止・級委員会活動の停止・立件・起訴・勾留をされている場合を除き、下級の大会によって選ばれた代表の資格を拒絶できない。
6. 大会は、参加の召集を受けた代表又は党員の少なくとも3分の2が出席し、かつ、参加する代表を有する直属党組織の少なくとも3分の2が出席する場合のみ、有効である。
7. 大会は、大会の事務を取り扱うため、主席団（主席）¹⁴⁶を選ぶ。

第12条

1. 級委員会委員は、政治品質¹⁴⁷・革命道徳・健全な暮らしに関して十分な標準を有し；組織・党活動の原則、党の規律、そして国家の法律を厳正に執行し；集団領導に参加する見識・能力を有し、与えられた任務を良く完成し；幹部・党員を団結し、大衆から信任されなければならない。
2. 中央執行委員会委員¹⁴⁸の数は、全国代表大会によって決定される；どの級においても級委員会委員の数は、中央執行委員会の案内に従い、その級の大会によって決定される。各級の級委員会は、毎回の大会を通じて刷新され、継承・発展を保障される必要がある。
3. 主席団（主席）は以下のとおり選挙を案内する：
 - －代表は、立候補者、推挙された者に関して意見を述べ、質問する権利を有する。
 - －選挙名簿は、大会によって討論され、投票で通過される。
 - －選挙は秘密投票による。
 - －当選者は、召集された代表の総数の過半数、または、召集された党部・支部正式党員の総数に比較した過半数の票で選ばれなければならない。過半数の票を得た者の数が選ばれる必要のある数より多い場合は、より多くの票を得た者の数を取る；もし、当選者の最終名簿に同等の票の複数の者があり、選ばれる必要のある数より多いときは、過半数の必要はないがより多い票数を得る者を取るため、その同等の票の者の数について再び選挙する。再選挙をしたがまだ票数が同等の場合、更に選挙をするかしないかは大会によって決定される。
もし、1回の選挙で規定の数に満たなかったら、更に追加の選挙をするかしないかは大会によって決定される。

¹⁴⁶ 「đoàn chủ tịch (chủ tịch)」。「議長団」という訳もあり得るところだが、直訳した。

¹⁴⁷ 「phẩm chất chính trị」。「phẩm chất」には「美徳」という意味もあるようだが、真のニュアンスがわからないため、ここでは直訳した。

¹⁴⁸ 「Ủy viên Ban Chấp hành Trung ương」

第13条

1. 新しい期の級委員会は、前の期の級委員会から引継ぎを受け、選ばれた直後、事務を処理し、直接の上級の級委員会から認可決定を得た後、正式に公認される。
2. 足りない級委員会委員の補充は、級委員会によって提議され、直接の上級の級委員会によって決定される；補充後の級委員会委員の数は、大会が決定した級委員会委員の総数を超えてはならない。本当に必要なときは、直接の上級の級委員会が一定数の下級の級委員会委員を指定する。
3. 本当に必要なときは、上級の級委員会は、一定数の下級の級委員会委員を割り当てる権限を有するが、大会によって選ばれた級委員会委員の総数の3分の1を超えてはならない。
4. 級委員会委員の級委員会からの脱退の申し出は、級委員会によって検討、上に提議され、直接の上級の級委員会によって決定される；中央委員¹⁴⁹に対しては中央執行委員会によって決定される。省級以下の党部の現職の級委員会委員は、退職ないし党部以外の異なる単位への転勤のための休職決定¹⁵⁰があるときは、当該党部の現職の各級委員会への参加を停止¹⁵¹する。
中央委員に対しては、退職のため党・国家・団体の各機関における職務の停止決定¹⁵²があるとき、現職の中央執行委員会への参加を停止する。
5. 党の基礎組織から中央直属の党部まで、もし、任期中に新たに設立され、分割され、統合され、合併されたら、直接の上級の級委員会は、正式な級委員会を指定する；適正な任務を建設又は補充するよう指導する；これら各級委員会の最初の任期は、大会任期が上級の党組織の大会任期に適合するため、必ずしも5年でなくてもよい。
6. 大会を開けない党組織に対しては、直接の上級の級委員会が当該党組織の級委員会を指定する。

第14条

1. 級ごとの級委員会は、中央執行委員会の案内に従い、各参謀・補佐機関を設ける。
2. 必要なときは、級委員会は、小委員会、評議会、作業部会を設け、任務完成時には解体する。

¹⁴⁹ 「Ủy viên Trung ương」。「中央委員」と「中央執行委員会委員」は同義と考えられる。

¹⁵⁰ 「quyết định nghỉ công tác」

¹⁵¹ 「thôi tham gia」

¹⁵² 「quyết định thôi giữ chức vụ」

第3章 中央級¹⁵³における党の領導機関

第15条

1. 全国代表大会は、中央執行委員会によって5年に1回、通常会¹⁵⁴が召集される；より早く又は遅く召集できるが、1年を超えてはならない。
2. 大会は、前任期の決議の実施結果を評価する；次任期の党の路線・政策を決定する；必要なときは、政治綱領及び党規約を補充・修正する；中央執行委員会を選ぶ。正式な中央委員及び補欠の中央委員の数は大会によって決定される。
中央執行委員会は、正式な中央委員が欠けたときにそれに代えるため、条件を満たす補欠の中央委員の選出を検討する。
3. 中央執行委員会が必要と認めたとき又は直属の級委員会の過半数の要求があるとき、中央執行委員会は、臨時の全国代表大会を召集する。臨時大会に参加する代表は、現職の中央委員、任期最初の全国代表大会に参加し、資格を満たす代表である。

第16条

1. 中央執行委員会は、政治綱領、党規約、大会の各決議の実施を組織・指導¹⁵⁵する；対内・対外・大衆工作・党建設任務に関する主張・政策を決定する；次任期の党の全国代表大会、(もしあれば)臨時全国代表大会を準備する。
2. 中央執行委員会は、実際の状況に基づき、新たな主張の指導・試行を決定する¹⁵⁶。
3. 中央執行委員会は、6か月に1回、通常会を開く；必要なときは臨時会を開く。

第17条

1. 中央執行委員会は政治局¹⁵⁷を選ぶ；政治局員¹⁵⁸の中から書記長¹⁵⁹を選ぶ；書記長、政治局によって割り当てられた政治局員、中央執行委員会によって中央執行委員会委員の中から選ばれる書記局員¹⁶⁰を含む書記局¹⁶¹を設立する；中央検査委員会¹⁶²を選ぶ；中央検査委員会委員の中から中央検査委員会委員長¹⁶³を選ぶ。
政治局員、書記局員、中央検査委員会委員の数は中央執行委員会によって決定される。
同志書記長は、連続2任期を超えないで書記長の職務に就く。

¹⁵³ 「cấp Trung ương」。中央と呼ぶ場合、「T」が大文字であることに注意。

¹⁵⁴ 「thường lệ (通例)」

¹⁵⁵ 「chỉ đạo」。以降、「指導」と訳されている箇所はこの言葉である。

¹⁵⁶ 原文は「quyết định chỉ đạo thí điểm một số chủ trương mới」。

¹⁵⁷ 「Bộ Chính trị」。直訳は「政治部」。

¹⁵⁸ 「Ủy viên Bộ Chính trị」

¹⁵⁹ 「Tổng Bí thư (総・秘書)」。直訳は「総書記」だが、他の訳の慣例に従った。

¹⁶⁰ 「Ủy viên Ban Bí thư」

¹⁶¹ 「Ban Bí thư」。直訳は「書記委員会」。

¹⁶² 「Ủy ban Kiểm tra Trung ương」

¹⁶³ 「Chủ nhiệm (主任)」。委員会の長という意味で「委員長」と意識した。

2. 政治局は、全国代表大会の決議、中央執行委員会の決議の実施を領導、検査・監察¹⁶⁴する；主張、政策、組織・幹部¹⁶⁵に関する問題を決定する；中央執行委員会の各会期の召集と内容の準備を決定する；中央執行委員会の会議の前に、または、中央執行委員会の要求に従い、行われた業務について報告する。
3. 書記局は、党の日常業務を領導する；党建設任務及び大衆工作进行を指導する；経済・社会・国防・安寧・対外に関する党の決議・指示の実施を検査・監察する；政治体系内の各組織の間の活動の調整を指導する；中央執行委員会の割り当てに従い、組織・幹部、その他の問題を決定する；討論・決定のために政治局に提出された問題の準備を指導又は検査する。

第4章

地方各級における党の領導機關

第18条

1. 省・中央直轄市の党部、県・郡・市社・省直屬市¹⁶⁶の党部の代表大会は、同級の級委員会によって5年に1回、通常会が召集される；より早く又は遅く召集できるが、1年を超えてはならない。
2. 大会は、上級の級委員会の文献¹⁶⁷を討論する；前任期の決議の実施結果を評価する；次任期の任務を決定する；級委員会を選ぶ；上級の大会に参加する代表を選ぶ。
3. 級委員会が必要と認め又は直屬の級委員会の過半数が要求し、かつ、直接の上級の級委員会によって同意されたときは、臨時の代表大会を召集する。

臨時代表大会に参加する代表は、現職の級委員会委員、任期最初の党部代表大会に参加し、党部で活動しており、資格を満たす代表である。

第19条

1. 省・中央直轄市の級委員会（略して省委員会、市委員会¹⁶⁸と呼ぶ）、県・郡・市社・省直屬市の級委員会（略して県委員会、郡委員会、市社委員会、市委員会¹⁶⁹と呼ぶ）は、代表大会の決議；上級の決議・指示の実施を領導する。

¹⁶⁴ 「kiểm tra (検査)」「giám sát (監察)」、いずれも漢越語のとおり訳した。後掲32条など、党規約においては使い分けられている。

¹⁶⁵ 「tổ chức, cán bộ」

¹⁶⁶ 各原語は「tỉnh」「thành phố trực thuộc Trung ương」「huyện」「quận」「thị xã」「thành phố trực thuộc tỉnh」である。省・中央直轄市は「省級 (cấp tỉnh)」と呼ばれ、県・郡・市社・省直屬市（及び中央直轄市に属する市）は「県級 (cấp huyện)」と呼ばれる（地方政権組織法2条1項、2項）。

¹⁶⁷ 「văn kiện (文件)」。通常、「文書」と訳される「văn bản (文本)」と区別するため、「文献」と訳した。

¹⁶⁸ 「tỉnh ủy, thành ủy」

¹⁶⁹ 「huyện ủy, quận ủy, thị ủy, thành ủy」。「thị ủy (市委)」は、省直屬市の級委員会と区別するため、「市社委員会」と訳した。なお、中央直轄市の級委員会と省直屬市の級委員会は越語が同じであるため、日本語も同じ訳語とした。

2. 省委員会、市委員会、県委員会、郡委員会、市社委員会の会議は、常務委員会¹⁷⁰によって3か月に1回、通常会が召集される；必要なときは臨時会を開く。

第20条

1. 省委員会、市委員会、県委員会、郡委員会、市社委員会の会議は、常務委員会を選ぶ；常務委員会委員¹⁷¹の中から書記及び副書記¹⁷²を選ぶ；検査委員会を選ぶ；検査委員会委員の中から検査委員会委員長¹⁷³を選ぶ。
2. 常務委員会委員・検査委員会委員の数は、中央執行委員会の案内に従って級委員会によって決定される。
3. 常務委員会は、代表大会の決議、同級及び上級の級委員会の決議・指示の実施を領導、検査・監察する；主張、組織・幹部に関する問題を決定する；級委員会の各会期の召集と内容の準備を決定する。
4. 書記・各副書記を含む級委員会の常直¹⁷⁴は、級委員会・常務委員会・上級の級委員会の決議・指示の実施を指導・検査する；党部の日常業務を解決する；常務委員会の各会期の召集と内容の準備を決定する。

第5章

党の基礎組織

第21条

1. 党の基礎組織（基礎の支部、基礎の党部¹⁷⁵）は党の礎であり、基礎における政治の核心である。
2. 3名以上の正式黨員がいる社、坊、市鎮¹⁷⁶においては、党の基礎組織を設ける（県級の級委員会に直属する）。3名以上の正式黨員がいる機関、企業、社の協力体、事業の単位、軍隊・公安の単位及びその他の各単位においては、党組織を設立する（基礎の党委員会に直属する党の基礎組織又は支部）；直接の上級の級委員会は、それら党組織がどの上級の級委員会に直属するのが適切か検討・決定する；正式黨員が3名に満たない場合、直接の上級の級委員会は、適合する党の基礎組織において活動する黨員を紹介する。
3. 黨員が30名未満の党の基礎組織は、直属の党集団¹⁷⁷を有する基礎の支部を設ける。

¹⁷⁰ 「ban thường vụ」

¹⁷¹ 「ủy viên thường vụ」

¹⁷² 「bí thư và phó bí thư」

¹⁷³ 「ủy ban kiểm tra」「ủy viên ủy ban kiểm tra」「chủ nhiệm ủy ban kiểm tra」

¹⁷⁴ 「thường trực」。「常務」「常任」と訳されることもあるが、ここでは直訳した。

¹⁷⁵ 「chỉ bộ cơ sở, đảng bộ cơ sở」

¹⁷⁶ 各原語は「xã」「phường」「thị trấn」であり、併せて「社級（cấp xã）」と呼ばれる（地方政権組織法2条3項）。

¹⁷⁷ 「tổ đảng」。「党組織（tổ chức đảng）」と区別するため、便宜上意訳した。

4. 党員が30名以上の党の基礎組織は、党委員会に直属する各支部を有する基礎の党部を設ける。
5. 以下の場合、実施するために下級の級委員会は、直接の上級の級委員会に報告し、同意を得なければならない：
 - 党員が30名に満たない基礎の単位に基礎の党部を設ける
 - 党員が30名より多い、基礎の党委員会に直属する支部を設ける
 - 基礎の党委員会に直属する党部の部分¹⁷⁸を設立する

第22条

1. 党の基礎組織の代表大会又は党員大会は、基礎の級委員会によって5年に1回、召集される；より早く又は遅く召集できるが1年を超えてはならない。
2. 大会は、上級の文献を討論する；前任期の決議の実施結果を評価する；次任期の任務を決定する；級委員会を選ぶ；上級の党部大会に参加する代表を選ぶ。
3. 級委員会が必要と認め又は直属の党組織の過半数が要求し、かつ、直接の上級の級委員会によって同意されたときは、臨時の代表大会又は党員大会を召集する。

臨時代表大会に参加する代表は、現職の級委員会委員、任期最初の党部代表大会に参加し、党部で活動しており、資格を満たす代表である。臨時党員大会に参加するのは、その党部の党員である。
4. 基礎の党委員会・支委員会は毎月1回、通常会を開く；必要なときに臨時会を開く。
5. 委員が9名以上いる基礎の党委員会は、常務委員会を選ぶ；常務委員会委員の中から書記、副書記を選ぶ；委員が9名未満なら、書記、副書記のみを選ぶ。
6. 基礎の党部は毎年2回、通常会を開く；必要なときに臨時会を開く。基礎の支部は毎月1回、通常会を開く；必要なときに臨時会を開く。

第23条

党の基礎組織は以下の任務を有する：

1. 党の路線・政策、国家の法律を執行する；党部・支部の主張、政治任務を提案し、効果的な実施を領導する。
2. 清潔で、政治・主張・組織に関して強固な党部・支部を建設する；民主集中の原則を正しく実施する；党活動の質を向上させ、自己批判及び批判を実施し、規律を維持し、党内の団結統一を強化する；常に幹部・党員を教育・鍛錬・管理し、革命道徳・戦闘性の品質、見識の程度、仕事の能力を向上させる；党員発展の仕事を行う。
3. 清潔で強固な政権、経済・行政・事業・国防・安寧の各組織、政治－社会団体の建設を領導する；法律を正しく執行し、人民の主人権を發揮する。

¹⁷⁸ 「đảng bộ bộ phận」

4. 人民と密接に連携し、物質・精神の生活に気を配り、人民の正当な利益を守る；人民の党の路線・政策、国家の法律の建設・実施への参加を領導する。

5. 党の各決議・指示、国家の法律が厳正に執行されることの実施・保障を、検査・監察する；党組織及び党員が党規約を執行するのを検査・監察する。

基礎の党委員会は、直接の上級の級委員会から権限を委任された場合は、党員の入党許可及び除名¹⁷⁹を決定することができる。

第24条

1. 基礎の党委員会に直属する支部は、党員の勤務地又は住所に従って組織される；支部ごとに少なくとも3名の正式党員を有する。党員の多い支部は、複数の党集団に分かれることができる；党集団はその長を選び、必要なら副長¹⁸⁰を選ぶ；党集団は支委員会の指導の下で活動する。

2. 支部は、単位の政治任務の実施を領導する；党員に対して教育、管理、業務の割り当てを行う；大衆運動の業務及び党員発展の業務を行う；党員の規律の施行を検査・監察する；党費を集め、納める。支部、支委員会は毎月1回、通常会を開く。

3. 支部大会は、支委員会によって5年に2回、召集される；支委員会のない所では支部書記によって召集される。基礎の党委員会から同意を得られるときは、より早く又は遅く召集できるが、6か月を超えてはならない。

4. 正式党員が9名未満の支部は、支部書記を選ぶ；必要なら副書記を選ぶ。正式党員が9名以上の支部は、支委員会を選び、支委員会委員の中から支部書記・副書記を選ぶ。

第6章

ベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安¹⁸¹の中の党組織

第25条

1. 党は、ベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安を、絶対に、あらゆる面に関して領導する；党の領導は中央執行委員会に集中・統一されるが、直接・常時は政治局・書記局である；党は、清潔で、政治・思想・組織に関して強固で、党に対して祖国に対して絶対忠誠で、人民に全身全霊で奉仕し、全人民と共に堅固な祖国ベトナム社会主義を守る勢力であり、政治の安寧・社会の秩序安全を維持し、祖国建設に参加する、ベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安を建設する基本的問題を決定する。国家は、憲法及び法律の規定に従い、軍隊、公安、国防・安寧事業を統一管理する。

¹⁷⁹ 「khai trừ (開除)」。後掲35条2項も同様に訳した。

¹⁸⁰ 「tổ trưởng」「tổ phó」

¹⁸¹ 「Quân đội Nhân dân Việt Nam và Công an Nhân dân Việt Nam」

2. ベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安の中の党組織は、政治綱領、党規約、党の決議・指示、国家の法律に従って活動する。
3. 党の級委員会¹⁸²の各委員会は、その職能¹⁸³に応じて、級委員会がベトナム人民軍隊及びベトナム人民公安の中の党建設・大衆工作任務を案内・検査・監察するのを助ける。

第26条

1. 中央軍委員会¹⁸⁴は、政治局によって指定され、軍隊内で働く中央執行委員会委員と軍隊外で働く中央執行委員会委員を含み、中央執行委員会、常時は政治局・書記局の領導の下に置かれる。書記長が中央軍委員会書記である。
2. 中央軍委員会は、中央執行委員会が軍事・国防の路線・任務に関する問題を決定するため、研究・提案する；軍隊におけるあらゆる面を領導する。
3. 政治総局¹⁸⁵は、党の任務、全軍における政治任務に責任を負い、書記局、直接・常時は中央軍委員会の領導の下で活動する。級ごとに政治機関があり、政治幹部は、同級の党の級委員会の領導と上級の政治機関の指導の下、党の任務、政治任務に責任を負う。

第27条

1. 主力部隊及び国境部隊の中のどの級の党の級委員会も、その級の大会によって選ばれ、あらゆる面において自らの級に属する各単位を領導する；特別の場合は上級の級委員会によって指定される。
2. 軍区の党委員会は、同級の大会によって選ばれた軍区の党部で働く各同志、参加を指定された軍区の地盤上の省委員会・市委員会の各同志書記を含む；上級の決議の実施、全人民の国防の礎の建設、人民武装勢力の建設を領導する；地方級委員会が軍区における党の路線・政策の実施を調整する。
3. どの級の地方の軍事党組織も、あらゆる面においてその級の地方級委員会の領導の下に置かれ、同時に、全人民の国防・地方の軍事任務に関する上級の軍事党委員会の決議を執行する。上級の政治機関は、地方級委員会が地方の武装勢力において党の任務・政治任務・大衆任務を指導するのを調整する。
4. 省・市・県・郡・市社の軍事党委員会は、同級の大会によって選ばれた地方軍事党部で働く各同志、地方級委員会の同志書記、地方級委員会によって参加を指定された、地方軍事党部外の同志を含む。直接の地方級委員会の同志書記は、同級の軍事党委員会書記を行う。

¹⁸² 「cấp ủy đảng」

¹⁸³ 「chức năng」、漢越語の直訳。機能 (function) という意味だと思われる。

¹⁸⁴ 「Quân ủy Trung ương」、「中央軍事委員会」とも呼ばれる。

¹⁸⁵ 「Tổng cục Chính trị」、「人民軍政治総局」と呼ばれることがある。

第28条

1. 中央公安党委員会¹⁸⁶は、政治局によって指定され、人民公安内で働く中央執行委員会委員と人民公安外で働く中央執行委員会委員、中央公安党部¹⁸⁷に属して働く同志を含み、中央執行委員会、常時は政治局・書記局の領導の下に置かれる。中央公安党委員会は、中央執行委員会が政治の安寧・社会の秩序安全を保障する路線・政策に関する問題を決定するため、研究・提案する；公安におけるあらゆる仕事の面を領導する。
2. どの級の公安級委員会も、その級の大会によって選ばれ、本当に必要な場合は、上級の級委員会によって指定される。級委員会は、あらゆる面に関して、自らの級に属する各单位を領導する。
3. 人民公安勢力建設総局¹⁸⁸は、公安党部に属する各单位における党の任務・政治任務・大衆任務に責任を負い、中央公安党委員会の領導の下で活動する；地方級委員会が地方公安勢力における党の任務・政治任務・大衆任務を指導するのを調整する。
4. 級ごとの公安勢力建設機関は、党部における党の任務・政治任務・大衆任務に責任を負い、同級の党の級委員会の領導と上級の勢力建設機関の指導の下で活動する。

第29条

1. どの級の地方の人民公安党組織も、あらゆる面においてその級の級委員会の直接の領導の下に置かれ、同時に、政治の安寧・社会の秩序安全の維持に関する上級の公安党委員会の決議を執行する；地方における人民公安勢力建設、清潔で強固な党部建設を領導する。
2. 省・市・県・郡・市社の公安党委員会は、同級の党部大会によって選ばれる。

第7章

党及び各級の検査委員会の検査・監察業務

第30条

1. 検査・監察は、党の領導の職能である。党組織は、検査・監察の仕事を遂行しなければならない。党組織及び党員は、党の検査・監察を受け入れる。
2. 党の各級委員会は、検査・監察の仕事を領導し、各党組織及び党員による政治綱領、党規約、党の決議・指示の執行を検査・監察する任務の実施を組織する。

¹⁸⁶ 「Đảng uỷ Công an Trung ương」

¹⁸⁷ 「Đảng bộ Công an Trung ương」

¹⁸⁸ 「Tổng cục Xây dựng lực lượng Công an nhân dân」、**「人民公安総局」**と呼ばれることがある。

第31条

1. 各級の検査委員会は、同級の級委員会に選ばれ、級委員会内の同志と級委員会外の同志を含む。
2. 検査委員会の各構成員、下級の検査委員会の委員長・副委員長は、直接の上級の級委員会によって認可されなければならない。検査委員会委員長を別の仕事に割り当てる場合は直接の上級の級委員会によって同意されなければならない。
3. 検査委員会は、集団体制により、同級の級委員会の領導と上級の検査委員会の指導・検査の下で仕事を行う。

第32条

各級の検査委員会は以下の任務を有する：

1. 党員の標準、級委員会委員の標準、そして党員の任務実施において違反の兆候¹⁸⁹があるとき、たとえ同級の級委員会委員であっても、党員を検査する。
2. 政治綱領、党規約、党の決議・指示、党の各組織原則の執行において違反の兆候があるとき、下級の党組織を検査する；検査、監察、党内規律施行の任務実施を検査する。
3. 党の主張・路線・政策、級委員会の決議、中央執行委員会の規定に従った道德・暮らしの実施に関し、同級の級委員会委員、同級の級委員会の管理する幹部、下級の党組織を監察する。
4. 規律違反の場合に検討・結論し、決定し、または、級委員会が規律を施行するよう提議する。
5. 党組織及び党員に対する告発を解決する；党の規律に関する不服申立て¹⁹⁰を解決する。
6. 下級の級委員会と、同級の級委員会の財政機関の財政を検査する。

第33条

検査委員会は、検査内容に関係する問題に関して、下級の党組織及び党員に報告、資料の提供を要求する権利を有する。

¹⁸⁹ 「dấu hiệu vi phạm」

¹⁹⁰ JICA六法の2015年刑事訴訟法の訳にならい、「tố cáo (訴告)」を「告発」、「khiếu nại (叫捺)」を「不服申立て」とした。

第8章 褒賞¹⁹¹及び規律

第34条

成績を有する党組織及び党員は、中央執行委員会の規定に従って褒賞される。

第35条

1. 規律違反の党組織及び党員は、公明・正確・適時に処理されなければならない。
2. 規律の形式は以下のとおりである：
 - －党組織に対して：譴責、警告、解散¹⁹²；
 - －正式党員に対して：譴責、警告、革職¹⁹³、除名
 - －予備党員に対して：譴責、警告

第36条

違反党員の規律施行の管轄権は以下のとおりである：

1. 支部は、政治品質・思想・道徳・暮らし・党活動・党員任務の実施（上級から与えられた任務を除く）の違反につき、支部内の党員（各級の級委員会委員、上級の級委員会の管理に属する党員を含む）の譴責・警告を決定する。

基礎の党委員会は、党部内の党員の譴責・警告、下級の級委員会委員の革職を決定する。

党員の入党許可の決定権限を委ねられた基礎の党委員会は、党員の除名を決定する権限を有するが、それは当該党員が同級の級委員会委員ではなく、上級の級委員会の管理に属する幹部ではない場合である。
2. 省・市¹⁹⁴・県・郡及びこれらに相当する級委員会は、党員規律の各形式を決定する；政治品質・思想・道徳・暮らし・党活動・党員任務の実施の違反につき、各級の級委員会委員、上級の級委員会の管理に属する党員の譴責・警告を決定する；級委員会によって与えられた任務の違反につき、同級の級委員会委員の譴責・警告を決定する。

級委員会の常務委員会は、党員規律の各形式を決定する；政治品質・思想・道徳・暮らし・党活動・党員任務の実施の違反につき各級の級委員会委員、上級の級委員会の管理に属する党員を、与えられた専門の任務の違反につき上級の級委員会の管理に属する幹部を譴責・警告することを決定する。
3. 中央執行委員会は、中央執行委員会委員・書記局員・政治局員を含め、党員規律の各形式を決定する。

¹⁹¹ 「khen thưởng」

¹⁹² 「kiến trách」「cảnh cáo」「giải tán」

¹⁹³ 「cách chức」。革職は、幹部・公務員法7条9項において、領導・管理職の幹部・公務員が、任期未了又は任命期間未了のときに領導・管理職の職務を継続できなくなることで定義されている。除名と異なり、党籍は剥奪されないものの、党の役職を解かれるという意味と理解される。

¹⁹⁴ 「thành」、中央直轄市を指すと解される。

政治局・書記局は、党員規律の各形式を決定する、当該党員が政治局・書記局の管理に属する幹部である場合も含む；政治品質・思想・道徳・暮らし・党活動・党員任務の実施の違反につき中央執行委員会委員を譴責・警告する。

4. 県・郡及びこれらに相当する級以上の検査委員会は、党員規律の各形式を決定するが、それは当該党員が同級の級委員会委員ではない場合である；同級の級委員会の管理に属する幹部、直接の下級の級委員会委員である党員の譴責・警告を決定する。
5. 級委員会及び上級の検査委員会は、下級によって決定された規律の形式を認可・変更・取消し¹⁹⁵をする権限を有する。
6. 複数の職務を保持する党員が革職の規律を受ける場合、違反の程度・性質により、1つ又は複数の任務を改める。

第37条

違反党組織の規律施行の管轄権は以下のとおりである：

1. 直接の上級の級委員会は、下級の党組織の譴責・警告を決定する。
2. 党組織の解散の規律は、直接の上級の級委員会によって提議され、1つ上の級委員会が決定する。この決定は、直接の上級の級委員会と中央検査委員会に報告を上げなければならない。
3. 党組織の解散は、当該組織が次のうち1つを犯したときのみ行う：党の路線・政策に反する行動をする、組織原則・党活動又は国家の法律の特別に重大な違反¹⁹⁶がある。

第38条

1. 違反の党組織及び党員が、自らの級の規律決定の管轄権に属さないときは、決定の管轄権を有する上の級に提議する。
2. 下級の党組織が、違反の党組織及び党員に対し、処理しない又は正しくない程度で処理する場合、上級の級委員会又は検査委員会は、管轄権に従って規律の各形式を決定し、同時に、当該党組織の責任を検討する。
3. 党組織の解散と党員の除名の規律は、下級の党組織の構成員の少なくとも3分の2によって提議され、かつ、管轄権を有する党組織によって決定されなければならない。

第39条

1. 違反党員は、支部の前で反省し、規律の形式を自認しなければならない¹⁹⁷；もし反省を拒絶し又は勾留¹⁹⁸されたなら、党組織は依然として規律の検討を遂行する。必要な場合は、管轄権を有する級の級委員会及び検査委員会が規律を直接検討する。

¹⁹⁵ 「chuẩn y (准依)」「thay đổi」「xoá bỏ」

¹⁹⁶ 「vi phạm đặc biệt nghiêm trọng (違反・特別・嚴重)」。

¹⁹⁷ 「反省」は「kiểm điểm (検・点)」の意識、「自認」は「tự nhận」の直訳である。

¹⁹⁸ 「tạm giam」。2015年刑事訴訟法119条等の訳にならった。

2. 違反党組織は、反省し、規律の形式を自認し、そして、上級の級委員会の決定のため報告を上げなければならない。
3. 規律を決定する前に、管轄権を有する党組織の代表は、違反黨員又は違反党組織の代表が意見を述べるのを聞く。
4. 違反の党組織及び黨員の規律に関する下級の決定は、直接の上級の級委員会、検査委員会に報告を上げなければならない；違反黨員が党の複数の領導機関に参加しているときは、当該黨員が構成員である上級の各領導機関まで報告しなければならない。
5. 違反の党組織及び黨員の規律に関する上級の決定は、下級、違反の党組織及び黨員のある所まで通知されなければならない；より広く通知する必要がある場合は、管轄権を有する級委員会によって決定される。
6. 違反の党組織及び黨員の規律は、決定を公布した後、直ちに効力を有する。
7. 党組織、黨員が規律の決定に同意しないときは、決定を受けた日以降、1か月の範囲内で、中央執行委員会までの上級の級委員会又は検査委員会に対し、不服申立てをする権利を有する。規律の不服申立ての解決は、中央執行委員会の規定に従って実施する。
8. 規律の不服申立てを受けたとき、級委員会又は検査委員会は、不服申立てをした党組織又は黨員に通知して知らせる；不服申立てを受けた日以降、遅くとも、省・市¹⁹⁹・県・郡及びこれらに相当する級においては3か月、中央級においては6か月で、検討・解決し、不服申立てをした党組織及び黨員に回答を知らせなければならない。
9. 不服申立ての解決を待つ間、規律を受けた党組織及び黨員は、規律の決定を厳正に執行しなければならない。

第40条

1. 非拘束是正²⁰⁰の刑以上の刑罰を受けた黨員は、党から除名²⁰¹されなければならない。
2. 党組織が解散の規律を受けた場合、直接の上級の級委員会は、新たな党組織を設け、または、残った黨員のために党活動を紹介する。
3. 革職の規律を受けた黨員は、決定のあった日以降、1年間の範囲で、級委員会に選ばれることができず、同等及びより高い各職務に任命されることができない。
4. 黨員の党活動の停止、級委員会委員の級委員会の活動の停止、党組織の活動の停止は、中央執行委員会の規定に従い、管轄権を有する級委員会又は検査委員会によって決定されなければならない。

¹⁹⁹ 「thành phố」、中央直轄市を指すと解される。

²⁰⁰ 「cải tạo không giam giữ」。2015年刑事訴訟法125条1項d)の訳にならった。

²⁰¹ 「khai trừ ra khỏi Đảng」

第9章

党の国家、祖国戦線、政治－社会団体の領導

第41条

1. 党は、国家、祖国戦線、政治－社会団体を、政治綱領、戦力、政策、主張によって；思想の仕事、組織・幹部、実施の検査・監察によって領導する。
2. 党は、幹部の仕事、幹部隊伍の管理、幹部の仕事に関する政治体系の中で各組織及び各組織の先頭に立つ者の責任發揮の協同の領導を統一する。
3. 党は、国家機関、祖国戦線、政治－社会団体へ立候補又は任命するための十分な標準を有する幹部を紹介する。
4. 国家機関、祖国戦線、政治－社会団体の中で働く党組織及び党員は、党の決議・指示を厳正に執行しなければならない；党組織は、国家の各法律文書、団体の主張への具体化を領導する；効果のある実施を領導する。

第42条

1. 中央級及び省・中央直轄市の級の国家・祖国戦線・政治－社会団体の領導機関の中で、選挙によって、同級の級委員会は、それら組織の中で働く党員の一部を含む党団²⁰²を設ける。党団を設けない所では、それら機関の中の党の基礎組織が、中央執行委員会の規定に従って領導の職能を実施する。
2. 党団は同級の級委員会によって指定される；書記を有し、必要なら副書記を有する。党団は、集団制度に従って働き、級委員会に対し責任を持つ。
3. 党団は、党の路線・政策を組織実施する中で各構成員を領導・説得²⁰³する；人民と密接に連携する；級委員会に対し、方向、任務、組織・幹部、管轄権に従った決定を提案する；党の路線・政策の執行の検査業務を領導する。
4. 必要なときに党団は、級委員会の主張、実施措置を討論するため、組織内の各党員を召集する。

第43条

1. 中央級及び省・中央直轄市の級の行法・司法機関²⁰⁴の中で、同級の級委員会は、それら組織の中で働く党員の一部を含む党幹事委員会²⁰⁵を設ける。党幹事委員会を設けない所では、それら機関の中の党の基礎組織が、中央執行委員会の規定に従って領導の職能を実施する。

²⁰² 「đảng đoàn」、直訳。

²⁰³ 「thuyết phục (説服)」

²⁰⁴ 「cơ quan hành pháp, tư pháp」、直訳。「行法」につき、実際は中央の政府や地方の人民委員会に党幹事委員会があることから、法執行機関という意味で「行政」と訳すことも可能だと思う。

²⁰⁵ 「ban cán sự đảng (班・幹事・党)」。「Ban Bí thư」を「書記局」と訳しているので、「党幹事局」や「党幹事部」といった訳もあり得る。

2. 党幹事委員会は同級の級委員会によって指定される；書記を有し、必要なら副書記を有する。党幹事委員会は、集団制度に従って働き、級委員会に対し責任を持つ。
3. 党幹事委員会は、党の路線・政策の貫徹及び実施組織を領導する；級委員会に対し、方向、任務、組織・幹部、管轄権に従った決定を提案する；党の路線・政策の執行の検査業務を領導する。

第10章

党のホー・チ・ミン共産青年団の領導

第44条

1. ホー・チ・ミン共産青年団は、党の信頼する予備隊であり、常に党へ若い勢力を補充し、党及びホー・チ・ミン主席の輝かしい革命事業を継承する；青年の風潮の中の核心の勢力である；社会主義の学校である；青年の権利の代表である；ホー・チ・ミン少年先鋒隊²⁰⁶に責任を負う。
2. 党の級委員会は、方向、任務、思想、組織・幹部に関し、同級の団組織を直接領導する。

第45条

まだ団の年齢にある団員は、団組織の中で活動し、働かなければならない。

第11章

党の財政

第46条

1. 党の財政は、党員によって納められた党費、国家予算から、その他の各勘定項目を含む。
2. 中央執行委員会は、党の財政・財産の原則・管理制度、党員が党費を納める程度を統一規定する。
3. 毎年、級委員会は報告を聞き、級自らの財政任務を決定する。

²⁰⁶ 「Đội Thiếu niên Tiền phong Hồ Chí Minh」

第12章 党規約の執行

第47条

党組織及び党員は党規約を厳正に執行しなければならない。

第48条

全国代表大会のみが党規約を修正する権利を有する。

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 3） （地方における関連機関の実情・第3 サラワン）

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、前稿（ICD NEWS 第93、94号）でご報告させて頂いたルアンナムター県及びサワンナケート県の関連機関の実情報告に続くものであり、ラオス国内各地について、Access to Justice の普及の難しい地方の具体的な状況について、新たな訪問先も含めて引き続き報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿記載済みのため省略する）。前稿まででは下記①から④を取り扱ったが、本稿では、下記⑤及び⑥の機関への視察結果について報告させて頂く。¹

（前稿までの視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会事務所
- ④ サワンナケート県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

（本稿の視察先）

- ⑤ サラワン県女性同盟
- ⑥ サラワン県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

第2 サラワン県概要²

- 1 人口 およそ42万人（2017）
（ラオス全体の人口は742万人／2021）
- 2 面積 1万0691km²（秋田県や岐阜県と同程度）
- 3 位置 下記地図上の赤印部分参照。ラオス南部チャンパサック県の都市パークセーから車で2、3時間程度。首都ヴィエンチャン、サワンナケート県、チャンパサック県の主要都市を結ぶ主要道路や、サワンナケート県とタイやベトナム・ダナンを結ぶ東西回廊からも離れており、アクセスが良いとは言えな

¹ 前稿まで同様の指摘であるが、本件報告の趣旨はあくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であり、これをその他の地域や他の機関全てに同じく当てはめることはできない。また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するための具体的な様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

² knoema「World Data Atlas『Salavan』」
(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国 /Salavan, 2023年6月14日最終閲覧)

い。サラワン県内中心部の街も比較的小規模である。³



(出典：maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

第3 サラワン県女性同盟

1 視察先概要

(1) 憲法上の位置付け

ラオス憲法においては、訪問先のラオス女性同盟を含め、ラオス建国戦線、ラオス労働組合連盟、ラオス人民革命青年同盟などが、国の省庁とは異なる大衆組織として存在している。それは一定の権利利益の保護や研鑽の場などとしての役割を持った機関であり、国家主席や政府などと並んで「新たな法律起草を提案する権

³ JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月 (https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf, 2023年6月14日最終閲覧)

利」をも有している。⁴

(2) 女性同盟法上の規定⁵

ラオス女性同盟については、女性同盟法が制定されており、その組織構成や役割が詳細に記載されている。同組織は、国家組織や中央及び地方の大衆組織と同等の役割を担う大衆組織とされている。⁶ ラオスの政治システムの中における大衆組織であり、女性と子供たちの権利と法的利益を代表し、ラオス憲法と法律の下において実施する。⁷ 教育、結束、男女平等、全ての民族の女性に受け継がれてきた価値ある特徴の維持推進、ラオスの女性に対する国家保護や発展に参加することの提唱などの役割を担っている。⁸

上記と重複する内容となるが、同法に規定されている具体的な女性同盟の活動内容の概要としては、政治に関する教育（法律分野や社会文化、科学技術関係をも含む）、女性同盟の組織強化、女性と子供たちの権利と法的利益保護と男女平等推進、職業訓練（貧困撲滅と生活状況改善に向けた収入確保のため）、国家・地方・民族の良い習慣とラオス女性に受け継がれてきた価値ある特徴の維持向上、国際組織や近隣諸国の女性組織との連絡協働などが記載されている。⁹

(3) 本件調査について

上記の通り、女性同盟は女性と子供たちのために活動をしており、ラオス民法典上の彼らの権利やとりわけ家族法の編などの権利保護に大きく関わっていると思われる。そのため、この度、サラワン県女性同盟視察のため、同組織が活動している、サラワン県の中心部に所在する4つの大衆組織の合同庁舎（ラオス建国戦線、労働組合、女性同盟、青年同盟）を訪れた。

2 視察日：2023年6月9日

サラワン県女性同盟のマニサ・チャンダボンサ副会長及び職員の方1名に当方の視察にご対応頂いた。

3 女性同盟の活動内容

サラワン県女性同盟には26人（うち男性は2人のみ）が所属しており、県内8地区を対象に活動を行っている。同機関は5部門に分かれており、行政部門、人事部門、職業訓練部門、男女平等の推進部門、普及部門により女性や子供を保護するための活動を実施している。

視察訪問先は県レベルの組織であり、この他にも地区レベル、村レベルにも女性同

⁴ 2015年憲法7条、59条（63号／国民議会）

⁵ 本稿内の法律内容の記載については、公式翻訳が存在しないため、概要を伝えるための意識であることについて注意されたい。さらに正確かつ詳細な情報を知りたい場合には、法律原典に当たられたい。

⁶ 2013年女性同盟法7条（31号／国民議会）

⁷ 2013年女性同盟法2条（31号／国民議会）

⁸ 2013年女性同盟法8条（31号／国民議会）

⁹ 2013年女性同盟法16条（31号／国民議会）

盟の組織がある。女性同盟では、女性や子供に関連して、不倫、離婚、暴力、人身取引などの具体的な問題について相談やサポートを実施している。問題が発見された場合、まずは村レベルの女性同盟が地区レベルの女性同盟へ報告をし（毎週水曜日）、それが地区から県レベルの女性同盟へ報告される。その後、事案により対応方針を検討したり、現地確認等を実施したりするなどして、対応を進めていくというのが具体的な支援の流れである。なお、県レベルの女性同盟では、年1回、ラオス全体の国家レベルの女性同盟へレポートを提出し、県全体での活動状況や問題状況の報告を行っている。

このような支援の他にも、女性や子供の保護のための各種権利の普及活動を実施している。例えば、女性や子供の各種権利やCEDAW（The Committee on the Elimination of Discrimination against Women）¹⁰の条約、家族法、民法典、刑法典の情報など、普及対象となる事柄は幅広い。また、法律のみに限らず、女性の職業訓練やヘルスチェックなども普及活動の中に含まれている。県レベルの女性同盟では普及活動を年6回実施しているが、地区レベルではもっと多く、村レベルではサラワン県内570以上の村ごとに女性や子供へのアドバイスを実施している。

4 サラワン県での女性・子供の被害

(1) 人身取引等

サラワン県では多くの女性が人身取引被害に遭っている。タイへの出稼ぎの仕事に派遣されたものの会社から給与が支払われなかったり、肉体的な暴力を受けていたりするような事例がある。女性同盟ではこのような被害者をラオスに戻す支援活動も行っており、保護した女性にその後仕事はあるか、生活状況はどうか、元の生活に戻れるかなどヒアリングし、必要に応じて職業訓練（美容サロン、縫い物など）をサポートし、支援を実施している。

(2) レイプ、暴力、不倫

男性から肉体的、精神的な虐待や暴力、不倫を受けるケースも取扱いが多い。また、子供の性被害も存在し、7～8歳の子供が近親者などからレイプ被害を受けたが、家族内の問題であり司法アクセスが困難であるという問題がある。このような状況は、被害者である小さな子供に対してフェアではないと女性同盟においては考えている。

(3) 外国人問題

ラオス人女性の外国人（特に中国、ベトナム）との結婚後、離婚時の財産分与において、ラオス女性にとって不利な取扱いがされ問題となる事例が多い。

また、ラオス人女性のタイ人との結婚において、実質的には通常の結婚と同じであっても、手続上は法的な結婚をしていないというケースが多く、離婚後に子供に

¹⁰ United Nations Human Rights Office of the High Commissioner 「Committee on the Elimination of Discrimination against Women」 2023年 (<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/cedaw> 2023年6月14日最終閲覧)

対する権利等も含め、女性側の立場や権利主張が難しいという問題がある。

5 弁護士との関係

サラワン県内においては、4人の弁護士が存在する。¹¹¹² 被害者が裁判手続を行う際、当該被害者の担当弁護士が女性同盟を訪問し、情報提供を求めてきたりすることが実際にあり、そのような場合には機関の有する情報を提供したりしている。

6 県内のその他の支援機関

アメリカ支援による県司法局による法律相談所が2022年から活動開始しており、サラワン県内8地区に設置されている。¹³

また、2022年から地区レベルでの調停が可能となっており、村レベルでの村落調停が不成立の場合、これを利用することが可能である。¹⁴

7 問題点

(1) 被害認知・相談の難しさ

女性同盟の扱っている女性や子供の問題は、家族問題が多く外部や第三者からは認知しづらいという状況がある。また、地域にもよるかもしれないが、センシティブな相談内容のため、被害者においてトラブルの内容が地域や隣人に漏れることを恐れ、または相談を恥ずかしがり、地区や村レベルの女性同盟のオフィスを訪問し相談するということがなかなか難しいという現状があるとのことである。現状、サラワン県の県レベルでの不倫、離婚、暴力、人身取引等の問題報告は年間20件ほどのみであるが、潜在的な問題はこの件数に止まらなと考えている。

(2) 少数民族への対応

また、サラワン県の人口約40万人のうち、約30%はバコ族、タオイ族など10程度の少数民族であり、特にベトナム側付近の山岳エリアに多く、伝統習慣が民族によって大きく異なる。民族によっては、夫婦を共に呼び話を聞くと、男性のみが話し女性からは何も話が聞けないこともあり、女性だけを聴取に招くなどの工夫が必要な場合もある。

同様に、男女平等を推し進めることが困難な場合も多い。民族により、話す言語もラオ語と近いものであっても異なるものであるため、意思疎通が困難な場合があ

¹¹ 阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2）（地方における関連機関の実情・第2 サワンナケート）」ICD NEWS 第94号59頁（2023.3）(<https://www.moj.go.jp/content/001392334.pdf>, 2023年6月16日最終閲覧)。ラオスにおける弁護士についてサワンナケート県弁護士会事務所に関する記載を参照。従前訪問した102万人の人口規模のサワンナケート県において（2017年時点）、弁護士数は7名であり（2020年時点）、弁護士不在の県もあるなか、それと比較するとサラワン県には比較的多くの弁護士がいる印象である。

¹² 阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）（地方における関連機関の実情・第1 ルアンナムター）」ICD NEWS 第93号22頁（2022.12）(<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>, 2023年6月16日最終閲覧)。同じく従前訪問したルアンナムター県には弁護士は不在である（2022年時点）。

¹³ 阿讚坊・前掲注12）21頁。司法局による法律相談所について、ルアンナムター県司法局リーガルエイドオフィスに関する記載を参照。

¹⁴ 阿讚坊・前掲注11）64頁。村落調停について、サワンナケート県カイソーンボムヴィハーン市ナトゥイ村に関する記載を参照。また、次項サラワン県ワッカ村村落調停の項を参照。

る。

(3) 女性相談センター・シェルター設置の必要性

女性同盟による相談としては、健康問題等に関するコールセンターだけではなく、訪問により具体的なアドバイスを与える相談センターが必要である。相談内容がセンシティブであることが多いことから、個室で相談ができる環境が必要であると考えている。この点、このような相談センターが隣県のセコン県、アタプー県には設置済みであるが、未だサラワン県には設置されていない。

また、女性が人身取引被害後にタイからラオスへ戻ったり、夫からの暴力被害から保護されたりした後、当該女性の安全や生活を確保する環境が必要であり、サラワン県内にも保護シェルターの設置が必要である。首都ヴィエンチャンにはこのようなシェルターが設置されているものの、サラワン県には未だ設置できていない。

(4) 情報普及の困難性

予算や地理的な問題もあり、サラワン県内中心部はともかく、県内遠隔地へは情報の伝達が困難である。¹⁵ ¹⁶ そのため、特に法律の地方への伝達や普及は特に難しい。本来、さらに多くの情報を地方の遠隔地へ届けたいが、予算が不足している状況である為普及活動の実施が難しい。

その他に物資も不足しており、例えば、説明時に使用するディスプレイやプロジェクター、さらには村役場から住民への通知のためのスピーカーなどが不足している。計画では、毎朝30分間など、村役場からスピーカーで住民への法律内容の周知等をして普及を進めたいという考えもあるが、¹⁷ 現状実施が難しい。サラワン県の女性同盟としては、このような点について外国からの支援の必要性を感じている。

(5) 法的処理の必要性

サラワン県内ではトラブルが法的にではなく慣習で処理されてしまっており、適切に問題を解決できていない。そのため、同様の問題が何度も発生しており、これは非常に問題であると感じている。

¹⁵ 阿讚坊明孝「各国プロジェクトオフィスから」ICD NEWS第92号124頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381613.pdf>, 2023年6月14日最終閲覧）。

ラオスに限られないが、首都と比較し、地方は飛行機や電車で容易にアクセスできる場所は限られ、陸路では移動に長時間を要し、移動コストも上がり、必ずしも容易に移動できるとは限らないため、情報伝達について大きな影響が生じる。これは、地方県の中心都市と遠隔地にある町との間の情報伝達事情についても同様である。オンライン環境整備についても、遠隔地ほどインフラが整っておらず、類似の状況が見られ得る。

¹⁶ 前掲注11）・阿讚坊57頁参照。サワンナケート県のような都市部と比較しても、アクセスの悪いサラワン県では情報伝達の困難さは当然の状況である。

¹⁷ 本稿の次項サラワン県ワッカ村村落調停の項を参照。サラワン県中心部のワッカ村では、実際にこのような情報伝達を住民へ向け実施しているようである。

(サラワン県におけるラオス建国戦線、労働組合、女性同盟、青年同盟の4つの大衆組織の合同庁舎外観)



(マニサ・チャンダボンサ副会長（右端）と情報交換を行う筆者（左から2番目）)



第4 村落調停ユニット (Village Mediation Unit: VMU)

(サラワン県ワッカ村)

1 視察先概要

(1) ワッカ村概要

サラワン県には570以上の村が存在する。そのうちワッカ村はサラワン県の

各行政機関の庁舎の近くに所在し、同県内の中心地に位置する村であり、より地方の村と比較すれば中央からの情報伝達が容易であろうことが推察される。同村内には180世帯902人（うち女性465人）が居住しているそうである。

そのようなワッカ村の村役場を訪問し、民法典の問題を含む紛争解決機関である村落調停ユニットを視察し意見交換をさせて頂いた。

(2) 同村の様子

同村の具体的なイメージに触れて頂く為、村落調停と直接的な関係はないが、以下、同村に関連する情報を少々記述する。

ワッカ村役場は、かつて学校だった建物を役場として利用している。サラワン県では、JICAが学校関係の支援をしてくれていると住民がよく認識しているそうであり、筆者へ向けて感謝の言葉が述べられた。同村における村落調停は、視察時に意見交換を実施した村役場内のその部屋で、実際に行っているとのことである。

村役場の外にはスピーカー数台が設置されており、毎朝5時30分から30分間、住民への情報伝達や周知のために放送を実施しているとのことである。また、この訪問時期（6月）は雨季が始まった時期のため、蚊が多く発生している。 Dengue 熱などの病気の蔓延の元となるので、村が街中を掃除する日であるとのこと、本日は水の溜まっている場所を確認していくそうである。コミュニティとしての結束の様子が窺われる。

(3) 紛争解決手段としての村落調停

ラオスにおいては、村落の代表としての村長がもめ事の解決を行ったり、寺院の僧侶や小祠の霊媒などが村人の悩み事の相談に応じるなど、共同体内部で紛争を処理し自律的に存在してきたという経緯があるという。¹⁸

そのためか、ラオスの民事訴訟法の想定する紛争解決方法としては、話し合いによる調停という裁判外紛争解決手続や裁判上の和解は非常に重視されている。その法的な概要、調停ユニットの構成など、基本的事項で重複する部分については前稿（ICD NEWS 第94号）記載のため、下記記載から割愛する。同稿のサワンナケート県での村落調停の項¹⁹を参照されたい。

2 視察日時：2023年6月9日

同村のソムチャイ副村長をはじめとして村落調停ユニットメンバー合計4名が視察に対応して下さり、司法省及び郡や地区の司法局職員立会の下、お話を伺った。その他、村民10名ほども話し合いに参加し訪問を歓迎して頂いた。なお、村落調停を担当するユニットメンバーらが回答するに際しセンシティブな部分については、立会人

¹⁸ 松尾弘、大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」6頁（2015.3）（<https://www.moj.go.jp/content/001147824.pdf>, 2023年6月22日最終閲覧）。

¹⁹ 阿讚坊・前掲注11）64頁。

に気を使い、正直な回答が得られていない可能性は考慮する必要がある。

3 調停ユニットについて（前項サワナケート県の村落調停を参照）²⁰

(1) 構成

5名の調停ユニットメンバーのうち、4名（副村長、警察、女性同盟、青年同盟）が視察時の面談に参加して下さった。

(2) ユニットメンバーの任期・選任

調停ユニットメンバーには任期は定められておらず、転居などでメンバーに欠員が生じた場合に選任が行われる。メンバーについては、各組織（村長、副村長のほか、村の女性同盟、青年同盟、警察など）から選出される。

4 ワッカン村の村落調停ユニットでの事件処理について

(1) 調停事件概況

年間の平均事件数は4件程度である。

一般的には借金、薬物、相続や遺産分割による土地紛争の事件が多い。

調停手続開始に至る事件の端緒としては、当事者個人からの申告であるが、家族からの申告、貸主である銀行からの申告の場合もある。

(2) 調停手続

調停開始にあたっては、事前に5人の調停員で担当する仕事を分担しておく。例えば、チーフ、質問担当、記録担当などである。

調停時の座席配置としては、部屋の前方に調停ユニットメンバー5名が並んで座り、そこへ向かって左右に置かれた机と椅子に、それぞれの当事者が対面して座るというものである（概ね当日の意見交換の配置と同様であり、下記写真参照）。

調停期日の冒頭に、調停においてどのように話し合いを進めていくか、当事者と調停ユニットとでルールを定めていく。例えば、調停ユニットのチーフが説明し、当事者が感情的に話して混乱しないよう、順番に話すようじっくりと説明を行う。

平均的な1回の調停期日に要する時間はおよそ半日ほどであり、1件の事件あたり通常は1回、時折話がまとまらない場合には、翌週に再度調停期日を設定し、合計2～3回の調停を開催する。仮に3回にわたり調停期日を開催して話がまとまらない場合には、村レベルではなく地区レベルの調停を実施することとなる。

調停には、調停ユニットメンバー5名が関与し、当事者は申立人と相手方双方が同時に立ち会う同席調停である。

(3) 調停の解決内容の具体例

村落調停での調停成立割合は10割であるとのことである。調停ユニットメン

²⁰ 阿讃坊・前掲注11) 64頁。

バーは、最大限、調停の成立へ向けて努力をしているとのことである。²¹

借金の件などは、多くが債務者へ支払期間の猶予を与えて払われるという内容で合意が成立する。しかしながら、そのような合意が難しい場合もあり、その時には調停ユニットからいくつかの猶予案を提示し、それにより当事者がようやく納得して合意に至ることがあるという。

(4) 警察との関係

警察から村へ事件の通知がある場合もある。そのような場合、村としては、調停ではなく警察の指導内容に従うよう当事者へ指示している。

5 村落調停ユニットの法律知識について

村落調停ユニットが調停を行う村役場には、政府から配布された民法典の条文集²²のほか、法律関連文書を取めた書棚があり、調停時に調停ユニットメンバーが参照できるように準備している。仮に調停時に民法典や法律の内容が問題となり、それについて調停ユニットのみで適切な解決方法の検討が難しい場合には、地区の司法局を訪問し、その法律の内容の意味や考え方について相談することがある。

この点、民法典の条文集は村や現地司法局においても不足しており、もっとこれらの文献が地区や村でも手に入るとありがたい。

6 村での調停制度の認知について

サラワン県の570以上の村全てに村落調停ユニットが設置されている上、県司法局が各村に対し、調停による紛争解決についての情報提供、普及活動を実施している。裁判手続を利用すると時間や費用がかかることから、司法局としては、村落調停の利用が有用である旨を伝え、村落調停の利用を積極的に推進しているとのことである。

当該普及活動においては、調停ユニットメンバーが実際に調停を行うための方法やトレーニングを含んでいる。2022年に完成した村落調停ハンドブックがUSAID支援により各村に5冊ずつ配布されており、これが調停実務の手引きとして普及活動に利用されている。このようなハンドブックがあると、現場の調停ユニットメンバーが対応しやすく有り難いとのことである。

²¹ 松尾=大川前掲注18)9頁参照。留意点として、2015年当時の当該文献記載の調査におけるルアンパバーン県パク・ウ調停不能案件はなかったという。また、前掲注11)・阿讚坊66頁記載のサワンナケート県カイソーンボムヴィハーン市ナトゥイ村における筆者による調査時も同様であった。

²² 筆者の所属するJICA法律プロジェクト(2018年~2023年・JICA法の支配発展促進プロジェクト)にて民法典起草支援及び条文集の印刷支援により配布されたもの。

(ワッカン村役場外観)



(村役場内での意見交換)



(参加者の集合写真。手にするのは、JICAから村へ寄贈した民法典の条文集と民法典
条文解説書)



(ソムチャイ副村長（右側）によるJICA法律プロジェクト視察の歓迎)



第5 おわりに

以上の通り、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、3回目の本稿においてはサラワン県内所在の2機関の視察調査の結果を報告した。

一つ目の訪問地、女性同盟は筆者としても初めての訪問であり、また、同県女性同盟への訪問者はあまりいないとのことで歓迎され、丁寧に話を聞かせて頂いた。女性同盟の抱える相談者来訪が困難であったり保護施設が必要であったりなどの問題点は、日本においても同様の問題があると思われる。この点を仮に解決できたならば、女性や子供にダイレクトに関わる女性同盟において、法的問題を解決するのに非常に有効となる可能性が感じられた。

また、二つ目の訪問地、村落調停ユニットの訪問は2回目であったが、村落調停としての進め方、考え方、成立率などに類似点が見受けられた。しかし全ての村を訪問したわけではなく、数個の報告において示された一つの方向性程度として捉える必要がある。なお、警察は発生した事件に最も強く関わっていることが通常であるため、村落調停ユニットとの何らかの協力連携関係があれば村での問題解決が質量ともに向上するのではないかと考えた。そのため、警察との関係をより深く確認したかったが、今回はこの点をうまく聴取することができなかった。更なる調査によりもしこの点を把握することができれば、より多くの紛争解決に資する方法を検討するのに役立つ可能性があると考えられる。

今後も引き続き機会があれば、地方の実情理解を進めるため、同種の調査報告をしたいと考えている。

インドネシアにおけるベースライン調査について(1)

JICAインドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

第1 はじめに

インドネシアでは、2015年12月から2021年9月までの間に、JICAプロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」¹（以下「前プロジェクト」という。）が実施された。同年10月からは2025年9月までの予定で、JICAプロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」²（以下「現プロジェクト」といい、「前プロジェクト」と併せて「当プロジェクト」という。）を開始した。

現プロジェクトのうち最高裁判所をカウンターパートとする案件に係るプロジェクト目標は、「知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する。」（プロジェクト目標2）である。プロジェクト目標2に係る成果としては、「知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を解決する裁判（知財裁判等³）に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される。」（成果3）等が挙げられている。成果3に係る活動としては、「最高裁知的財産権WGメンバー（以下「最高裁WGメンバー」という。）とJICA専門家によるプロジェクトチーム…が、最高裁及びJICAの間で合意された Terms of Reference（TOR）に基づいて、知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を解決する裁判を対象とするベースライン調査を実施し、裁判制度に関する法令上・実務上の問題点を把握する。」（活動3-1）、「3-1のベースライン調査を基に、プロジェクトチーム…が、執務参考資料の作成によって解決可能な課題を特定し、プロジェクトが取り組む執務参考資料のアウトライン及び同資料の普及計画を作成する。」（活動3-2）等が挙げられている。このように、現プロジェクトでは、知財裁判等に関する執務参考資料の作成・公開・普及活動の前提として、知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースライン調査を実施することが予定されている。

そこで、当職は、2022年12月15日付けで最高裁判所との間で締結したTORに基づき、最高裁WGメンバー（ラフミ最高裁判事、アグス最高裁特別民事事件担当次席書記官ら）の協力を得ながら、①インドネシアの立法、行政、司法制度一般の調査⁴、

¹ 前プロジェクトのカウンターパートは、最高裁判所、法務人権省法規総局及び同知的財産総局であり、JICA技術専門家も、法務省出身者2名（検察官出身1名、裁判官出身1名）と特許庁出身者1名であった。

² 現プロジェクトのカウンターパートは、最高裁判所及び法務人権省法規総局のみであり、JICA技術専門家も、法務省出身者2名（検察官出身1名、裁判官出身1名）のみである。

³ 専ら知財事件の民事訴訟・行政訴訟等を指すものとの前提に立っている。

⁴ 統計等については、原則として、2023年2月23日に実施された「Laporan Tahunan Mahkamah Agung 2022」の資料に記載された2022年12月31日時点の数値を採用している。

②インドネシアの知財判決の分析、③中央ジャカルタ地裁の商事裁判所裁判官（以下「商事裁判官」という。）に対するヒアリング、④第三者（日本・インドネシアの弁護士やJETRO等）に対するヒアリング等を実施し、知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースライン調査（以下「本件ベースライン調査」という。）を実施した。

以下、本件ベースライン調査によって得た知財裁判等に関する前提知識をまとめ、最後に法令上・実務上の問題点及びその改善策に関する意見を述べる。本号では、インドネシアの統治機構及び司法制度（第2）並びに商事裁判所（第3）について解説し、次号において、知的財産権に関する法令の整備状況（第4）、知財事件（第5）、商事裁判官による知財事件に関する裁判制度についての意見（第6）、第三者によるビジネス関連事件に関する裁判制度についての意見（第7）並びに知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点及びその改善策の提言（第8）について解説する。

第2 インドネシアの統治機構及び司法制度

まず、インドネシアの統治機構について簡単に説明した上で、特に最高裁及び通常裁判所系列の下級裁判所に焦点を当てて、司法制度について解説する。

1 統治機構

- (1) 1999年から2004年までの4次にわたる憲法改正により、憲法裁判所が設置され（2003年8月発足）、①国民協議会（MPR）が立法権（その下に国民議会（DPR）及び地方代表議会（DPD）が存在）を、②大統領が行政権を、③最高裁が司法権を担う三権分立型の統治機構に移行した⁵。

憲法は、大統領内閣制を採用しており、大統領が省大臣その他の国務大臣を任命して内閣を組織している（別紙1参照）。

- (2) 法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律等の所管法令を起草し、他省庁が起草する法案の審査を行う。日本国法務省と同様、矯正局や入国管理局も法務人権省に所属している（別紙2参照）。

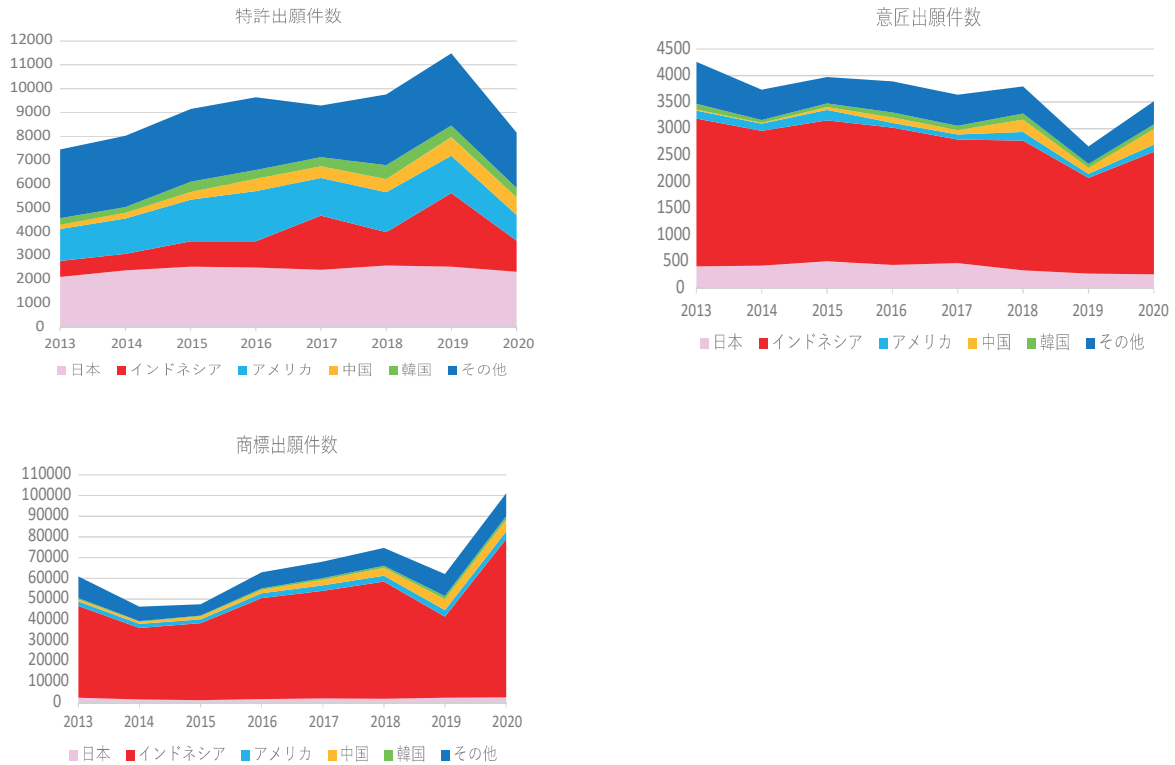
法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）は、民事一般法や刑事一般法を含む法案の起草に加え、法案の審査を担当しており、日本の内閣法制局のような役割も果たしている（別紙3参照）。同省国家法開発庁（BPHN）は、法案の最初の大綱（アカデミックペーパー）の調整、モニタリング及び評価等を実施するとともに、同省が起草を担当する法案に関してはアカデミックペーパーの作成自体も担当している。

法務人権省知的財産総局（以下「知財総局」という。）は、知的財産権⁶に関する行政全般を担当し、知財関係法案の起草や、出願受付、審査及び登録業務を所管し

⁵ 以前は、国権の最高機関として、国民協議会（MPR）が存在し、その傘下に、国民議会（DPR）、大統領、最高裁、最高諮問会議（DPA）、会計検査院が置かれ、各機関に権限が分配される形を採っていた。

⁶ 日本国特許庁が所管する特許、実用新案（インドネシアでは簡易特許）、意匠、商標に加え、著作権、地理的表示（GI）、集積回路配置設計及び営業秘密も所管している。なお、植物品種保護については、農業省が所管している。

ている（別紙4参照⁷）。2013年から2020年までの各国からの特許、意匠及び商標の出願件数の推移は、下記グラフのとおりで、特許及び商標の出願件数は増加傾向にあり、特許は日本からの出願件数の割合が多い⁸。



2 司法制度

(1) 裁判所

司法権は、最高裁判所（Mahkamah Agung = MA）、その管轄下に設置される通常裁判所（Pengadilan Umum）、宗教裁判所（Pengadilan Agama）、軍事裁判所（Pengadilan Militer）及び行政裁判所（Pengadilan Tata Usaha Negara（TUN））、並びに憲法裁判所（Mahkamah Konstitusi = MK）が行使するものとされている（憲法24条2項）。

ア 憲法裁判所

憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、法律の憲法に対する適合性に関する紛争、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争並びに政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、同決定は終局的なものとなる（憲法24C条1項）。

⁷ 意匠法には、意匠審判委員会の定めはなく、意匠登録の拒絶査定に対する不服申立ては、商事裁判所に対する訴えによることとされている（意匠法28条1項）。

⁸ 西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」（IPジャーナル23号・2022年12月）85～87頁を参照。

http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol23/IPJ23_82_89.pdf

イ 最高裁判所

最高裁は、上告審（Kasasi）の裁判を行い、法律より下位にある法令の当該法律に対する適合性を審査する権限及び法律の付与するその他の権限を有する（憲法24A条1項）。最高裁に関する法律（1985年第14号、2004年第5号、2009年第3号。以下「最高裁判所法」という。）によれば、最高裁は法律審であり、上告理由⁹、司法審査（再審）（Peninjauan Kembali）事由¹⁰がそれぞれ定められている（同法28条～30条、66条以下）。

最高裁の組織図は、別紙5及び6¹¹のとおりである¹²。すなわち、最高裁長官（Ketua MA）1名を頂点として、最高裁副長官（Wakil Ketua MA）2名（Badan Yudisial（司法部門）及びBadan Non Yudisial（非司法部門））と最高裁准長官7名（育成室長（Ketua Kamar Pembinaan）、監督室長（Ketua Kamar Pengawasan）、民事室長（Ketua Kamar Perdata）、刑事室長（Ketua Kamar Pidana）、宗教室長（Ketua Kamar Agama）、軍事室長（Ketua Kamar Militer）及び行政室長（Ketua Kamar TUN））が配置され、民事室、刑事室、宗教室、軍事室及び行政室には、その他の最高裁判事（Hakim Agung）が配置されている（合計48名¹³）¹⁴。通常裁判所系列の事件を扱う民事室及び刑事室には、それぞれ准長官（室長）を含めて最高裁判事15名が配置されている。なお、最高裁には、汚職アドホック判事と労働アドホック判事¹⁵も合計9名配置されている。

また、最高裁には、高裁判事レベルの司法判事（Hakim Tinggi Yustisial）60名、地裁判事レベルの司法判事（Hakim Yustisial）219名も配置されている¹⁶。最高裁には、最高裁事務総局（Sekretariat MA）と最高裁書記官室

⁹ 最高裁判所法28条1項a号、29条、30条1項は、最高裁は、全ての系列の司法裁判所の判決又は決定に対する上告審を担当するものとし、上告理由として、①権限を欠き、又は権限の限度を超えていること（同項a号）、②法律の適用を誤ったか、又は違反したこと（同項b号）、③法令で定められた条件を満たしておらず、そのことが関連する判決の取消しを招くおそれがあること（同項c号）を挙げている。

¹⁰ 最高裁判所法28条1項c号、66条、67条は、最高裁は、確定判決に対して再審をすることができるものとし、民事確定判決に対する再審事由として、①判決が、確定後に判明した相手当事者の嘘若しくは偽りに基づくものであるか、又は刑事裁判官が後に誤りであると宣言した証拠に基づく場合（同項a号）、②判決の確定後に、事件の審理が行われた時点では発見できなかった決定的な証拠が発見された場合（同項b号）、③請求されていない事項又は請求された事項を超える事項が認められた場合（同項c号）、④請求の一部が、その理由を検討することなく認められなかった場合（同項d号）、⑤同一当事者間で、同一の事項について、同一の理由により、同一の裁判所又は審級において、相反する判決が下された場合（同項e号）、⑥判決に裁判官の過失又は明白な誤りがある場合（同項f号）を挙げている。

¹¹ 最高裁の多くの部局は、モナス北側の最高裁本庁舎に配置されているが、最高裁事務総局のうち通常裁判所総局、宗教裁判所総局、軍事・行政裁判所総局、監督庁、法司法調査研究教育研修庁は、最高裁本庁舎から東方に約10km離れた最高裁事務総局庁舎に配置されている。

¹² 最高裁の組織及び裁判官の員数等は、Laporan Tahunan 2022の14～31、175頁参照。

¹³ 最高裁判所法4条3項が定める定員は60名である。

¹⁴ 最高裁判事は、裁判官出身者（キャリア判事）のみならず、それ以外の出身者（ノンキャリア判事）であっても任命されることができる（最高裁判所法6条B、7条）。

¹⁵ アドホック判事とは、特定の分野における専門的知見及び経験を有する臨時的裁判官であり、特別裁判所（特別法廷）において、法律の定めに従い、特定の期間、事件の審理・判断をするために任命される（通常裁判所に関する法律（1986年第2号、2004年8号、2009年第49号。以下「通常裁判所法」という。）1条6項、2条2項）。

¹⁶ 基本的に、高裁判事レベルの司法判事は、事務総長、総局長、首席書記官、次席書記官、司法研修所長、調査官、特別秘書等に任命され、地裁判事レベルの司法判事は、書記官代行、最高裁判事付き補佐判事、司法研修所教官、特別秘書等に任命される。

ただし、事務総長や総局長は、裁判官出身でない場合があり、現在の司法研修所長は、地裁判事レベルの司法判事である（元所長であるアグン判事（現最高裁民事室長）、アグス判事（現最高裁特別民事事件担当次席書記官）、前所長であるバンバン判事（現法司法調査研究教育研修庁長官）は、いずれも高裁判事レベルの司法判事であった。）。

(Kepaniteraan MA) が設置され、それぞれ事務総長 (Sekretaris MA) 1 名、首席書記官 (Panitera MA) 1 名が配置されている。最高裁事務総局には、事務総長の下に各総局等が設置されており、そのうち通常裁判所総局 (Direktorat Jenderal Badan Peradilan Umum = Badilum) が通常裁判所系列の事務系統 (裁判官の人事を含む。) を所管しており、法司法調査研究教育研修庁 (Badan Litbang Diklat Kumdil) が司法技術教育研修所 (Pusat Diklat Teknis Peradilan。以下「司法研修所」という。) ¹⁷ を所管している。最高裁書記官室には、首席書記官の下に次席書記官 (Panitera Muda MA) 7 名 (民事、特別民事、刑事、特別刑事、宗教、軍事、行政) が設置されている。そのうち特別民事事件 ¹⁸ 担当次席書記官 (Panitera Muda Perdata Khusus) ¹⁹ は、知財を含む商事事件 ²⁰ 等に関する事件管理・事務手続を担当している。その他、最高裁調査官室に調査官 (Pemilah Perkara MA) が配置され、上告事件等が最高裁判事 3 名 (原則) の合議体に配てられる前の調査・審査を担当し (2023 年 3 月末時点で、特別民事事件担当調査官は 6 名)、さらに、各最高裁判事の執務室に 1 名ないし複数名の書記官代行 (Panitera Pengganti MA) が配置され、最高裁判事の事件処理等を補佐している (同時点で、民事室最高裁判事執務室に配属された商事事件担当書記官代行は 22 名) ²¹。



最高裁本庁舎



最高裁本庁舎 14 階大講堂 (大法廷) 及び最高裁判事

¹⁷ 近時、Mahkamah Agung Corporate University (最高裁組織内大学) という形態をとった。

法司法調査研究教育研修庁ウェブサイト (<https://bldk.mahkamahagung.go.id/id/>) の YouTube を参照。

¹⁸ 特別民事事件とは、労使関係事件 (Pengadilan Hubungan Industri = P H I)、倒産事件 (Kepailitan = Pailit)、知財事件 (Hak Kekayaan Intelektual = H K I)、政党事件 (Partai Politik = Parpol)、仲裁事件 (Arbitrase)、消費者紛争解決機関事件 (Badan Penyelesaian Sengketa Konsumen = B P S K)、情報公開事件 (Keterbukaan Informasi Publik)、事業競争監視委員会事件 (Komisi Pengawas Persaingan Usaha = K P P U) 等を指す。

¹⁹ 同職は、当プロジェクトの実働メンバーのリーダーを務めており、前々任者であるラフミ判事、前任者であるハスワンディ判事は、いずれも最高裁判事に昇進している。

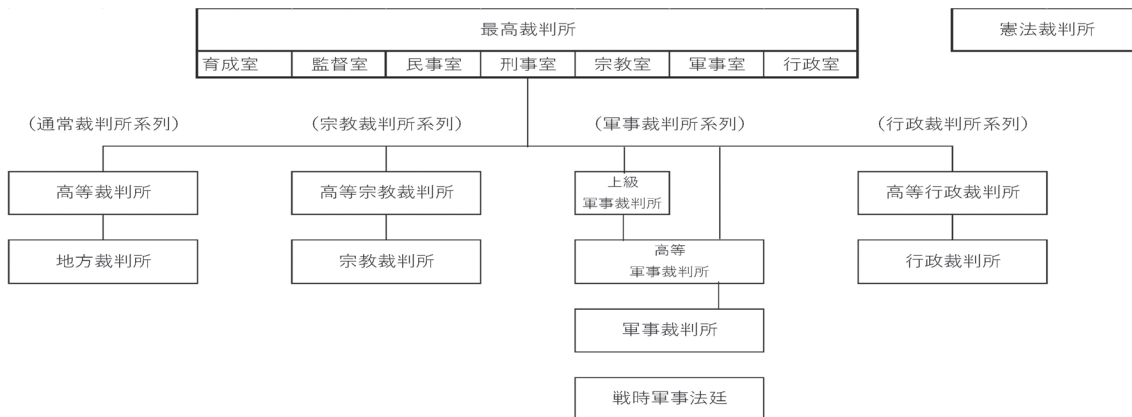
²⁰ 商事事件とは、特別民事事件のうち知財事件、倒産事件及び事業競争監視委員会事件等を指す。

²¹ インドネシアでは、最高裁に限らず、各裁判所に首席書記官 1 名が置かれ、その下に次席書記官、書記官代行が配置されており、個別事件については、書記官代行が担当している。

ウ 下級裁判所

(ア) 下級裁判所の構造

最高裁判所の下には、下級裁判所が設置されているところ、下記のとおり、管轄する事件の種類によって4つの系列に分かれている（なお、日本の簡易裁判所に相当するものは存在しない。）。



通常裁判所系列（高等裁判所及び地方裁判所）は、通常の民事事件及び刑事事件を管轄している。現在、通常裁判所系列に属する高等裁判所は34か所²²、地方裁判所は382か所である。

宗教裁判所系列（高等宗教裁判所及び宗教裁判所）は、当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義によって裁判する婚姻関係等の民事事件を管轄している。

軍事裁判所系列（上級軍事裁判所、高等軍事裁判所及び軍事裁判所）は、軍人の刑事事件及び軍の規律に関する事件を管轄している²³。

行政裁判所系列（高等行政裁判所及び行政裁判所）は、行政事件を管轄している。

いずれも原則として三審制であり、各系列の第1審裁判所の直属上級裁判所が控訴審を担当し、最高裁が上告審を担当している。

(イ) 特別裁判所（特別法廷）

インドネシアでは、専門的知見を要する事件類型について、いくつかの裁判所に特別裁判所（通常裁判所系列には人権裁判所、少年裁判所、商事裁判所、汚職裁判所、労使関係裁判所及び漁業裁判所、行政裁判所系列には租税裁判所）が設置されている。これらは、最高裁を頂点とした裁判所の系列外に設置

²² インドネシアには、ジャカルタ特別首都圏等を含めて38州があるところ、最近まではそのうち30州の州都のみに高等裁判所が設置されていたが、2022年に更に4州の州都に高等裁判所が設置された。

²³ 軍事裁判所は、大尉以下の階級の軍人に関する刑事事件及び軍の規律に関する事件の第1審を管轄する。高等軍事裁判所は、少佐以上の階級の軍人に関する刑事事件及び軍の規律に関する事件の第1審を管轄するとともに、軍事裁判所を第1審とする事件の控訴審を管轄する。上級軍事裁判所は、高等軍事裁判所を第1審とする事件の控訴審を管轄するとともに、軍事裁判所と高等軍事裁判所との間の審理権限に関する全ての紛争を第1審から最終審まで管轄する。なお、戦時軍事法廷は、戦場で軍人が犯した刑事事件を第1審から最終審まで管轄することを任務とする軍内の司法権の実施機関である。

される「特別裁判所」ではなく、司法裁判所の系列内のものであり、当該分野を担当する資格を有する裁判官による合議体を指すと考えるのが実態に即しているように思われる（通常裁判所法1条5項、8条参照）。

エ 司法研修所

司法研修所²⁴は、裁判官その他裁判所職員の研修を実施する最高裁法司法調査研究教育研修庁が所管する機関であり、裁判官候補生研修、裁判官継続研修、特別研修等の様々な研修を実施している。基本的に、所長は高裁判事レベルの司法判事であり、教官は地裁判事レベルの司法判事であるが、最高裁判事、高裁判事、外部専門家等を講師として招へいすることもある。

現在、司法研修所は、知財研修として、商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の地裁判事を対象として、①「短期研修」（出張研修）、②「エレメンタリーコース」及び③「商事裁判官資格付与研修」を実施し、商事裁判官を対象として、④「アドバンストコース」を実施することを予定している²⁵。



司法研修所



司法研修所の敷地

オ 裁判所の事件統計

裁判所の2022年の事件に関する統計は、別紙7のとおりである²⁶。

通常裁判所系列の事件について概観すると、新受件数は、地方裁判所が284万0594件（表2）、高等裁判所が2万0962件（表3）、最高裁判所（再審等を含む。）が1万9325件（民事6551件、特別民事1928件、刑事1655件、特別刑事9191件）（表5）である。

審理期間は、地方裁判所、高等裁判所ともに概ね1年以内に事件処理されていることがうかがわれ（表2、3によれば、年内の処理割合が極めて高い）、最高裁判所では事件受理から判決まで概ね6か月以内に処理されている（表8、9）。

第1審判決に対する控訴率は、民事が約20%、刑事が約11%であり（表12）、控訴審判決に対する上告率は、特別民事が約60%、民事が約68%、刑事が約72%であり（表13）、上告審判決に対する再審率は、特別民事が約

²⁴ 司法研修所の施設は、最高裁本庁舎から南方に約70km離れた、西ジャワ州ボゴール地区メガメンドゥンに設置されている。

²⁵ 司法研修所は、商事事件についてオーストラリアからも支援を受けており、2022年には、オーストラリア連邦裁判所（Federal Court of Australia = FCA）の裁判官が後記の知財研修FGDに参加し、かつ商事裁判官資格付与研修の倒産研修及び知財研修で講義等を担当するなどした。Laporan Tahunan 2022の318、319頁。

²⁶ Laporan Tahunan 2022の68～70、72、73、75、76、79、80、113、128、129頁を参照。

3%、民事が約35%、刑事が約6%である(表14)。

最高裁における上告認容率は、民事が約13% (= 646 / 5157)、特別民事が約16% (= 305 / 1877)、刑事が約15% (= 235 / 1525)、特別刑事が約10% (= 769 / 7827)であり(表10)、再審認容率は、民事が約10% (= 145 / 1384)、特別民事が約11% (= 7 / 62)、刑事が約17% (= 22 / 127)、特別刑事が約35% (= 497 / 1410)である(表11)。

特別民事事件のうち知財事件の統計については、後記第5・1(次号)において詳細に説明する。

(2) 裁判官²⁷

ア 裁判官候補生

日本の司法試験のような法曹三者共通の資格試験はない。

裁判官になるためには、まずは最高裁が実施する国家公務員(Pegawai Negeri Sipil = PNS)選考を通じて、裁判官候補生(Calon Hakim)になる必要がある。

最高裁の国家公務員は、毎年定期的に一定の人員が募集されるわけではなく、必要に応じて募集しており、その都度、選考の内容や方法も異なるようである。最新の募集は、「2021年度インドネシア共和国最高裁判所公務員候補者選考」²⁸である。その際は、「司法事件調査官(Analisis Perkara Pengadilan)」として合計1540名が募集・採用され、その採用者全員が各系列の裁判所の裁判官候補生として採用されたようである²⁹。

通常裁判所裁判官候補生は、司法研修所が実施する裁判官候補生研修を受ける。研修は、司法研修所における研修と配属先の地裁における実務研修で構成されており、これらを交互に受けることになる³⁰。研修後に実施される試験に合格すると、裁判官に任命される^{31, 32}。

²⁷ 裁判官任用・人事制度については、法政論集272号(2017)掲載の島田弦「インドネシア裁判官任用の変遷：インドネシアにおける官僚的司法ルーツに関する研究ノート」を参照(同集345～347頁)。
file:///C:/Users/liskas/Downloads/nujlp_272_14.pdf

²⁸ 最高裁は、2021年予算年度における最高裁国家公務員の必要性の決定に関する国家機関強化・官僚改革大臣令2021年第723号に基づき、最高裁ウェブサイト等を通じて募集を行った。
<https://mahkamahagung.go.id/id/pengumuman/4697/pelaksanaan-seleksi-calon-pegawai-negeri-sipil-mahkamah-agung-republik-indonesia-tahun-anggaran-2021>

²⁹ 2010年頃まで、通常裁判所裁判官候補生として毎年250人から300人程度が採用されていたが、その後はしばらく採用が行われず、2018年から採用が再開されたようである。

³⁰ 裁判官候補生研修の内容も、その都度異なるようであり、通常は2年間であるが、2021年度募集に係る裁判官候補生については、裁判官の人員が不足していることを理由に、1年半に短縮されたようである。

³¹ 通常裁判所裁判官の要件は、通常裁判所法によって規定されており、①インドネシア国籍を有していること、②全能の神に奉仕していること、③バンチャシラ(建国五原則)と憲法に忠実であること、④法学士であること、⑤裁判官候補生研修を修了していること、⑥心身ともに充実した職務遂行能力を有していること、⑦権威があり、誠実で、公正で、非の打ちどころのない行動をすること、⑧年齢が25歳以上40歳以下であること、⑨永久的な法的効力を有する裁判の判決に基づき、罪を犯したとして禁固刑を言い渡されたことがないこと、とされている(同法14条1項)。

³² 司法研修所は、裁判官教育研修システムの改善協力について、オランダの司法研修所「Studiecentrum Rechtspleging = SSR」から支援を受けている。裁判官候補生研修については、司法を求める当事者や一般市民が容易に理解できる効果的かつ効率的な決定を行えるようにすることを目的とする「良質な判決書作成研修(Pelatihan Penulisan Pembuat Putusan yang Baik)」を導入し、また裁判官候補生の評価基準を改良(標準化された客観的な評価基準の策定)して修了基準を強化したようである。Laporan Tahunan 2022の316頁参照。

イ 裁判官

(ア) 員数

2022年末時点での裁判官の員数は、次のとおりである³³。

最高裁判所：327

高等裁判所：904

地方裁判所：3688

高等宗教裁判所：431

宗教裁判所：2479

高等軍事裁判所（上級軍事裁判所を含む）：29

軍事裁判所：92

高等行政裁判所：54

行政裁判所：282

合計：8286

(イ) キャリア

インドネシアでは、任官直後の裁判官であっても、取り扱うことができる事件に差異はなく、原則として裁判官3名で構成される合議体で審理されるが、訴額が少額の事件は、単独体でも審理されることがある。

裁判官は、日本と同様に、定期的に他の裁判所に異動するが、同一系列内での異動に限定され、他の系列の裁判所（通常裁判所系列から宗教裁判所系列へなど）に異動することはない。

通常裁判所裁判官は、勤続年数や人事評価等を踏まえて、概ね4年ごとに3A（裁判官候補生）→3B→3C→3D→4A→4B→4C→4D→4Eとランクが上がっていき、基本的にこれと連動して、3Aから4Cランクまでに、ジャワ島以外のクラス2の地裁→ジャワ島のクラス2の地裁→クラス1Bの地裁→クラス1Aの地裁→クラス特別1Aの地裁と配属されていき、さらに4Dから4Eランクまでに、クラスBの高裁→クラスAの高裁と配属されていき、その一部が最高裁判事に昇進するようである³⁴。日本と異なり、地裁から高裁への異動が通常であり、高裁での勤務経験がある裁判官が、地裁へ異動することは原則としてない。

第3 商事裁判所

次に、中央ジャカルタ地裁商事裁判官に対するヒアリング結果等を踏まえ、知財事件を含む商事事件の第1審を専属的に管轄する商事裁判所の概要、商事裁判官になるため

³³ Laporan Tahunan 2022の175頁参照。

³⁴ 所長や副所長の管理職に選考された場合は、高裁、地裁それぞれの範囲内で、下のクラスの裁判所に異動することもある。また、地裁判事、高裁判事の段階で、最高裁で勤務する司法判事として配属されることもある。

の資格要件、知財事件第1審の訴訟運営、商事裁判官の執務環境について説明する³⁵。

1 商事裁判所の概要

商事裁判所（Pengadilan Niaga）は、商事事件の第1審を管轄する特別裁判所であり、①中央ジャカルタ地裁、②スラバヤ地裁、③スマラン地裁、④メダン地裁及び⑤マカッサル地裁に設置されており、それぞれの土地管轄が定められている。なお、商事裁判所が管轄する知財事件は、特許法、著作権法、商標法、意匠法及び集積回路配置設計法に関する民事事件（侵害訴訟等）³⁶並びに行政事件（特許・商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟、知的財産権の取消・抹消訴訟等）³⁷（本稿においては、「知財事件」とは、基本的にこれらの知財事件を指す。）である³⁸。当事者のいずれかがインドネシア国外に住所を有する場合は、中央ジャカルタ地裁商事裁判所のみが管轄権を有する。

なお、商事裁判所の知財事件に関する第1審判決に対する不服申立ては、最高裁への上告となる。



中央ジャカルタ地裁



マカッサル地裁

2 商事裁判官になるための資格要件

商事裁判所等の特別法廷が管轄する事件を取り扱う裁判官になるためには、司法研修所が実施する特別研修（資格付与研修）を受けて、その研修中に行われる試験に合格し、当該資格を付与される必要がある。

商事裁判官資格付与研修については、原則として年に1度、倒産研修と知財研修に分けて実施されているところ、参加者は、基本的に4 Aランク以上の裁判官であり、勤続年数は20年程度が一般的のようである。

2022年度の知財研修は、9月19日から10月21日の日程で開催され、52名が参加した。すなわち、第1段階（9月19日～同月27日）は、オンライン自主学习、第2段階（同月28日～同年10月14日）は、知的財産権に関するオンライ

³⁵ 本項は、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」(ICD NEWS第69号、2016年12月号)及び同「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」(ICD NEWS第72号、2017年9月号)を参考にして、本件ベースライン調査を通じて得た情報を追加・更新して記載したものである。

³⁶ 知的財産権のライセンス契約に関する訴訟等は、通常の民事訴訟扱いであり、通常裁判所系列の地裁→高裁→最高裁という三審制となっている。

³⁷ 大臣の職権による商標登録抹消決定に対する異議訴訟は、行政裁判所→最高裁という二審制となっている(商標法73条)。

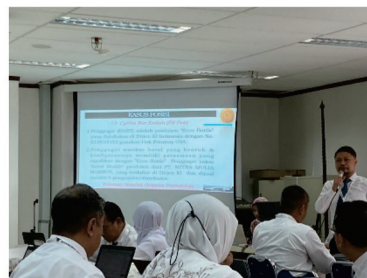
³⁸ 知的財産権に関する刑事訴訟は、通常裁判所系列の地裁→高裁→最高裁という三審制となっている。

ン講義（①知財入門、②知財関係国際条約、③著作権、④特許と簡易特許、⑤特許のクレーム解釈、⑥商標と地理的表示、⑦意匠と意匠の国際登録、⑧集積回路配置設計、⑨営業秘密、⑩植物品種保護、⑪一時差止め（水際措置）、⑫知財分野の保護の関連性、⑬仮処分（暫定措置）、⑭知財刑事犯罪、第3段階（同月16日～同月21日）は、オフラインでのグループディスカッション、インスピレーションクラス（特許要件としての新規性・進歩性）、択一・論文・口述試験等である。

商事裁判官資格付与研修を修了し、その資格を取得した後は、最高裁（商事事件担当の最高裁書記官代行）や商事裁判所等に配置され、知財事件等を扱うことになる。もともと、その後に高裁判事（4Dランク以上）に昇進して高裁に異動してしまうと、高裁は知財事件を管轄しないことから、知財事件に接する機会が極めて少なくなる³⁹。



商事裁判官資格付与研修 1



商事裁判官資格付与研修 2

3 知財事件第1審の訴訟運営－中央ジャカルタ地裁を中心に

(1) 中央ジャカルタ地裁の体制

中央ジャカルタ地裁⁴⁰には、2023年1月17日時点で、所長・副所長を含めて33名の裁判官が配属されており⁴¹、そのうち所長・副所長を含めて14名⁴²が商事裁判官としての資格を有している。所長や副所長は、原則として事件を担当しないが、重要事件等については合議体に加わることもある。

なお、裁判官の中には、複数の特別裁判所（商事裁判所と労働裁判所等）の資格を有する者もあり、その場合には複数の種類の特別事件が配てんされる。

(2) 事件配てん

法律上、事件の配てんは、所長（Ketua）の権限とされているが、少なくとも中央ジャカルタ地裁では、原則として、各裁判官に無作為的・自動的に配てんされるようにしているようである。ただし、民事再生等で複雑困難な事件については、所長が適任の裁判官に配てんすることもあるようである。

³⁹ 高裁判事への昇進後も、特別民事事件担当最高裁調査官、民事室最高裁判事等に就任すれば、知財事件を担当する機会はある。

⁴⁰ 中央ジャカルタ地裁を含むジャカルタの地方裁判所は、任官から概ね20年以上が経過した4B及び4Cランクの裁判官しか配置されていないようである。

⁴¹ その他、労働アドホック判事と汚職アドホック判事が合計12名配属されている。

⁴² 2023年2月28日時点で16名に増えていた。

(3) 合議体による審理

知財事件の第1審は、商事裁判官3名で構成される合議体によって審理される。中央ジャカルタ地裁を含む商事裁判所が設置されるような大規模庁では、いずれの裁判官も他の地裁の所長を務めたことがあるなど、相応の実務経験を有し、キャリアにも特段の差異がないことから、事件ごとに合議体を構成する裁判官が順番に裁判長を務め、判決起案も当該裁判長が行っている。これに対し、他の中小規模の地裁では、若手の裁判官も多く配属されていることから、キャリアが長い者が裁判長を務め、経験が浅い者が判決起案をし、裁判長がその指導をするということが行われている。

(4) 事件数

中央ジャカルタ地裁商事裁判官については、裁判長として担当する事件と陪席裁判官として担当する事件とを合わせて、平均で1年間に約400件が配てんされる。未済件数は約60件であり、そのうち裁判長として担当する事件が約20件、陪席裁判官として担当する事件が約40件である。

商事裁判官の未済件数約60件でいえば、刑事事件が民事事件よりもやや多く、民事事件のうち商事事件（知財事件、倒産事件等）が約20件（全体の約30%）、そのうち知財事件が約3件（全体の約5%）である。

(5) 審理

ア 第1審の審理の流れ

知財事件についても、基本的には通常の民事事件と同様に、以下のような段階を経て審理が実施される⁴³。弁論は、数週間から1か月に1回程度の頻度で複数回にわたって実施され、証拠調べ⁴⁴を経て、判決に至るのが一般的である⁴⁵。ただし、後記のとおり、知財事件の審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）については、商標事件、意匠事件、著作権事件等は原則90日間以内、特許事件は180日間という制限がある。前記のとおり、判決に対する不服申立ては、最高裁への上告となる。

- ① 訴状（Gugatan）の提出
- ② 答弁書（Jawaban）の提出
- ③ 第1回弁論
裁判官による和解勧誘
（調停人による和解斡旋）

⁴³ 民事訴訟第1審の審理の詳細については、法務省が委託した調査研究の成果物である島田弦「インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」（2013年）を参照。

⁴⁴ 知財事件では、日本のような知財調査官の制度がないこともあり、技術系事件（特許等）も非技術系事件（商標等）も含めて、主要な論点（法令の解釈を含む。）については、当事者双方が申請した専門家証人（学識経験者や実務家）に意見を述べてもらうことも多い。

⁴⁵ 弁論は、一般人も含めて審理中の写真や動画の撮影が許され、著名事件等についてはYouTube等の動画配信サイトを介して生配信（ストリーミング）されることもあり、法廷の前にもスクリーンが設置されている。

- ④ 第2回弁論～
 - 原告準備書面 (Replik) の提出
 - 被告準備書面 (Duplik) の提出
 - 原告側証拠調べ
 - 被告側証拠調べ
 - 原告最終準備書面 (Kesimpulan) の提出
 - 被告最終準備書面 (Kesimpulan) の提出
 - 弁論終結
- ⑤ 判決宣告
- ⑥ 執行又は上告



中央ジャカルタ地裁の法廷



同法廷前のスクリーン

イ 電子裁判

電子裁判 (E-Court) における事件・裁判の運営に関する最高裁規則 (2019年第1号、2022年第7号) によって、特別民事を含む民事事件の第1審 (及び控訴審) の裁判手続には電子裁判制度が導入されている。これによれば、原告が電子裁判を選択して裁判所情報システム (SIP) における登録を受けた場合、訴状や答弁書を含む準備書面の提出、補正及び回答、証拠の提出並びに判決の宣告等を電子的な方法により行うことができ、また証拠調べ (証人尋問等) を含む弁論も裁判所の視聴覚通信媒体を通じて遠隔的に実施することができる (同規則3条、4条、20条、22条等を参照)。ただし、被告が電子裁判に同意しない場合、原告は電子媒体ないし紙媒体の書面等を提出し、書記官代行が電子媒体の書面等をダウンロードしてこれを被告に交付し、又は紙媒体の書面等を被告に交付することとなり、また、書記官代行は、被告が提出した紙媒体の書面等をSIPに登録することとなる (同規則20条3項、22条1項、24条等を参照)。

実際には、第1回弁論及びこれに続く和解・調停は対面で実施し、その後は、当事者同士が裁判所に出頭することなくE-Courtシステムを通じて書面を提出し合い、それから証拠調べ期日に入るといった運用も見られるようである。



中央ジャカルタ地裁窓口



マカッサル地裁窓口



同地裁 E-Court 専用窓口

ウ 上告審及び再審の審理

なお、知財事件の上告審については、上告申立て後、最高裁特別民事事件担当次席書記官室の事務や同事件担当調査官による調査等を経て、商事裁判官の資格を有する最高裁判事3名の合議体に配てんされる。合議体は、商事事件担当書記官代行の補佐を得るなどして、合議、判決に至る。少なくとも実務上、上告審は書面審理であり、公開の法廷における弁論や判決の宣告は行われず、判決書をウェブサイトアップロードすることで判決の公開の要請を満たしている。再審についても同様である⁴⁶。

4 商事裁判官の執務環境

(1) 執務室

中央ジャカルタ地裁の裁判官執務室については、合議体の構成とは無関係に、部屋ごとに裁判官1～3名が配置されている。商事裁判官が同じ部屋に集まっているわけでもなく、異なる部屋で執務する裁判官同士で合議体を構成するため、合議も裁判官室ではなく、空いている調停室や会議室等を利用して行っているようである。

なお、日本の裁判所では、各裁判官室が購入した多数の書籍が本棚に配置されているのが通常であるが、中央ジャカルタ地裁の裁判官執務室には、そのような形で書籍が配置されておらず、裁判官個人の書籍しかなかった。

⁴⁶ 実務上は、最高裁は、上告審、再審も含めて、法令の解釈統一機能というよりも、個別事件の解決機能の色彩を強く残しているように感じられ、過去の判例の変更に厳格な手続を要するというような制度も見受けられないため、合議体によって異なる判断がなされる可能性は高くなると思われる。特に、知財事件については、商事裁判所と最高裁の二審制となっているため、その傾向が強くならざるを得ないのではないかとわれ、実際に上告審、再審で変更が繰り返される事件も散見される。



中央ジャカルタ地裁商事裁判官の執務机



マカッサル地裁商事裁判官の執務机

(2) 執務時間

現在の中央ジャカルタ地裁所長の方針で、裁判官は午後9時までに退庁しなければならないが、業務量が多いため、その後や土日・祝日も残業をしている。基本的に、判決起案は、平日の夜か土日・祝日の時間を利用して行っている。

(3) 執務参考資料

ア 法令集等

法令集や、最高裁規則（Peraturan MA（P E R M A））及び最高裁回章（Surat Edaran MA（S E M A））⁴⁷をまとめた執務参考資料が各裁判所に配付されているが、裁判官各自に配付されるという体制にはなっていない。法令等を参照したい場合には、裁判所の図書室等に備え付けられている法令集等を利用するほか、最高裁、国家官房（S E K N E G）、その他各省庁、民間企業のウェブサイトに掲載されている法令等の情報を利用している⁴⁸。

知的財産権に関する法律及び規則等をまとめた法令集等も、知財総局から出されている。裁判所に所蔵されているほか、個人的に入手して執務に活用している者もいる。

イ 判例集

裁判官の中には、インドネシアは大陸法系の法制度を採用しているため、最高裁の判例であっても法的拘束力はなく、単なる参考資料にとどまると考えている者もいるし、単なる参考資料にとどまらずこれに従って判断すべきと考えている者もいるようである。

最高裁は、判決ウェブサイト（Direktori Putusan MA）⁴⁹で判決を公開している。現在では、基本的に2006年以降の最高裁及び下級裁判所の全ての判決を公開し、それ以前の判決も順次登載作業を続けているようであるが、少なくとも知財

⁴⁷ 最高裁回章は、最高裁各室総会で総括した司法任務遂行指針をまとめた通達のようなものであり、裁判官はこれを重視しているようである。

⁴⁸ 最高裁ウェブサイトの「J D I H（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum=Legal Documentation and Information Network）」（<https://jdih.mahkamahagung.go.id/>）から、法令、最高裁規則及び最高裁回章等を検索することができる。また、民間企業が運営する「Hukum Online.Com」（<https://www.hukumonline.com>）からは、最新の法令を検索することができる。

⁴⁹ <https://putusan3.mahkamahagung.go.id/beranda.html>

判決に関しては、2002年より前の裁判例は見当たらない⁵⁰。同ウェブサイトにおいては、特定の条件による絞り込み検索もできるようになっている。例えば、判決ウェブサイトにおいて、「kebaruan（新規性）」又は「langkah inventif（進歩性）」という言葉を含む判決を検索したい場合、同ウェブサイトの冒頭にあるキーワード入力ボックスに「langkah AND inventif OR kebaruan」というキーワードを入力すると、「langkah」と「inventif」の双方又は「kebaruan」の言葉を含む判決が列挙された画面が表示される。そこから、さらに「終局理由」（認容、棄却等）、「審級」（第1審、控訴審、上告審等）、「判決や事件受理の年」、「事件類型」（民事、刑事、宗教民事等）、裁判所（中央ジャカルタ地裁、ジャカルタ高裁、最高裁）の欄で所定の条件にチェックを付けていけば、対象を絞り込んでいくことができる。

最高裁は、少なくとも1980年頃以降、年に1回、最高裁判例集（Yurisprudensi MA）を発行して各裁判所に配付し、図書室に所蔵されている。登載判例は、最高裁判事等で構成される委員会で検討・決定されている。もっとも、登載数は、民事事件、刑事事件等を合わせて年間10件弱にすぎず、知財事件が登載されているとも限らない。2018年までは紙媒体で発行され、同年分は判決ウェブサイトにも登載されているが、2019年以降は未発行のようである。

その他、民間の出版社から、商民事件のほか、一般民事事件、租税事件等の特定の分野の裁判例を集約した書籍も販売されている。

ウ ガイドブック

最高裁は、裁判実務に関するガイドブック等を作成し、各裁判所に配付しているが、1つの裁判所にそれぞれ5冊程度が配付されるにとどまっている。大規模庁では、裁判官の数や執務室の数にも到底及ばないことから、図書室に所蔵されたものを各裁判官が参照しているのが現状である。

エ 概説書・注釈書

インドネシアでも、様々な法分野に関し、大学教授や実務家が執筆した概説書や教科書を入手することができ、裁判官も事件処理等の際に利用している。こうした書籍は、裁判所の図書室にも所蔵されているが、自費で購入して執務に用いている者も多いようである。ただし、特許、商標、著作権といった科目ごとの基本的な内容の書籍はあるが、近年の技術進化に即した内容の書籍は十分ではないとのことであった。

これに対し、日本のコンメンタールのような法令の注釈書はない。インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの注釈（Penjelasan）も併せて公布されているが、大半の条文については「自明である（Cukup jelas）」として特段の記載がなく、十分なものとはいえない。

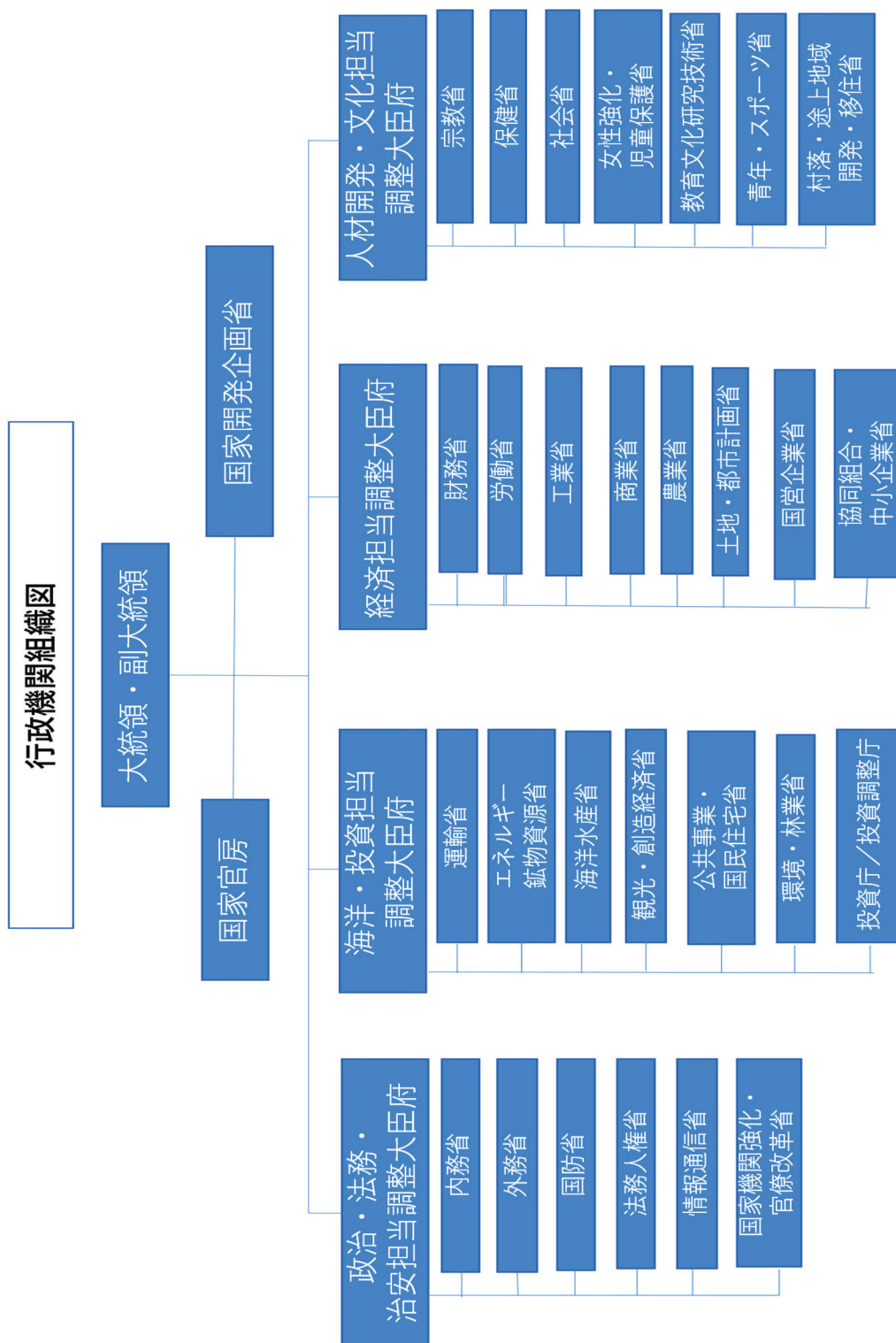
⁵⁰ 実際には2006年以降であっても判決原文を検索できない下級審判決が多数あった。

オ 実務書等

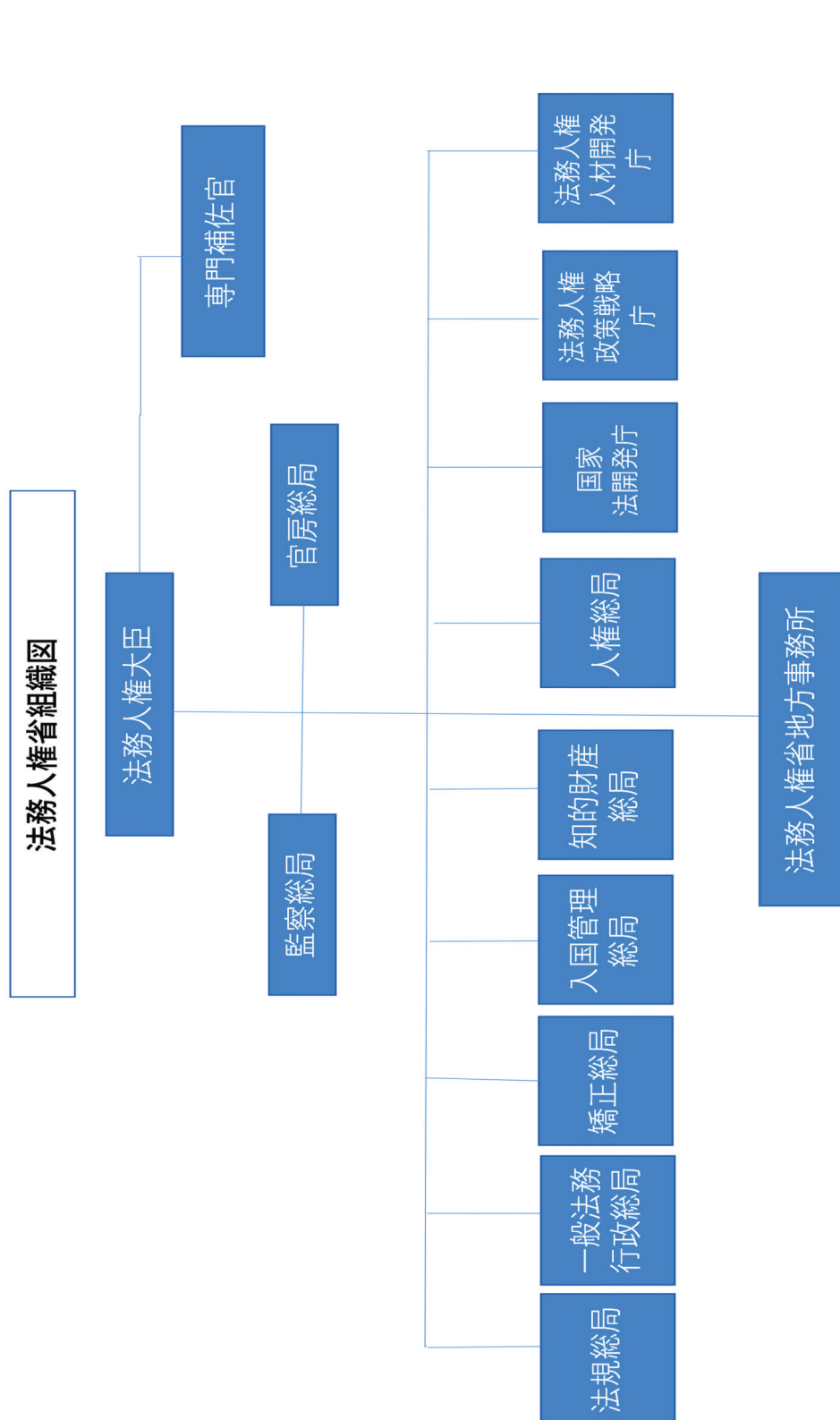
以前は、裁判官は、学位を取得するために博士論文等を作成する場合を除き⁵¹、実務書や法律雑誌等に掲載される論文等を執筆することはほとんどなかったが、最近では出版社等を通じて書籍を執筆・出版することもあるようである。ただし、裁判官が他の裁判官の判決を批評することは許されないと考えられているようである。

⁵¹ インドネシアの裁判所では、昇進において学位も重視されており、裁判官に任官した後も、外国の大学院への留学や、国内の大学院のオンライン講義及び論文執筆等を通じて、法学修士号や法学博士等の学位を取得する者も多い（裁判官の名前にも、その前後に、教授（Prof.）、博士（Dr.）、法学修士（M.H.）、法学学士（S.H.）等を付するのが一般的である。）。

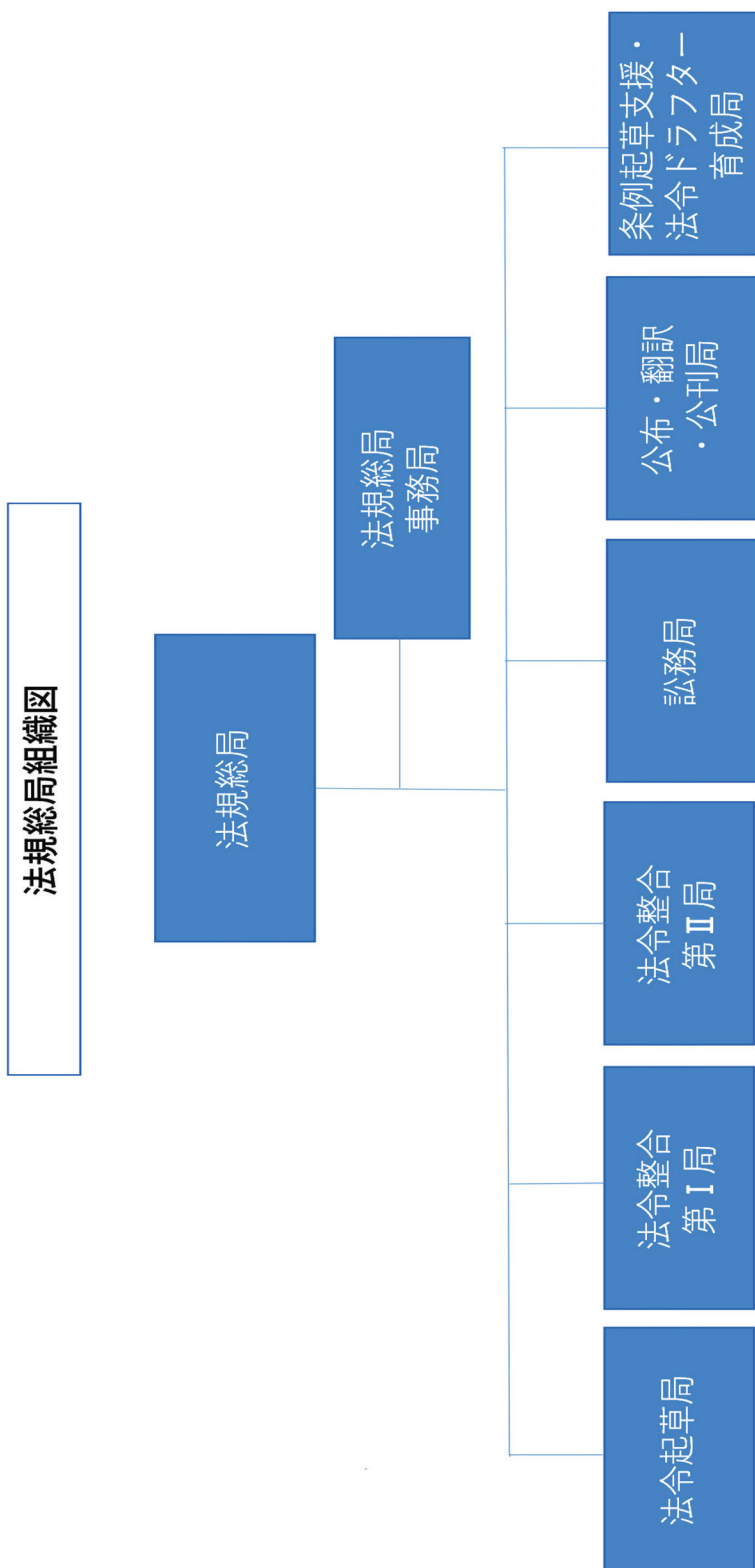
行政機關組織圖



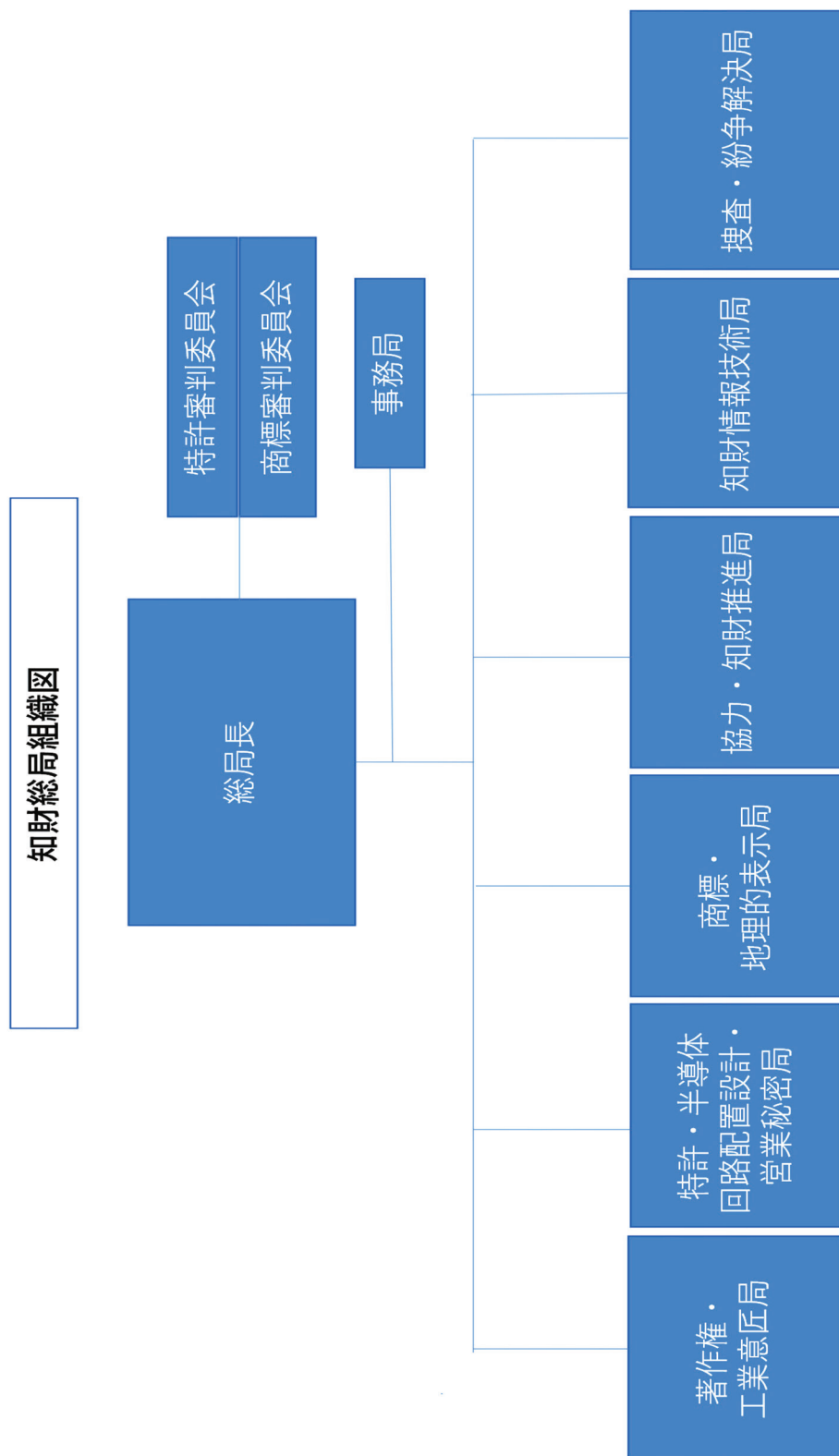
法務人權省組織図



法規総局組織図

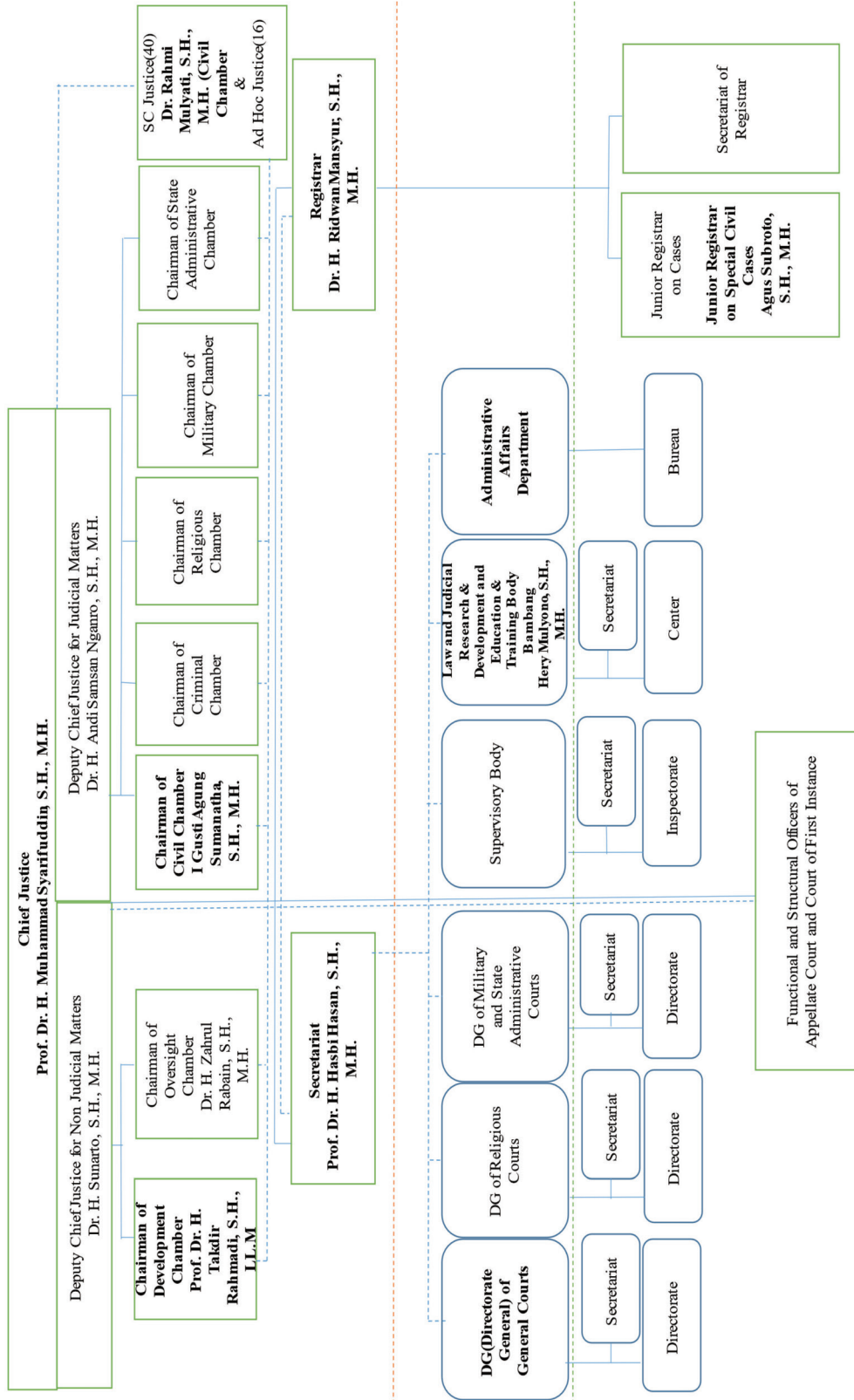


知財総局組織図



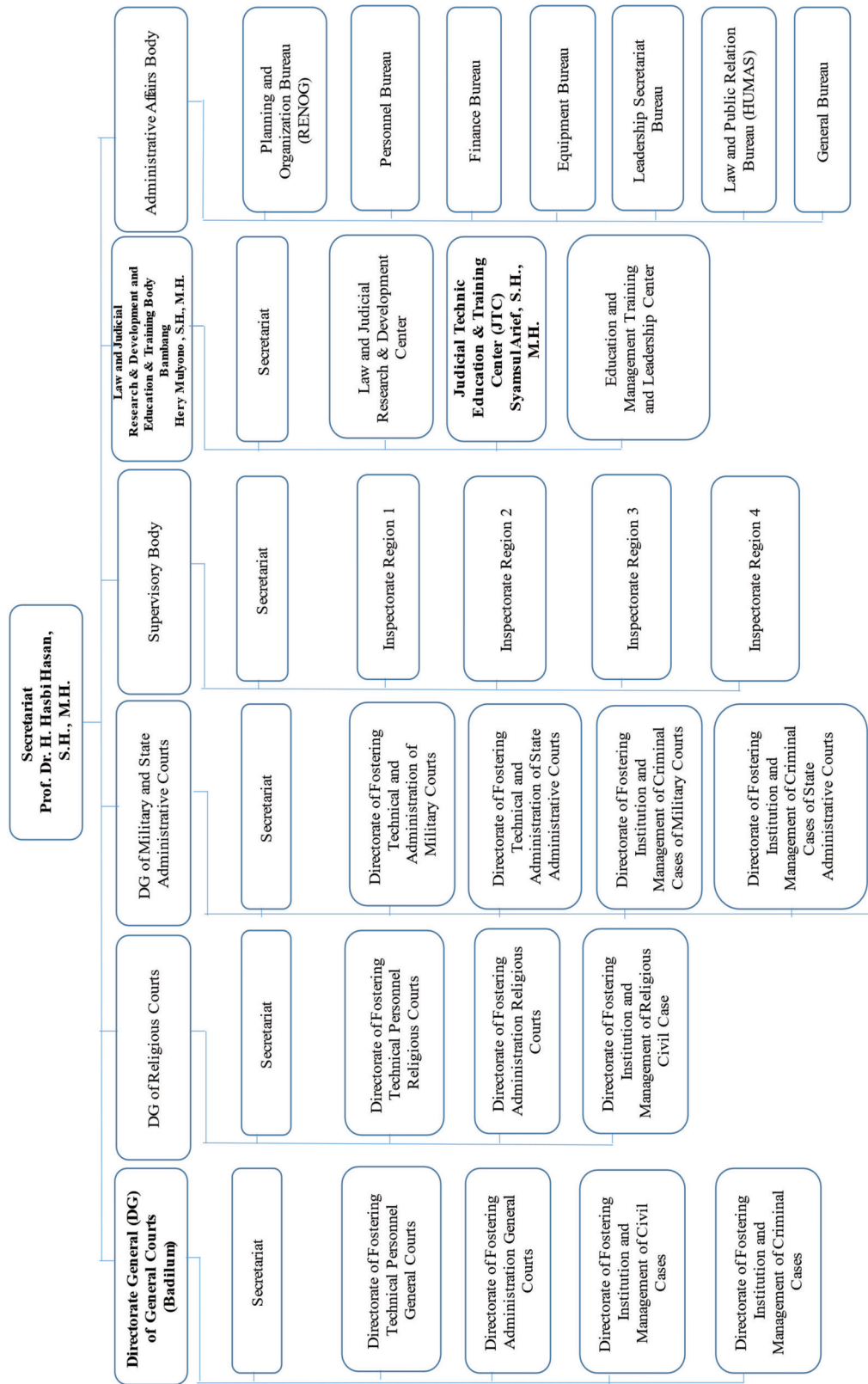
最高裁組織図

Organization Structure of Supreme Court of Republic of Indonesia



最高裁事務総局組織図

Organization Structure of Secretariat of SC RI



裁判所の事件統計

表1 最高裁判所及び4系列裁判所の各審級の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 最高裁判所	175	28,109	28,284	28,024	0	260	99.80%
2 控訴審裁判所	2,467	25,737	28,204	25,254	42	2,908	86.69%
3 第1 審裁判所	61,310	3,498,355	3,559,665	3,444,803	55,151	2,908	98.32%
4 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
5 合計	76,130	3,567,138	3,643,268	3,513,611	55,198	17,656	97.96%

表2 4系列裁判所の各第1 審裁判所の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 通常裁判所	37,355	2,840,594	2,877,949	2,835,185	4,998	37,766	98.69%
2 宗教裁判所	23,060	652,080	675,140	604,822	49,517	20,801	96.92%
3 軍事裁判所	124	2,859	2,983	2,722	10	251	91.59%
4 行政裁判所	771	2,822	3,593	2,074	626	893	75.15%
5 合計	61,310	3,498,355	3,559,665	3,444,803	55,151	59,711	97.96%

表3 4系列裁判所の各控訴審裁判所の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 通常裁判所	2,201	20,962	23,163	20,518	0	2,645	88.58%
2 宗教裁判所	39	3,108	3,147	3,081	36	30	99.05%
3 軍事裁判所	19	547	566	527	4	35	93.82%
4 行政裁判所	208	1,120	1,328	1,128	2	198	85.09%
5 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
6 合計	14,645	40,674	55,319	40,784	47	14,488	73.81%

表4 最高裁判所及び4系列裁判所(第1 審裁判所及び控訴審裁判所)の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)	処理割合
1 最高裁判所	175	28,109	28,284	28,024	0	260	99.08%
2 通常裁判所	39,556	2,861,556	2,901,112	2,855,703	4,998	40,411	88.58%
3 宗教裁判所	23,099	655,188	678,287	607,903	49,553	20,831	99.05%
4 軍事裁判所	143	3,406	3,549	3,249	14	286	93.82%
5 行政裁判所	979	3,942	4,921	3,202	628	1,091	85.09%
6 租税裁判所	12,178	14,937	27,115	15,530	5	11,580	57.29%
7 合計	76,130	3,567,138	3,643,268	3,513,611	55,198	74,459	97.96%

表5 最高裁判所の事件類型別の事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)	処理割合
1 民事	16	6,551	6,567	6,541	26	99.60%
2 特別民事	11	1,928	1,939	1,939	0	100.00%
3 刑事	10	1,655	1,665	1,663	2	99.88%
4 特別刑事	124	9,191	9,315	9,290	25	99.73%
5 宗教民事／イスラム刑事法	7	1,326	1,333	1,333	0	100.00%
6 軍事刑事	0	380	380	380	0	97.08%
7 行政	7	7,078	7,085	6,878	207	97.08%
8 合計	175	28,109	28,284	28,024	260	99.08%

表6 最高裁判所の上告審における特別民事事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)
1 労使関係(PHI)	0	1,601	1,601	1,601	0
2 倒産(Pailit)	10	142	152	152	0
3 知的財産(HKI)	0	53	53	53	0
4 政党(Parpol)	0	29	29	29	0
5 消費者紛争解決機関(BPSK)	0	22	22	22	0
6 仲裁	0	14	14	14	0
7 事業競争監視委員会(KPPU)	0	6	6	6	0
8 合計	10	1,867	1,877	1,877	0

表7 最高裁判所の再審における特別民事事件の処理状況

	未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	未済(2022)
1 倒産(Pailit)	1	38	39	39	0
2 知的財産(HKI)	0	16	16	16	0
3 政党(Parpol)	0	3	3	3	0
4 仲裁	0	1	1	1	0
5 消費者紛争解決機関(BPSK)	0	1	1	1	0
6 情報公開	0	1	1	1	0
7 事業競争監視委員会(KPPU)	0	1	1	1	0
8 合計	1	61	62	62	0

表8 最高裁判所における事件受理日から判決までの審理期間

		審理期間(月)					合計
		1~3	3~6	6~12	12~24	24~	
1	民事	4,402	2,072	429	18	0	6,921
2	特別民事	1,615	299	43	0	0	1,957
3	刑事	1,024	524	429	345	57	2,379
4	特別刑事	5,925	2,162	1,841	1,335	321	11,584
5	宗教民事/イスラム刑事法	1,081	384	32	0	0	1,497
6	軍事刑事	312	9	90	18	0	429
7	行政	6,195	339	145	9	0	6,688
8	合計	20,554	5,789	3,009	1,725	378	31,455
9	割合	65.34%	18.40%	9.57%	5.48%	1.20%	100.00%

表9 最高裁判所における裁判長の事件受領日から判決までの審理期間

		審理期間(月)					合計
		1~3	3~6	6~12	12~24	24~	
1	民事	6,483	54	4	0	0	6,541
2	特別民事	1,930	9	0	0	0	1,939
3	刑事	1,651	12	0	0	0	1,663
4	特別刑事	9,185	74	28	2	1	9,290
5	宗教民事/イスラム刑事法	1,331	2	0	0	0	1,333
6	軍事刑事	378	2	0	0	0	380
7	行政	6,859	9	0	10	0	6,878
8	合計	27,817	162	32	12	1	28,024
9	割合	99.26%	0.58%	0.11%	0.04%	0.00%	100.00%

表10 最高裁判所の上告審における判決の種別

		判決					合計
		認容	棄却	訂正付き棄却	却下	取下げ	
1	民事	646	4,061	427	8	15	5,157
2	特別民事	305	1,018	531	18	5	1,877
3	刑事	235	1,061	217	10	2	1,525
4	特別刑事	769	3,857	3,162	38	1	7,827
5	宗教民事/イスラム刑事法	142	741	200	57	1	1,141
6	軍事刑事	12	279	56	18	0	365
7	行政	99	501	24	14	1	639
8	合計	2,208	11,518	4,617	163	25	18,531
9	割合	11.92%	62.16%	24.92%	0.88%	0.13%	100.00%

表1-1 最高裁判所の再審における判決の種別

		判決						合計
		認容	棄却	訂正付き棄却	却下	取下げ	未済	
1	民事	145	1,217	0	20	2	0	1,384
2	特別民事	7	51	0	4	0	0	62
3	刑事	22	102	0	3	0	0	127
4	特別刑事	497	898	0	12	3	0	1,410
5	宗教民事/イスラム刑事法	20	149	0	23	0	0	192
6	軍事刑事	2	12	0	1	0	0	15
7	行政	34	178	3	9	0	0	224
8	租税	477	5,357	0	102	4	7	5,946
9	合計	1,204	7,964	3	174	9	7	9,360
10	割合	12.86%	85.09%	0.03%	1.94%	0.10%	0.06%	100.00%

表1-2 第1審判決の受容率

		通常		宗教		軍事	行政	合計
		民事	刑事	宗教民事	イスラム刑事			
1	第1審判決数	38,444	120,285	470,560	448	2,270	2,037	634,044
2	控訴件数	7,709	13,253	3,053	55	547	1,120	25,737
3	控訴率	20.05%	11.02%	0.65%	12.28%	24.10%	54.98%	4.06%
4	第1審判決受容率	79.95%	88.98%	99.35%	87.72%	75.90%	45.02%	95.94%

表1-3 控訴審判決の受容率

		通常			宗教		軍事	行政	合計
		特別民事	民事	刑事	宗教民事	イスラム刑事			
1	控訴審判決数	3,164	7,594	12,924	3,026	55	527	1,128	28,418
2	上告件数	1,867	5,150	9,279	1,100	34	365	659	18,454
3	上告率	59.01%	67.82%	71.80%	36.35%	61.82%	69.26%	58.42%	64.94%
4	控訴審判決受容率	40.99%	32.18%	28.20%	63.65%	38.18%	30.74%	41.58%	35.06%

表1-4 上告審判決の受容率

		特別民事	民事	刑事	特別刑事	宗教	軍事	行政	合計
1	上告審判決数	1,477	3,790	1,506	5,212	991	195	507	13,678
2	再審件数	48	1,309	88	297	128	11	0	1,881
3	再審請求率	3.25%	34.54%	5.84%	5.70%	12.92%	5.64%	0.00%	13.75%
4	上告審判決受容率	96.75%	65.46%	94.16%	94.30%	87.08%	94.36%	100.00%	86.25%

表15 再審の対象判決種別

		合計	再審の対象判決			
			再審	上告審	控訴審	第1審
1	民事	1,401	64	1,309	18	10
2	特別民事	61	1	48	0	12
3	刑事	127	0	88	12	27
4	特別刑事	1,380	18	297	121	944
5	宗教民事	192	3	128	16	45
6	軍事刑事	15	1	11	1	2
7	行政	250	15	0	4	231
8	合計	3,426	102	1,881	172	1,271
9	率	100.00%	2.98%	54.90%	5.02%	37.10%
10	租税	6,093	45	0	0	6,048
11	合計	9,519	147	1,881	172	7,319

表16 通常裁判所の特別裁判所の事件の処理状況

		未済(2021)	新受(2022)	合計	既済(2022)	取下げ	未済(2022)
1	労使関係裁判所(PHI)	740	2,408	3,148	2,464	75	609
2	汚職裁判所(Tipkor)	861	2,041	2,902	1,925	0	977
3	商事裁判所(Niaga)	270	823	1,093	700	108	285
4	漁業裁判所(Perikanan)	4	36	40	36	0	4
5	人権裁判所(HAM)	0	1	1	1	0	0
6	合計	1,875	5,309	7,184	5,126	183	1,875

活動報告

【会合】

法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官

茅根航一

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）では、例年、大学生、法科大学院生、若手法曹等を主な対象として、「法整備支援へのいざない」というシンポジウムを開催しています。これは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している「法整備支援連携企画」¹の一環として行われているものです。本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容を御紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスの参考となることを目指しています。

本稿では、2023年5月27日（土）に実施した今年度の本シンポジウムの内容を御紹介します。なお、本シンポジウムにおける詳細な発言については、ICCLC NEWS第94号に掲載されますので、更に詳しい内容を知りたい方は是非ICCLC NEWSを御覧ください。また、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウムのプログラム

今年度のプログラムは以下のとおりです（以下敬称略）。

- 1 開会挨拶 上富敏伸 法務総合研究所長
- 2 導入講義「法整備支援ってなんだ？」 後藤圭介（当部教官）、菅原優志（主任専門官）
- 3 パネルディスカッション1「法整備支援への携わり方」
＜パネリスト＞
大川謙蔵 摂南大学法学部准教授
芳村慶祐 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム
戸部友希 JICA長期派遣専門家（カンボジア）
井倉美那子 在ベトナム日本国大使館書記官
＜モデレーター＞ 茅根航一（当部教官）

¹ この連携企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけに始まり、2012年以降、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となる「いざない」（法務総合研究所主催）、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いています。

4 パネルディスカッション2「長期派遣専門家の仕事」

＜パネリスト＞

渡部吉俊 JICA長期派遣専門家（ベトナム）

西尾信員 JICA長期派遣専門家（インドネシア）

内藤裕二郎 元JICA長期派遣専門家（カンボジア）、弁護士、当部調査員

＜モデレーター＞ 須田大（当部副部長）

5 総括質疑等

6 連携企画告知

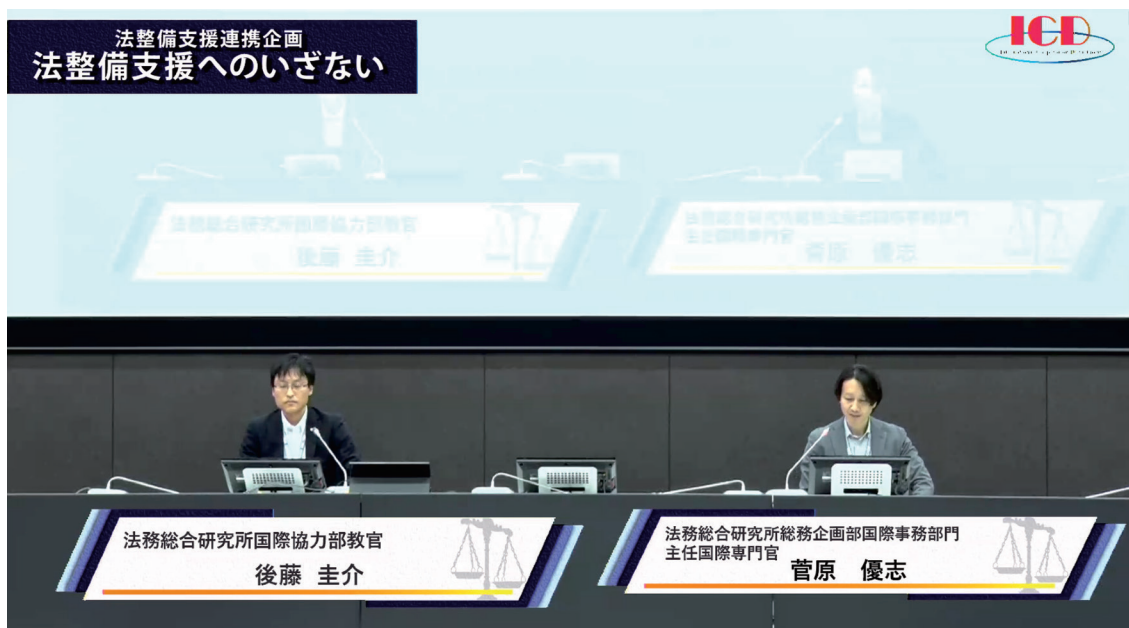
7 閉会挨拶 田内正宏 ICCLC 監事、弁護士、前駐ノルウェー日本国大使、元東京高等検察庁検事長

なお、以上のプログラム終了後、会場参加者のうち希望者のみで、当部教官らとの座談会も実施しました。

第3 本シンポジウムの概要

1 導入講義「法整備支援ってなんだ？」

本シンポジウムでは、上富法務総合研究所長の開会挨拶に引き続き、当部教官及び専門官から法整備支援の概要等をお話しする導入講義を実施しました。



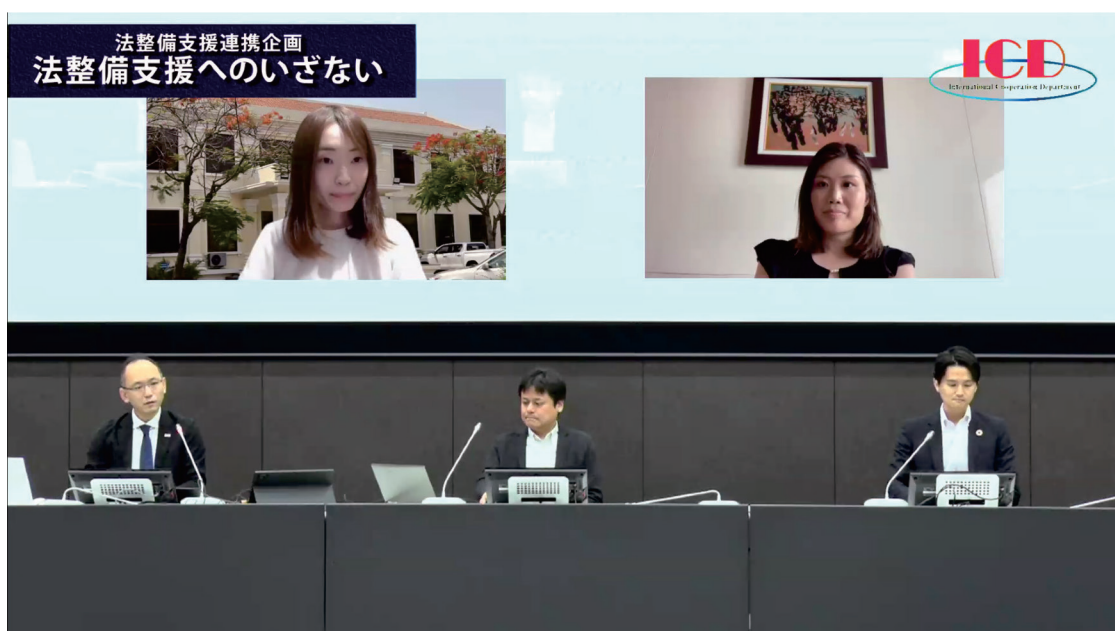
【導入講義の様子】（写真左は当部の後藤圭介教官、右は菅原優志主任専門官）

当部後藤教官から、法整備支援とはそもそもどのような活動を行っているのか、どのような体制で実施されているのかなどについて説明しました。続いて、主に事務方の業務を担っている国際専門官の業務について、菅原主任専門官から説明しました。菅原主任専門官は、令和4年4月から現在の所属である法務総合研究所総務企画部国際事務部門に配属になりましたが、1年余りの業務の中で経験した、研修やセミナー

の事前準備、関係者との連絡調整、海外出張の随行等の業務や印象深い出来事について話しました。

2 パネルディスカッション1「法整備支援への携わり方」

次に、様々な立場から法整備支援に関与している関係者の方々をパネリストにお迎えし、法整備支援への携わり方を紹介するパネルディスカッションを行いました。



【パネルディスカッション1の登壇者らの様子】（上段：左からJICAカンボジア長期派遣専門家の戸部友希さん、在ベトナム日本国大使館書記官の井倉美那子さん
下段：左から司会である当部の茅根航一教官、摂南大学准教授の大川謙蔵さん、JICAの芳村慶祐さん）

このパネルディスカッションには、研究者でありラオスのアドバイザーリーグループ委員として同国への支援に深く関与されている大川准教授、JICA本部法・司法チームで勤務されている芳村さん、裁判官出身で当部教官としての勤務を経験された後、長期派遣専門家としてカンボジアに派遣されている戸部さん、検察庁・法務省職員を経て、在ベトナム日本国大使館で勤務されている井倉さんといった多彩な顔触れをお招きし、どのような経緯で法整備支援に携わるようになったか、法整備支援への関与の仕方としてどのような方法があるか、法整備支援や海外勤務に求められる能力はどのようなものか、学生時代にどのようなことを学んでおくのが良いかなどについて、様々な御意見をいただきました。

3 パネルディスカッション2「長期派遣専門家の仕事」

続いて、JICA長期派遣専門家の仕事が実際にどのようなものであるかについて、現地で長期派遣専門家として活動している又は活動した経験のある方々をお招き

してお話をうかがいました。パネリスト及びモデレーターは、いずれも長期派遣専門家の経験者であり、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ラオスと被派遣国は様々です。



【パネルディスカッション2の登壇者らの様子】（上段：JICAベトナム長期派遣専門家の渡部吉俊さん、下段：左から司会である当部の須田大副部長、JICAインドネシア長期派遣専門家の西尾信員さん、元JICAカンボジア長期派遣専門家・弁護士・当部調査員の内藤裕二郎さん）

このパネルディスカッションでは、長期派遣専門家に至るまでのキャリア、各パネリストが活動された国に対してこれまで行われてきた法整備支援活動の概要について触れられた上、専門家としての具体的な業務の進め方、現地で感じた苦勞、あるいは業務を含めた現地での生活ぶりなどが語られました。支援対象国の具体的な課題や活動を進める上での困難については現地に行ってみて分かることが多く、思わぬ課題に直面することが避けられないと思われませんが、各パネリストの生き生きとした語り口は、現地における数々の苦勞をも魅力的に感じさせるものであったのではないかと考えられます。

第4 おわりに

今年度は、会場参加及びオンライン形式のハイブリッド方式で実施したところ、10名の方に御来場いただき、オンラインでは約130名の方に御参加いただきました。週末の午後という時間にもかかわらず、多くの方々に御参加いただいたことは、法整備支援に対する関心の高さをうかがわせるものであり、当部教官の一人として大変心強く受け止めています。

参加者からは、「大学や大使館など、法整備支援に関わる様々な立場の方から一斉に

お話を聞いたことが有益であった」「現地で働いておられる方や、働いたご経験がある方から、やりがいや経験の活かし方など、リアルなお話をお伺いすることができ、理解が深まった」「法整備支援について知識がなかったため、現場の方々からその内容や法整備支援に携わるまでの経緯などを伺うことができ良かった」「長期専門家の方の体験のお話を聞いて、日本だけでなく世界でも将来仕事をしてみたいと思えた」「現場でご活躍されている方々が、それぞれ置かれた状況に対して具体的にどのように対応したのかといった生の声を聞いた」などの感想をいただき、本シンポジウムの目的を十分に達成できたのではないかと思います。

最後になりましたが、お忙しい中、御登壇を御快諾いただいた登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨を御理解いただき、共催・後援いただくとともに、広報活動にも御協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

【国際研修・共同研究】

ラオス 法の支配発展促進プロジェクト 「民事判決書起案能力向上」本邦研修

国際協力部教官

坂本達也

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法整備支援プロジェクトに関し、令和5年4月20日（木）から同月28日（金）まで（移動日含む）、ラオスの最高人民裁判所裁判官を含む19名の研修参加者を日本に招き、「民事判決書起案能力向上」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

- 1 ラオスでは、平成30年7月から令和5年7月まで「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）が実施されていた。前プロジェクトでは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、引き続き、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築・研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施を具体化し、かつ、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることを目標としており、本目標を達成するために挙げるべき成果の一つとして、民事法分野の実務運用上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成・活用され、実務家の民事訴訟の実務運用等の理解が促進されることを目指していた。
- 2 民事法分野の活動については、前プロジェクトで設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである民事関連法SWGが、民事法分野の実務運用に関する執務参考資料として、2006年にJICAプロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂を行っていた。ラオスでは、従前から当事者の不意打ちとなるような民事判決の存在が指摘されており、2012年には民事訴訟法改正により、当事者主義的な規定や争点整理の規定が導入された。これら諸規定の導入やそれに伴う実務運用の変更を踏まえ、民事判決書マニュアルの改訂に当たっては、同マニュアルを分かりやすい民事判決書を作成する指針とすべく議論を重ね、その成果として、改訂後の同マニュアルにおいては、民事判決書の「裁判所の判断の部」の冒頭に当該事件の争点を特定して記載することとされた。

本研修は、民事判決書マニュアルの改訂が概ね完成し、改訂した同マニュアルの普及活動の準備中に実施されたところ、同マニュアルの最も重要かつ実質的な改訂点であり普及活動においてもSWGのメンバーによるラオス側関係者への周知が求められる、争点に対する理解を深めることを主たる目的とした。具体的には、民事判決書マニュアルの重要な改訂点である争点に対する理解を深め、争点及び判断過程を明示した分かりやすい判決書を作成する能力を向上させるとともに、その前提となる争点中心型審理の実現に向けた問題意識の醸成を図るために実施したものである。

本研修の参加者は、民事関連法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員、国立大学教員及び弁護士）であり別添1のとおりである。また、本研修の日程は別添2のとおりである。



集合写真（法曹会館）

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 日本の民事第一審判決書に関する講義

講義「日本の民事第一審判決書」では、当職が、民事判決書のサンプルを用いて、日本の判決書様式と争点中心型審理について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、主張・証拠の提出方法、期日の進め方、争点整理手続の進行等の訴訟追行に関する質問が多くなされたほか、判決書のサンプルにも興味を持っていただき、その記載事項に関する質問も数多くなされた。

2 民事判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題に関する講義・意見交換

講義・意見交換「判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題」では、前ラオスJICA長期派遣専門家であり、研修参加者とともに民事判決書マニュアルの改訂に長期間携わった鈴木一子弁護士を講師に迎え、同マニュアルの改訂のポイントと今後の普及活動における課題を整理して説明していただいた。判決書における争点の記載

方法につき、同マニュアル添付の判決書記載例を用いて説明していただき、普及活動を控える研修参加者のお手本となる内容であった。

研修参加者からは、争点が複数ある事例ではどのように争点を判決書に記載すればよいかといった実務的な質問に加え、判決書記載例の事案や説明方法に関する具体的な質問がなされるなど、実際の普及活動を意識した議論がなされた。

3 争点整理に関する講義・意見交換

講義・意見交換「争点整理」では、大阪大学大学院高等司法研究科教授である高原知明教授を講師に迎え、高原教授作成の事例を用いて、裁判官として当事者の主張や証拠をどのように整理するかを議論・検討した。高原教授作成の事例は、建物が土地の構成部分であるかというラオス民法上の重要論点の解釈を前提とし、訴状受理、事件調査、判決言渡の各手続段階における争点整理上の課題を検討させるものであり、非常に有益なものであった。

研修参加者は、実体法の条文やその解釈を前提とした争点整理の進め方について高原教授と議論しながら理解を深めており、例えば、ラオスの訴訟実務では当事者及びこれに準ずる立場として訴訟手続に関与する機会が広く与えられ、これが訴訟手続を遅延させる一因となっているが、実体法の条文やその解釈、強制執行の実効性等を考慮して訴訟手続に関与させる主体を実質的に検討すべきであることについても認識を新たにしたようであった。



鈴木一子弁護士による講義の様子(左)



高原知明教授による講義の様子(右)

4 事例研究

講義・意見交換「事例研究」では、鈴木一子弁護士に加え、JICAラオス法整備支援プロジェクトの国内支援委員会委員である志賀剛一弁護士を講師に迎え、従前のラオス法整備支援プロジェクトで作成した模擬事件記録教材を用いた事例研究を実施した。

本事例研究に先立って、研修参加者に対し、模擬事件記録教材の事案を分析するためのヒントとして事前課題を出題し、これに対する回答を提出してもらった。事前課題を出題するに当たっては、当職が簡単な言い分方式の事例を用いて争点の特定に関

する導入講義（オンライン）を行うなど研修参加者の理解を深めるための工夫をした。

事例研究においては、研修参加者と双方向的に議論しながら、請求、請求権、主要事実、認否、争点を順次確認し、争点を特定するに至る分析的な思考過程をトレースした。議論を進めるにあたっては、研修参加者が提出した事前課題の回答を分析・評価した結果を踏まえ、先生方に適切に議論をリードしていただいた。事案分析のための思考方法は一朝一夕で身につくものではないものの、研修参加者はその有用性について実感した様子であった。

5 東京地方裁判所への訪問

東京地方裁判所への訪問では、裁判傍聴、施設見学（ラウンド法廷、弁論準備手続室の見学を含む。）を行った後、民事部の裁判官から日本の争点整理手続の進め方について概要の説明を受けた。

研修参加者からは、平均審理期間、本人訴訟における審理の在り方、単独体と合議体の振り分け基準、単独体での審理における隘路などについて質問が出されるなど、日本の訴訟実務に大きな関心を持った様子であった。

6 普及活動に関する研修参加者の発表・意見交換

研修の最後には、本研修で学んだ成果を確認する場として、研修参加者から、民事判決書マニュアルの普及活動において伝えるべき内容・方法についてグループに分かれて検討・発表してもらい、これに基づく議論を行った。

研修参加者からは、改訂した判決書マニュアルの概要、各章の重要な改訂点を伝えることは当然ながら、その方法として、判決書記載例を用いて説明すべきである、争点概念は一般のラオスの法曹になじみがないものであるから特に時間を設けて説明すべきであるなどの意見が述べられた。説明の内容も的を射た内容となっており、本研修の成果を実感することができた。



事例研究の様子（左）



ラオス側発表の様子（右）

第4 おわりに

争点を明示した分かりやすい判決書を作成するためには、事案を正しく分析する必要があり、そのためには請求、請求権、主要事実、認否を把握する必要があるという点につき、研修参加者は、講義や事例の検討を通じて一定の理解を得た。本研修から本稿作成までの間に実施された民事関連法SWGの普及活動においても、研修参加者が、判決書記載例を用いて争点の記載方法を説明したり、当職が実施した導入講義の事例を用いて争点の意義やその特定方法を説明したりするなど、本研修で得た成果を十分に活用していた。

前プロジェクトにおいては、民事訴訟法の改正を踏まえて民事判決書マニュアルを改訂し、判決書様式に争点の記載を導入したものであるが、そのインパクトは単なる判決書様式の変更にとどまらない。判決書と審理は表裏一体の関係にあり、判決書の在り方が変われば審理の在り方も変容する可能性がある。判決書様式に争点の記載が導入されたことは、ラオスの民事訴訟の大きな問題点である不意打ち判決をなくすことへの処方箋となる可能性がある。前プロジェクトのインパクトを最大化するためにも、争点中心型審理の実現に向けた問題意識の醸成は必要不可欠であり、ラオスの法・司法の中核人材たる研修参加者が、本研修を通じて、こうした可能性について自覚を持つことができたのであれば、将来のラオスの民事訴訟の改善に向けて種を播くことができたといえる。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げます。

ラオス判決書起案能力向上令和5年度本邦研修

1	チャンタリー・ドゥアンヴィライ
	Mr. Chanthaly DOUANGVILAY
	最高人民裁判所上級裁判官（最高裁長官補佐職、元最高裁民事部長） Senior Judge, PSC
2	シーサワット・スイケオミサイ
	Mr. Sysavath SOUIKEOMIXAY
	最高人民裁判所裁判官(3級) Judge Class 3, PSC
3	アヌソーン・スリヤー
	Mr. Anousone SOULIYA
	中部高等人民裁判所商事部副部長、裁判官(3級) Judge Class 3, Deputy Head of Commerce Chamber, the People's Central High Court, PSC
4	スパン・ムアンパーチャン
	Mr. Soubanh MEUANPHACHANH
	ヴィエンチャン首都人民裁判所行政部裁判官(3級) Judge Class 3, the People's Vientiane Capital Court, PSC
5	ポーンティダ・ペンサワート
	Mr. Phonethida PHENGSAVATH
	ヴィエンチャン首都人民裁判所行政部裁判官(1級) Judge Class 1, the People's Vientiane Capital Court, PSC
6	ドゥアンマニー・ラオマオ
	Ms. Douangmany LAOMAO
	司法省経済紛争解決センター所長 Director General of Economic Dispute Resolution Center, MOJ
7	ビーワン・チョンチャー
	Mr. Bivang CHONGCHER
	司法省経済紛争解決センター副所長 Deputy Director General of Economic Dispute Resolution Center, MOJ
8	シースラン・チャンダー
	Mr. Sisoulanh CHANDA
	司法省国立司法研修所ルアンパバーン支部情報教育品質保証セクション長 Head of Information and Education Quality Assurance Section, National Institute of Justice Luang Prabang, MOJ
9	ブアリー・ペットミサイ
	Mr. Boualy PHETMIXAY
	最高人民検察院民事事件検討局局長、検事I Director General of the Civil Inspection Department, OSPP
10	ブンマー・ドゥアンマラシン
	Mr. Bounma DUANGMALASINH
	最高人民検察院一般検査局局長代理 Director General of General Inspection Department, OSPP

11	ラッタナポーン・パパックディー
	Ms. Lattanaphone PHAPHAKDY
	最高人民検察院検査局副局長、検事II Deputy Director General of Inspection Department, OSPP
12	スニカ・サナパイ
	Mr. Sounica SANAPHAI
	最高人民検察院国際協力課副課長、検事III Prosecutor III, Vice Head of International Cooperation Division, OSPP
13	マノパパー・シスラート
	Ms. Manopapha SISOULATH
	最高人民検察院計画国際協力局職員 Technical Official of the Planning and International Cooperation Department, OSPP
14	センドウアン・スワンナヴォン
	Ms. Sengdeuan SUVANNAVONG
	ヴィエンチャン首都人民検察院民事事件検討セクション職員 Technical Official of Civil Inspection Section of the Office of the People's Prosecutor of Vientiane Capital, OSPP
15	パイマニー・サイヴォンサ
	Ms. Phaymany SAYVONGSA
	ラオス国立大学法政治学部経済法学科長 Director of Economic Law Department, FLP
16	ケオサイチョン・サイスワンナヴォン
	Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG
	ラオス国立大学法政治学部国際関係学科長 Head of International Relations Law Department, FLP
17	ブントウン・シートンケオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONKEOCHAMPA
	ラオス国立大学法政治学部総務課長 Head of General Administration Division, FLP
18	ソムパワン・シーハラート
	Mr. Somphavanh SIHALATH
	ラオス国立大学法政治学部行政法学科長 Head of Administrative Law Division, FLP
19	スワンノー・ソー・パップミサイ
	Mr. Souvanno S.PHABMIXAY
	ラオス弁護士会弁護士 Lawyer, Lao Bar Association, LBA

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介(GOTO Keisuke)、坂本 達也(SAKAMOTO Tatsuya)

国際専門官 / Administrative Staff 飯澤 聖愛(IIZAWA Miao)、中嶋 勇葵(NAKAJIMA Yuki)

ラオス判決書起案能力向上 令和5年度本邦研修日程表
 【令和5年4月20日（木）～4月28日（金）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
4 20	木	【入国】 成田空港着			JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 21	金	9:30 JICA村エンターション 12:15 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 国際協力部オリエン テーション 15:00 【講義と意見交換】 坂本教官 「日本の民事第一審判決書」 17:15 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 22	土				JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 23	日				JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 24	月	10:00 【講義・意見交換】 鈴木一子弁護士 『判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題』 12:15 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 『争点整理手続』 17:00 JICA東京国際センター(TIC)	ICCLC懇親会 JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 25	火	9:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 12:10 JICA東京国際センター(TIC)		13:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 16:10 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 26	水	9:40 東京地方裁判所訪問 12:10 東京地方裁判所	12:30 【意見交換会・写真撮影】 上富所長、内藤部長 法曹会館・赤れんが	14:30 15:00 【ラオス側発表準備】 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 27	木	10:00 【ラオス側発表と意見交換】 『普及活動で伝えるべきポイントについて』 12:00 JICA東京国際センター(TIC)		14:00 【総括質疑】 15:30 17:20 評価会・修了式 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際 センター(TIC) 泊
4 28	金	【出国】 成田空港発			

2022年度ネパール本邦研修（民法改正・運用改善）

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2023年3月9日（木）から同月18日（土）まで（移動日を含む。）の日程で、ネパール最高裁スシュマ・ラタ・マテマ判事ら15名を対象に、法務総合研究所及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、2022年度ネパール本邦研修（民法改正・運用改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

第2 研修の背景及び目的

ネパールでは、2006年に内戦が終結した後の平和構築・民主化プロセスにおいて、基本法の制定を始めとする法整備が司法セクターの主要な課題の一つとされ、特に、150年以上前に制定されたムルキアイン（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等が渾然一体となった法）の近代化が求められていた。その中で、JICAは、2009年から民法の起草支援を開始し、日本側のアドバイザーグループがネパール側の草案にコメントをする形を中心とした支援をした。これらの協力もあり、2017年には、民法を含む基本5法が成立し、翌2018年から施行された（刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び量刑法については、国連開発計画（UNDP）が支援した。）。

一方で、新たに施行された基本5法については、過去のネパールの法慣習との齟齬などもあり、多くの課題が残されている。特に、民法に関連する理論的な問題として、不法行為における民事責任と刑事責任の区別の不完全、国家賠償責任の未整備、ネパール特有の家族共同財産制度の運用の困難、不動産取引と契約法の関係の未整理などが挙げられる。また、実務の運用面においても、全体的な訴訟遅延、リーガル・エイドの不足や役所間の連携の不備等に加え、多くの紛争が司法委員会（Judicial Committee）と呼ばれる地方自治体に付属する紛争解決機関において非法曹により民法を規範としない形で解決されていることを背景として、民法が広く普及して効率的に運用されているとは言い難いのが現状である。

このように民法の内容及び運用に関して多くの課題が認められる中、2021年度は、民法改正支援アドバイザーグループの各委員が、不法行為法、国家賠償法、家族法、契約法、財産法の分野について日本側の知見をオンラインで提供し、ネパール民法の課題について議論をするなどした。そして、2022年6月には、オンライン併用形式で、ネパール側とハイレベルのセッションを開催し、更に民法改正の議論を深めるなどした。これらの議論を通じ、ネパール側は現行民法の問題点を実感しつつあり、現

在、民法について、実務的な運用で対応できる部分と改正による対応が必要な部分を検討している状況である。そうした中、ネパール側から、日本側アドバイザーグループの各委員と集中的に議論するとともに、日本の実務を見聞し、ネパール民法の課題や実務の改善点を特定して今後の方針を策定したいとの要望が出されたことを受け、将来の民法改正及び運用改善を視野に入れ、理論と実務の両面において日本側の知見を共有するべく、本研修の実施に至った。

第3 本研修の内容

1 アドバイザリーグループ委員による講義等

(1) 概要

本研修では、研修参加者と民法改正支援アドバイザーグループ委員が民法改正等の主要なテーマについて集中的に議論を行うことにより、民法改正及び運用改善に向けた共通の問題意識を醸成することを目指し、同委員である松尾弘教授、南方暁名誉教授、木原浩之教授及び森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」という。）所長から、財産法、家族法、不法行為法及び国家賠償責任の合計4つのテーマについてそれぞれ講義を実施していただき、各講義の中の質疑応答を通じて研修参加者の問題意識の醸成を図った。各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載する。）。

(2) 亜細亜大学木原教授による「不法行為法」の講義

木原教授は、ネパールの不法行為法における一般的な問題として、①不法行為法における一般法と特別法（製造物責任、交通事故の責任）の関係、②不法行為法と契約法の関係、③不法行為法と刑事責任の関係を取り上げた。②については、ネパール民法における損害賠償の範囲について、契約法上は現実の損害のみが対象となるのに対し、不法行為法上は派生的損害も対象となると解されていることや、契約関係が存在しなかった者の行為によって生じた損害は不法行為によるものと見なす（672条2項）という規定が存在することを踏まえ、契約関係が存在する者の間で派生的損害の賠償が必要となった場合の不都合にどのように対処すべきかといった問題提起がなされた。また、③の点については、ネパールにおいては民法が施行されるまで、一般的な不法行為法という概念がなく、損害賠償については、特別法の規定に基づいて処理されたり、刑事手続において刑罰の一つとして処理されたりしていたところ、民法では不法行為の規定が設けられたものの、同法683条1項には、当該行為が犯罪として処理される場合又は特別法に不法行為に関する規定がある場合は民法上の不法行為法の責任を負わないと定められており、この規定を維持すべきであるかという点についても問題提起がなされた。

(3) 慶應義塾大学大学院松尾弘教授による「財産法」の講義

ネパール民法は、前記のとおり、日本の支援を受けて起草されたが、日本の民法には見られない制度もある。松尾教授は、その中で、契約によって設定される権利

であるが、物権類似の性質を有する usufruct（ネパール民法 352 - 367 条）、servitude（同法 368 - 382 条）を取り上げ、ネパール民法の明文上明らかではない点、例えば、servitude を時効取得できるか、servitude の存在を第三者に対して主張するための要件が何かといった点について、日本における類似の制度に関する最高裁判例の考え方等を紹介しながら問題提起をしたほか、そもそも、ネパール民法において、契約による物権変動がいつの時点で生じると考えるべきであるかといった点について、日本の民法だけではなく、独仏の民法の考え方を参照しつつ問題提起をした。

(4) UNAFEI 森永太郎所長による「国家賠償法」の講義

森永所長は、ネパールにおいて国家賠償法が制定されておらず、国家が賠償責任を負う場合があるとの考え方も浸透していないことを前提とし、国家責任の有無についての考え方の相違を整理した上で、それぞれの考え方に立った場合の賠償責任の捉え方を行政法的な問題と考えるか民事法的な問題と考えるか、国家が責任を負うとしても直接責任、代位責任又は連帯責任を負うか、国家賠償請求をなし得るとしてその手続面の課題として誰が被告になるか、通常の民事訴訟と異なる点があるか、といった点について問題提起をした。

(5) 新潟大学南方暁名誉教授による「家族共同財産分割」の講義

南方名誉教授は、婚姻と相続における共同財産の問題を取り上げ、日本の民法におけるそれぞれの場面の共同財産及び特有財産（又は個別財産）の取扱いを紹介した上で、ネパール民法にある ‘the property in common’ 及び ‘the private property’ の考え方との相違を指摘した。研修参加者からは、仮想事例を基に、生前贈与がある場合の相続分がどのようになるかについて質問が複数なされるなど、日本の制度に対する高い関心が示された。

(6) グループによる検討及び検討結果の発表等

本研修の最終日には、前記 4 つの講義テーマに即して研修参加者をグループ分けし、グループ内で民法改正及び運用改善に関する議論を行った上で、各グループが考える改正及び運用改善の必要点について研修最終日に発表した。その内容は、本研修における日本側からのインプット内容を踏まえてネパール民法の内容及び運用面の問題を整理し、改善への糸口を示唆するものであった。前記各講師から各発表についてのコメントをいただき、これに基づいて更に質疑応答を行った。

2 見学・講義

本研修では、前記のとおりネパール国内で指摘されている不法行為における民事責任と刑事責任の区別の不完全や国家賠償責任の未整備等の問題について研修参加者の問題意識を醸成するため、東京地方裁判所、東京法務局及び法テラスの訪問見学を実施した。

東京地方裁判所においては、研修参加者全員が刑事裁判を傍聴した後、刑事部及び

民事部の裁判官らから日本の刑事及び民事の裁判手続の概要の説明を受けた。その中では、民事責任と刑事責任の区別を前提として、損害賠償命令制度といった日本の制度についての説明もなされた。

東京法務局においては、国家賠償請求訴訟を担当する訟務検事から、同訴訟に対応するための組織体制や訴訟準備の進め方等について講義を受けた。

さらに、法テラスにおいては、スタッフ弁護士から、刑事民事における被害者支援業務を含めた法テラスの業務概要について講義を受けたほか、外国人在留支援センター（F R E S C）に所在する法テラス本部国際室の外国人支援業務の特徴や同室において自治体の相談窓口職員や通訳ボランティアなどの各地の外国人支援者向けにセミナーを実施していることなどについて説明がなされた。

第4 総括

現在、ネパールにおいて民法改正の議論の俎上に載っているのは婚姻適齢の引き下げなどの論点とのことであり、必ずしも本研修で扱った内容と重なっていない。本研修で扱ったネパール民法の問題点についても、これまで繰り返し日本側から知見の共有や問題提起を行ってきたものの、現時点でこれらの点を踏まえた改正や運用改善に向けての具体的な動きが見られないことを踏まえれば、本研修の実施後、短期間で民法改正に向かうことは想定し難いといえよう。

しかしながら、本研修には最高裁判事を始めとして裁判・行政実務の中核を担う人材が参加しており、これらの参加者に民法の運用改善の余地があるものと実感してもらえたのであれば、これらの参加者による民法の運用に一定程度の示唆を与えたことが期待できる。また、本研修には法・司法・議会省の30代の若手職員複数名も参加しており、これらの職員が将来の法改正作業の中核を担っていくことが期待される。これらの職員に現行民法の問題点について実感してもらえたのであれば、将来の改正に向けて種を播くことができたといえる。

以上を総合すれば、本研修はその目的を十分に達成することができたといえる。

最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた機関を始めとする関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

令和4年度ネパール国別研修「民法改正及び運用改善」日程表
 【令和5年3月9日（木）～3月18日（土）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考			
3 /	木			ネパールから移動	機内泊			
3 /	金	【入国】 成田空港着		13:00 JICAオリエンテーション 15:00 専門家オリエンテーション 17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊			
				JICA東京国際センター(TIC) SR410				
3 /	土	(都内視察)			JICA東京国際センター (TIC)泊			
3 /	日	(書類整理)			JICA東京国際センター (TIC)泊			
3 /	月	10:00 国際協力部 オリエンテーション	10:30 【ネパール側発表】 カントリーレポート	12:00	14:00 【講義と意見交換】 亜細亜大学 木原浩之教授「不法行為法」 17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊		
		JICA東京国際センター(TIC)		JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	火	10:00 【講義と意見交換】 慶應義塾大学大学院 松尾弘教授「財産法」 12:30		14:30 【講義と意見交換】 UNAFEI 森永太郎所長「国家賠償法」 17:30	JICA東京国際センター (TIC)泊			
		慶應義塾大学法科大学院三田キャンパス		JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	水	9:30 東京地方裁判所訪問	12:10	14:00 【意見交換会】 国際協力部長主催	14:30 法総研所長 表敬訪問	15:30 東京法務局訪問	17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊
		東京地方裁判所		法務省付近 法務省		東京法務局		
3 /	木	10:30 法テラス本部国際室長/弁護士 富田さとこ氏 「日本司法支援センター（法テラス）の業務について」 12:00		14:00 【講義と意見交換】 新潟大学 南方暁名誉教授「家族共同財産分割」 17:00	ICCLC懇親会 JICA東京国際センター(TIC) 泊			
		外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）		JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	金	10:00 【民法改正の課題の意見交換】 慶應義塾大学大学院 松尾弘教授 12:00		14:00 【総括質疑及び発表・評価会・修了式】 17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊			
		JICA東京国際センター(TIC)		JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	土	【出国】 成田空港発						

令和4年度ネパール国別研修「民法改正及び運用改善」

1	スシュマ・ラタ・マテマ
	Ms. Sushma Lata Mathema 最高裁判事 (Justice)
2	リラ・デビ・ガルトウラ
	Ms. Lila Devi Gadtaula ネパール法律委員会次官 (Secretary)
3	シャン・クマリ・アディカリ
	Dr. Ms. Shashi Kumary Adhikary トリブヴァン大学法学部教授 (Professor)
4	カイラス・プラサド・スペディ
	Mr. Kailash Prasad Subedi バルディア地方裁判所判事 (Judge)
5	ファニンドラ・ゴウタム
	Mr. Phanindra Gautam 法務・司法・議会省次官補 (Joint Secretary)
6	ラマ・デビ・パラジュリ
	Ms. Rama Devi Parajuli 国家司法学院教授 (Faculty member, Joint Attorney)
7	ジャガディシュ・プラサド・バッタ
	Mr. Jagadish Prasad Bhatta パタン高等裁判所事務局長 (Registrar)
8	ハルク・バハドウル・ラワル
	Mr. Hark Bahadur Rawal ネパール弁護士会副会長 (Vice Chairman)
9	バラト・バハドウル・ラウト
	Mr. Bharat Bahadur Raut ネパール弁護士会財務担当役員 (Treasurer)
10	ラジャン・ネパール
	Mr. Rajan Nepal ネパール法律委員会課長 (Under Secretary)
11	ジャインドラ・プラサド・グラガイ
	Mr. Jhaindra Prasad Guragain 法司法議会省課長 (Under Secretary)
12	ルドラ・プラサド・スペディ
	Mr. Rudra Prasad Subedi 法務長官府副政府法務官 (Deputy Government Attorney)
13	ウダヤ・プラカシュ・リンブ
	Mr. Udaya Prakash Limbu 法司法議会省職員 (Section Officer)
14	ナビン・ガルトウラ
	Mr. Nabin Godtaula 法司法議会省職員 (Section Officer)
15	ディパ・ジョシ
	Ms. Deepa Joshi 法司法議会省職員 (Section Officer)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 茅根 航一 (CHINONE Koichi) 曾我 学 (SOGA Manabu)

国際専門官 / Administrative Staff 千葉真希子 (CHIBA Makiko) 徳井靖士 (TOKUI Yasushi)

【海外出張】

バングラデシュ出張の報告及び新規技術協力プロジェクトの概要

国際協力部教官

原 彰 一

第1 はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）では、裁判所における400万件以上あるとされる膨大な未済事件の滞留・訴訟遅延（バックログ）が深刻な問題となっており、JICAは、これまで調停制度・事件管理強化を目的とする国別研修を実施してきたところ¹、本年度中に新たに技術協力プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の開始を予定している。当職は、当部の國井弘樹教官と共に、JICA調査団（JICA法・司法チーム所属の枝川充志氏、藤岡拓郎氏及び稲田亜梨沙氏）に同行し、本年5月21日から同月30日までの日程（移動日を除く）で、案件形成のために、他ドナーを含む関係機関から必要な情報を収集・整理するとともに、カウンターパート機関となる法司法・国会担当省法司法部門（LJD, MOLJPA。以下「司法省」という。）との間で協議を行うことを目的に、現地に出張した。

本稿では、現在、協議・検討中である本プロジェクトの概要を紹介しながら、出張の報告を行うとともに、本プロジェクトの今後の展望について若干の所感を述べたい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本プロジェクトの概要²

1 本プロジェクトの内容

司法省との間で協議・検討中である本プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案の概要は、以下の表のとおりである。本プロジェクトの活動及び成果は、従来の国別研修の枠組みと同様、①調停の利用促進と②民事訴訟実務の改善の二つの柱から構成されており、これを選定された2か所のパイロット地区で実施することを予定している。投入できる人的・物的リソースに限りがあることから、少数のパイロット地区で集中的に活動することが効果的であり、本プロジェクトでは、パイロット地区において改善策の策定に向けた調査・検討を実施した後、これを研修や実務運用改善の取組に活用し、グッド・プラクティスを確立して、他の地区への普及につなげていくことを目指している。

本プロジェクトが二つの柱で構成されているのは、バックログ解消のためには、調

¹ バングラデシュは、2013年の「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）で新たに重点支援対象国の一つに指定され、これまで国別研修として、バックログの解消や裁判官の紛争解決能力強化を目的に、「下級裁判所能力向上」（2017年～2019年度）及び「調停制度・事件管理強化」（2020年～2022年度）を、通算6年間にわたり実施してきた。

² 司法省との間で協議・検討中であるため、以下に紹介する内容は、あくまで現時点での暫定的なものである。

停による解決が適当な事件を調停に付すことで裁判所に係属する事件数を減らすとともに、民事訴訟実務の改善により裁判所に係属する事件を効率的に解決することを同時に実現すべきと考えるからである。バングラデシュにおけるバックログ問題の背景には、国全体が人口過密の状態、事件数が多いのに比して、裁判官の数が少ないという事情があり、以上の取組は、司法分野の限られたリソースの中で、社会内で発生する紛争を効率的に解決することを志向するものである。司法省との協議においても、バックログの解消や調停の利用促進に向けた支援に対する高い期待を感じた³。

もともと、本プロジェクトの目標には、司法アクセス（Access to Justice）の向上⁴が掲げられており、バックログの解消は直接的には記載されていない。しかし、これはバックログの問題が深刻で容易には改善が見込めない一方で、プロジェクト期間が3年間に限られているため、これ自体を目標に設定することは困難であるとの配慮に基づくものであり、最終的にはバックログの解消を目指している点において、従前の国別研修との連続性がある⁵。

【PDM（案）の概要】

案件名	司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト（予定）	
期間	日本人専門家着任から3年間	
上位目標	バングラデシュにおける市民の司法アクセスが向上する。	
プロジェクト目標	バングラデシュの裁判所及び法律扶助事務所、その他司法関連機関において、市民の司法アクセス向上のための基盤整備が促進される。	
成果	パイロット地域において、以下の成果が認められる。	
	成果1：調停の利用が促進される。	成果2：バングラデシュの民事訴訟において、訴訟遅延要因に対応した実務改善に向けた取組が進展する。
主たる活動	成果1に係る活動：調停制度改善策の検討、調停人の育成及び調停の普及	成果2に係る活動：実務改善策に関する調査、協議、セミナー・研修の実施

2 プロジェクト実施体制

本プロジェクトの実施体制については、後掲の概略図を参照いただきたい。日本側から、長期専門家（総括、業務調整の各1名）がダッカに常駐し、2か所のパイロット地区の裁判所及び法律扶助事務所と連携してプロジェクト活動を実施する。その他

³ 本年4月にシェイク・ハシナ首相が訪日した際、岸田文雄内閣総理大臣との同月26日発出の共同声明において、日本が提供する法制度整備支援の重要性及び進展を認識した旨の記述があったことの指摘があり、司法省において本プロジェクトの優先度が高いことがうかがわれた。

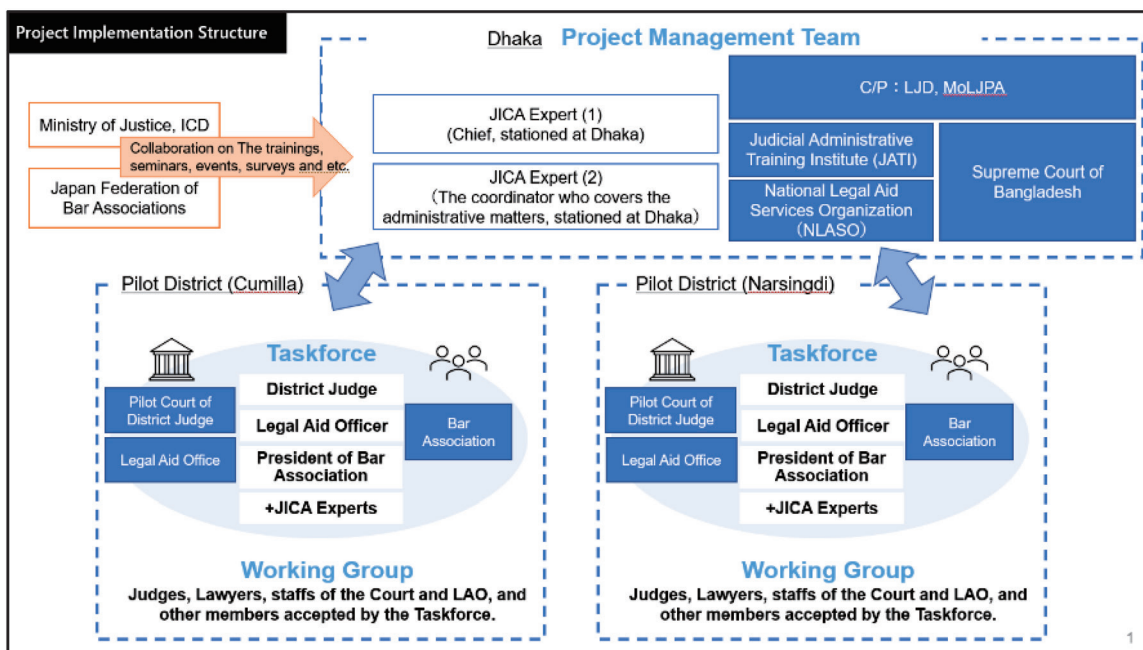
⁴ SDGsのターゲット16-3（Promote the rule of law at the national and international levels and ensure equal access to justice for all）に由来する。

⁵ ただし、PDM案の文言からは、バックログの解消を目的としない社会的弱者に向けた司法アクセスの向上を含蓄する余地があり、そのような観点でも法律扶助事務所の機能強化に向けた支援を検討することが考えられる。

にも、当部や日弁連、大学等から専門家が出張して、現地セミナーの実施等で協力することを予定している。

バングラデシュ政府関係者とは、カウンターパート機関及び関係機関と連携しながら、パイロット地区での活動を円滑に進行させるため、中央レベル（ダッカ）で、「プロジェクトマネジメントチーム」（司法省、関係機関、JICA専門家）を設置してプロジェクト全体を管理しつつ、パイロット地区レベルでは、パイロット地区での活動を管理する「タスクフォース」（District Judge、法律扶助官、弁護士会会長、JICA専門家）を設置し、その下に実働部隊である「ワーキンググループ」（裁判官、法律扶助官、弁護士等）を設置することを予定している。

【実施体制の概略図】



第3 パイロット候補地視察（ノルシンディ地区、クミッラ地区）

本出張中、司法省及び関係機関との間で協議・調査等を実施したが、パイロット候補地として司法省より推薦を受けたノルシンディ地区とクミッラ地区を視察したことが特に印象深かったことから、これを紹介したい。

1 パイロット候補地の選定

司法省から、①中規模程度、かつ、②新たな取組を前向きな姿勢で受け入れられる関係者がいる裁判所を選定すべきであるとの助言を受け、更に異なる地域、規模で比較するという観点から、パイロット候補地として、ノルシンディ地区とクミッラ地区の2か所の推薦を受けた。ノルシンディ地区は、ダッカ管区に位置する人口約220万人の都市であり、ダッカから東に約50km（車で片道約1時間30分）に位置しており、クミッラ地区は、チッタゴン管区に位置する人口約540万人の都市

であり、ダッカから南東に約100km（車で片道約3時間）に位置している。

2 法律扶助事務所（Legal Aid Office）

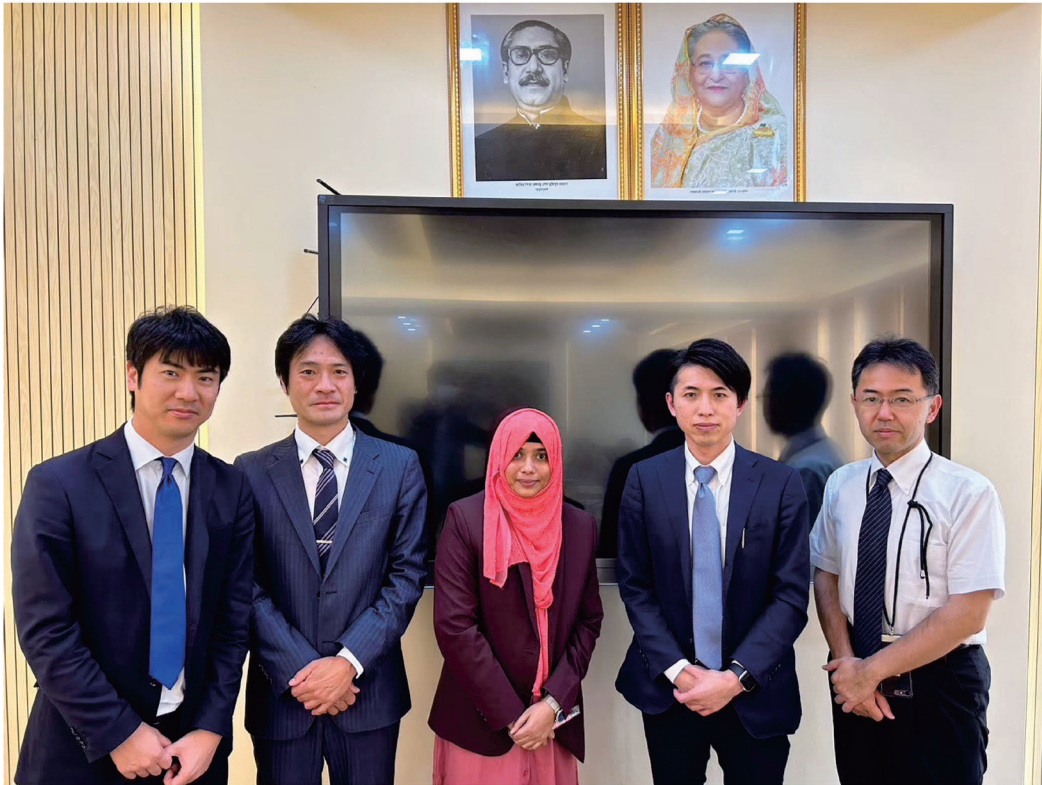
法律扶助事務所は、国内64地区に1か所ずつ設置され、判事補から任命される法律扶助官（Legal Aid Officer）が各1名配置されている。法律扶助官には、①法律相談、②調停、③ Panel Lawyer⁶の選任の職務があり、利用者に全て無償で提供されている。法律扶助官に対するインタビューでは、事件数が多く、多忙そうであったが、法律扶助事務所が社会的弱者の司法アクセスを確保する上で重要な役割を果たしており、いずれの法律扶助官も熱心に職務に取り組んでいる様子であった。

ノルシンディ地区及びクミッラ地区の法律扶助事務所に関する統計データの提供を受けたため、それに基づいて本稿末尾に統計資料を添付した上で、これを紹介したい。これを見ると、いずれの地区においても一人の法律扶助官が担当するには相当な調停件数及び法律相談件数があり、法律扶助官が多忙であることがデータからも裏付けられた。他方で、一人の法律扶助官が担当する以上、これ以上の事件数の増加が困難であることも示唆され、全体の事件数からすると、法律扶助事務所での調停がバックログ解消にもたらす影響は限定的である可能性がある（クミッラ地方裁判所には、事件の内訳は不明であるが、2万2567件の民事事件が係属しているとのことであった。）。また、法律相談の利用者の女性割合が高いということも共通した傾向である。

もっとも、クミッラ地区では、提訴後の調停件数が極めて少なく、かつ、いずれも不成立となっていることから、提訴後に法律扶助事務所での調停を実施する運用がほとんど機能していないことがわかる。また、調停の成立率を見ると、ここ数年間は、ノルシンディ地区と比較して、クミッラ地区では低調となっている。その理由を法律扶助官に尋ねると、例えば離婚調停において男性が強制力のない調停には応じないという対応をすることが多いとの回答があった。今回の調査では、成立率の差の原因は不明であるが、ノルシンディ地区でも過去に成立率が低かった頃があることからすると、調停のノウハウを共有することで改善する余地があると推測される⁷。

⁶ 民事事件を含む国選弁護人の制度であると思われる。

⁷ 提訴後の調停件数との関係でも、今後クミッラ地区でこの運用の活性化を試みるとしても、低い成立率のままでは、効果的な紛争解決手段にはなり得ない。



【ノルシンディ地区法律扶助事務所の法律扶助官との集合写真】

左から、当職、國井弘樹教官、ノルシンディ地区法律扶助官、藤岡拓郎氏、枝川充志氏
(敬称略)



【ノルシンディ地区法律扶助事務所の事務室】



【クミッラ地区法律扶助事務所での法律扶助官へのインタビューの様子】

3 一般市民からのヒアリング

ノルシンディ地区において8名、クミッラ地区において22名の一般市民からのヒアリングを実施したが、クミッラ地区では、参加者のほとんどが女性（一部は子どもを連れていた。）であり（後掲の写真参照）、かつ、法律扶助事務所で調停を実施中であったのは一名のみで、その他の参加者は調停が不成立となっていた。しかし、調停が成立せず、法律扶助事務所で事件が解決しなかった場合でも、法律扶助事務所が弁護士を無償で選任して訴訟提起をすることができるため、法律扶助事務所が社会的弱者の司法アクセスを確保する制度として重要な役割を果たしていることを実感できた。

また、参加者の一人が、近隣住民との土地をめぐるトラブルで親の代から訴訟が続いており、「子供の代にまで引き継ぎたくない。訴訟では進展がみられないので、調停を申し立てた。」と涙ながらに述べる場面があり、訴訟遅延が深刻な状況に陥っていることを改めて思い知らされた。



【クミッタ地区での一般市民からのヒアリングの様子】

4 弁護士会

ノルシンディ弁護士会、クミッタ弁護士会で相当数の弁護士と意見交換を行ったところ（出張中、ダッカ弁護士会とも意見交換を行った。）、調停の利用促進のために代理人又は調停人として調停に関与すること、裁判官や法律扶助官と実務チームを構成して課題解決に向けて協働することなどに積極的な反応が示された。

他方で、一部の発言からは、訴えを提起した上で事件の解決を引き延ばすことが弁護士の利益につながるため（裁判所への出頭等の行為ごとに報酬が支払われ、成功報酬という仕組みには全くなじみがないようであった。）、調停による紛争解決に消極的であり、裁判所にも非協力的である弁護士の存在がうかがわれた。また、弁護士会の目的や役割に対する理解も乏しく、弁護士会で所属弁護士への研修が全く行われていないか、極めて不十分であった。

訴訟遅延の原因として、度々弁護士が高い報酬を得るために訴訟を引き延ばしているとの指摘があり、これだけが原因ではないにせよ、今回弁護士から直接話を聞いたことで、これが一部裏付けられたと考えられる。以上によれば、調停の利用促進及び民事訴訟実務の改善のいずれに関しても、インセンティブ等の問題に留意しつつ弁護士を巻き込むことが重要と考えられるところ、バングラデシュでは裁判所と弁護士会が協議して課題解決に取り組むということ自体が比較的新しい試みであり、ここに日本型司法の強みを生かす余地があると思われる。

第4 プロジェクト活動に関する所感

1 調停の利用促進について

今回の出張では、司法省や関係機関において、調停の利用促進への支援に対する高い期待を感じた。もっとも、現時点では、調停の利用促進によるバックログ解消には、以下2点の課題を指摘できる。

まず、バックログ解消には、調停の事件数を劇的に増やす必要があるが、担い手となる調停人を増やすことが容易ではないことが懸念される。調停を行う場として、①法律扶助事務所での調停（訴訟提起前後いずれも可能）と②裁判所での調停があるが、法律扶助事務所での調停では、各1名の法律扶助官しか調停を担当できないと解されているため、法律扶助事務所での調停件数を増やすことには限界があり（現時点でも1名の法律扶助官に対して相当な事件数がある。）、無闇に事件数を増やして機能不全を起こしてしまうと、かえって社会的弱者の司法アクセスを悪化させるおそれがある。他方で、裁判所での調停では、民事訴訟法89条に基づき、事件を担当する裁判官の他に、弁護士や元裁判官が調停人となれるが（Panel Mediator）、これがほとんど活用されていない。Panel Mediatorを調停人に活用する余地はあるが、この場合には当事者が調停人に報酬を支払わなければならないため（担当裁判官による調停や法律扶助事務所での調停は無償）、当事者から敬遠されるおそれがある（調停人にとっても受け取れる報酬の額が不透明である。）。

次に、調停の担い手の問題の他にも、代理人弁護士の問題がある。すなわち、調停は双方の当事者が合意しない限り事件が解決しないが、弁護士は、高額な報酬を得るために訴訟を提起したり、訴訟を遅延させたりするインセンティブがあるため、調停で事件が解決することに抵抗し、当事者にも調停しないよう説得して、調停の利用や成立を阻止することが懸念される。

過去に実施された研修と同様、調停人を養成する研修を通じて、効率的な調停の進行や成立率の上昇に寄与することは可能であり、それ自体非常に重要な支援ではあるが、現状を前提にする限り、調停の利用促進によるバックログの解消効果を過度に期待することはできず、いずれは調停の制度自体を変えることも検討されるべきである。

2 民事訴訟実務の改善について

バックログの解消を目指すためには、調停の利用促進だけでは足りず、民事訴訟実務を改善する必要があると考えられる一方で、民事訴訟実務の改善には、課題の特定と効果的な対策の実施を要するが、今回の出張では、パイロット地区における民事訴訟実務を具体的に調査するまでの時間はなく、現時点では、課題の特定に至っていない。これには、プロジェクト開始後にワーキンググループでの活動等を通じて、バン格拉デシュにおける実際の事件記録を基に、各手続のどの部分に時間を要しているか、どのような主張・立証活動がされているかなどを詳細に調査して、実務慣行等を

含めて、非効率な部分を特定する必要がある（今回の出張でも被告への送達に時間が掛かっているとの指摘があり、これをIT化により短縮できる可能性がある。）。したがって、民事訴訟実務の改善については、詳細な調査を通じてこれから内容を具体化していく必要がある。

もっとも、今後の考えられる方向性として、以下2点を指摘する。まず、事件を担当する裁判官が、紛争の実相を見極めて、審理に当たることが重要である。紛争において何が真に重要な問題かを見極めることで無駄な審理を避けられ、事件を調停に付すなどの適切な選別が可能になるからである。バングラデシュでは、裁判官になってから短期間の研修を受けてすぐに一人で裁判を担当するため（地裁では、単独事件しかない。）、研修等を通じてそのようなスキルを鍛えることに対するニーズは高いと考えられる。

次に、裁判官の訴訟指揮と弁護士の訴訟活動について、適切なバランスを取ることが重要である。バングラデシュにおける裁判官の訴訟指揮がどの程度有効か調査を要するが、効率的な審理を実現するには、裁判官による積極的な訴訟指揮が不可欠である。これに対し、弁護士は、自らの報酬がかかっているため、裁判官による効率的な審理の進め方に容易には協力しないことが懸念されるが、弁護士会との対話を通じて、争点整理や手続選別に関する裁判官の考えを理解してもらうことが手続に協力してもらう第一歩と考えられる。

3 出張中に感銘を受けた出来事について

出張中、ダッカ地方裁判所の Chief Magistrate Judge である Syed Mashifiquil Islam 判事にインタビューする機会を得たが、Syed 判事は、2018年度の本邦研修に参加した経験があり、それに触発されて現行法の下での実務運用改善により先進的な取組を行い、滞留事件を順調に処理しているとのことであった。同判事が例として挙げた取組を紹介すると、例えば、通常であれば複数機関を経て呼出状を送付して行う被告の呼出しに関し、スマートフォンのアプリケーションを利用して簡易な手続で実施したというものがあつた⁸。

また、例えば、近隣者同士が土地境界確定に関して紛争にある場合に、相手から脅迫されたとか、騒音により安眠を妨害されたなどと、両当事者が事実に・法律的根拠を欠く訴えを複数提起し合うなど、いわば嫌がらせ目的による濫訴が繰り返されるようなケースも少なくなく、このようなケースでは、訴訟一つ一つを順に処理していくのでは解決にならず、紛争の根本原因を除去することが一気に複数の事件を処理することにつながる。そこで、Syed 判事は、根本原因となっている紛争が、裁判よりも調停における話し合いの解決になじむと判断した場合に、弁護士会に民間調停を依頼して（民事訴訟法に明文の規定はないが、禁じられているわけではない。）、当事者間の

⁸ バングラデシュにおけるスマートフォンの普及率は相当高いとのことであった。

話合いで根本解決を図るなどして、長期未済事件を次々と処理しているとのことであつた。

このように、現状においてもバックログ解消に向けて実施可能な取組は存在しており、Syed 判事を J I C A 支援の好事例として、実務運用改善の取組やそれに向けたマインドセットを他の裁判官に普及させることが重要である。そのためには、例えば、先輩裁判官のスキルや経験を共有できるような研修を実施することも効果的であると考えられる。

第5 終わりに

以上に述べたとおり、本プロジェクトの二つの柱である調停の利用促進と民事訴訟実務の改善は、いわば車の両輪であつて、いずれか一方では本プロジェクトの目標を達成することは困難であり、相互に補完し合うとともに、相乗効果を生み出すことが重要であると考えられる。

他方で、プロジェクト期間の3年間でできることには限りがあり、当面はパイロット地区でのワーキンググループ活動を軌道に乗せることが最重要の課題になると思われるが、中・長期的には、パイロット地区での活動等を通じて、グッド・プラクティスを確立し、これを他の地区に普及させることを通じて、バングラデシュにおける重要な課題である司法アクセスの向上やバックログの解消に貢献できることを目指したい。本稿執筆時点で、司法省と J I C A との間で協力枠組み合意に向けた協議・手続を進めているところであるが、本プロジェクト開始後は、当部においても、本邦研修や現地セミナーの実施等を通じて、可能な限り協力していきたい。

以上

ノルシンデイ地区法律扶助事務所

年度(7月～)	調停新受件数 (提訴前)		調停新受件数 (提訴後)		調停既済件数(提起前)		調停既済件数(提訴後)		法律相談件数		
	成立	不成立	成立	不成立	成立	不成立	成立	不成立	女性	男性	女性割合
2017	77	63	44	23	66%	39	20	66%	385	72	84%
2018	130	53	16	83	16%	41	20	67%	361	67	84%
2019	208	91	37	162	19%	46	41	53%	401	90	82%
2020	173	46	64	86	43%	24	16	60%	298	83	78%
2021	165	44	34	92	27%	19	10	66%	123	24	84%
2022	385	92	136	135	50%	48	34	59%	362	112	76%
2023(～4月)	383	104	165	203	45%	49	44	53%	431	141	75%

クミツラ地区法律扶助事務所

年度(7月～)	調停新受件数 (提訴前)		調停新受件数 (提訴後)		調停既済件数(提起前)		調停既済件数(提訴後)		法律相談件数		
	成立	不成立	成立	不成立	成立	不成立	成立	不成立	女性	男性	女性割合
2017	216		87	42	67%				500	300	63%
2018	334		88	145	38%				635	298	68%
2019	492	2	127	323	28%	2	0%	0%	665	237	74%
2020	412	2	100	269	27%	2	0%	0%	605	230	72%
2021	422		65	238	21%				470	240	66%
2022	354	3	64	325	16%	3	0%	0%	477	59	89%

※法律扶助事務所での調停には、提訴前に調停を実施する場合と提訴後に裁判所から事件が送られて調停に付す場合とがある。

【対外研修】

ウズベキスタン民事法オンラインセミナー —調停制度、取引における第三者の権利保護制度、改正民法の諸問題—

国際協力部教官

坂本達也

第1 はじめに

2023年3月27日と28日の2日間、ウズベキスタンの法律研究院¹を対象として、オンラインセミナーが実施された。本稿では、本セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。なお、本稿中の意見や分析は、当職の私見であり所属部局等の見解ではない。

第2 本セミナーに至る経緯

1 ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施してきた。また、これに引き続く政府戦略「2022年から2026年までの新しいウズベキスタン発展戦略」においても、法執行機関の活動の改善や、起業家及び所有者の権利の保護のための司法制度改革を優先課題として掲げている。しかし、ウズベキスタンは、旧ソ連型の社会主義的計画経済体制から資本主義的市場経済体制への移行の途上にあるところ、これに伴う急激な改革による制度・運用の変化に対応できる人材の育成が追い付いていない。

2020年4月から実施されてきたJICA国別研修（権利の保護と経済の自由化のための民事法の運用等に関する研修）は、上記のようなウズベキスタンの実情を踏まえ、特定の法改正など短期的な制度構築そのものではなく、運用面の強化及び将来的な制度構築に資する人材育成を目的として行われてきたものである。

2 本セミナーは、上記国別研修の一環として、2021年、2022年に引き続き実施されたものである²。

本セミナーでは、ウズベキスタン側の要請を踏まえ、手続法分野のテーマとして調停制度を、また、実体法分野のテーマとして取引における第三者の権利保護制度を取り上げることとした。このほか、ウズベキスタンでは、上記改革を契機として、経済自由化及びこれを支える私人の権利保護を実現する法制の導入を目的とした民法改正

¹ Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan

² 本セミナーは上記国別研修の第3回本邦研修として実施されたものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインでの実施となった。当日は法律研究院所属の研究員10名が参加した。なお、前2回の研修の概要については、黒木宏太「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）－契約法、法の解釈について－」ICD NEWS第88号180頁以下、同「ウズベキスタン第2回本邦研修（オンライン）－契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について－」ICD NEWS第91号96頁以下を参照されたい。

が検討されていることを踏まえ、民法改正に関する具体的な検討点につき意見交換を行うこととした。

本セミナーには、日本側から、講師として、御池綜合法律事務所の二本松利忠弁護士（元大阪地方裁判所長）及び摂南大学の大川謙蔵准教授に御参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの芳村慶祐氏及び塚原正典国際協力専門員、JICAウズベキスタン事務所の土岐典広氏、当部の内藤晋太郎部長、庄地美菜子教官（当時）、池田暁子教官（当時）及び当職が参加した。

第3 本セミナーの概要

1 調停制度について

(1) 当職のプレゼンテーション

まず、当職が「日本のADR～司法調停を中心に～」と題するプレゼンテーションを行い、日本のADR制度全体を概説した。とりわけ、日本のADRの中心となる司法調停（民事調停・家事調停）に関し、訴訟・審判との手続上の関係性に加え、裁判官が調停の主宰者となること、いわゆる評価型調停であること、調停合意に強制力があることなど、ウズベキスタンとの相違点に焦点を当てて説明した。

(2) 二本松先生のプレゼンテーション

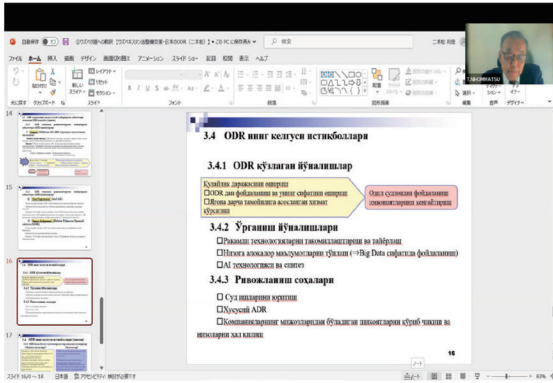
次に、二本松先生から「日本におけるODRについて」と題して、家事調停におけるウェブ会議の導入や民間ADRにおけるODRの導入について御紹介いただいた。前者については、ウェブ会議導入の利点として、当事者の出頭負担の軽減、安心・安全な手続の実現（DV事案等への対応）などを説明していただいた。後者については、日本政府がODRの導入を積極的に推進しており、これと呼応して民間ADRがODRの導入を進めていること、今後の取組として対話型AIの利活用に向けた基盤整備が行われる予定であること、ODRは正義へのアクセスを容易にする一方、ODR主宰者の提供する情報や解決策の信頼を検証するためのシステム作りが必要であることなどを具体的に説明していただいた。

(3) ウズベキスタン側のプレゼンテーション

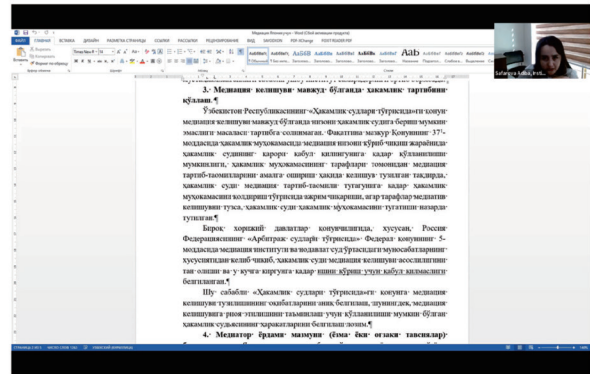
法律研究院の主任研究員サファロバ・アディバ氏から、ウズベキスタンの調停制度の問題点について御説明いただいた。アディバ氏によると、同国では、2018年に調停の実施に関する法律が成立したものの調停制度が十分機能しておらず、その原因として、調停人が当事者に対して法的なアドバイスを行うことを禁じられていること、調停合意に執行力がないこと（調停合意を裁判所が承認する決定をすれば執行可能）のほか、調停を利用できる分野が限られており調停前置の規定もないこと、調停と仲裁の手続上の関係が明確ではないこと、調停人の資格要件がないことなどの手続上の理由が挙げられているとのことであった。

他方、2020年に設立された調停センター（タシケントに所在）においては、

弁護士やタシケント法科大学の卒業生が調停人となり、既に年間800件の申立てがあるとのことであり、調停制度はADRの一つとして今後の発展が期待できるものと思われた。



二本松先生のご講義の様子 (左)

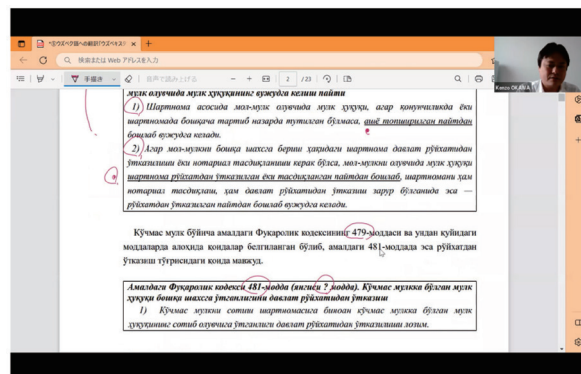


アディバ氏のご講義の様子 (右)

2 取引における第三者の権利保護制度について

大川准教授をモデレーターとして、ウズベキスタンの改正民法案及びこれに対応する日本の諸規定の内容を比較・検討し、権利外観法理の適用等が問題となる事例を題材とした意見交換を実施した。

印象的であったのは、いわゆる「解除前の第三者」の論点に関するウズベキスタンの実情であった。ウズベキスタンには第三者の権利を保護する条文はないものの、第三者の権利を保護する内容の総会決定（ウズベキスタンの最高裁判所が示す解釈指針）が発出されており、裁判実務上はこれに従って第三者の権利が保護される場合があるが、その存在は一般には認識されていないという。解除に伴う権利関係の調整を図る規定は、市民の行為規範としても重要なものであり、民法改正における更なる検討を期待したい。



大川准教授のご講義の様子

3 改正民法案に関する意見交換について

アディバ氏から、民法改正において検討中のテーマに関するプレゼンテーションが行われた後、日本側参加者との意見交換が実施された。テーマは、不動産の取得時効、貸金取立に伴う有形力行使、一般法と特別法の関係性、夫婦共同遺言制度、相続の承認・放棄に関する期間制限、特別不法行為、典型契約の数、暗号通貨に関する法的規制などであり、個別性の高いものから民法全体に関わる根源的なものに至るまで多岐に及んだ。

紙幅の都合上、全てを紹介することはできないが、特に重要であると感じたのは典型契約の数に関する問題意識である。民法改正では、典型契約に重複がないか、典型契約の数が多すぎるのではないかという観点から議論されているとのことであったが、この問題は法整備についての基本姿勢と法解釈に対する考え方と関連する重要な問題であると感じた。すなわち、ウズベキスタン民法には多数の契約類型が典型契約として規定されている。これは社会主義法の影響を受けたものであり、裁判官による法解釈を制限し、完全な法典の編纂を指向するものであって、とりわけ民法にその役割を負わせている傾向がある。しかしながら、グローバル化や社会経済の複雑化に伴い、新しい問題は日々生起しており、時代の変化に対応する法制化を常に実現することは不可能である。全てを典型契約として民法に規定するのではなく、裁判官が典型契約を手がかりとして、法解釈により柔軟な事案の解決を図ることが重要であり、それに向けた裁判官の能力向上も望まれるところである。法解釈については、典型契約の数に関する問題意識を足がかりとして、さらに取り上げていくべき課題であると感じた。

第4 おわりに

本セミナーでは、実体法及び手続法の重要テーマに加え、現在進行中の民法改正に関する諸問題も取り扱うことができた。

2020年から3年間の計画で実施されてきたJICA国別研修では、二本松先生、大川准教授を含む多くの関係者の御協力をいただきながら、様々なテーマを取り上げ、オンラインセミナーを実施してきた。本セミナーは、上記国別研修の締めくくりにふさわしい、充実した内容となったものと思料している。2023年4月からはウズベキスタン側の要請を受け、「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」と題する後継の国別研修（3年間）が開始され、本年中には本邦研修の実施も予定されている。これまでのオンラインセミナーの成果を本邦研修の実施に繋げる所存である。

最後に、準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた二本松先生、大川准教授に改めて心より御礼を申し上げたい。

ネパール出張 ～現地セミナー（日本の民事訴訟実務、専門訴訟の実務、財産法）～

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

2023年1月、当部は教官2名及び調査員1名でネパールへ出張し、同月17日から同月19日の間に、ネパールの裁判官を主な参加者とする不法行為法及び家族法に関する現地セミナーを実施した。本稿では、今回の出張に至るまでの当部の対ネパール支援を概観した上で、同セミナーの内容を紹介する。本稿中、意見にわたる部分は全て当職の個人的見解であり、所属部局の見解ではない。

第2 当部の対ネパール支援¹

ネパールでは、2017年に民法、刑法等の基本法5法が制定され、2018年8月に施行された。当部は、新法施行直前の2018年5月²及び同年8月に、ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）の要請を受け、ネパール最高裁及び国家司法学院（National Judicial Academy（以下「NJA」という。））との共催で刑事法（量刑、社会内処遇、公判前整理手続、令状）についての現地ワークショップを実施し、その後ネパール最高裁からの新法運用支援の要請を受け、2019年8月には民法（契約法、不法行為法）及び刑事法（公判前整理手続）のワークショップを³、同年12月には民法（財産法、不法行為法、国際私法）のワークショップを⁴、いずれも現地で実施した。

2020年においては、新型コロナウイルスの拡大に伴い、オンラインで活動を継続することとし、ネパール最高裁及びNJAとの共催により、2020年12月⁵及び2021年3月に、民法（不法行為法、国際私法）及び刑事法（公判前整理手続、過失の判断手法）のオンラインセミナーを実施した。また、同年9月には、民法（不法行為法、国際私法）のオンラインセミナーを、同年12月には刑事法（仮釈放、保護観察）のオンラインセミナーを実施した⁶。

その後の新型コロナウイルスの感染状況の推移を踏まえ、再び現地で活動を行うこととし、2022年4月には、ネパール最高裁及びNJAとの共催により、民法（不法行為法、家族法）のセミナーを、連邦議会事務局の主催により、同事務局に対して法令整合性の問題についてのセミナーをそれぞれ実施した⁷。

¹ 当部のこれまでの対ネパール法制度整備支援活動の詳細は、ICD NEWS第87号89頁以下。

² ICD NEWS第76号168頁以下。

³ ICD NEWS第81号110頁以下。

⁴ ICD NEWS第82号96頁以下。

⁵ ICD NEWS第86号151頁以下。

⁶ ICD NEWS第90号121頁以下。

⁷ ICD NEWS第92号106頁以下。

なお、ネパール最高裁及びN J Aとのワークショップやオンラインセミナーは、当部主体の法制度整備支援活動であるが、現在、J I C A主体の法制度整備支援活動として、「司法セクターにおける人材能力強化」の案件名の下、技術協力個別案件（専門家）の協力形態で、弁護士の磯井美葉専門家がネパールに派遣されている⁸。

本出張時のセミナーは、2022年4月にネパールにおいて実施した最高裁及びN J Aとの協議において、ネパール側から、日本の民事訴訟における争点及び証拠の整理手続（ネパールでこれに該当し得る手続としては、事実審理前に被告が訴えの利益、提訴期間及び管轄を争う場合に行われる“preliminary hearings”（ネパール民事訴訟法131-134条）及び裁判所が裁定する必要のある事柄を確認するために各当事者を参加させて行う“pre-hearing discussions”（同法191条）があり、これらは準備手続（pre-trial conference）と総称される。）の実務や、建築瑕疵訴訟及び医療過誤訴訟の実務を知りたい、新民法における用益権（usufruct）を日本の類似制度との比較の下に解説してほしいなどの要望がなされたことを受けて開催することとなったものである。

第3 最高裁及びN J Aとのセミナー

1 概要

2023年1月17日から同月19日の3日間、N J Aの施設にて、最高裁とN J Aの共催による日本の民事訴訟実務の概要、専門訴訟の実務及び財産法のセミナーが開催された。ネパール側の参加者は、地方裁判所判事及び裁判所職員の合計19名であった。プログラムの内容については、別添1を参照されたい。

2 内容

(1) 1月17日

ア オープニングセッション

N J Aの Deputy Executive Director の Kedar Paudel 氏及び当部内藤晋太郎部長が開会の挨拶を行い、今回のセミナー開催の経緯及び概要が説明された。

イ プレゼンテーション、グループディスカッション及び発表

当部の石崎明人調査員（当時）が、「ネパールの制度と比較した日本の民事手続の概要」（“Outline of Civil Procedure in Japan for comparison with Nepal’s System”）と題し、日本の民事訴訟実務の概要、特に争点整理を目的とする準備手続について、ネパールの手続との相違を踏まえつつ発表した。

ネパールの準備手続には訴えの利益や管轄等のいわゆる訴訟要件に係るもののみを対象とする“preliminary hearings”という手続があるところ、ネパール側からは、日本の争点及び証拠の整理手続においては何が決定の対象となるかなど、両国の制度の相違を適切に踏まえた質問や指摘もあった。これに対し、本案の争点整理のために設けられている“pre-hearing discussions”という手続については、実

⁸ 同案件に基づく活動の一環として、民法改正に向けた検討についての国別研修が、2022年1月から同年3月にかけてオンラインで、2023年3月には研修参加者15名が来日して対面でそれぞれ実施された。

務上ほとんど利用されていないということであった。

ここまでで午前の部が終了し、午後の部においては、参加者を3つに分け、ネパールにおける準備手続の利用に係る現状の問題点やその解決策についてグループディスカッションを行った。その後、各グループの代表者がその結果を発表した。発表の概要としては、ネパールにおける準備手続の関連規定が任意規定であること、当事者に浸透していないことが現状の問題点として挙げられ、解決策としては、訴訟の迅速化に資するといった同制度の利点を当事者らに理解させて利用を促すといった点の言及があった。なお、当部の曾我学教官（当時）からは、日本においては訴訟の迅速化の要請の下に争点及び証拠の整理手続が導入され、所期の効果を挙げていることなどの補足的な説明があった。



【写真1：石崎調査員による発表の様子】

(2) 1月18日

曾我教官が「日本における専門知識を要する民事訴訟の実務」（“Japanese Practice on Civil Litigation which Requires Specialized Expertise”）と題して発表した。本発表は、日本の民事訴訟手続において裁判官が判断に必要な専門的知識を得る方法、具体的には、鑑定や各当事者が提出する私的鑑定書等を紹介しつつ、現地の裁判官を含む参加者に対し、ネパールでの実務の状況を確認するなど双方向型で進められた。その上で、曾我教官は、日本における建築瑕疵訴訟及び医療過誤訴訟の実務を取り上げ、裁判官がこれらの専門的知識を要する訴訟において、専門家の知見を借りつつ争点及び証拠の整理を効率的に行い、妥当な結論に至ろうとしていることを

説明した。

その後、ネパール側がグループディスカッションを行い、その結果の発表がされたところ、ネパールの医療過誤訴訟では、鑑定人のなり手となり得る医師が少なく、日本で利用されている私的鑑定書を活用すべきであるなどの意見が出された。また、ネパールにおいては私的な建築紛争の多くが仲裁で解決されているとの情報提供もあった。曾我教官からは、専門的知見の獲得の方法についての補足説明をしたほか、ネパールの医療過誤訴訟や建築瑕疵訴訟の準備手続の実務において、自身の発表で紹介した診療経過一覧表や瑕疵一覧表を使って争点整理をすることが有益になり得るのではないかとのコメントをした。



【写真2：曾我教官による発表の様子】

(3) 1月19日

ア プレゼンテーション、グループディスカッション、発表

JICAネパール民法改正支援アドバイザー・グループのメンバーである松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授（以下「松尾教授」という。）が、オンラインにて、「財産法」(Property Law)と題してプレゼンテーションを行った。松尾教授は、新民法に規定された“usufruct”や“servitude”の概念に触れつつ、日本民法における類似の概念とこれに関する裁判例等の事例を取り上げ、典型的な二重譲渡事案を題材に、ネパール民法の下で条文をどのように解釈して問題解決を図れるかといった問題提起をした。ネパール側からは、日本の裁判所において、具体的な事例でどのような判断が示されているかについて関心が寄せられ

た。

イ クロージングセッション

JICAネパール事務所の大久保晶光所長が閉会の挨拶をした。

第4 今後の活動の展望

今回の訪問時に当部出張者がネパール最高裁及びNJAと行った協議において、ネパール側は、今後、当部の支援を受けたい分野を列挙していた。今後は、ネパール側から支援が必要な分野を更に特定してもらい、これに関連するネパール司法制度の問題の現状分析も含めてネパール側との協議を重ね、望ましい中長期的な支援の在り方を模索したい。

Seminars on Civil Procedure, Pre-trial Proceedings, Civil litigation which requires specialized expertise and Property law

NJA, Nepal, Manamaiju

Time (Nepal time)	Activities
Day One (17th January, Tuesday)	
10:30 – 10:40	Opening Remarks (Online) ● Mr. Shintaro Naito, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan
10:40 – 11:40	Presentation ● Mr. Akito Ishisaki, Attorney, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Civil Procedure in Japan</i> ”
11:40 – 11:55	Break
11:55 – 12:35	Presentation ● Mr. Akito Ishisaki, Attorney, ICD-RTI, MOJ, Japan ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Pre-trial Proceedings in Japan</i> ”
12:35 – 14:00	Lunch Break
14:00 – 15:00	Small Group Discussion
15:00 – 15:15	Break
15:15 – 16:15	Wrap up Session
Day Two (18th January, Wednesday)	
10:30 – 11:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Medical Malpractice Suits in Japan</i> ”
11:30 – 11:45	Break
11:45 – 12:30	Presentation ● Mr. Manabu Soga, Professor, ICD-RTI, MOJ, Japan Topic: “ <i>Construction Defect Litigation in Japan</i> ”
12:30 – 14:00	Lunch Break
14:00 – 15:00	Small Group Discussion
15:00 – 15:15	Break
15:15 – 16:15	Wrap up Session
Day Three (19th January, Thursday)	
10:00 – 11:00	Presentation (Online) ● Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University Law School, Japan Topic: “ <i>Property Law</i> ”
11:00 – 11:15	Break
11:15 – 12:15	Presentation (Online) ● Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University Law School, Japan Topic: “ <i>Property Law</i> ”
12:15 – 13:30	Lunch Break
13:30 – 14:30	Small Group Discussion
14:30 – 14:45	Break
14:45 – 15:45	Wrap up Session
15:45 – 16:00	Closing Remarks

【講義・講演】

2023年5月から同年7月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 東京地方検察庁における講義

- (1) 日 時：5月10日（水）
場 所：東京地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 國井弘樹

- (2) 日 時：6月30日（金）
場 所：東京地方検察庁
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 菊地英理子

2 大阪大学における講義

- (1) 日 時：5月12日（金）
場 所：大阪大学法学部
対象者：学生
テーマ：法務省による法制度整備支援 1
講 師：教官 坂本達也

- (2) 日 時：6月23日（金）
場 所：大阪大学法学部
対象者：学生
テーマ：法務省による法制度整備支援 2
講 師：教官 國井弘樹

【研修等実施履歴】

2023年5月から同年7月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

インドネシア法整備支援第15回本邦研修

日 時 5月17日（水）から同月27日（土）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

テーマ 知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得

担 当 教官 坂本達也

国際専門官 矢口昌宏

2 共同研究

第24回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

日 時 6月19日（月）から6月28日（水）まで

場 所 大韓民国大法院法院公務員教育院ほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

担 当 教官 荒川豊

国際専門官 飯澤聖愛

3 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 5月27日（土）

形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 教官 茅根航一、荒川豊

国際専門官 飯澤聖愛、辻のぞみ、中嶋勇葵

- (2) 日ASEAN特別法務大臣会合・G7司法大臣会合
司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベント
「ビジネスと人権」公開シンポジウム
日 時 7月7日(金)
形 式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)
担 当 教官 國井弘樹、茅根航一、原彰一
国際専門官 菅原優志、矢口昌宏、辻のぞみ

4 セミナー

ラオス

- 国立司法研修所(NIJ)とのオンラインセミナー
日 時 6月19日(月)
形 式 ハイブリッド形式(会場実施とオンライン配信の併用)
テーマ 強姦罪
担 当 教官 後藤圭介、坂本達也
国際専門官 中嶋勇葵

【活動予定】

2023年10月から同年12月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

- (1) 第67回ベトナム法整備支援研修（共産党中央内政委員会）

日 時 10月15日（土）から同月24日（火）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

テーマ 汚職対策

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 中嶋勇葵

- (2) 令和5年度国際協力人材育成研修

日 時 11月6日（月）から同月17日（金）まで

場 所 国際法務総合センター（日本）、ラオス人民民主共和国（予定）

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 中嶋勇葵

- (3) 第68回ベトナム法整備支援研修（首相府）

日 時 11月23日（木）から12月2日（土）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

テーマ 法令の整合性の問題解消

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 矢口昌宏、中嶋勇葵

- (4) ネパール本邦研修（司法省：人材能力強化）

日 時 12月3日（日）から12月12日（火）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

担 当 教官 原彰一

国際専門官 辻のぞみ

(5) ウズベキスタン本邦研修（司法能力強化）

日 時 12月10日（日）から12月20日（水）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

担 当 教官 菊地英理子、坂本達也

国際専門官 飯澤聖愛

2 シンポジウム

(1) 国際知財司法シンポジウム2023（J-SIP2023）（法務省パート）

日 時 10月18日（水）

場 所 弁護士会館 2階講堂クレオ

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

担 当 教官 福島崇之、後藤圭介、原彰一、坂本達也

国際専門官 飯澤聖愛、矢口昌宏

(2) アジア・太平洋不動産法制研究会シンポジウム

日 時 10月26日（木）

場 所 大阪中之島合同庁舎 国際会議室

担 当 教官 菊地英理子、荒川豊

国際専門官 菅原優志、辻のぞみ

総務企画部国際事務部門
首席国際専門官 山本真一

1 はじめに

私は、本年4月から、東京都昭島市に所在する法務総合研究所総務企画部国際事務部門において、首席国際専門官を務めております山本真一と申します。昨年度までは、令和3年から2年間、同事務部門において、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が行う研修の事務を所管する研修第一担当の統括国際専門官を務めておりました。それ以前は、刑事局国際刑事管理官室、官房秘書課国際室（現官房国際課）、府中時代のアジ研など、国際関係の部署で勤務する機会が多く、通算約15年、国際関係の業務に携わっています。

この4月から、国際事務部門において、アジ研及び国際協力部（ICD）の行う研修等の事務を総括する首席国際専門官の立場として、ICDの研修事務にも携わらせていただいておりますが、それまではICDにおいて勤務した経験はなく、現在は、まだまだICDの業務について勉強させていただいているところです。

ですから、この度、ICD NEWSの寄稿の話をいただいた時、何について書いたらいいかととても迷いましたが、この機会に、ついこの間まで全世界で猛威を振るい、私たちの働き方を大きく変えた新型コロナウイルス感染症について、国際研修と絡めながら振り返ってみようと思います。

なお、前述のとおり、私はアジ研の勤務経験はありますが、これまでICDで勤務した経験がなく、ICDの研修に直接携わったことがありませんので、本稿で御紹介する研修のエピソード等は、アジ研勤務時代に経験したものが中心となりますので、その点、あらかじめご了承ください。幸いです。

2 コロナ禍が私たちにもたらしたもの

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）は一気に世界を駆け巡り、世界全体を同感染症の危機に晒し、私たちが過去に経験したことのない事態に陥らせました。このパンデミックは、私たちの日常を大きく変化させましたが、同時に新しい価値や取組を生み出すきっかけともなりました。

その最もたるものの一つは、新しい働き方の発見ではなかったでしょうか。すなわち、オフィス勤務から在宅勤務へのシフトです。オフィスでの対面式の仕事や会議は、感染リスクを減少させるために制限され、それに伴い、従来の働き方やコミュニケーションスタイルが大きく変わりました。

アジ研、ICD及び国際事務部門においても例外ではなく、私がアジ研の統括国際専門官として着任した令和3年4月から令和4年の夏頃までは、二班体制で1日おきにテ

テレワークを実施する勤務態勢が採られていたほか、会議についても、Teams や Zoom などを使用したオンライン会議が主流となっていました。

オフィスではなく、自宅という新しい環境での仕事の在り方は、テレワーク導入当初は戸惑いを感じることも少なくなく、家庭の事情、環境の整備、そして仕事の効率性を保つための独自の工夫が求められましたが、時間が経つにつれて、多くの人々がこの新しい働き方に適応していったように思います。コロナ禍の中で、オフィス勤務から在宅勤務へのシフトが起こったわけですが、私たちは自宅での効果的なりモートワークの手法を学びながら、仕事と私生活のバランス（ワークライフバランス）や家族との価値ある時間の大切さを再確認することができたように思います。

コロナ禍による働き方の変化は、私たちの新しい日常となりましたが、これは単なる一過性の事象ではなく、今後の働き方やライフスタイルの方向性を示しているように感じられます。今後も私たちは、この新しい働き方を進化させながら、より良いバランスを追求していくことが求められるのではないかと思います。

3 コロナ禍における国際研修

当所の国際研修について見ると、コロナ禍においては、対面研修の中止を余儀なくされ、ほぼ全ての研修がオンラインによるものへと切り替わることになりました。この変化は、技術的な側面だけでなく、職員間のコミュニケーションや研修の準備・実施といった運営方法にも大きな影響を与えました。

対面での研修の特徴は、直接のコミュニケーションや経験の共有、そして対話を通じた深い理解を持つことですが、コロナの拡大とともに、安全な距離（ソーシャルディスタンス）を保つことが求められるようになりました。この新しい環境の中で、オンライン研修が急速に普及しましたが、オンライン研修は、来日することなく、自国・地域において研修を受けることが可能であるとともに、研修受講の時間以外はそれぞれの仕事をしながら参加することができることから、役職によっては長期にわたって自国・地域の業務を離れて研修に参加することできない方にも参加してもらうことができ、研修に参加する機会を拡げるといったメリットがあったと思います。

他方、オンラインによる研修の導入により、研修を運営する側に新たな課題が生まれたのも事実です。その中でも特に大きかったのは、オンラインシステムの操作に関する技術的な課題です。私たち職員は、これまで以上にテクノロジーを駆使する能力が求められるようになりました。ビデオ会議ツールの操作、オンラインプラットフォーム上でのコンテンツ共有、そして参加者との効果的なコミュニケーションの確立など、多くの新しいスキルを習得する必要が出てきました。

また、海外からの研修参加者を日本に迎えることができず、対面による研修ができないという事態は、その研修にかけるモチベーションを高く維持することを難しくさせ、組織が一体となって国際研修や付随する行事への取組を困難なものにするのではないかと危惧されたこともありましたが、オンライン研修を余儀なくされたコロナ禍において

も、職員一人一人が、コロナ禍前の研修で行ってきたことをベースにしつつ、オンデマンド教材を作成・活用するなど、パソコンの画面を通して行う研修の参加者に満足いただくにはどうすれば良いかを常に考え、創意工夫して研修を作り上げていきました。

4 前回アジア研勤務からの学び

コロナについて言えば、現在はインフルエンザと同様に第5類に分類される感染症となりましたが、私が前回、府中時代のアジア研に勤務していた時、冬の時期に開催されていた「中央アジア刑事司法制度研修」において研修参加者複数名がインフルエンザに罹患するということがありました。海外研修参加者が次々と高熱や喉の痛みを訴え、近隣の医療機関を受診すると、インフルエンザと診断され、いかに研修を継続させていくかなど、その対応に苦慮した記憶があります。感染症であるため、他の研修参加者と不用意に接触させることはできず、医療機関との折衝、JICA担当者への連絡調整などの対応を行いました。研修旅行の直前のことで、インフルエンザに罹患した研修参加者は、しばらくの間、研修寮で静養することになり、同旅行への参加を断念せざるを得なくなったのですが、身体面での不調を訴えるも、気持ちは非常に前向きで、体が回復しつつあると、研修旅行に合流したいと懇願してくる者も出てきて、それを叶えるべく、それら研修参加者を研修旅行先の広島まで引率する職員（専門官）の手配等を行ったことを憶えています。もちろん、急な対応であったため、新たにロシア語の通訳を手配することは困難であり、当時はAI翻訳やスマートフォンの翻訳アプリ等のデバイスが普及していなかったため、専門官は片言のロシア語でボディランゲージを用いて研修参加者とコミュニケーションを図りながら引率し、先発の研修参加者と現地で無事合流することができました。当時の感染症対策を思い起こすと大らかな時代であり、想定外の出来事であっても海外からの研修参加者が満足のいく研修になるよう職員が一体となって対応した事例の一つです。

また、当時、時間外の自主的な国際交流企画の一つとして、たこ焼きパーティーやバーベキューを行ったり、ケニア研修の際、研修参加者と職員が一緒になってケニア料理を作り、食事を共にしたりするというイベントを行ったこともありました。食を通じ、その国々で大切にしている文化や考え方を知り、何より、手を動かしながら一緒に作るという行為は国境の垣根を越えた交流となり、海外研修参加者との相互理解を図るために、職員にとっても貴重な機会でした。感染症対策としては、素手で話しながら行う調理などはNGなのかもしれませんが、研修参加者と触れ合うという意味では、貴重な機会でした。

現在、各国からの研修参加者が来日して受講するという対面研修が日常として戻ってきましたが、コロナ禍を経て研修の参加者だけではなく、研修を企画・運営する職員のマインドを変化させ、業務の効率化やデジタル化がより一層促進され、研修参加者との直接的な交流の機会は以前と比較して減ったように感じます。研修参加者との交流企画など、コロナ前の活動をよく検討し、再度取り入れるべきところは取り入れ、省略化・

効率化すべきところは省略するといった再検討も必要なのかもしれませんが。

5 コロナ禍を経た国際研修の意義

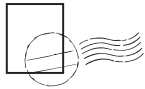
国際的な業務を遂行するに当たり必要な姿勢は、異なる国や文化を背景に持つ者への理解と寛容さ、そしてそのような者への関心であると思いますが、このような姿勢を醸成するためには、対面による直接的な交流が有効であり、その中で人的ネットワークを構築することにアジ研及びICDが実施する国際研修の意義があると思います。

私たちが支援している国の中には、公平・公正に情報や支援等を受け取ることが制限され、それ故限られた選択肢の中で生活している国もあります。このような中、人的ネットワークを活用することで、少なくとも情報へのアクセスは改善される可能性があるかもしれません。

研修参加者が無事来日でき、私たちスタッフと画面越しでない直接の交流が図れること自体、通常のことではないのだ、と思うと、いかに貴重な研修に立ち会っているかということが分かります。国際研修の成否は、研修参加者・職員の熱意にかかっていると言っても過言ではなく、研修を通じた人的交流により、相手国への理解や国際貢献につながるものと思います。

コロナ禍で中断していた対面研修も、今年度（令和5年度）からは本格的に再開し、様々な国から来日する研修参加者を迎えての活気ある研修の光景が戻ってきましたが、コロナ禍の数年間を単なる逆境と捉えず、その経験・教訓を今後の研修に活かすことができるよう、アジ研及びICDの活動に携わっていきたいと考えております。

最後になりましたが、日頃からアジ研及びICDの活動に御支援・御協力をいただいている皆様に厚く御礼を申し上げ、本稿を締めくくらせていただきます。



各国の法制度整備支援の現場から



当プロジェクトでは、ベトナム共産党中央執行委員会がC/Pの一つとなっており、さらに昨年11月以降は「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続」に関する共産党中央執行委員会決議（27-NQ/TW）やそれを具体化する計画等が発出される機会もあって、前回の赴任（2014年3月から2018年4月）時よりも共産党に関する私個人の理解が進んだことを感じております。

このICD NEWS第96号には、当プロジェクトチーフアドバイザーの河野専門家が執筆されたベトナム共産党と国家機関の関係に関する詳細な論稿が掲載されておりますが、国家機関ではないベトナム弁護士連合会（当プロジェクトのC/Pの一つです）にも「ベトナム祖国戦線（Mặt trận Tổ quốc Việt Nam）」や同連合会内の「党団（Đảng đoàn）」を通じて共産党の考えが及んでおります。党の方針が当プロジェクトの各C/Pの活動に多大な影響を与えておりますので、今後もより理解を深めていき、実効的なプロジェクト活動につなげたい所存です。

（JICAベトナム長期派遣専門家 塚原 正典）



カンボジアのプロジェクトの特徴の一つとして、プロジェクトオフィスのナショナルスタッフが挙げられます。各国のプロジェクトによってナショナルスタッフの位置付けは様々だと思いますが、カンボジアでは、プロジェクトスタッフが、法律用語を含む翻訳・通訳を担当しています。歴代のプロジェクトスタッフの中には、現在、裁判官や弁護士などとして活躍している方々がいます。また、昨年までスタッフであった2名は、現在司法省の大臣官房において勤務し、プロジェクト活動を司法省側から支えています。

約10年前から、プロジェクトが英語スタッフだけではなく日本語スタッフも雇用するようになり、現在、当プロジェクトでは、法的議論は日本語とクメール語で行っています。このようなことが可能なのは、彼ら・彼女らが名古屋大学カンボジア日本法教育研究センター（CJLC）の卒業生で、CJLC在学中に日本語で法律を学び、厳しいと噂のカリキュラムに見事耐え抜いた優秀な人材であり、プロジェクトスタッフとして勤務しながら、その能力を日々レベルアップさせてきたからです。彼ら・彼女らは、今やカンボジアの法制度整備支援には欠かせない存在となっています。

カンボジアのプロジェクトでは、CJLCを卒業した彼ら・彼女らをはじめとするプロジェクトスタッフたちを未来の法律家として育てていくことも、重要な役割の一つだと考えています。

（JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤 みずき）



2018年に開始したラオス法の支配発展促進プロジェクトは多くの成果を達成し、2023年7月10日に無事終了を迎えました。同月11日より後継案件である「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」が切れ目なく開始しておりますが、ひとまず大きな区切りを迎えられたことにつき、改めて関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

プロジェクトの終了に際し、当地では同年6月30日にプロジェクト修了式を開催し、プロジェクトに参加していたサブワーキンググループのメンバー全員を招待して一人一人の方に専門家から感謝状

を贈呈いたしました。

幕間では、プロジェクトで作成された「ラオス民法典の歌」(ラオス語)を私が歌うという場面も設けたところ、歌好きなラオスの皆さんに温かく受け入れていただき大いに盛り上がりました。

好きな歌の練習をすることでラオス語の勉強にも精が出ると感じたところなので、新たな歌にも挑戦したいと考えているところです。

(JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼)



2021年11月にJICA長期専門家としてインドネシア最高裁に派遣されましたが、本年9月30日をもって任期を終え、裁判所に復帰することになりました。思い返せば、当初は、コロナ禍の影響を受け、当プロジェクトの開始時である2021年10月に予定されていた派遣が遅延した上、ジャカルタ到着後はホテル隔離を余儀なくされました。また、その後も、国内外の移動規制が続き、本邦研修が実施できないことはもとより、国内出張時に同行予定者が新型コロナウイルス感染症に罹患して同行不可になるなど、当プロジェクト活動にも多大な制約が生じました。しかし、コロナ禍が収束に向かうと共に移動規

制も徐々に緩和されていき、本年5月には約3年半ぶりの本邦研修が実現し、同年6月には天皇皇后両陛下がご即位後初めての親善訪問先としてインドネシアをご訪問されるなど、次第にインドネシアが平穏な日常を取り戻し、更に活気づいていく様子を目の当たりにすることができました。

知財裁判官の能力向上という当プロジェクトの目標達成までは道半ばではありますが、当職の後任者として新たに派遣される専門家が、コロナ禍前と同様の制約のない環境の下で、更に活動を継続・発展していくことを祈念しております。これまで当プロジェクトをご支援いただいたAG委員、大使館、JICA、法務省その他の関係者の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。今後とも、当プロジェクトに対するご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員)



ネパールのアドバイザーで弁護士の磯井美葉です。
モンゴル、カンボジア、JICA本部を経て、2021年3月からカトマンズにおります。

今号からは、ネパールからも声をお届けしたいと思います。

6月末、ネパールの最高裁は、暫定命令の形で、首相府や関係省庁に宛てて、同性婚の法的環境整備を命じるとともに、それまでの間、同性婚の「仮」の登録を命じる決定を出しました。

それなのに、この直後に、カトマンズ地裁で婚姻登録をしようとした男性カップルはこれを拒否され、現在、高裁で争っているようです。(ネパールの婚姻には、儀式をして地方自治体に届ける方式と、裁判所に申し立てて登録する方式があります。)

「最高裁の決定に下級審が従っていない」という批判が報道されています。

最高裁は、実は新憲法より前の2007年にも、「性自認とその選択、結婚相手の決定は、個人の権利であり、外部から干渉することは認められない」とする決定を出しています。

その後、IDカードやパスポートでは、男、女のほかに、「その他」のカテゴリが登場しました。

ですが、同性婚に向けた法整備は進んでおらず、2017年に成立した民法も、これを認めていません。

最高裁決定は、平等という観点では歓迎すべきかもしれませんが、これに伴う諸々の影響はあまり考慮されておらず、少し乱暴な印象もあります。

たとえば、民法には、親権や財産について、夫と妻、父と母で権利の異なる規定がありますが、その差を維持するのか、だとしたら同性婚でどう処理するのか、などの議論は、あまり見かけません。

(JICAネパール長期派遣専門家 磯井 美葉)

－編集後記－

第96号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、田内正宏国際民商事法センター監事から、「我が国の法整備支援－明治と平成・令和の交錯」と題して、明治期の日本における近代法の整備を牽引したボワソナードの功績等について紹介いただくとともに、法制度整備支援の意義やその在り方について御寄稿いただきました。

「寄稿」では、ベトナム、ラオス及びカンボジアに対する法制度整備支援をその創世記から支えてくださった井関正裕先生の御逝去を偲び、村上幸隆弁護士を始め、井関先生と深く交流されていた方々から、井関先生との思い出等について御寄稿いただきました。

「特別掲載」では、第23回法整備支援連絡会における内田貴早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授の基調講演（「法整備支援と法学」）及びこれに引き続く質疑応答の全文の英訳を掲載させていただきました。

「外国法制・実務」では、ベトナム、ラオス及びインドネシアにおける法制度や実務の状況等に関する記事を掲載いたしました。

ベトナムについては、同国の河野龍三 J I C A 長期派遣専門家から、「ベトナム共産党に関する一考察～党と国家機関の関係～」と題して、ベトナム共産党の存在が実務に及ぼす影響力等について御紹介いただきました。

ラオスについては、同国の阿讚坊明孝 J I C A 長期派遣専門家から、I C D ニュース第93号及び同第94号掲載の「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」、「同（各論2）」に引き続き「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論3）」と題して、同国サラワン県における司法アクセスの状況について御紹介いただきました。

そして、インドネシアについては、同国の西尾信員 J I C A 長期派遣専門家から、「インドネシアにおけるベースライン調査（1）」と題して、同国におけるプロジェクト活動の一環として実施された、知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースライン調査について御紹介いただきました。

「活動報告」では、本年1月から同年5月までの間に当部が実施又は参加した活動の一部（ネパールでの現地セミナー、2022年度ネパール本邦研修（民法改正・運用改善）、ウズベキスタン民事法オンラインセミナー、ラオス法の支配発展促進プロジェクト「民事判決書起案能力向上」本邦研修、法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」シンポジウム、バングラデシュへの出張）を御紹介させていただきました。

「専門官の眼」では、山本首席国際専門官から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした国際研修の在り方の変化について御紹介いただきました。

さらに、前号までの「各国プロジェクトオフィスから」のコーナーにつきましては、今回から「各国の法制度整備支援の現場から」とその名称を改め、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアに加え、新たにネパールからも、現地の声をお寄せいただきました。

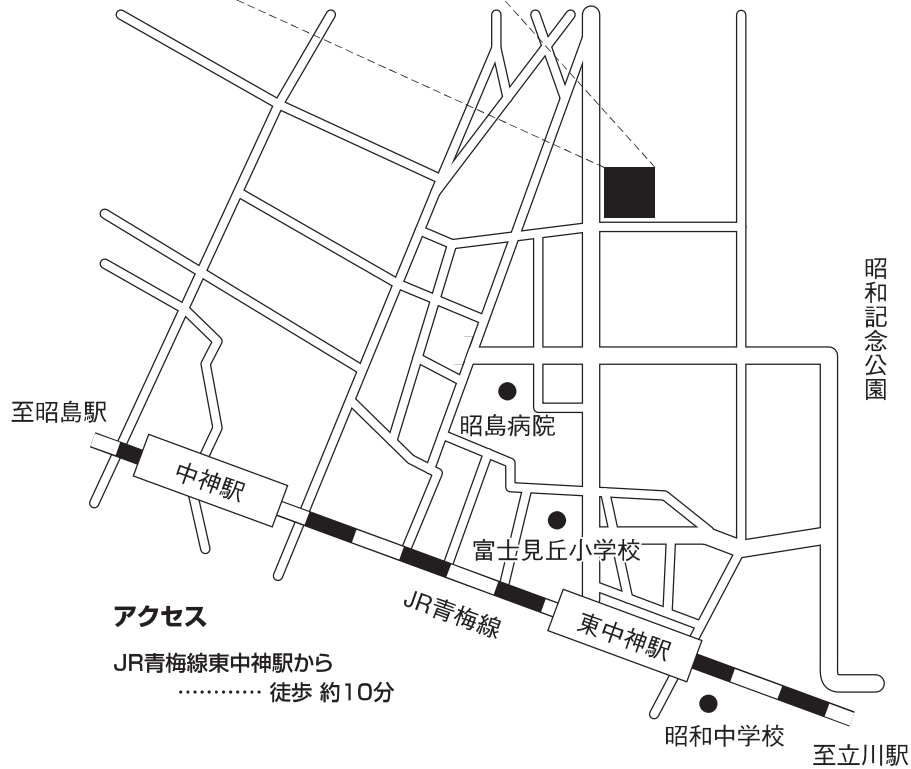
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門国際専門官
中 嶋 勇 葵



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2023年9月

